

寒河江市地域防災計画

寒河江市防災会議



目次

目次

第1編 総則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本方針	3
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節	寒河江市の地勢と災害要因、災害記録	21
第5節	災害の危険性	25の3

第2編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節	職員の配備体制	51
第2節	防災知識の普及計画	53
第3節	地域防災力強化計画	57
第4節	災害ボランティア受入体制整備計画	63
第5節	防災訓練計画	65
第6節	避難体制整備計画	68
第7節	救助・救急体制整備計画	75
第8節	火災予防計画	77
第9節	医療救護体制整備計画	80
第10節	地震防災施設等整備計画	91
第11節	防災用通信施設災害予防計画	93
第12節	土砂災害等予防計画	96
第13節	孤立集落対策計画	100
第14節	都市防災計画	102
第15節	建築物災害予防計画	104
第16節	輸送体制整備計画	107
第17節	電力供給施設災害予防計画	110
第18節	ガス供給施設災害予防計画	112
第19節	電気通信施設災害予防計画	131
第20節	上水道施設災害予防計画	133
第21節	下水道施設災害予防計画	136
第22節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	139

第23節	要配慮者の安全確保計画	142
第24節	積雪期の地震災害予防計画	148
第25節	相互応援体制の整備	150
第26節	ため池災害予防計画	157

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立	201
第2節	広域応援計画	213
第3節	被災県等への広域応援計画	216
第4節	広域避難計画	218
第5節	自衛隊災害派遣計画	221
第6節	欠	
第7節	通信計画	228
第8節	地震情報等伝達計画	230
第9節	災害情報の収集・伝達計画	234
第10節	広報計画	251
第11節	避難計画	257
第12節	指定避難所運営計画	267
第13節	救助・救急計画	273
第14節	消火活動計画	276
第15節	医療救護計画	280
第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬計画	282
第17節	輸送計画	284
第18節	電力供給施設災害応急計画	301
第19節	ガス供給施設災害応急計画	302
第20節	電気通信施設災害応急計画	303
第21節	下水道施設災害応急計画	304
第22節	農林業災害応急計画	305
第23節	食料供給計画	307
第24節	給水・上水道施設応急対策計画	309
第25節	生活必需品等物資供給計画	312
第26節	保健衛生計画	314
第27節	廃棄物処理計画	318
第28節	欠	
第29節	欠	
第30節	文教施設における災害応急計画	324
第31節	要配慮者の応急対策計画	328
第32節	応急住宅対策計画	351
第33節	災害救助法の適用に関する計画	354
第34節	労働力の確保	357

第35節	県消防防災ヘリコプターの活用	360
第36節	交通の確保及び規制	363
第37節	孤立集落の対策	366
第38節	水防活動	368
第39節	ため池災害応急計画	371
第40節	自発的支援の受入計画	372

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興	401
第2節	被災者の生活再建等への支援	403
第3節	産業復興の支援	408
第4節	激甚災害の指定	409

第3編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節	職員の配備体制	501
第2節	防災知識の普及計画	501
第3節	地域防災力強化計画	503
第4節	災害ボランティア受入体制整備計画	503
第5節	防災訓練計画	503
第6節	避難体制整備計画	503
第7節	救助・救急体制整備計画	503
第8節	火災予防計画	503
第9節	医療救護体制整備計画	503
第10節	防災用通信施設災害予防計画	503
第11節	土砂災害等予防計画	503
第12節	孤立集落対策計画	503
第13節	都市防災計画	503
第14節	建築物災害予防計画	504
第15節	輸送体制整備計画	506
第16節	電力供給施設災害予防計画	506
第17節	ガス供給施設災害予防計画	506
第18節	電気通信施設災害予防計画	506
第19節	上水道施設災害予防計画	506
第20節	下水道施設災害予防計画	506
第21節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	506
第22節	要配慮者の安全確保計画	506
第23節	相互応援体制の整備	506

第24節	ため池災害予防計画	506
第25節	水害・農林業災害予防計画	507

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制の確立	531
第2節	広域応援計画	531
第3節	被災県等への広域応援計画	531
第4節	広域避難計画	531
第5節	自衛隊災害派遣計画	531
第6節	欠	
第7節	通信計画	531
第8節	気象情報等伝達計画	532
第9節	災害情報の収集・伝達計画	546
第10節	広報計画	546
第11節	避難計画	546
第12節	指定避難所運営計画	546
第13節	救助・救急計画	546
第14節	消火活動計画	546
第15節	医療救護計画	546
第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬計画	546
第17節	輸送計画	546
第18節	電力供給施設災害応急計画	546
第19節	ガス供給施設災害応急計画	546
第20節	電気通信施設災害応急計画	546
第21節	下水道施設災害応急計画	546
第22節	農林業災害応急計画	546
第23節	食料供給計画	546
第24節	給水・上水道施設応急対策計画	546
第25節	生活必需品等物資供給計画	546
第26節	保健衛生計画	546
第27節	廃棄物処理計画	546
第28節	欠	
第29節	欠	
第30節	文教施設における災害応急計画	546
第31節	要配慮者の応急対策計画	546
第32節	応急住宅対策計画	546
第33節	災害救助法の適用に関する計画	546
第34節	労働力の確保	546
第35節	県消防防災ヘリコプターの活用	546
第36節	交通の確保及び規制	546

第37節	孤立集落の対策	546
第38節	水防活動	546
第39節	ため池災害応急計画	546
第40節	自発的支援の受入計画	546
第41節	土砂災害等の防止対策	547
第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	災害復旧・復興	571
第2節	被災者の生活再建等への支援	571
第3節	産業復興の支援	571
第4節	激甚災害の指定	571
第4編 個別災害対策編		
第1章	雪害対策	
第1節	災害予防計画	601
第2節	災害応急対策計画	603
第2章	道路災害対策	
第1節	災害応急対策計画	605
第3章	鉄道災害対策	
第1節	災害応急対策計画	607
第4章	航空災害対策	
第1節	災害応急対策計画	609
第5章	危険物等災害対策	
第1節	災害予防計画	610
第2節	災害応急対策計画	611
第6章	林野火災対策	
第1節	災害予防計画	612
第2節	災害応急対策計画	614
第7章	大規模土砂災害対策	
第1節	災害応急対策計画	616

第8章 原子力災害対策

第1節	災害予防計画	618
第2節	災害応急対策計画	620

第5編 資料編

1 防災組織及び防災関係規定等

1-1	防災関係機関連絡先	701
1-2	防災会議委員名簿	702
1-3	寒河江市防災会議条例	703
1-4	寒河江市災害対策本部条例	705
1-5	山形県災害報告取扱要領	706
1-6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	727

2 通信・放送

2-1	寒河江市防災行政無線局管理運用規程	730
2-2	寒河江市防災行政無線移動局表	734
2-3	移動系無線配置及び番号表	735

3 相互応援協定等

3-1	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	751
3-2	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	753
3-3	山形県広域消防相互応援協定書	756
3-4	山形県広域消防相互応援協定運用について	758
3-5	山形県消防広域応援隊に関する覚書	762
3-6	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	765
3-7	山形自動車道山形県市町消防相互応援協定書	768
3-8	姉妹都市災害時相互支援協定	769
3-9	災害時における寒河江市内郵便局と寒河江市間の協力に関する覚書	771
3-10	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	773
3-10-1	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	776
3-10-2	災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書	782
3-10-3	寒河江ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	784
3-11	災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定書（基本例）	787
3-12	防災関連情報の受配信に関する協定	789
3-13	災害等の応急対策に関する協力協定	793
3-14	災害時の協力に関する協定書	796
3-15	災害時の情報交換に関する協定	798
3-16	災害時の応援協力に関する協定書	800
3-17	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	808
3-18	災害時の緊急対策用燃料等の供給応援に関する協定	810

3-19	災害時等における物資調達に関する協定書	812
3-20	大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	814
3-21	災害時相互応援協定書	817
3-22	災害時における飲料水等の提供に関する協定	819
3-23	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	821
3-24	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	824
3-25	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	827
3-26	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	830
3-27	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	833
3-28	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	836
3-29	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	839
3-30	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	842
3-31	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	845
3-32	災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書	848
3-33	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	850
3-34	災害時における支援協定	853
3-35	災害時における復旧支援に関する協定	855
3-36	災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書	857
3-37	寒河江市と寒河江市内郵便局との包括連携協定	861
3-38	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	863
3-39	災害時の施設使用等の協力に関する協定書	865
3-40	災害時の施設使用等の協力に関する協定書	867
3-41	災害時におけるタクシーによる人員の輸送等の協力に関する協定書	869
3-42	災害時における施設使用の協力に関する協定書	873
3-43	災害に係る情報発信等に関する協定	875
3-44	災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定	877
3-45	災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書	883
3-46	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	885
3-47	自治体・消防・警察3者間における災害協力協定書	887
3-48	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	892
3-49	大規模地震等の災害時における創価学会寒河江会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	899
4	自衛隊の災害派遣要請	
4-1	災害派遣要請書様式	901
4-2	災害派遣部隊撤収要請書様式	902
5	消防・水防	
5-1	消防団の組織	903
5-2	水防倉庫	905

目次

5-3	水防倉庫の備蓄基準	905
5-4	危険区域内の要配慮者利用施設	906
6	災害危険箇所	
6-1	土石流危険溪流	909
6-2	重要水防箇所	910
6-3	雪崩危険箇所	912
6-4	土砂災害警戒区域	913
6-5	ため池一覧表	916
7	避難	
7-1	避難所一覧	919
7-2	福祉避難所一覧	921
7-3	要配慮者利用施設一覧	922
8	緊急輸送	
8-1	災害用臨時ヘリポート指定予定場所	941
8-2	一時集積配分拠点候補施設	942
8-3	市所有車両一覧	942
9	医療救護	
9-1	市内医療機関	948
10	遺体の処理・埋葬	
10-1	遺体収容所	949
10-2	火葬場	949
11	文教	
11-1	国、県、市指定文化財	950
12	ライフラインの応急復旧	
12-1	市内建設業者一覧	958

• 第 1 編

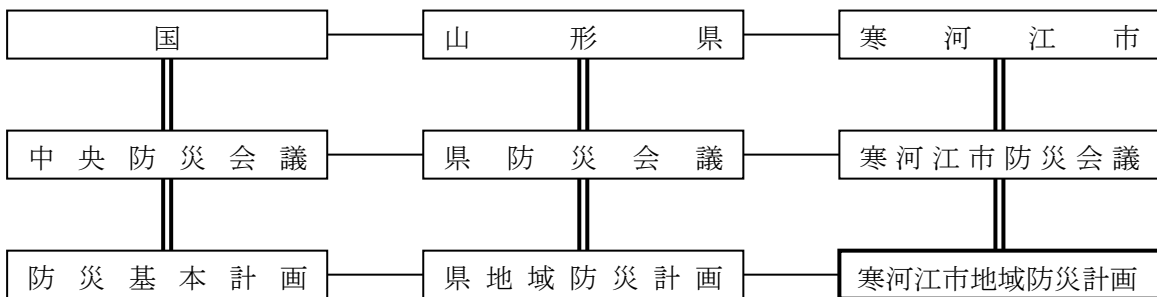
總 則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的・方針

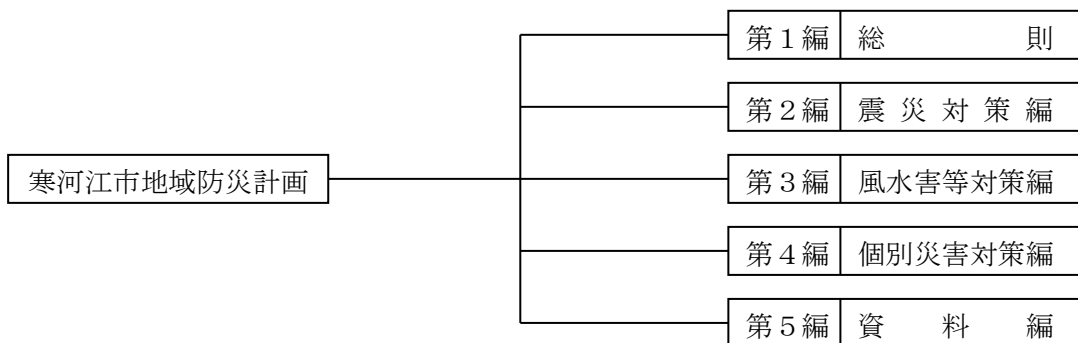
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、寒河江市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。また、一方、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とする。

【国、県及び寒河江市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

① 第1節 計画の目的及び構成

4 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

市及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、公報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

山形県のほぼ中央に位置する本市は、暴風雨、集中豪雨による水害や土砂災害など、過去に多くの自然災害が繰り返し発生している。災害に対処するため、今後なお一層の防災対策の充実化を図っていく必要がある。

1 全ての人命を最優先とし「減災」を基本とする災害対策

災害を完全に防ぐことは不可能であることから、今後は自然を制御する「完全な防災」の限界を踏まえつつ、自然災害から人命を守ることを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考えを災害対策のあり方の基本とし、ハード・ソフト双方の対策を有効に組み合わせた総合的な対策を構築する。

(1) 風水害

本市における風水害は、最上川、寒河江川及びその支流の河川の氾濫による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

被害の未然防止対策の徹底に努めるとともに、今後の開発計画、森林伐採計画等の検討に当たり、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を促進する必要がある。

また、災害時には通信網を活用し、市（災害対策本部）からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

(2) 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな被害を受けることも予想される。

火災を未然に防止するため、住民の火災予防意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に促進する。

(3) 震災

大規模な地震は、昭和53年6月12日の宮城県沖地震と、58年5月26日の日本海中部地震、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が記憶に新しい。東北地方太平洋沖地震はM9.0、震度7を記録、太平洋側に津波が発生した。幸い本市に大きな被害はなかったが、福島県、宮城県、岩手県等では多くの死傷者を出すという甚大な被害をもたらした。

地震の予知は難しく、このように不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど、地震防災緊急事業五箇年計画と併せて今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

2 要配慮者の避難誘導や救助等に配慮した災害対策

全ての市民一人ひとりが尊重されなければならないことは、平常時であっても災害時にあっても同じであり、地域における世代や性別、立場を超えたつながりを深め、支えあい活動を目指していく。要配慮者である高齢者や障がい者等、乳幼児を持つ親、妊産婦、あるいは観光客や外国人などの、それぞれの対応やニーズの違いに応じた配慮をしながら、万全の安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

3 避難指示等の伝達体制の整備や避難時の応急対策の整備

災害の発生等により避難を要する事態が発生した場合、迅速な避難指示の発令、伝達を行い、的確な避難誘導や避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図る。

また、自主防災組織などは、災害発生時に迅速な避難活動が実施できるよう、平常時から避難場所や避難方法等についての理解を図るとともに、訓練の実施や指導等を通じて地元住民を中心とした避難体制の確立を図る。

4 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の基本的責務

「自分たちの地域は自分たちで守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

本節は、寒河江市並びに山形県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 寒河江市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱		
災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
(1) 寒河江市防災会議に関する事 (2) 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 (3) 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 (4) 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関する事 (5) 防災意識の高揚及び災害安全運動に関する事 (6) 防災に係る教育及び訓練に関する事 (7) 通信施設及び組織の整備に関する事 (8) 水防、消防、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 (9) 治山・治水、その他市の地域の保全に関する事 (10) 建物の不燃堅ろう化、	(1) 寒河江市災害対策本部の設置及び運営に関する事 (2) 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関する事 (3) 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 (4) 損失及び損害補償、並びに公的徴収金の減免等に関する事 (5) 災害情報の収集に関する事 (6) 災害広報に関する事 (7) 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関する事 (8) 被災者の救助に関する事 (9) 消防活動及び浸水対策活動に関する事 (10) 緊急輸送の確保に関する事	(1) 被災者のための相談に関する事 (2) 見舞金等の支給等に関する事 (3) 雇用の安定に関する事 (4) 住宅対策に関する事 (5) 租税の特例措置に関する事 (6) 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 (7) 公共施設等の災害復旧に関する事

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<p>その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事。</p> <p>(11) 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事。</p>	<p>(11) ライフラインの確保に関する事。</p> <p>(12) 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事。</p> <p>(13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。</p> <p>(14) 食料、その他の生活必需品の需給計画に関する事。</p> <p>(15) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。</p> <p>(16) 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事。</p> <p>(17) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。</p>	
--	---	--

2 西村山広域行政事務組合消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱		
災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
<p>(1) 災害に対する予防、防ぎよと拡大防止対策に関する事。</p> <p>(2) 消防機材の整備充実と訓練の実施に関する事。</p>	<p>(1) 災害時における人命救助対策に関する事。</p> <p>(2) 災害時における危険物の災害防止対策に関する事。</p>	

3 県

(1) 山形県

処理すべき事務又は業務の大綱		
災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
<p>(1) 山形県防災会議に関する事。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の総合調整に関する事。</p> <p>(3) 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事。</p>	<p>(1) 県災害対策本部の設置及び運営に関する事。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の総合調整に関する事。</p> <p>(3) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。</p>	<p>(1) 被災者のための相談に関する事。</p> <p>(2) 見舞金等の支給等に関する事。</p> <p>(3) 雇用の安定に関する事。</p> <p>(4) 生活関連物資の需給・価</p>

<p>(4) 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</p> <p>(5) 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>(6) 防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>(7) 通信施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>(8) 水防、消防、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</p> <p>(9) 治山・治水、その他県の保全に関すること。</p> <p>(10) 建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>(11) 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>(12) 在宅の要配慮者対策に関すること。</p>	<p>(4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>(5) 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</p> <p>(6) 建設機械及び技術者の現況把握並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</p> <p>(7) 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>(8) 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。</p> <p>(9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</p> <p>(10) 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</p> <p>(11) 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>(12) 災害広報に関すること。</p> <p>(13) 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>(14) ライフラインの確保に関すること。</p> <p>(15) 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>(16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>(17) 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>(18) 災害時の防疫、その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>(19) 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p>	<p>格状況の調査等に関すること。</p> <p>(5) 住宅対策に関すること。</p> <p>(6) 租税の特例措置に関すること。</p> <p>(7) 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</p> <p>(8) 公共施設等の災害復旧に関すること。</p>
--	--	--

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	<p>(20) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>(21) その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>
--	--

(2) 寒河江警察署

処理すべき事務又は業務の大綱		
災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
<p>(1) 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。</p> <p>(2) 災害警備の教養訓練に関すること。</p> <p>(3) 防災広報に関すること。</p>	<p>(1) 災害情報及び交通情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被災者の救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>(3) 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>(4) 行方不明者の調査及び遺体の検視に関すること。</p> <p>(5) 犯罪の予防・取締り、混乱の防止、その他秩序の維持に関すること。</p>	

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 山形財務事務所			<p>(1) 金融機関の業務運営の確保に関すること。</p> <p>(2) 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。</p> <p>(3) 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。</p> <p>(4) 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。</p>
東北森林管理局	<p>(1) 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関</p>	<p>災害情報の収集、災害復旧用資機材の供給に関すること。</p>	<p>林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。</p>

	すること。		
<p>仙台管区気象台 山形地方気象台</p>	<p>(1) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p>	<p>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること。</p>
<p>山形労働局</p>	<p>(1) 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。 (2) 企業における防災の促進に関すること。</p>	<p>(1) 二次災害発生の防止に関すること。 (2) 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。</p>	<p>(1) 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。 (3) 雇用安定等の支援に関すること。</p>
<p>国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所</p>	<p>(1) 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること。 (2) 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 (3) 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。 (4) 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること。</p>	<p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (3) 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 (4) 災害時における復旧用資機材の確保に関すること。 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>	<p>二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	(6) 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。	
--	----------------------------	--

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 (第6師団)	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること。	<p>(1) 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。</p> <p>(2) 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。</p> <p>(3) 診察、防疫の支援に関すること。</p> <p>(4) 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。</p> <p>(5) 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。</p>	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本郵便株式会社 (寒河江郵便局)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		(1) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 (2) 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること。 (3) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること。 (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 (左沢線営業所)	線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること。	(1) 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。 (2) 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 (3) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	(1) 電気通信施設の災害復旧に関すること。 (2) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。
日本銀行 (山形事務所)			(1) 通貨の供給の確保に関すること。 (2) 金融機関による

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

			非常金融措置の実施に関すること。 (3) 各種金融措置の広報に関すること。
日本赤十字社 (山形県支部)		(1) 災害時における傷病者の医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関すること。 (3) こころのケアに関すること。 (4) 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。 (5) 義援金の募集受付に関すること。	
日本放送協会 (山形放送局)	災害予防の放送に関すること。	(1) 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	放送施設の災害復旧に関すること。
東日本高速道路株式会社 (東北支社) (山形管理事務所、山形工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること。	(1) 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること。 (2) 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること。	所轄する有料道路の災害復旧に関すること。
日本通運株式会社 (寒河江営業所)		(1) 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 (2) 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
東北電力株式会社 (最上村山営業所) 東北電力ネットワーク(山形支社) (天童電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	(1) 電気料金の支払期限の延伸等料金の特例に関すること。 (2) 電力供給施設の災害復旧に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関すること。	(1) 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	
山交バス株式会社 第一貨物株式会社		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
寒河江川土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
一般社団法人 寒河江市西村山郡医師会		災害時における医療救護に関すること。	
寒河江ガス株式会社		(1) 都市ガスの供給及び保安措置に関すること。 (2) 被災施設の調査に関すること。	(1) 被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること。 (2) 被災施設の災害復旧に関すること。

8 その他公的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 農業共済組合 農業関係団体	(1) 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (2) 農作物、林業物の災害応急対策についての指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 (5) 飼料、肥料等の応急確保に関すること。
商工会等商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資のあっせん等の協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関すること。

① 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 災害救援ボランティアに関すること。
病院等経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
建設業協会等建設業者	(1) 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 (2) 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。
山形県LPガス協会西村山支部 山形県石油協同組合寒河江支部	(1) 石油ガス等消費設備の安全指導に関すること。 (2) 応急燃料の確保に関すること。 (3) 被災地に対する燃料の供給に関すること。
町内会等、自治組織	(1) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関すること。 (2) 市が実施する応急対策についての協力に関すること。
文化事業団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

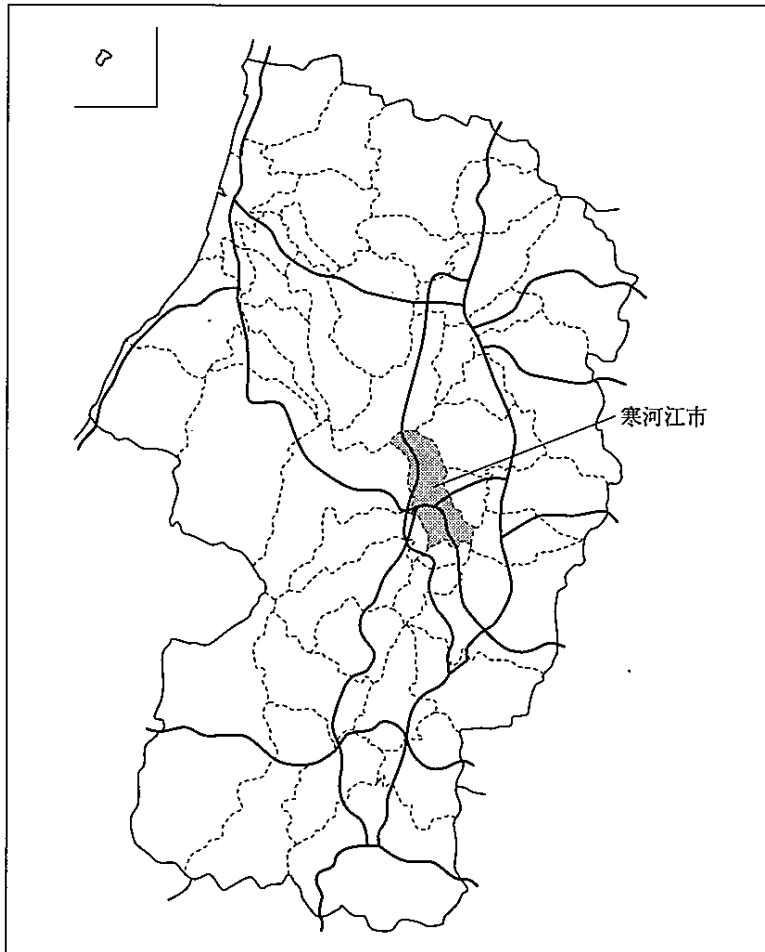
第4節 寒河江市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 市の位置

本市は山形県のほぼ中央に位置し、西村山郡の東南端にあつて東部は河北町、天童市と接し南部は最上川を境にして中山町、西部は大江町、西川町、北部は最上郡大蔵村及び村山市に隣接している。東南より北西に長方形をなしており、総面積は139.03km²である。

寒河江市の位置図



名 称	所 在 地	東 経	北 緯	標 高
寒河江市役所	寒河江市中央一丁目9-45	140° 16' 34"	38° 22' 52"	101.58m

① 第4節 寒河江市の地勢と災害要因、災害記録

土地の利用状況（地目別面積）

（令和3年1月1日）

区 分	総面積	山林	田	畑	原野	宅地	その他
面積(km ²)	139.03	64.22	17.79	12.77	6.22	10.30	27.73
比率 %	100.0	46.2	12.8	9.2	4.4	7.4	20.0

2 自然的要因

(1) 地形・地質

本市域は、山形県の内陸地方と称され、県のほぼ中央に分布する村山盆地の西端に位置している。本市の中央を西から東に寒河江川が流れている。寒河江川を境に北部は葉山（標高1,461.7m）南麓の山地・丘陵、南部は稲沢山丘陵、寒河江段丘が形成されている。寒河江川の沿岸には大地・低地が形成され、最上川との合流部では扇状地が発達している。市の最南部の平塩丘陵と稲沢丘陵・寒河江段丘の間を最上川が蛇行しながら西から東に流れ、右岸側にも段丘を形成している。市の南東部で最上川は東南東から北北東に流れを変えて本楯低地・氾濫原を形成し、寒河江川と合流している。

本市域の地質は、第3紀・第4紀古・第4紀新の堆積岩類と火山岩類により構成されている。第3紀層は頁岩硬砂岩よりなる岩層で、主として白岩醍醐地区山間部の一部に分布している。

第4紀古層の地質は花崗岩類を基礎として堆積された凝灰岩質頁岩質砂岩及び火山灰を母岩とし、第3紀の山麓に移動堆積したもので、白岩、醍醐、柴橋、高松地区の山麓地帯を形成している。

第4紀新層の地質は花崗岩、凝灰質砂岩、凝灰岩、質砂岩を母岩とし最上川、寒河江川等の河川の流域及び低地部に分布し、砂、礫、粘土等よりなり、面積の大部を占めている。

(2) 気 候

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し、裏日本気候域雪国気候区に分類されるが、このなかで本市は、内陸型気候にその特徴を示し、夏と冬、昼と夜の気温較差がかなり大きい。

降水量は、年平均1,260.6mm（平成25年～平成29年）と比較的少なく、降雪量も村山盆地では少ない方であるが、降雪状況は山間地と平地で著しく異なる。風向きは、地形的な影響から、年間を通じて北西又は北東の風が多い。

(3) 河 川

本市域の河川を水系別にみると、最上川系と寒河江川系に大別される。

最上川水系は山形県の大動脈である最上川を根幹とする一大水系であるが、同河川は市の南端部を貫流しつつ北流し、河北町、村山市方面へ流れている。

寒河江川水系は朝日岳に源を発し、月山より発して南流する大越川を合してから流路を東方に急転し、そのままほぼ直線的に東流、途中葉山より発する熊野川、実沢川を合流して最上川に注いでいる。

また、市内柴橋、高松地域から集水されて流れる沼川は、本市市街地である寒河江本町の中央部を東流して最上川に合流している。

3 社会的要因

(1) 人 口

本市の人口は、令和4年3月末現在40,318人となっており、平成17年の43,625人をピークに年々減少し、この傾向は進展する少子高齢化及び人口減少社会の影響により進行している。

(2) 産 業

社会情勢の変化に伴って農業が大きな転換期を迎える中、本市では、米を基幹作物としながら、果樹、野菜、花き、畜産を組み合わせた複合経営によって、県内でも有数の高品位生産地帯として伸展している。特にさくらんぼは、日本一の産地としての地位を確立するとともに、バラは質、量ともに東北一である。また、花菊、トマト、ねぎ、ラ・フランスなどを栽培する農家が増えてきている。

工業は、平成4年度まで事業所数、従業者数ともに増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向にある。製造品出荷額等はほぼ順調な伸びを示している。

特に、高速交通時代を迎え、先端技術産業の集積が進む寒河江中央工業団地“ニューチェリーハイテクランド”は本市の産業経済の基盤確立と若者の定住化を目指し、既存団地の西側に新たに拡張造成、県内有数の工業団地となっている。進出企業は世界でもトップクラスの製造業をはじめとして、国内の有力企業が相次いで立地を決め、これらの企業と飲食品、繊維ニットなどの地場産業が共生するバランスのとれた産業構造を形成している。

商業は、本市だけにとどまらず西村山商圏の拠点として重要な役割を担っている。

(3) 交 通

本市では、高速交通時代に対応した道路づくりを積極的に行っている。市街地を迂回する一般国道112号・寒河江バイパスは寒河江インターで山形自動車道と連結、南北に走る一般国道287号は山形空港と寒河江中央工業団地を結び、寒河江市の大動脈となっている。また、生活関連道路や都市計画道路の整備も順調に進んでいる。葉山の山岳地帯を貫き最上地方へと抜ける道路は、平成5年に458号として国道に昇格、整備が進められている。

本市には、住民の足としてJR左沢線があり、中心市街地の中核として平成14年2月に新駅舎・自由通路が完成し、山形新幹線との接続改善等による利便性の向上が図られてきている。

また、住民の最も身近なバス交通については、本市を起点又は通過する路線であるが、車社会の進展により運営面で厳しい路線もある。

しかし、高齢者や児童・生徒などいわゆる交通弱者の貴重な足の確保を図るうえで必要不可欠の交通機関であり、今後も住民と協力のうえ、路線の維持・整備を図る必要がある。

4 災害記録

本市の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、主なものは次のとおりである。

(1) 風水害

発 生 年 月 日	災害種別	被 害 概 要
昭和32. 4. 24	水害	23日からの雨で、最上川長崎橋下流約500mの地点、四角割地区の堤防が約250mにわたり決壊した。
昭和44. 8. 7～8	水害 土砂災害	350mmを超える集中豪雨により、葉山山系、月山山系の河川が氾濫、白岩禁地区にがけ崩れが発生した。本市では、がけ崩れにより、死者1名、軽傷1名の被害

① 第4節 寒河江市の地勢と災害要因、災害記録

		があり、その他実沢川、田沢川、熊野川の被害が大きかった。住宅の全壊1棟、半壊2棟、非住家の全壊3棟、流出4棟、床上浸水55棟、床下浸水313棟、道路の決壊32か所、延長1,341m、橋の流出3か所、河川の決壊52か所、延長3,533m、土砂崩れ17か所、容積1,794m ³ 、田畑の流出埋没58ha、水稻の冠水46ha等であった。
昭和51. 8. 6	水害	東北地方南部を中心とした大雨で、寒河江市の雨量は219mm（5日18時～7日8時）となった。最上川を中心に県内各地の中小河川が増水し、被害は43市町村に及んだ。軽傷1名、住家半壊2か所、床上浸水125棟、床下浸水437棟、田畑の冠水223ha、道路30か所、河川24か所、橋1か所、水道1か所、がけ崩れ17か所、鉄道不通2か所、農道及び水路の決壊58か所、被災世帯563戸、被災者2,547名。
昭和53. 6. 19	水害	局地集中豪雨により、住家被害一部破損1棟、床下浸水11棟、がけ崩れ3か所、道路6か所、河川16か所の被害があった。
昭和54. 3. 31	水害	暴風雨により、住家被害一部破損63棟、非住家1棟、その他58棟、文教施設17か所の被害があった。被害総額1億18,186千円。
昭和54. 7. 28～29	水害	大雨によりがけ崩れ1か所、農林水産施設に被害があった。被害総額7,000千円。
昭和55. 12. 24 ～56. 1. 8	雪害	1月7日現在の積雪、幸生155cm、平地100cm。住家被害半壊1棟、一部破損1棟、床下浸水1棟、非住家2棟、被害総額8億64,977千円。
昭和56. 8. 22～23	水害	台風15号により、総降雨量163mm。住家床下浸水1か所、その他1か所、土木関係6か所、文教施設1か所、その他農林関係（施設及び樹木）に被害があった。被害総額2億48,651千円。
平成17～18	雪害	1月5日の積雪量、平地104cm。人的被害11名。家屋の損壊7棟。農林関係ではハウスの損壊7棟。その他さくらんぼハウス、ブドウ棚とハウスが被災した。
平成23～24	豪雪	2月5日の積雪量102cm。人的被害17名（内1名死亡）。建物被害6棟。農林被害では樹体83,885千円、ハウス129棟35,827千円となった。
令和2. 7. 27～29	水害	7月27日から停滞する梅雨前線と低気圧の影響により大雨となり、7月観測史上最大の降雨量（175.52mm）となった。避難所17か所を開設し、1,182名が避難した。住家床上浸水2棟、住家床下浸水3棟、道路等被害39か所、その他農林関係（農作物及び樹体、施設）に被害があった。

(2) 火災

(各年中)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出火件数	12	14	15	7	5

被災棟数	10	7	12	3	9
焼損建物床面積 (m ²)	343	116	551	129	274
焼損林野面積 (a)	0	0	0	0	0
死者	0	0	1	0	1
負傷者	0	3	0	1	0
損害額(千円)	28,799	4,318	32,600	3,865	14,453

(3) 地震

発生年月日	名称または震央地名	被害概要
昭和39. 6. 16 午後1時1分	新潟地震	震源地は新潟県下越沖約20km、深さ34km、M7.5。新潟、山形、秋田の3県に多大の被害が発生した。鶴岡市大山で震度6、酒田、温海、藤島、新庄、小国が震度5、山形、米沢、長井、尾花沢が震度4を記録。被害の大部分は、鶴岡、酒田、遊佐、温海に集中。
昭和53. 6. 12 午後5時14分	1978年宮城県沖地震	震源地は金華山沖約50km、深さ40km、M7.4。宮城県を中心とする太平洋岸1道6県に被害をもたらした。仙台市は最も被害が多く、新興住宅や高層マンションに未経験の被害が集中し、ブロック塀や門柱の倒壊等により死者28人、負傷者1,325人。 震度は、山形4、新庄5、酒田4を記録。山形にも被害が生じた。
昭和58. 5. 26 午前11時59分	昭和58年(1983年)日本海中部地震	秋田・青森県境沖約70km、深さ14km、M7.7。北海道及び東北の日本海側から北陸山陰地方に津波が来襲し、秋田、青森を中心に死者104名。 山形県内の震度は、山形3、酒田4、新庄3。
平成15. 5. 26 午後6時24分	宮城県沖	M7.1。中山町で震度5強。県内の負傷者数10名、建物被害85棟、道路損壊14か所。
平成19. 7. 16 午前10時13分	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	M6.8。中山町、西川町等で震度4。県内は被害なし。
平成20. 6. 14 午前8時43分	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	M7.2。最上町で震度5弱。宮城県栗原市内で県人3名死亡。2名が行方不明。
平成23. 3. 11 午後2時46分	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	モーメントマグニチュード(M _w)9.0。寒河江市・山形市等は震度4、中山町で5強、天童で5弱。死亡者19,667名、行方不明2,566名。建物の全半壊合わせて40万棟以上(平成30年9月1日現在、総務省消防庁による)。
令和元. 6. 18 午後10時22分	山形県沖	震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、新庄市、上山市ほか19市町村4、山形市、寒河江市、天童市ほか6市町3 重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊11棟、一部破損912棟の被害があった。

① 第4節 寒河江市の地勢と災害要因、災害記録

令和3. 2. 13 午後11時7分	福島県沖	震度：米沢市、上山市、白鷹町、中山町5弱、寒河江市、山形市ほか28市町村4、金山町3 県内の軽傷者1名、住家一部破損1棟
令和4. 3. 16 午後11時36分	福島県沖	震度：中山町5強、酒田市、最上町、上山市ほか7市町5弱、寒河江市、山形市ほか22市町村4 県内の重傷者1名、軽傷者1名、住家一部破損1棟

第5節 災害の危険性

本市の過去の災害履歴、地形・地質条件、予測される自然的外力の条件、人口・都市施設の状況、災害対策の状況などを把握し、それらを総合的に評価し、起こりうる災害要因、災害危険区域、危険の程度などを示す。

1 風水害の危険性と課題

(1) 水害

ア 水害の危険性

河川氾濫の危険性が認められるのは、最上川沿岸・寒河江川沿岸、寒河江・寒河江南部・西根地区の後背湿地・低地・扇状地、醍醐・三泉地区の低地・扇状地、柴橋地区の最上川左岸、熊野川・実沢川・田沢川の谷底低地である。

最上川沿岸・寒河江川沿岸の堤外地・河川敷は、最も危険度（Aランク）が高く、そのほとんどは樹園地・畑地・河畔林に利用されており、人家は分布していないが、河川敷に多目的広場が整備されている。

危険度Bランクの区域もほぼ最上川沿岸・寒河江川沿岸にみられ、実沢川と寒河江川の合流部、寒河江川と最上川の合流部、災害履歴のある寒河江南部地区に人家や施設が分布している。

危険度Cランクの区域は、後背湿地からなる最上川氾濫原、寒河江川扇状地で広く分布している。寒河江南部地区、実沢川下流部で人家が分布している。

危険度Dランクは、寒河江・寒河江南部・西根地区の本楯低地、柴橋地区最上川左岸の低位段丘の旧河道、熊野川・実沢川・田沢川の谷底低地等である。寒河江・寒河江南部・西根・柴橋地区の相当数の人家・施設に配慮が必要である。

- ※危険度評価：A 地形、条件により極めて危険
 : B 地形、条件により明らかに危険
 : C 地形、条件により危険
 : D 地形、条件によりやや危険

イ 今後の課題

開発を進めるに当たっては、水害危険性をもつ低地や集水地形に配慮し、土地利用を適切に誘導していく必要がある。また、危険地にあっては、治水対策の推進とともに、避難対策に万全を期す必要がある。

(2) 土砂災害

ア 斜面崩壊の危険性

斜面崩壊の危険性が高いのは山地、丘陵地縁辺部のがけ、段丘がけ等の斜面である。

白岩地区では、上野・榎・中町・新町・陣が峰・楯地内の丘陵地縁辺部のがけ、段丘がけ等、一般国道458号（一般国道112号と幸生の区間）、醍醐地区では、慈恩寺地内の段丘がけ・丘陵地縁辺斜面、田代地内の段丘がけに危険度の高い（Aランク）斜面が見られる。

① 第5節 災害の危険性

高松地区では、谷沢・清助新田地内の寒河江川河岸のがけ部の危険性が高く、集落は河岸沿いに分布しているため配慮が必要である。

柴橋地区は、下中郷地内の段丘がけ、上中郷地内の最上川河岸のがけの危険度（Aランク）が高い。

イ 地すべりの危険性

地すべりの危険性が高いのは白岩・醍醐地区の山地・丘陵地や柴橋・高松地区の丘陵地である。

白岩・醍醐地区は、山地・丘陵地が広い面積を占めており、地すべり危険性が多数認められる。危険度B・Cランクの地すべり地形が大部分を占めており、A・Dランクはわずかに分布する。大滑山の東方及び南方にA・Bランクの地すべり危険度が認められるが、保全対象となる人家や避難路は存在しない。畑・田代・幸生地内では、人家や避難路に危険を及ぼす地すべりの危険度はB・Cランクである。丘陵地の南端部の上野・慈恩寺・箕輪地内等では、Cランクの地すべり危険度が認められる。

柴橋・高松地区の丘陵地では、地すべりの危険性が認められる地すべり地形の分布密度は白岩・醍醐地区より低くなる。保全対象の分布する危険地は、松川地内でBランク、中郷・平塩地内でCランクの地すべり危険度が認められる。

ウ 土石流の危険性

白岩・醍醐地区の山地・丘陵地や柴橋・高松地区の丘陵地で土石流の危険性が認められる。

白岩・醍醐地区で土石流の危険渓流が多数認められる。熊野川沿いの渓流は、一般国道458号が通っており、幸生・柳ノ沢の集落を保全対象として、渓床勾配が急傾斜であったり、流域面積が大きい等の理由により、危険度の高いA・Bランクの渓流が多数認められる。実沢川沿いは、田代・留場集落を県道田代・白岩線が通っており、留場地内に危険度の高い渓流が見られる。寒河江川沿いは、上野集落や一般国道112号に危険のある渓流が認められる。醍醐地区では、箕輪地内で危険度の高い渓流が見られる。

柴橋・高松地区の危険度の高い（Aランク）渓流が平塩地内に認められ、その他は、B・Cランクの渓流である。

- ※危険度評価：A 誰が見ても明らかに危険
- : B やや危険
- : C ほとんど危険がない
- : D 工事が施されている

エ 今後の課題

丘陵地の急がけや段丘がけ付近では、開発による造成等を避けることが必要である。また、斜面を安定させるために、がけ部の植生保護に配慮したり、防護施設を整備することによって、対策を図る必要がある。地すべりの危険性のある斜面下部での掘削は、土砂移動を促す可能性があるため開発に際して十分な配慮を必要とする。山地部においては、環境・景観に配慮しながら、砂防施設の整備を進めるとともに、災害時の適正な避難誘導を図る対策も重要である。

2 地震災害の危険性と課題

(1) 地震の危険性

最上川氾濫原、本楯低地、寒河江川扇状地末端では沖積層が厚いため、地震動の危険が高い。寒河江・寒河江南部・西根・三泉地区が該当し、寒河江市街の中心部を境にして東側の区域で地震動危険度（Aランク）が高い。

危険度Bランクの区域は、柴橋地区の最上川沿岸及び左岸の水田地帯、柴橋・落衣地内の地域、寒河江川扇状地扇頂部及び寒河江川沿岸、寒河江市街の中心部を通る南北に細長い帯状の区域である。

危険度Cランクの地域は、寒河江・高松・柴橋区域では、開析扇状地・小規模扇状地・沖積錐・麓屑面・崖錐である。白岩・醍醐地区では、寒河江川沿いの開析扇状地、中小河川沿いの谷底平野・低位段丘、小規模扇状地・沖積錐・麓屑面・崖錐である。

(2) 液状化の危険性

最上川氾濫原の後背湿地（主に水田）、最上川・寒河江川沿いの旧河道・堤外地、低地上の盛土で液状化の危険度（Aランク）が高い。

危険度Bランクの地域は、本楯低地、寒河江川扇状地下流域、最上川・寒河江川沿いの谷底平野・旧河道である。

危険度Cランクの地域は、寒河江・高松・柴橋地区では、開析扇状地（低位・中位）・小規模扇状地・沖積錐・麓屑面・崖錐である。白岩・醍醐地区では、寒河江川沿いの開析扇状地（低位）・小規模扇状地・沖積錐・麓屑面・崖錐、中小河川沿いの谷底平野である。

(3) 山形盆地断層帯の被害想定

近年は、特に、県内4つの断層帯を震源域とする内陸型地震等の危険性が指摘され、これらに関する被害想定が公表されている。本市については、県の調査により被害想定がなされ、「山形盆地断層帯被害調査」（平成14年）などにより、甚大な被害予測が報告されている。

(4) 今後の課題

地震災害の対策としては、建物の耐震化の推進、不燃化の促進を図り、災害に強いまちづくりを積極的に進めていく必要がある。また、今後の市街化の進行を見据えて、避難場所・防火帯の役割を果たす公園緑地の先取り確保は重要である。また、自主防災組織の育成促進や地域ぐるみの防災訓練等、日常的に防災の関心を高めていく必要がある。

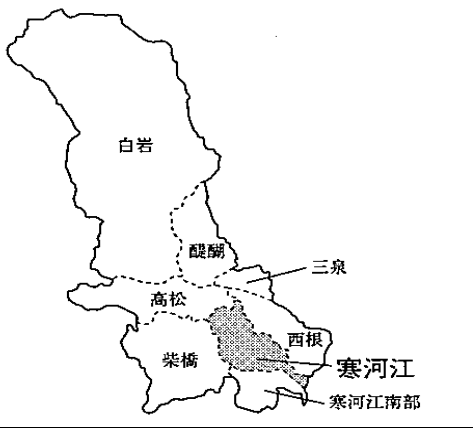
3 地域別の災害特性及び防災上の課題

これまで検討した災害危険性と地域特性を踏まえて、防災上の課題を整理し、地区別に、概況、災害危険度（水害危険度・土砂災害危険度・地震災害危険度）、防災対策上の課題をカルテ方式でまとめた。

地域区分は、以下の8地区である。

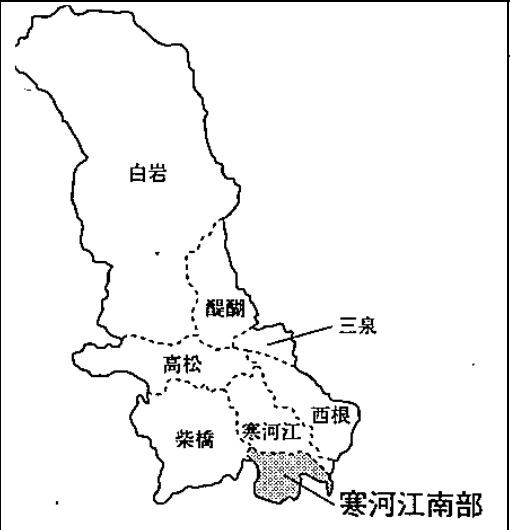
寒河江・寒河江南部・西根・柴橋・高松・白岩・醍醐・三泉

(1) 寒河江地区


		地区の概況	
		<p>寒河江地区は、行政、商業、教育、文化等本市の中心的都市機能が集積した市街地が形成されている。また、長岡山の段丘には、スポーツ施設等が整備されている。</p> <p>この地区は寒河江段丘（開析扇状地・段丘）、本楯低地（一般低地）からなっている。寒河江中心市街地の大部分は開析扇状地（中位）に分布し、市街地東部は一般低地に分布している。</p>	
災 害 危 険 度	水 害 危 険 度	<p>中心市街地を西から東に横断して流れる沼川沿いは浸水被害の危険度（B・Cランク）が高い。区画整理が進められているJR左沢線西側の微低地（開析扇状地の旧河道）と地区東部の低地では、浸水被害（Dランク）に対する配慮が必要である。</p>	
	土 砂 災 害 危 険 度	<p>斜面崩壊の危険性のある段丘崖（B・Cランク）には、人家が崖に接して急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所もあるので注意を要する。土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は認められない。</p>	
	地 震 災 害 危 険 度	<p>地震動による危険性は、寒河江市街地の中心からほぼ東半分で危険度（Aランク）が高い。寒河江市街の中心を通り南北に細長い帯状の区域とそこから西の沼川沿い・開析扇状地（低地）でも危険度（Bランク）が高い。その他の開析扇状地（中位・高位）（Cランク）でも配慮を必要とする。</p> <p>液状化については、地区東部（低地部）と西部の微低地（開析扇状地の旧河道）で危険度（Bランク）が高い。市街地が分布する開析扇状地（中位）の大部分（Cランク）は、液状化に対する配慮を必要とする。</p>	

① 第5節 災害の危険性

(2) 寒河江南部地区

		地区の概況	
		<p>寒河江南部地区は、寒河江市の最南部に位置し、JR南寒河江駅を中心とした市街地が形成されている。また、山形自動車道寒河江インターチェンジが立地し、国道112号と結んで流通の拠点となる可能性を秘めている。</p> <p>この地区は、大部分本楯低地・最上川氾濫原からなり、西・南・東端部を最上川が流れている。北西部には、わずかに段丘が分布している。</p>	
災 害 危 険 度	水 害 危 険 度	樹園地や畑地に利用されている堤外地の氾濫危険度（Aランク）が高い。微低地（旧河道等）の危険度（Bランク）も高い。市街地の大部分は自然堤防に分布し、危険度はC・Dランクである。	
	土 砂 災 害 危 険 度	北西部の段丘の縁辺の崖に斜面崩壊の危険性（A・Cランク）がある。土石流・地すべりについては、土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は存在しないので、土砂災害の危険性は少ない。	
	地 震 災 害 危 険 度	この地区の大部分で地震動による危険度（Aランク）が高い。北西部の段丘に近い低地の危険度はB・Cランクである。 液状化の危険性は、後背湿地や旧河道で危険度（Aランク）が高い。自然堤防に分布する市街地・集落にも危険性（Cランク）がある。	

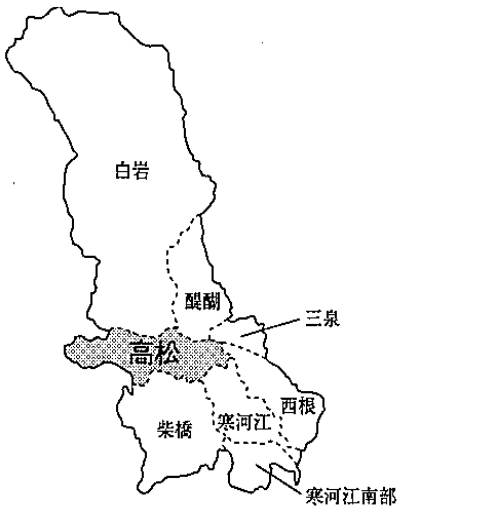
(3) 西根地区

		地区の概況	
		<p>西根地区は、寒河江地区の北側に続く寒河江川右岸扇状地の樹園地・水田地帯である。寒河江川上流にはチェリーランド（さくらんぼをモチーフとしたテーマパーク）、文化センター、市民体育館、官公庁等の施設がある。</p> <p>上流側は、開析扇状地（中位）となっており、その下流は扇状地、それに続く低地・最上川氾濫原となっている。</p>	
災害危険度	水害危険度	寒河江川・最上川の堤外地・河川敷で危険度（Aランク）が高く、寒河江川の河川敷には多目的広場がある。扇状地下流部の寒河江川・最上川沿いで危険度はBランクとなる。さらに内陸部の扇状地・一般低地になると危険度ランクは下がる。	
	土砂災害危険度	斜面崩壊の危険性のある急斜面、土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は認められないので、土砂災害の危険性は少ない。	
	地震災害危険度	この地区の地震動被害の危険度は高く、ほとんど全域がAランクで北西部上流側の一部がBランクである。 液状化については、寒河江川・最上川沿いの旧河道・後背湿地・盛土で危険度（Aランク）が高く、チェリーランドや下水処理場がある。扇状地・一般低地も危険性（Bランク）が認められる。開析扇状地（中位）と集落のある自然堤防の危険度はCランクである。	

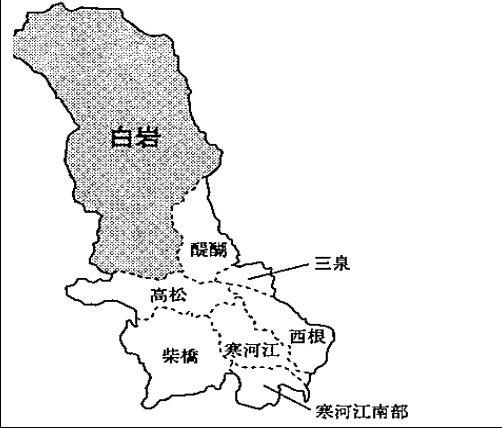
(4) 柴橋地区

		<p style="text-align: center;">地区の概況</p> <p>柴橋地区は、本市の南部に位置し、水田・樹園地を基幹とした農業地帯であるが、北部には、寒河江中央工業団地が立地しており、工業の中心的な役割も果たしている。</p> <p>この地区の中央を西から東に最上川が流れ、沿岸は低地・開析扇状地（低位・中位）となっており、北縁は稲沢山丘陵、南部は平塩丘陵となっている。</p>	
		災 害 危 険 度	水 害 危 険 度
土 砂 災 害 危 険 度	人家等に崩壊の危険を及ぼす斜面は、丘陵地周辺、段丘崖、河岸の崖がある。下中郷地内の段丘崖、上中郷地内の最上川河岸の崖の危険度（Aランク）は高い。平塩地内の丘陵地縁辺の斜面はB・Cランクの危険度である。木の沢地内のJR左沢線に面する丘陵地縁辺斜面（Cランク）にも配慮を必要とする。 土石流については、平塩地内でAランク、Cランク、中里地内にCランクの危険性が認められる。 地すべりについては、人家等へ危険を及ぼすのは、松川地内にBランク、平塩地内にCランクの危険性が認められる。		
地 震 災 害 危 険 度	地震動被害については、最上川沿いの低地、最上川左岸に広がる開析扇状地（低位）及び微低地（旧河道）で危険性（Bランク）が認められる。その他の低地部（開析扇状地・小規模扇状地・沖積錐・麓斜面・崖錐）でも配慮を必要とする（Cランク）。 液状化については、最上川沿いの低地、最上川左岸の微低地（旧河道）で危険性（Bランク）が認められる。その他の低地部（開析扇状地・小規模扇状地・沖積錐・麓斜面・崖錐）でも配慮を必要とする（Cランク）。		

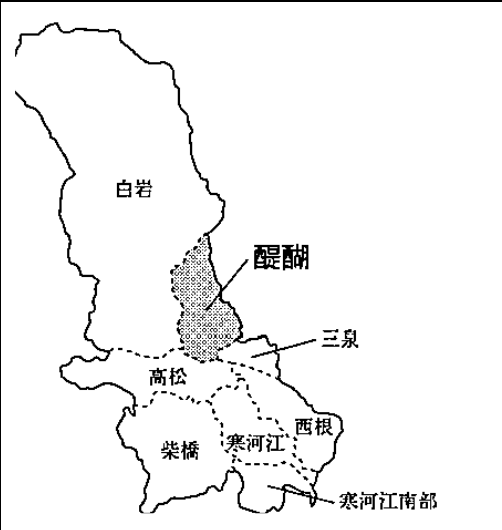
(5) 高松地区

		地区の概況
		<p>高松地区は、寒河江川右岸に位置し、国道112号、287号沿いの平坦地の水田・集落と樹園地のある南部丘陵地よりなっている。また、南部には、寒河江中央工業団地が立地しており、工業の中心的な役割も果たしている。</p> <p>平坦地は、開析扇状地（低位、中位、高位）・小規模扇状地等からなり、丘陵地帯では、中位段丘が東西に連ねて分布している。</p>
災害危険度	水害危険度	<p>寒河江川沿いの低地・開析扇状地（低位）において、洪水氾濫に対する配慮が必要である（A～Dランク）。Aランクの危険度を示すのは、全て河畔林（河原）となっており、臥竜橋付近の人家に対してB～Dランクの危険性が認められる。</p>
	土砂災害危険度	<p>谷沢・清助新田地内の寒河江川河岸の崖部の崩壊危険度（Aランク）が高い。丘陵地では、人家に直接危険を及ぼす斜面はほとんど認められない。</p> <p>土石流については、清助新田と下新田の間にBランクの溪流が認められる。その他にも、丘陵地の北斜面に保全対象（人家や避難路）はないが、土砂流出の可能性のある溪流（溪流出口が沖積錐となっている）が分布している。豪雨時には、溪流出口付近の水田に近寄らないようにすることが肝心である。</p> <p>地すべりについては、人家等へ影響を及ぼす危険性は認められない。</p>
	地震災害危険度	<p>地震動被害について、寒河江川沿いの低地（樹園地・河畔林）でBランクの危険度であるが、集落や水田のある開析扇状地（低位、中位、高位）・小規模扇状地等では、Cランクの危険度である。</p> <p>液状化被害について、寒河江川沿いの低地（樹園地・河畔林）でA・Bランクの危険度であるが、集落や水田のある開析扇状地（低位、中位）・小規模扇状地等では、Cランクの危険度である。</p>

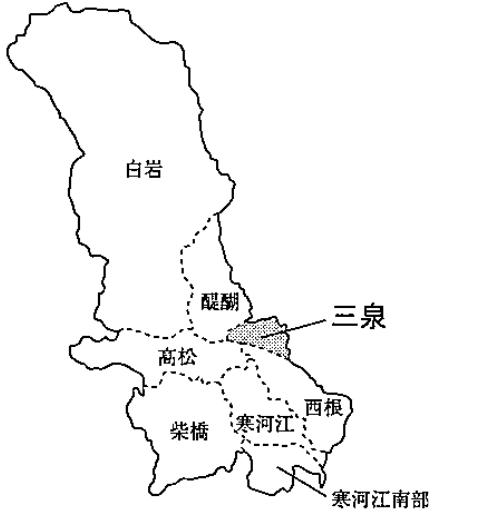
(6) 白岩地区

		地区の概況	
			
災害危険度	水害危険度	<p>寒河江川沿いの低地・開析扇状地（低位）において、洪水氾濫（A～Dランク）に対する配慮が必要であり、Aランクを示す区域は、水田・河畔林となっている。実沢川と寒河江川の合流部（新町地内）はBランクの危険度である。熊野川・実沢川沿いの低地（大部分が水田）も浸水被害に対する配慮（Dランク）が必要である。</p>	
	土砂災害危険度	<p>上野・禁・中町・新町・陣が峰・楯地内の丘陵地縁辺部の崖、段丘崖等に斜面崩壊危険度の高い（Aランク）斜面が認められる。国道458号（国道112号と幸生の区間）にも危険度の高い（Aランク）斜面が見られる。</p> <p>土石流について熊野川沿いは、危険度の高い（A・Bランク）溪流が多く、国道458号や幸生・柳沢集落に危険性がある。実沢川沿いは、留場地内に危険度の高い（A・Bランク）溪流が見られる。寒河江川沿いは、上野集落や国道112号に危険性がある。</p> <p>地すべり危険地は、多数認められるが、大部分がB・Cランクであり、A・Dランクはわずかである。大滑山の東方及び南方にA・Bランクの地すべり危険性が認められるが、保全対象となる人家や避難路は存在しない。畑・田代・幸生地内の人家や避難路に危険を及ぼす地すべり危険度はB・Cランクである。上野地内では、Cランクの危険性が認められる。</p>	
	地震災害危険度	<p>地震動被害について、寒河江川沿いの低地において、Bランクの危険度であるが、水田・河畔林となっており、人家は分布していない。大部分の集落が分布している寒河江川沿いの開析扇状地（低位）や熊野川・実沢川沿いの低地・低位段丘（Cランク）にも配慮が必要である。</p> <p>液状化については、寒河江川沿いの低地において、Bランクの危険度であるが、人家は分布していない。集落が分布している寒河江川沿いの開析扇状地（低位）や熊野川・実沢川沿いの低地（大部分が水田）（Cランク）にも配慮が必要である。</p>	

(7) 醍醐地区

		地区の概況	
		<p>醍醐地区は、寒河江川左岸に位置し、国道287号沿いの水田が広がる低地（寒河江川扇状地の扇頂部）と樹園地が営まれている丘陵地からなっている。また、地区内には、本市の代表的な観光資源であり、東北を代表する名刹である慈恩寺がある。</p>	
災 害 危 険 度	水 害 危 険 度	<p>寒河江川の堤外地で危険度が高い（Aランク）が、河原となっている。扇状地の微低地（旧河道）や田沢川と寒河江川の合流付近では、Bランクの危険度となり、数件の人家が分布している。その他の低地（扇状地・田沢川の谷底低地）も、浸水被害（C・Dランク）の配慮が必要である。</p>	
	土 砂 災 害 危 険 度	<p>慈恩寺地内の段丘崖・丘陵地縁辺斜面に斜面崩壊危険度の高い（Aランク）斜面が認められる。</p> <p>土石流について箕輪地内に危険性の高い（Aランク）溪流が認められる。</p> <p>地すべりについては、人家に危険を及ぼす地すべり危険地（Cランク）が認められる。危険度ランクが低く、比較的すべりにくいと思われるが、斜面下部を掘削すると土砂移動を促す可能性があるため注意を必要とする。</p>	
	地 震 災 害 危 険 度	<p>地震動被害について、寒河江川下流部の低地でBランクの危険度が認められる。寒河江川上流部や田沢川の低地部では危険度Cランクの危険性となる。</p> <p>液状化については、寒河江川の堤外地で危険度が高い（Aランク）が、河川敷・河原となっている。扇状地の微低地（旧河道）では、Bランクの危険度となり、数件の人家が分布している。その他の低地（扇状地・田沢川の谷底低地）は、Cランクとなっている。</p>	

(8) 三泉地区

		地区の概況	
		<p>三泉地区は、寒河江川左岸の扇状地に位置し、水田地帯の中を数箇所の集落が分布している。</p>	
災 害 危 険 度	水害危険度	<p>寒河江川の堤外地で危険度が高い（Aランク）が、河川敷となっている。水田地帯の水害危険性は、大部分はCランクの危険度であるが、寒河江川河岸の一部に浸水被害履歴があり、道生付近はBランクとなっている。集落が分布している自然堤防にも浸水被害（Dランク）に対する配慮が必要である。</p>	
	土砂災害危険度	<p>斜面崩壊の危険性のある急斜面、土石流発生の可能性のある溪流及び地すべりの可能性を示す地形は認められないので、土砂災害の危険性は少ない。</p>	
	地震災害危険度	<p>地震動について、地区東部の扇状地下流部で危険度（Aランク）が高い。西部でも危険度はBランクである。 液状化被害について、地区東端部の扇状地面と盛土で危険性（Bランク）があり、ほとんどが水田である。その他の中・西部では、Cランクである。</p>	

山形盆地断層帯地震被害想定

(平成14年山形盆地断層帯被害想定調査：山形県)

区 分	発災ケース（寒河江市）			（参考） 兵庫県南部地震 平成7年1月
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間	
地震規模	M7.8			M7.2
震 度	震度6強～7			震度4～7
建物全壊	2,045棟 11.8%		1,670棟 9.6%	92,877棟 4.8%
建物半壊	2,361棟 13.6%		2,180棟 12.6%	99,829棟 5.2%
建物全半壊計	4,406棟		3,850棟	192,706棟
出 火	21件	8件	2件	257件
建物焼失	53件 0.31%	16件 0.09%	3件 0.02%	7,119棟 0.4%
死 者	108人 0.25%	124人 0.29%	78人 0.18%	5,480人 0.1%
負 傷 者	1,058人 2.47%	1,158人 2.75%	846人 1.98%	34,900人 0.6%
死 傷 者 計	1,166人	1,282人	924人	40,380人
建物被害罹被災者	10,956人 25.61%	10,863人 25.82%	9,467人 22.13%	詳細不明
避難所生活者	5,317人 12.43%	5,256人 12.49%	4,480人 10.47%	32万人 5.6%
上水道断水世帯	10,739世帯 96.5%		10,728世帯 96.4%	130万世帯 阪神地区
停電世帯	5,161世帯 47.5%		4,952世帯 45.6%	100万世帯 阪神地区
電話不通世帯	4,111世帯 27.4%		3,712世帯 24.7%	29万世帯 阪神地区

長井盆地西縁断層帯地震被害想定

(平成18年山形県地震被害想定調査報告書：山形県)

区 分	発生ケース（寒河江市）		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.7		
震 度	6強		
建物全壊	1,076棟 5.2%		998棟 4.8%
建物半壊	2,673棟		2,480棟
建物全半壊計	3,749棟		3,478棟
建物焼失	5件	0件	0件
死者	79人	50人	38人
負傷者	856人	631人	526人
死傷者計	935人	681人	564人
避難所生活者	昼間		夜間
	3,494人 7.8%		3,788人 8.5%
上水道断水世帯	11,857世帯 97.8%		
停電世帯	2,008世帯 16.4%		
電話不通世帯	1,121世帯 7.3%		

新庄盆地断層帯地震被害想定

(平成10年山形県地震基礎調査報告書：山形県)

区 分	発生ケース（寒河江市）		
	冬期早朝	冬期夕方	夏期昼間
地震規模	M7.0		
震 度	5強		
建物全壊	2棟	2棟	1棟
建物半壊	68棟	68棟	60棟
建物全半壊計	70棟	70棟	61棟
出 火	0件	0件	0件
建物焼失	0件	0件	0件
死 者	0人	0人	0人
負 傷 者	0人	0人	0人
死 傷 者 計	0人	0人	0人
建物被害罹被災者	174人 0.4%	174人 0.4%	150人 0.4%
避難所生活者	59人 0.1%	59人 0.1%	50人 0.1%
上水道断水世帯	122世帯 1.1%		122世帯 1.1%
停 電 世 帯	/	1,445世帯 13.3%	1,433世帯 13.2%
電話不通世帯	/	502世帯 3.3%	484世帯 3.2%

・第**2**編

震災対策編

◆第 1 章 災害予防計画

第1節 職員の配備体制

〔総務課・防災危機管理課〕

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活用要領等のマニュアルを作成する。(動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照)

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。(災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照)

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、市と防災関係機関の連絡調整体制の整備に努める。

- (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。
- (2) 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、相互に連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

第2節 防災知識の普及計画

〔防災危機管理課・教育委員会〕

1 計画の概要

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 寒河江市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

3 一般住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日(9月1日)を中心とした防災週間中には広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

(ア) 地震発生前の準備等についての啓発事項

- a 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買

② 〈1. 予防〉第2節 防災知識の普及計画

っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- d 自動車へのこまめな満タン給油
- e 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- f 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- g ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- h 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- i 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- j 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験
- (イ) 地震発生後の行動等についての啓発事項
 - a 緊急地震速報発表時の行動
 - b 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - c 自らの身を守る安全確保行動
 - d 自動車運転時の行動
 - e 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - g 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 応急救護の方法
 - i 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - j 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - k 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - l 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - m 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、市ホームページ、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 動画、DVD等の利用
- (ウ) 広報車の活用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、芸術文化・スポーツ振興団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

市は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置づけ、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項(防災組織、分担等)を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

ア 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を習得させるとともに、災害発生時に対策(避難場所、避難経路の確認、防災知

② 〈1. 予防〉第2節 防災知識の普及計画

識の普及・啓発等)の周知徹底を図る。

イ 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的スキル修得の指導を行う。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

7 要配慮者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者にも考慮し、次の項目について実施に努める。

(1) 外国語パンフレット等の作成・配布

(2) 障がい者、高齢者の災害常備品等の点検

(3) 介護者の役割の確認

(4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

第3節 地域防災力強化計画

[防災危機管理課]

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助及び自助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

市は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所が多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ア 市街地における街区単位、住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の指定避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 市は、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

(a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

(b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

(c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

(d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）

b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）

c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）

d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）

e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）

f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）

g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）

h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）

i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

イ 自主防災リーダーの育成

市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

(ア) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること

(イ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

(ウ) 市は、町内会等の中核となって平常時においては自主防災組織における訓練の企画・指導、住民への防災知識の普及活動を行うとともに、災害発生時には率先して応急対策活動にあたる自主防災リーダーとしての防災士の養育及び育成に努める。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練

を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市は、防災資機材の整備を支援するとともに、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難所等）の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織を活性化し、災害時の効果的な活動ができるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会との連携

自主防災組織の活動強化に向けて、自主防災組織間の活動交流を図っていくことが重要であることから、市は連絡協議会との連携を進める。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の確認
- (エ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- (サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 被害状況を市へ報告し、各種情報を住民に知らせるため、あらかじめ次の事項を決めておく。
 - a 地域内の被害情報の収集方法（地域住民の安否の確認）
 - b 連絡を取る防災関係機関
 - c 防災関係機関との連絡のための手段
 - d 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- (イ) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (ウ) 地域住民の安否の確認
- (エ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (オ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (カ) 地域住民に対する避難指示等の伝達

- (キ) 避難誘導責任者の安全確認事項
 - a 市街地・・・・・・・・・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
 - b 山間部、起伏の多いところ・・・・・・・・・・がけ崩れ、地すべり、土石流
 - c 河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・決壊、浸水
 - d 代替避難路の検討
- (ク) 避難誘導活動の実施
- (ケ) 要配慮者の避難活動への支援
- (コ) 避難生活の指導、指定避難所の運営への協力
- (サ) 給食・給水活動及びその協力
- (シ) 救助物資等の配布及びその協力
- (ス) 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した要配慮者支援の実施に努め、他の民間防火組織及び社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 企業（事業所）等における防災の促進

市は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等によって、企業の防災力向上の促進を図り、次の事項を行うよう努める。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及

び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 情報の収集・伝達体制の確立

(3) 火災その他災害予防対策

(4) 避難対策の確立

(5) 応急救護

(6) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

(7) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災

② 〈1. 予防〉第3節 地域防災力強化計画

体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(8) 市における事業継続力強化支援計画の策定促進

市は、県、商工会及び商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(9) 企業等における帰宅困難者対策の促進

市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

4 消防団、水防団の活動

消防団、水防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においてはそれぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

事業継続計画（BCP）：災害などの緊急事態が発生したときに、業務を継続・復旧するための手順を定めた計画

事業継続マネジメント（BCM）：BCPを行うための経営・取組み

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

〔健康福祉課〕

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、市等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティアの受入れ等が円滑に進められるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 市災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 市災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 市災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 市災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	指定避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士

(3) 受入環境の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

4 活動環境の整備

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5節 防災訓練計画

〔防災危機管理課〕

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 市の防災訓練

(1) 防災訓練

市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、災害時における関係機関及び住民との相互協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、次の内容により総合防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあっては、要配慮者の参加を促進するとともに、自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置く。

- ア 非常招集訓練
- イ 災害対策本部設置運営訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 災害情報収集訓練
- オ 通信手段確保訓練
- カ 初期消火訓練
- キ 火災防ぎょ訓練
- ク 救出救助訓練
- ケ 医療救護訓練
- コ 救援物資輸送訓練
- サ ライフライン施設応急復旧訓練
- シ 給食給水訓練
- ス 広報訓練
- セ 防災ボランティア受入訓練
- ソ 緊急道路確保訓練
- タ その他必要な訓練

市は、上記の総合防災訓練をはじめ、机上シミュレーション訓練等、効果的な訓練を毎年1回実施する。

(2) 留意点

- ア 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- イ 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- ウ 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

② 〈1. 予防〉第5節 防災訓練計画

- エ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- オ 総合的な防災訓練を年1回以上開催するように努めること。
- カ 図上訓練等を実施するように努めること。
- キ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- ク ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- ケ 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- コ 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- サ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- シ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

3 土砂災害訓練

土砂災害予防計画に基づき、土砂による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減を図れるよう訓練を実施する。

- (1) 災害対策本部設置運営訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 災害情報収集訓練
- (4) 緊急道路確保訓練

4 水防訓練

水防計画に基づき、洪水等による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減を図れるよう訓練を実施する。

- (1) 水防本部の指揮活動
- (2) 地域住民への防災情報の提供、災害情報の伝達
- (3) 水防活動
- (4) 被害情報の報告・通報

5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

6 学校の防災訓練

校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の従業員等の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

8 その他の訓練

災害応急対策の万全を期すため、各防災関係機関は、単独又は共同して、消防訓練、避難訓練及び通信訓練等を実施し、職員等の防災に対する意識の高揚と技術の向上を図る。

9 防災訓練の評価

市及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第6節 避難体制整備計画

〔防災危機管理課・学校教育課・健康福祉課〕

1 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に市が実施する避難体制の整備について定める。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、市地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所等へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ、市地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

市は、指定避難所等を指定するに当たり、次の事項に留意する。

ア 浸水想定区域等の危険区域以外において地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず浸水想定区域等の危険区域内となる場合は、浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着

- 陸等)等を考慮した避難圏域を設定すること。
- イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。
- エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の多い地域では、これらの観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。
- 《参考》
- 市では、指定緊急避難場所で 2 m^2 /人、指定避難所で 4 m^2 /人を目安としている。
- オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらおう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- サ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。
- シ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- ス 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報

交換に努めること。

(3) 避難路の設定及び安全確保

市は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

ウ 万が一に備えた複数路の確保。

エ がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、危険要因の排除に努める。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

市は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて保健所及び県との

連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

市は、避難所等、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

3 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時に適切な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という）ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布、防災マット等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備

(4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備

(5) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

(6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

② 〈1. 予防〉第6節 避難体制整備計画

(8) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め防災危機管理課と健康福祉課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(9) 指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておく。

ア 物資の集積所

イ 仮設の小屋又はテント

ウ 工具類

エ その他必要と思われる資機材（衛生用品、簡易トイレ等）

5 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

6 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等（市指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及

び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ウ 避難所等に係る市等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保
- イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

8 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（おおむね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮した設備の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

9 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

10 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅に関し、公有地等建設可能な用地の把握に努め、災害が起きたときは状況に応じて対応する。

11 避難計画の整備

次の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 指定避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

12 指定避難所運営マニュアル

② 〈1. 予防〉第6節 避難体制整備計画

指定避難所の運営にあたってはあらかじめ責任者を定め、運営マニュアルを定める。

また、運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第7節 救助・救急体制整備計画

[防災危機管理課・消防部]

1 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生理者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、市の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

3 市及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防機関の救助・救急体制の整備

ア 常備消防機関

消防機関は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防

団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用を検討するとともに、(一社)日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆けつける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第8節 火災予防計画

[防災危機管理課・消防部]

1 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、市や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 出火防止

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと（揺れが大きい場合は揺れがおさまってから消すこと）、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動しゃ断装置付ガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれらの器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 飲食店、旅館、ホテル、病院等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適性に管理するよう指導する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

- (1) 市及び消防機関は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

- (2) 市及び消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成と家庭防火思想の普及徹底を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 幼年期における防火教育を推進するため、就学前児童、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

5 消防施設等の整備

(1) 市による整備

市は、市消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

市は、各種補助事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

6 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

7 消防用水利、装備、資機材の整備

- (1) 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）
耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に水利を整備する。
国の示す消防水利の基準に適合するよう、整備の促進を図る。
- (2) 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）
国の示す消防力の基準に適合するよう、整備の促進を図る。

8 通信手段・運用体制の整備

- (1) 通信手段（消防・救急無線等）の整備
消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。
また、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。
- (2) 通信・運用体制の整備
 - ア 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
 - イ 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
 - ウ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第9節 医療救護体制整備計画

〔健康福祉部・医療部〕

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、市及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 災害時の医療関係施設の役割

災害時において、負傷者に応急処置・医療を提供する被災地内の医療関係施設等においては、死傷者を一人でも少なくすることを最優先の目的として医療救護活動にあたる。

(1) 医療救護所

医療救護所は、市が設置し、緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位の決定（以下「トリアージ」という。）及び傷病の程度に応じた応急処置を行う。

(2) 一般医療機関

一般の医療機関は、できるだけ早く傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

3 医療関係施設の整備等

市及び医療施設、医療関係団体は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び設備等の整備を図る。

(1) 医療救護所設置場所の確保

市は、小学校の学区ごとに1か所程度を目安として、指定緊急避難場所、その他の災害地域周辺で安全な場所又は医療機関などに救護所を確保し、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診察場所・患者収容場所等の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するように努める。

市、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、市、医療機関及び関係団体等の具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(3) ICTを活用した災害時の情報収集体制の整備

市、及び医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診察状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

(5) 非常用通信手段の確保

市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(6) 医療品等の調達先

市は、災害発生時に医療救護所等において必要となる医療品・医療資機材等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する。

第10節 地震防災施設等整備計画

[防災危機管理課]

1 計画の概要

市は、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

市等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

市は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 市における防災資機材の整備

市は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) 市が整備する資機材

- a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- b 消防本部等が使用する救助用資機材
- c 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

市は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成28年度～平成32年度

(2) 対象事業

② 〈1. 予防〉 第10節 地震防災施設等整備計画

県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市事業を含む。）。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

コ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

サ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

シ キ〜サまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

セ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震災害発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ト その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第11節 防災用通信施設災害予防計画

[防災危機管理課]

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 防災用通信施設の概要

(1) 山形県防災行政通信ネットワーク及び山形県防災情報システムは、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を、地震に強いとされている衛星無線と降雨減衰の影響をまったく受けない有線（IP-VPH）で結ぶことでネットワークの二重化を図り（非常用電源完備）、異常気象災害に対応するとともに、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。また、災害情報などの安心、安全に関わる公的情報を、県を經由してマスコミから住民に迅速かつ正確に伝えるための災害情報共有システム（L-ALERT）を活用してスムーズな広報に努める。

(2) 寒河江市防災行政無線（資料2-1）

市は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用を図る。

ア 防災行政無線（同報系無線）

住民に対する災害情報の周知徹底を図ることを目的とした屋外拡声器設備等により迅速かつ的確に伝達するため、整備の促進を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用を図ると共に確実な動作を確保するための保守点検、管理を行う。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、市庁舎と災害現場等の間又は、災害現場等相互の間の通信を行う車載型又は携帯型の無線設備の活用を図る。

3 通信施設の災害予防措置

(1) 市は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 市等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

② 〈1. 予防〉 第11節 防災用通信施設災害予防計画

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県及び市町村等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

市等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

5 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

市は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

市防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災

害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第12節 土砂災害等予防計画

[防災危機管理課・建設管理課]

1 計画の概要

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、市等が実施する災害予防対策について定める。

2 土砂災害警戒区域等の周知

市は、県とともに土砂災害警戒区域等の関係図書を一般の縦覧に供するほかホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、土砂災害警戒区域等について、地域住民等に周知徹底を図る。市の土砂災害警戒区域等は資料編に記載のとおり。

また、警戒避難体制の整備等に関する事項については下記に記載し、地域住民等に周知徹底を図る。

- (1) 避難訓練の実施に関する事項（第2編第1章第5節「防災訓練計画」）
- (2) 土砂災害警戒区域内で避難確保の必要があると認められる要配慮者利用施設等の名称・所在地及び情報伝達に関する事項（資料5-4「危険区域内の要配慮者利用施設」）
- (3) 救助に関する事項（第2編第1章第7節「救助・救急体制整備計画」）
- (4) 避難体制に関する事項（第2編第1章第6節「避難体制整備計画」）

なお、以下の項目については、事前に作成・配布している土砂災害ハザードマップに記載されたとおりとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報・警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難場所や避難経路に関する事項

3 山地災害危険地区の周知

市は、山地災害危険地区について、崩壊発生の危険性、土石流等に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民等に周知徹底を図る。

なお、市の山地災害危険地区は資料編に記載のとおり。

4 土砂災害予防対策の推進

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定

市は、警戒区域に関する情報を県に提供し、警戒区域の指定を要請する。

県は、土砂災害を予防するため、警戒区域を指定し、指定地域における開発等行為に対し適正に指導する。

- (2) 災害防止対策事業の現況

土砂災害警戒区域における防災対策として、次の事業を推進する。

ア 砂防事業

国が砂防指定地に指定し、県は、優先順位の高い箇所から砂防工事を実施する。

イ 地すべり防止事業

市は県と協議のうえ、国に危険地区の地すべり災害を未然に防止するため、緊急度の高い危険箇所から、地すべり防止区域の指定を求め、順次崩壊防止工事の要望を行う。

(3) 防災工事の実施内容

ア 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防ダム、溪流の縦横侵食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設を整備する。

市は、県に対し土石流危険溪流等土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次砂防指定地として指定されるよう県に対し要請を行う。また砂防事業を推進するよう要請する。

イ 急傾斜崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれがあり、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設等を整備する。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要請する。

ウ 地すべり対策事業

県は、地すべり活動が確認できる区域又はそのおそれのきわめて大きい区域について、地すべり災害を防止する地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の施設を整備する。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、地すべり対策事業を推進するよう要請する。

エ 治山事業

県は、危険地区の災害を未然に防止するため、山地災害危険地区において危険度を把握するために、定期的に点検・調査を実施する。危険度の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を行う。

市は、山地災害危険地区の情報を県に提供し、治山事業を推進するよう要請する。

(4) 要配慮者利用施設対策

県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保護するため、土砂災害防止事業を推進する。

市は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

市は、要配慮者利用施設に係わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

(5) 砂防施設等の維持管理

市は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、地震による土砂災害の防止を図るよう要請する。

(6) 警戒区域の調査・点検

市は、県が調査・点検を実施した地すべり、がけ崩れ及び土石流等の警戒区域について、

定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院及び福祉施設等をその地域に含む警戒区域については重視する。

(7) 警戒区域の周知

市は、県から提供される土砂災害警戒区域等に関する資料を活用し、県と協力して、警戒区域等への標示板の設置や広報活動等により、警戒区域に居住する住民に周知し、被害の防止に努める。

市は、土砂災害ハザードマップ等を活用し、地域住民に対し土砂災害警戒区域について、周知徹底を図る。

土砂災害ハザードマップは、県からの警戒区域の資料・情報と土砂災害(特別)警戒区域を基に作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法・避難施設その他の避難場所・避難路その他避難経路に関する事項を記載する。

(8) 警戒避難体制の確立

市は、警戒区域巡視・点検を強化して警戒避難体制を確立する一方、警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう周知・啓発するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を促進し、指定避難所等、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど、土砂災害の警戒区域に対する警戒避難体制の整備を図る。

5 地盤沈下の予防対策の推進

地下水の過剰採取により地盤が不等沈下した地域では、地震による被害が拡大するので、市は、県と連携し、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図る。

6 液状化対策

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

(1) 法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を行う。

(2) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(3) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

(4) 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法も含め、技術的対応方法等について住民や関係方面への周知に努める。

7 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

市は、安全対策を検討のうえ、警戒区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

8 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第13節 孤立集落対策計画

〔防災危機管理課・建設管理課・健康福祉課・市民生活課・教育委員会〕

1 計画の概要

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

2 市内における孤立化が予想される山間部集落等の状況

集落数	集落戸数	集落人口	市の人口に占める集落人口割合	市の人口
3 地区	153戸	424人	1.05%	40,318人

※ 幸生地区、田代地区、畑地区 <令和4年3月末住民基本台帳より>

3 孤立するおそれのある集落の把握

市は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

市は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

市は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

市は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に指定避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

市は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

市は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に

離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

5 孤立予防対策の推進

市は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

(2) 災害に強い道路網の整備

県は、代替道路のない路線を優先して、道路防災、土砂災害危険箇所対策事業を実施し、安全度の向上など、アクセス道路の災害予防対策を推進する。また、迂回道路として、林道、農道整備を推進する。

市は、市道の安全対策など災害予防対策を推進する。

集落住民は、道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

(3) 要配慮者の実態把握

県は、市に対し要配慮者について平素から実態把握に努めるよう指導する。

市は、平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、肢体不自由者等、優先して救護すべき集落住民の実態を把握しておく。

集落住民においては、集落内の要配慮者について、平素から把握するよう努める。

(4) 自主防災組織の育成

県は、市に対し自主防災組織の活性化を図るよう指導するとともに、集落住民に対しても啓蒙活動を実施する。

市は、孤立化が予想される集落について、自主防災組織の災害発生時の地域における活動要領について指導し、組織の活動用資機材等についても整備充実を図る。

集落住民は、自主防災組織の活動に対し理解を深め、避難訓練等に積極的に参加するよう努める。

(5) 臨時ヘリコプター発着所の確保

市は、孤立化が予想される集落内の空き地等を臨時ヘリポートとして予め指定しておくとともに、集落内において最適な場所がない場合は地域の形状等を考慮し、集落住民と協議しながら田畑等を発着場所に確保するよう努める。

(6) 食料品等生活必需品の備蓄

市は、食料品等の備蓄に努め、分散配置に配慮する。

集落住民は、災害時に備え、平素から食料品等の備蓄について配慮する。

第14節 都市防災計画

〔建設管理課〕

1 計画の概要

都市計画の地域・地区指定による災害に強いまちづくりについて定める。

2 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

(1) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(2) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

3 防災空間の整備による安全性の確保

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難支援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 市街地整備の推進

防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止するとともに、従来型の土地区画整理事業だけでなく、小規模、短期間、民間主導の土地区画整理事業や適度な規模の市街地再開発事業など、多様で柔軟な市街地整備手法の導入を検討する。

(4) 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の形成を図るために、宅地開発に対しては、防災性及び安全性に関する情報提供に努める。

4 保全事業の充実

(1) 地震に強い都市の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

(2) 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害に軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置

ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

5 地震に強い都市構造の形成

- (1) 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努め、災害に強い都市・地域の方針の都市計画への位置づけを推進する。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理、市街地再開発による市街地の面的な整備を図る。
- (4) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整備事業等により整備する。
- (5) 防災地域等の活用を図り、被災地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (6) 新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行設備等により、安全な市街地の形成を図る。
- (7) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

第15節 建築物災害予防計画

〔建設管理課〕

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、市等が実施する災害予防対策について定める。

2 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。
- (5) 建築物の耐震診断・耐震改造の促進

市は、「寒河江市建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月策定。以下、「市促進計画」という。）に基づき、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、市内全域において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次改修等を推進するよう努める。また、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

3 公共施設等の耐震化の維持

市は、耐震化の実現へ向けてそれぞれが主体的に取り組むため、市促進計画に基づき、計画的に耐震化を推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

- (1) 小中学校等の耐震化の維持

市立学校については、多くの児童・生徒が日常的に生活する場であり、災害発生時に指定避難所にもなるため、耐震性能の維持に努める。
- (2) 市立学校等を除く防災拠点施設

市は、第一次的な防災機関として防災活動を実施するものであることから、大規模地震の発生時においても確実に防災活動を実施できるように、防災活動の拠点施設を中心とした公共施設の耐震化に努める。
- (3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

4 一般建築物の耐震性強化

(1) 一般建築物等の耐震化

ア 特定建築物等の耐震診断・改修

(ア) 市は、県と連携し、一般建築物については、耐震診断を促進し、「特定建築物」（「市促進計画」に定めるもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) 特定建築物以外の建築物については、市促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(3) 住民等への意識啓発

ア 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ 専門家の協力による指導・啓発

(ア) 建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制の整備を図る。

(イ) 地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定体制の整備を図る。

5 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

宿泊施設、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、消防署等の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

6 落下物・ブロック塀等の安全対策

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

7 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

市は、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、県や建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、市は、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 関係機関における協力体制の確立

市は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

市は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

8 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

9 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

10 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償さ

れないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、市等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

第16節 輸送体制整備計画

[防災危機管理課・建設管理課]

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、市等が実施する輸送体制の整備について定める。

2 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び卸売市場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

3 緊急輸送道路ネットワークの設定

市は、当該ネットワークとの整合を図りながら、市域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、市は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（市の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（卸売市場、道の駅、主要な工業団地等）、救助物資等の備蓄拠点又は物資拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び市町村道
- イ 隣接県との接続道路
- ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
- エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関は、資源エネルギー庁等の関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

(4) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保につい

て関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、広域農道等についても食料等の緊急輸送道路として確保できるよう整備及び管理に努める。

4 物資拠点の環境整備等

(1) 市は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 市は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

(3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

5 臨時ヘリポート候補地の選定

市は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

市は、車両等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

7 緊急通行車両等確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備すると

ともに、必要に応じて(公社)山形県トラック協会等と協定を締結する。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

県、市、道路管理者、県警察は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第17節 電力供給施設災害予防計画

[防災危機管理課]

1 計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、職員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

3 防災関係機関との連携

(1) 防災会議等との協調

防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第18節 ガス供給施設災害予防計画

〔防災危機管理課〕

1 計画の概要

地震による都市ガス供給施設及び簡易ガス施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、ガス供給事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、県警察、県及び市等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

(2) 要員の確保

発生した地震の震度等に応じた職員の出勤基準、出勤方法、出勤場所及び出勤途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、震度や被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

地震発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、市や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

3 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な耐震設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は、溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 耐震性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件（液状化の危険性、活断層の位置等）を勘案して、耐震性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、地震発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

(ア) 検知・警報装置（地震計、漏えい検知器及び火災報知機等）を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。

(イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。

(ウ) 防消火設備を整備する。

(エ) 地震直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。

(オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

(ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

(イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに

② 〈1. 予防〉 第18節 ガス供給施設災害予防計画

に、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。

- (ウ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

第19節 電気通信施設災害予防計画

〔防災危機管理課〕

1 計画の概要

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社等）が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

市内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を充実する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ 県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障が生じた場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通・被害状況、応急復

旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民に対して、円滑に広報できる体制を確立する。

4 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線通信装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他の応急復旧用諸装置

(4) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生時に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第20節 上水道施設災害予防計画

〔上下水道課〕

1 計画の概要

災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 災害対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧についての災害対策マニュアルを策定する。

(2) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等へ計画的に参加し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の設計・施工等の技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、応急給水訓練等の訓練を実施する。

(3) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部署及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道施設管理図等、指定避難所等の情報を盛り込んだ応急復旧用図等を整備する。

(4) 関係行政機関との連携及び連絡調整

応急対策が円滑に実施できるよう関係機関との連携及び連絡調整を図る。

(5) 予備資材の確保

応急復旧時に支障が生じないように予備資材の確保を図る。

(6) 緊急時連絡体制の確立

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアルを作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 発電設備等の設置

長時間停電に対応するため、発電設備等を設置する。

(8) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の備蓄に努めるとともに、関係業者との災害発生時における優先供給協定の締結等によりこれらの確保に努める。

3 広報活動

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、市の広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等、被災地においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

4 水道施設の被害想定

市は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、災害が発生した場合における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

ア 管路の被害想定

イ 構造物・設備の被害想定

ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

ア 水道施設ごとの応急復旧期間

イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

ウ 医療施設、指定避難所等の重要施設への給水の確保

5 水道施設の災害予防対策

市は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

(1) 重要施設の耐震化等の推進

災害による被害を軽減するために、次により老朽化した水道施設の補強及び更新等を実施し、耐震化の推進及び安全性の強化を図る。

ア 配水池等の構造物の耐震化

イ 口径300mm以上の基幹管路並びに病院及び指定避難所等の重要給水施設に至る送配水管の優先的な耐震化、老朽管路の計画的な耐震化

ウ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするために、バックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）

イ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

ウ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

- エ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (3) 機械設備や薬品管理における予防対策
機械・電気及び計装設備の振動による滑動、転倒等の防止
- (4) 二次災害の防止
各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策資機材等の整備

- (1) 応急給水用資機材の整備
市は、応急給水用に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水器及びポリタンク等の応急給水資機材の整備に努める。
- (2) 応急復旧資機材の整備
計画的に応急復旧資材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。
 - ア 発電機及び漏水発見器等の応急復旧機械器具の整備
 - イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧資材の備蓄
 - ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - エ 復旧資機材等の緊急調達計画の策定
 - オ 作業員の安全装備等の常備

7 生活用水水源の確保

- 市は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、設置状況の把握に努める。

第21節 下水道施設災害予防計画

〔上下水道課〕

1 計画の概要

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 災害時応急対策マニュアルの策定

緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた災害時緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(2) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会等へ計画的に参加し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(3) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(4) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討する。

(5) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(6) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(7) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（事業継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

(8) 発電設備等の設置

長時間停電に対応するため、発電設備等を設置する。

3 広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

4 下水道施設の災害予防対策

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び主要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確率が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、下水道の機能が保持できるよう、水道施設の耐震性及び安全性について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継手を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講じる。

(2) 安全確保対策

ア 管理図書の整理

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整理と保管に努めるとともにそのバックアップを図って安全性を向上させる。

イ 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変化が発生している箇所を把握しておく。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

エ 維持修繕基準の創設

② 〈1. 予防〉 第21節 下水道施設災害予防計画

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として、5年に1回以上の点検を実施する。また、それ以外の箇所の点検方法や頻度を「寒河江市下水道ストックマネジメント計画」に記載する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

(4) 洪水時の施設対策

洪水ハザードマップにより、下水処理施設である寒河江市浄化センターは、浸水2m～5mの区域に指定されている。洪水時には、下水道施設能力が低下又は停止するおそれがあるため、住民に対して以下の対策を図る。

ア 施設への立ち入り禁止措置

下水道施設への立ち入り禁止の措置を図る。

イ 下水道利用者への協力依頼

施設機能回復まで、下水道区域内の水使用の抑制へ協力を図る。

5 災害復旧資機材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、広域的な支援体制の中で確保を図る。

第22節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

〔防災危機管理課・上下水道課・健康福祉課・市民生活課〕

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、市等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 基本的な考え方

- (1) 市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 市及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 市は、住民の備蓄を補完するため、山形盆地断層帯被害想定調査の結果等を参考に、指定避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 市は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用液体ミルク等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

市は、2の(3)及び(4)により食料の供給体制を整備する。

(2) 給水体制の整備

ア 市は、2の(3)及び(4)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 市は、関係団体等と給水に関する情報ネットワークを整備するなど、情報の共有化に努める。

ウ 災害時や緊急時にプールの水を浄水し、飲み水として提供できる支援体制を構築する。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、段ボールベット、防災マット等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器、使い捨て哺乳瓶 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング、段ボールパーテーション ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、発電機、携行缶 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

市は、2の(3)及び(4)により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び指定避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

市は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

(5) し尿処理

市は、簡易トイレを2の(3)及び(4)により備蓄（流通備蓄を含む。）する。

4 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、備蓄場所を確保し、緊急に必要な物資を計画的に備蓄しておく。また、市及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常

食を含む非常持出品を準備する。

イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

5 飲料水等の確保

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくなど、飲料水の確保を行う。
- (2) 非常災害時における応急給水計画を作成する。その際、医療機関や社会福祉施設・要配慮者利用施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。

ア 住民における貯水

- (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
- (5) 取水、送水、配給水施設をすみやかに復旧して飲料水の確保をはかるために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
 - (6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

6 医薬品等の確保

- (1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

7 防疫対策

- (1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- (2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、衛生班、医師、保健師又は看護師等をもって編成する。

8 し尿処理対策

- (1) 必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画に努める。
- (2) 日ごろから、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第23節 要配慮者の安全確保計画

〔商工観光部・健康福祉部〕

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、県、市、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、市は、地域の町内会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(ア) 市は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握に当たっては、民生委員・児童委員及び町内会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(イ) 市は、市地域防災計画に基づき、防災危機管理課と健康福祉課など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したもとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 市は、市地域防災計画に基づき、防災危機管理課と健康福祉課など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情

報の適切な管理に努める。

- (エ) 市は、市防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
 - (オ) 市は、市防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
 - (カ) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
- 市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。
- (ア) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
 - (イ) 避難行動要支援者名簿及び個別計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。
 - (ウ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (2) 情報伝達、避難誘導體制の整備
- ア 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。
 - イ 避難支援者の明確化

市は、町内会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。
 - ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

市、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、市は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所

② 〈1. 予防〉 第23節 要配慮者の安全確保計画

への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

市は、避難支援者、町内会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した指定避難所等の確保

市は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、市は要配慮者の中には指定避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じ、要配慮者の家庭、町内会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 市の体制整備

市は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

(8) 緊急連絡体制の整備

ア 地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの伝達方法及び誘導担当者を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

イ 要配慮者利用施設に対し、県や関係機関と協力し土砂災害に関する情報等を施設管理者に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立を図る。

<避難行動要支援者名簿について>

(1) 避難支援関係者となるもの

警察、消防、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、その他福祉関係機関等の避難支援等の実施に関わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する対象者の範囲

ア 介護保険法における要介護3～5の認定を受けているもの

イ 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の者で町内会等が支援の必要を認

めた者

ウ 身体障害者手帳1級・2級（総合等級）を所持する身体障害者（上肢、心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものを除く。）

エ 療育手帳Aを所持する知的障がい者

オ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

カ 町内会等が支援の必要を認めた者

キ 市長が認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害対策基本法第49条の10の規定により、要配慮者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、市関係課で把握している個人情報を利用する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 情報提供同意の有無

カ 避難支援等を必要とする事由

キ アからカまでに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン（個別計画）に記載された個人情報並びに支援上知り得た秘密を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その役割を退いた後も同様とする。

災害対策基本法に基づき、避難支援者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明する。

個人情報の漏えい等を防止するため、避難支援等関係者に対し、市から提供された避難行動要支援者名簿等の内容を独自に電子データ化することを禁止するとともに、保持の必要がなくなった場合には、速やかに返却するよう指導する。

(6) 要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難のための立ち退きは行っていない。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

民生委員児童委員への避難支援プラン更新事務依頼の際、避難支援者の支援はあくまでも任意の協力により行われるものであり、避難行動要支援者の可能な限りの自助及び同居家族の最大限の協力が必要不可欠であることを周知している。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じ

て、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日ごろから受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日ごろから防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡し基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

キ 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 市は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。受入可能な余裕スペースの確認を図るため、社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努める。

エ 社会福祉施設等の災害予防対策

自衛消防組織の設置や職員を迅速に参集させる職員動員体制の確立に努める。また、消防、警察、医療機関、近隣施設等との情報連絡体制や、地域住民、ボランティア団体等の応援体制の確立を図り、防災体制の整備に努める。

オ 非常災害時の整備

県及び市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

4 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

市は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

市は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

(5) 安否調査

日本赤十字社を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答する。

5 避難体制の確立

(1) 誘導担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

(2) 指定避難所や避難路の指定は、地区の要配慮者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮する。

第24節 積雪期の地震災害予防計画

[防災危機管理課]

1 計画の概要

他の季節に比べ、より大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、市及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

2 克雪対策

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

(イ) 市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 雪崩防止対策の推進

市は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

市は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

市は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

市は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

3 緊急活動対策

(1) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(2) 指定避難所の整備

ア 指定避難所の寒冷対策

市は、積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、指定避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(3) 積雪期用資機材の整備

市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

第25節 相互応援体制の整備

〔防災危機管理課〕

大規模な災害時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制のさらなる整備充実を図る。

1 自治体等との相互応援協力

自治体等との応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて現在締結されている災害時の相互応援に関する協定の内容をさらに充実したものとするために、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

- (1) 連絡体制の確保
 - ア 災害時における連絡担当部局の選定
 - イ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - ア 主な応援要請事項の選定
 - イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達
- (3) 市では現在、次のとおり協定を締結している。

協定名	協定先	応援内容
大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 (資料3-1) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について (資料3-2)	県内市町村	ア 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供 イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等 ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等 エ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等 オ 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等 カ 被災者の一時収容のための施設の提供等 キ 上記に定めるもののほか、特に要請のあった事項
山形県広域消防相互応援協定書 (資料3-3)	県内市町村及び消防の一部事務組合	消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材を出動させての応援活動 ア 普及応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請を待たずに出動する応援

		<p>イ 特別応援</p> <p>市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地在市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援</p>
山形県消防防災ヘリコプター応援協定 (資料3-6)	山形県、県内の市町村及び消防の一部事務組合	山形県消防防災ヘリコプターによる消防その他救急救助等の応援活動
山形自動車道山形県市町消防相互応援協定書 (資料3-7)	山形市、中山町西村山広域行政事務組合	山形自動車道において火災及びその他の災害が発生した場合における、消防業務の相互応援
姉妹都市災害時相互支援協定 (資料3-8)	神奈川県寒川町	<p>ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供</p> <p>イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供</p> <p>ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等</p> <p>エ 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣</p> <p>オ ボランティアのあっせん</p> <p>カ 児童生徒の受入れ</p> <p>キ 被災者に対する住宅のあっせん</p> <p>ク 上記に掲げる者のほか、特に要請のあった事項</p>
災害時における寒河江市内郵便局と寒河江市間の協力に関する覚書 (資料3-9)	市内の郵便局	<p>ア 市内に災害が発生した場合における災害対策の効果的な推進に向けた協力</p> <p>(ア) 局が実施する事項</p> <p> a 災害救助法適用時における郵便、郵便貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱並びに援護対策</p> <p> b 指定避難所への必要に応じ、臨時に郵便差出箱の設置</p> <p>(イ) 相互に実施する事項</p> <p> 必要に応じ、局又は市が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供</p> <p>イ 市内に災害が発生した場合には、相互に協力を要請することができる。</p> <p>(ア) 局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供</p> <p>(イ) 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供</p>

② 〈1. 予防〉 第25節 相互応援体制の整備

		(ウ) 上記以外の事項で協力できる事項
日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」 (資料3-10)	日本水道協会山形県支部	被災事業体の応急給水及び応急復旧に全面的に協力する。
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 (資料3-10-1)	山形県葬祭業協同組合	災害時における棺等葬祭用品を確保するため協定する。
災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書 (資料3-10-2)	市管工事組合 市管工事業協同組合	市が管理する水道施設が、地震、風水害その他の災害を受けた時、給水機能を早期に回復するため応急復旧工事等を応援する。
寒河江ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書 (資料3-10-3)	国土交通省東北整備局最上川ダム統合管理事務所	洪水被害等の発生が予想される場合に、市が住民に対して行う災害情報等の提供に当たり、放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設を利用し行う。
災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定書 (資料3-11)	株式会社おーばん さがえ西村山農業組合 株式会社サンデー 株式会社たかき 株式会社ツルハ 日東ベスト株式会社 マックスバリュ東北株式会社 株式会社ヤマザワ 株式会社ヤマザワ薬品 株式会社ヨークベニマル ホームック株式会社	災害時等の緊急事態において必要となる食料品、飲料水、日用品の物資について、市(対策本部)の要請により、各事業所が保有する物資の供給を協力する。
防災関連情報の受配信に関する協定 (資料3-12)	国土交通省東北整備局山形河川国道事務所	河川カメラ画像、現地災害カメラ画像の提供
災害等の応急対策に関する協力協定 (資料3-13)	市建設クラブ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、障害物の除去、被災箇所の応急措置及び応急工事、建設機械・資材等の提供など応急対策に協力する。

災害時の協力に関する協定書 (資料3-14)	東北電力株式会社 天童営業所	大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置した場合、必要に応じ市から要請を待つことなく対策本部へ社員の派遣をする。大規模な停電等が発生した場合、情報の提供と公的拠点施設への電力設備の復旧を優先して実施する。(電源車の使用を含む)
災害時の情報交換に関する協定 (資料3-15)	国土交通省東北整備局	災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣、受入について協定する。
災害時の応援協力に関する協定書 (資料3-16)	寒河江西村山建設 コンサルタント協議会	大規模な災害が発生した場合、市所管の公共施設の被害状況調査に対し災害時応援協力を実施する。
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (資料3-17)	山形県生活協同組合連合会 (連名:共立社寒河江生協地域理事会)	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保護活動、生活情報の収集・提供、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力を実施する。
災害時の緊急対策用燃料等の供給応援に関する協定 (資料3-18)	山形県石油協同組合寒河江支部 山形県LPガス協会西村山支部	災害発生時に、緊急対策用燃料等の供給応援を実施する。
災害時等における物資調達に関する協定書 (資料3-19)	東北カートン株式会社	災害発生時に、指定避難所等で使用する段ボールベッド等の段ボール製品を市の要請により緊急搬送する。
大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定 (資料3-20)	山形県解体工事業協会	大規模な災害が発生した場合に、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を実施する。
災害時相互応援協定 (資料3-21)	宮城県岩沼市	(1) 生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋 (2) 応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋 (3) 応援、救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋 (4) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
災害時における飲料水等の提供に関する協定書 (資料3-22)	株式会社リプライ	災害発生時に、飲料水等の供給応援を実施する。
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-23)	社会福祉法人松寿会	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。

② 〈1. 予防〉 第25節 相互応援体制の整備

災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-24)	社会福祉法人悠々会	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-25)	社会福祉法人妙光福祉会	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-26)	株式会社タイヨウ	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-27)	医療法人東北医療福祉会	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-28)	有限会社ウェルネスさがえ	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-29)	株式会社ユニバーサル山形	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-30)	株式会社テイクオフ	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-31)	特定非営利活動法人あじさい	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書 (資料3-32)	ヤマト運輸株式会社山形主管支店	災害時に貨物自動車による物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営の支援協力を実施する。
災害時等における福祉避難所の指定等に関する協定書 (資料3-33)	医療法人ゆうし会	施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に要配慮者の受入先として運営する。
災害時等における支援協定書 (資料3-34)	日本下水道事業団	災害時に下水道施設の機能回復を図り、浸水被害の拡大、生活環境の悪化等を防止する。

災害時における復旧支援に関する協定 (資料3-35)	公益社団法人日本 下水道管路管理業 協会	災害時に被災した施設の機能の早期復旧を実施する。
災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書 (資料3-36)	山形県	施設を義援物資集積配分拠点として運営する。
寒河江市と寒河江市内郵便局との包括連携協定 (資料3-37)	寒河江市内郵便局	日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び市民サービスの向上を図る。
災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 (資料3-38)	一般社団法人山形 県建築士会西村山 支部	被災建築物応急危険度判定業務を実施する。
災害時の施設使用等の協力に関する協定書 (資料3-39)	株式会社丸松青果	市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際の施設使用等に協力する。
災害時の施設使用等の協力に関する協定書 (資料3-40)	グループホームス マイルしばはし	災害時の施設使用等の協力
災害時におけるタクシーによる人員の輸送等の協力に関する協定書 (資料3-41)	中央タクシー株式 会社	災害対策の実施の際の人員、物資輸送
災害時における施設使用の協力に関する協定書 (資料3-42)	中央タクシー株式 会社	市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際の施設使用等に協力する。
災害に係る情報発信等に関する協定 (資料3-43)	ヤフー株式会社	災害時に係る情報発信
災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定 (資料3-44)	山形三菱自動車販 売株式会社 寒河江自動車株式 会社	災害時における非常用電源として活用できる電気自動車及び給電装置の貸出
災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書 (資料3-45)	株式会社丸の内運 送	貨物自動車による物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等を運営する。
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	寒河江温泉協同組 合	要配慮者等の避難場所として宿泊施設を提供する。

② 〈1. 予防〉 第25節 相互応援体制の整備

(資料3-46)		
自治体・消防・警察3者間における災害協力協定書 (資料3-47)	西村山広域行政事務組合消防本部 寒河江警察署	相互協力による被害情報の共有を図り、迅速な対応を行う。
災害時における避難所等施設利用に関する協定書 (資料3-48)	イオン東北株式会社 DMC株式会社 株式会社おーばん ホールディングス 株式会社ツルハ寒河江西店 株式会社カワチ薬品 株式会社ダイナム	施設を避難所及び避難場所としてあらかじめ指定し、災害発生時に使用する。
大規模地震等の災害時における創価学会寒河江会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書 (資料3-49)	創価学会山形県事務局	施設を一時避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時に使用する。

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ近隣市町村間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

第26節 ため池災害予防計画

〔農林課・防災危機管理課〕

1 計画の概要

市内の農業用ため池が被災した場合には、安定的な農業用水の供給が停止するばかりでなく、下流域の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

2 ため池施設の災害予防対策

市は、県と連携し、災害で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

第2章

災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

〔全 部〕

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関等と緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、寒河江市災害対策本部（以下この節において「本部」という。）を設置する。

(1) 本部組織

本部は、本部員会議並びに部及び班からなる。

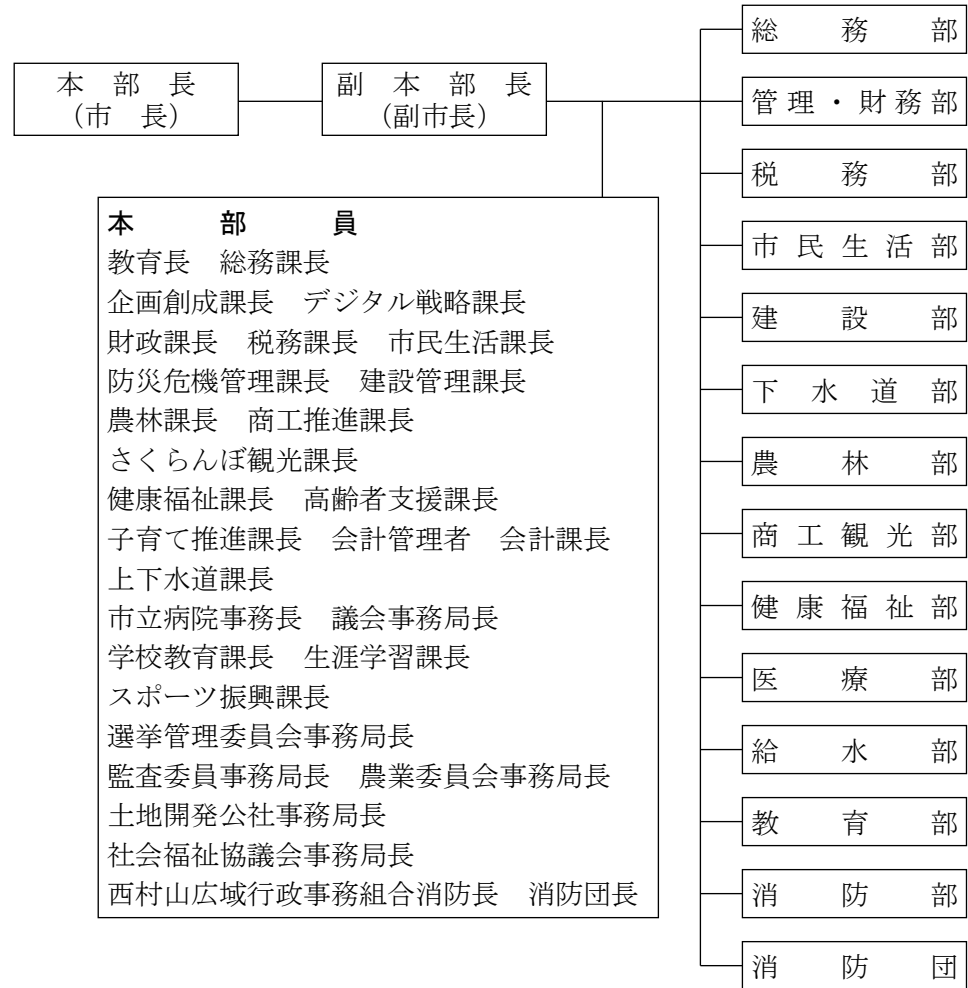
ア 本部員会議

(ア) 組織

- a 本 部 長 市 長
- b 副 本 部 長 副市長
- c 本 部 員

教育長、総務課長、企画創成課長、デジタル戦略課長、財政課長、税務課長、市民生活課長、防災危機管理課長、建設管理課長、農林課長、商工推進課長、さくらんぼ観光課長、健康福祉課長、高齢者支援課長、子育て推進課長、会計管理者、会計課長、上下水道課長、市立病院事務長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、土地開発公社事務局長、社会福祉協議会事務局長、西村山広域行政事務組合消防長、消防団長

イ 組織図



(2) 本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ・特別警報※発表時 (※大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、噴火警報(居住地域)又は噴火警戒レベル4以上) ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・市長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策がおおむね完了したとき。 ・市長が特に必要がなくなったと認めたとき。

イ 市長に事故があるときは副市長が、市長、副市長ともに事故があるときは総務課長が本部を設置する。

ウ 設置場所

本部は、庁舎内に設置する。万が一、庁舎が被災し使用不能となった場合には次の場所に設置する。

第1 予定場所 寒河江市総合福祉保健センター

第2 予定場所 寒河江市文化センター

エ 本部を設置又は廃止した場合の通知等

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文

書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 本部の運営等

ア 会議

- (ア) 本部員会議は、本部長が招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部長にその旨申し出る。
- (エ) 本部長は、必要と認めるときは、防災関係者を会議に出席させる。

イ 協議事項

本部員会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (イ) 非常配備体制への切替及び解除に関すること。
- (ウ) 関係団体に対する応急対策の要請又は避難の指示に関すること。
- (エ) 応急災害救助に関すること。
- (オ) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (カ) 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費に関すること。
- (ク) その他、災害対策に関する重要な事項

(4) 部及び班

部及び班の編成並びに事務分掌は、次のとおりである。

部 (◎部長、○副部長)	班及び課等の所属	事務分掌
総務部 ◎総務課長 ○防災危機管理課長 ○議会事務局長 ○監査委員事務局長 ○選挙管理委員会事務局長	総務班 総務課 防災危機管理課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関すること。 ・警報、避難指示等の伝達に関すること。 ・気象情報及び災害情報の取りまとめに関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・広域応援要請に関すること。 ・自衛隊及び県消防防災ヘリコプターの派遣要請に関すること。 ・被害状況の集計及び報告に関すること。 ・職員の動員及び派遣に関すること。 ・被災職員の公務災害及び福利厚生に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・市有自動車の配車に関すること。
	広報班 企画創成課 広報公聴係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の広報及び公聴に関すること。 ・災害記録、写真等の収集に関すること。 ・報道機関の対応に関すること。

② 〈2. 応急〉第1節 応急活動体制の確立

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害統計に関すること。
管理・財務部 ◎企画創成課長 ○財政課長 ○デジタル戦略課長 ○会計管理者 ○会計課長	管理班 企画創成課 デジタル戦略課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部各部間等の調整に関すること。 ・国及び県に対する要望等の取りまとめに関すること。 ・情報システムの保全及び復旧に関すること。 ・炊き出し及び食料、必要物資の供給に関すること。 ・チェリーランドの災害対応に関すること。
	財務班 財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 ・庁舎機能の保全及び復旧に関すること。 ・災害応急対策の予算措置に関すること。 ・災害対策用資金の応急出納に関すること。 ・救済資金、義援金等の保管に関すること。
税務部 ◎税務課長	税務班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現地の被害調査に関すること。 ・災害時の税の減免に関すること。 ・固定資産の被害判定に関すること。
市民生活部 ◎市民生活課長	市民生活班 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の相談窓口に関すること。 ・義援金品の受付窓口に関すること。 ・町会等地域との連絡調整に関すること。 ・廃棄物及びし尿の処理に関すること。 ・遺体の埋火葬に関すること。
建設部 ◎建設管理課長 ○土地開発公社事務局長	建設班 建設管理課 都市整備係 管理係 土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ・土木施設の被害調査に関すること。 ・道路、橋梁等の応急復旧に関すること。 ・建設事業者との連絡調整に関すること。 ・水防作業の指導に関すること。 ・公園、緑地の被害調査に関すること。
	建築住宅班 建設管理課 総務計画係 建築住宅係	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害調査及び危険度判定に関すること。 ・市営住宅の応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・被災家屋の復旧指導に関すること。
下水道部 ◎上下水道課長	下水道班 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関すること。 ・下水道施設の保全及び復旧に関すること。 ・仮設トイレの設置に関すること。 ・その他下水道の災害対応に関すること。
農林部 ◎農林課長 ○農業委員会事務局長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農作物及び農業施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 ・被災農家に対する資金融資等に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。 ・災害時の農作物、果樹等の病虫害発生予防及び防除に関すること。 ・家畜の防疫並びに飼料の調達確保及び輸送に関すること。 ・農業関係団体との連携及び協力に関すること。
商工観光部 ◎商工推進課長 ○さくらんぼ観光課長	商工観光班 商工推進課 さくらんぼ観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災商工事業者の資金融資に関すること。 ・中心市街地活性化センターほか、所管施設の保全及び災害復旧に関すること。 ・観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ・観光客の避難及び安全確保に関すること。 ・チェリークアパーク及び工業団地に係る災害対応に関すること。
健康福祉部 ◎健康福祉課長 ○子育て推進課長 ○高齢者支援課長 ○社会福祉協議会事務局長	福祉総務班 健康福祉課 福祉総務係 国保医療係 社会福祉協議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の健康福祉業務の総括に関すること。 ・義援物資及び義援金の配付等に関すること。 ・災害ボランティアの受入並びにボランティア支援本部の設置及び運営に関すること。 ・民生委員、日本赤十字社等との連携に関すること。
	援護班 健康福祉課 生活福祉係 介護福祉係 地域包括支援係 子育て推進課 子ども支援係 家庭支援係 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設等の被災状況の把握に関すること。 ・要配慮者対策に関すること。 ・生活保護家庭被災者に対する援護対策に関すること。 ・保育児童の安全確保及び災害時の児童福祉に関すること。 ・災害時の介護支援に関すること。
	救護衛生班 健康福祉課 市民健康係 子育て推進課 すくすく健康係	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康管理に関すること。 ・救護所の開設に関すること。 ・医師会との連携及び医師、歯科医師ほか医療従事者の協力要請に関すること。 ・救急薬品の確保及び供給に関すること。

2 (2. 応急) 第1節 応急活動体制の確立

		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者並びに被災地の防疫及び伝染病予防に関すること。
医療部 ◎市立病院事務長	医療班 市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の医療に関すること。 ・病院機能の保全及び応急措置に関すること。 ・入院患者等の安全確保に関すること。 ・医薬品の確保及び供給に関すること。 ・その他災害時の医療提供に関すること。
給水部 ◎上下水道課長	給水班 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の調達及び供給に関すること。 ・水道事業に係る広域応援に関すること。 ・その他水道の災害対応に関すること。
教育部 ◎教育長 ○学校教育課長 ○生涯学習課長 ○スポーツ振興課長	学校教育班 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の被害調査及び災害対策に関すること。 ・災害時における児童・生徒等の安全確保に関すること。 ・災害時の応急教育に関すること。 ・教科書、学用品等の支給に関すること。 ・学校等を指定避難所とする場合の協力に関すること。 ・その他災害時の教育行政に関すること。
	地域連携班 生涯学習課 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設、体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・指定避難所の管理及び運営に関すること。 ・災害活動に協力する地域団体との連絡調整に関すること。
消防部 ◎西村山広域行政事務組合消防長	連絡調整・配備班 西村山行政事務組合消防本部 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場本部の設定及び表示に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・資機（器）材の調達及び公用負担に関すること。 ・非常食、燃料等の調達補給に関すること。
	情報班 西村山行政事務組合消防本部 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・要救護者の確認及び被災危険者の避難に関すること。 ・死傷者の調査に関すること。 ・災害原因及び損害調査に関すること。 ・火災・災害等速報等の災害情報の収集に関すること。 ・現場広報及び報道関係機関への情報の提供に関すること。
	指揮班 西村山行政事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動の統制に関すること。 ・消防水利の統制に関すること。 ・非番出動職員の配置分担に関すること。

	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関する事。 ・山形県広域消防相互応援要請及び緊急消防援助隊要請における関係機関との連絡調整に関する事。 ・防ぎょ図作成調査に関する事。 ・その他現場活動に関する事。
	警 防 班 西村山行政事務組合消防本部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害全般の警戒及び防ぎょに関する事。 ・消防水利の維持に関する事。 ・救急及び救助業務に関する事。 ・防ぎょ図作成に関する事。
	通信指令班 西村山行政事務組合消防本部 通信指令課	<ul style="list-style-type: none"> ・出動指令に関する事。 ・消防通信の運用統制に関する事。 ・通信施設の保守管理に関する事。 ・消防活動の記録に関する事。 ・その他通信に関する事。
消 防 団 ◎消防団長		<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の非常招集に関する事。 ・災害の警戒及び防ぎょの実施に関する事。 ・救急及び救助の実施に関する事。 ・行方不明者の捜索及び収容に関する事。

(5) 現地対策本部の設置

市長は本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

- ア 市長は、災害対策本部員会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。
- イ 市長は、現地対策本部員として、災害対策本部員の中から必要人員を派遣する。
- ウ 設置及び廃止基準は本部の例に準ずる。

2 災害対策連絡本部

市域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本部の設置基準に達しない場合には、副市長を本部長とする災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱から5強の地震が観測されたとき。 ・相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・市長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策がおおむね完了したとき。 ・災害対策本部を設置したとき。 ・市長が特に必要がなくなると認めたとき。

イ 設置場所 連絡本部は、庁舎内に設置する。

② 〈2. 応急〉第1節 応急活動体制の確立

ウ 連絡本部を設置又は廃止した場合の通知等本部に準じて行う。

- (2) 連絡本部の組織、運営等
連絡本部の組織及び運営等は本部に準ずる。

3 職員の動員配備計画

- (1) 計画の概要

災害応急対策を迅速に推進するため、市職員の動員体制について定める。

- (2) 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

- (3) 配備体制の一般的基準

ア 配備体制の一般的基準は、地震及び風水害等とし、災害の処理に係る課、局の長は、あらかじめ職員の配備計画を立て、職員に徹底しておく。

イ 配備体制ごとにあらかじめ指定した職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

ウ 各配備の種別、災害対策組織基準及び職員配置基準は次のとおりとし、配備体制の決定は、市長が行う。

- (4) 配備体制に関する基準

ア 第1次配備（初期配備及び災害対策警戒体制）

配備基準 (地震)	配備基準 (風水害等)	活動内容	配備態勢
1 市内で震度3から4の地震が観測（気象庁発表）されたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発表されたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	被害の有無などの情報収集、連絡活動を主とした対応を行う。 各課等が管理する施設の点検、各課等の所管業務に係る災害情報の収集等を行う。 各課等の対応結果は総務課長へ報告する。 ※震度3で点検を行った場合も同様とする。	総務課長及び総務課防災担当職員及びライフライン担当課職員 状況によって、警戒配備に移行できる職員体制をとる。

イ 第2次配備（警戒配備又は災害対策連絡本部設置の体制）

配備基準 (地震)	配備基準 (風水害等)	活動内容	配備態勢
1 市内で震度5弱から5強の地震が観測（気象庁発表）されたとき。	1 土砂災害警戒情報など甚大な災害が予想される気象	副市長を本部長とする連絡本部を設置し、情報収集、連絡活動のほか、局地的な災害に対して応	全課等の係長以上の職員 状況によって、非常配備に移行できる職員体制

表) されたとき。 2 その他市長が必要と認め たとき。	情報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他市長が必要と認め たとき。	急対策を必要とする関係各課等のあらかじめ定められた職員をもって業務にあたる。	をとる。
------------------------------------	--	--	------

ウ 非常配備（災害対策本部設置の体制）

配備基準 (地震)	配備基準 (風水害等)	活動内容	配備態勢
1 市内で震度6弱以上の地震が観測（気象庁発表）されたとき。 2 その他市長が必要と認め たとき。	1 特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他市長が必要と認め たとき。	市長を本部長とする本部を設置し、全職員をもって業務にあたる。	全職員

(5) 配備体制ごとの主な活動

ア 第1次配備

第1次配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 総務課長は、地方気象台ほか関係機関と連絡をとり気象警報など必要事項について関係機関に伝達するとともに、町会長その他から災害現地の情報を収集する。
- (イ) 総務課長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係機関から収集する。
- (ウ) 関係課長等は所管する施設等の被害の有無、装備、物資、資器材等を点検し、必要により応急対応を行う。
- (エ) 消防用無線等による通信体制を整え、情報の収集及び現地との連絡にあたる。

イ 第2次配備

第2次配備体制下にあつては、副市長を本部長とする連絡本部を設置し、災害対策活動にあたる。

- (ア) 各部長は、情報収集及び伝達体制を整える。
- (イ) 本部長（副市長）は、関係各部長及び防災会議の委員との相互連絡を密にし、緊急措置について市長に報告し、必要な進言を行う。
- (ウ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長（副市長）に報告する。
 - a 班長及び班員を警戒配備につかせる。

② 〈2. 応急〉第1節 応急活動体制の確立

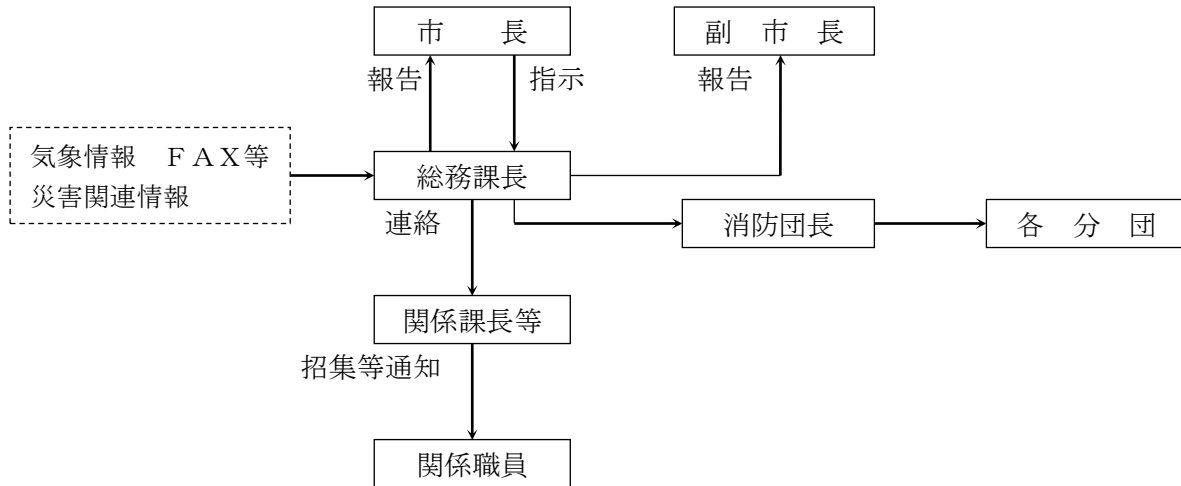
- b 装備、物資、資機材、機械、車両等を必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。
- c 関係各班及び災害対策に関係ある外部の機関との連絡を密にする。
- d 警戒配備から速やかに非常配備に切り替えられる体制を整備しておく。

ウ 非常配備

非常配備体制下にあつては、市長を本部長とする本部を設置し、全職員をもって災害対策活動に当たる。

(6) 動員計画

ア 動員系統図



イ 動員要領

(ア) 勤務時間中における職員配備

- a 総務課長は、災害情報等により配備体制が決定した場合、各課長等に連絡する。
- b 各課長等は、配備編成計画により職員を配備につかせる。

(イ) 勤務時間外及び休日における職員配備

- a 総務課長は、災害の発生を知ったとき、又は県からの災害に関する通知その他情報等により災害が発生しようとしていることを知ったときは、直ちに市長に報告し指示を受けるとともに、必要な総務課職員を非常招集しなければならない。
- b 総務課職員は、総務課長の指示に基づき直ちに各課長等に連絡する。各課長等は、配備要員に緊急連絡しなければならない。
- c 各課長等及び配備要員は、前記連絡を受けたときは直ちに登庁し所要の配備体制に付かなければならない。
- d 配備要員は、招集に応ずる場合、必要により、2食分以上の食料品、作業に適する服装、照明用具等を携帯して登庁しなければならない。

ウ 配備要員の選定及び連絡

- (ア) 各課長等は、配備の種別ごとに要員として充用する職員をあらかじめ選定し、総務課長に連絡する。
- (イ) 総務課長は、各課長等からの連絡に基づき、職員動員体制及び配備体制を整備する。
- (ウ) 各課長等は、各課等の非常連絡網を整備するとともに各課等の非常時の招集計画を職員に周知徹底する。

エ 応援職員の動員

本部の各部において対策上、職員に不足が生じた場合は、次により応援する。

- (ア) 各部内における相互の応援
- (イ) 部内の応援をもってしても、なお不足を生ずるときは、他の部の応援を求める。
- (ウ) 市の全職員をもってしても、なお不足を生ずるとき又は特定の技術員の不足が著しいときは市長の指示により、総務課長は他市町村、県、指定地方行政機関等に対し、次の事項を整理して職員の派遣を要請する。
 - a 派遣を要請する理由
 - b 派遣を要請する職員の職種別人数
 - c 派遣を希望する期間
 - d 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - e 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣に必要な事項

オ 派遣職員に対する給与及び経費の負担

指定地方行政機関、県、他市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定により負担する。

カ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況にあっても、テレビ、ラジオ等で報道される災害情報、遭遇した災害状況等が、配備基準に該当する場合は、招集指示を待つことなくあらゆる手段をもって所定の場所へ参集する。

(イ) その他職員の参集

その他の職員は、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。また、報道機関の災害情報や遭遇した災害状況が、非常配備基準（全職員体制）に該当する場合は、招集指示を待つことなくあらゆる手段をもって所定の場所へ参集する。

4 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

5 複合災害への対応

- (1) 市、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 市、防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 市、防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

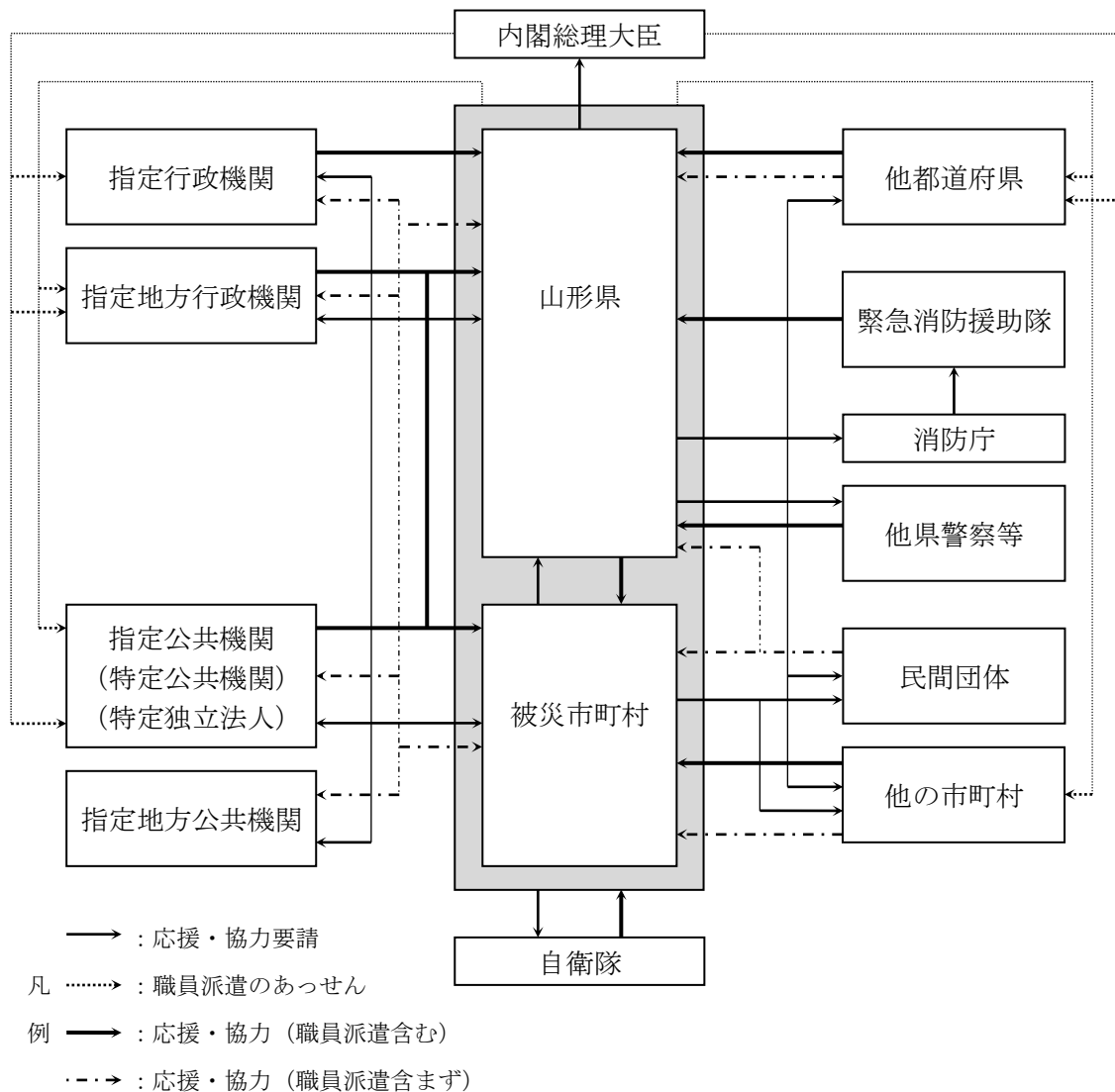
第2節 広域応援計画

〔総務部〕

1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、市内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 市による広域応援要請

(1) 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

(2) 応援の要請等

本編第1章第25節「相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。

ア 災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書により知事又は他の市町村長に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を要する区域
- (ウ) 応援を必要とする期間、人員、車両、資機材及び物資等
- (エ) 応援又は応急措置事項その他参考となるべき事項

イ 市長は、知事若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関の長若しくは指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずる。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、市長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（本章第5節「自衛隊災害派遣計画」参照）

ア 市長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(6) 市の支援体制の構築に係る留意点

ア 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 消防の広域応援

(1) 消防相互応援活動

大規模災害により、市の消防機関の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、消防機関は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して「山形県広域消防相互応援協定書」(資料3-3参照)その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

応援要請を行う消防機関の長は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備する。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

具体的な要請方法、経費の分担方法等については「山形県広域消防相互応援協定」等の定めるところによる。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 市長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 知事は市長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認められた場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 市長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

(3) 緊急消防援助隊の応援活動

ア 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、市及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

イ 出動の要請

市長は県を通して出動の要請を行う。

ウ 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した西村山広域消防本部消防長及び市長は、次の措置を取る。

(ア) 災害状況の把握

(イ) 情報等の提供

(ウ) 応援要請手続の実施

5 広域応援・受援体制

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

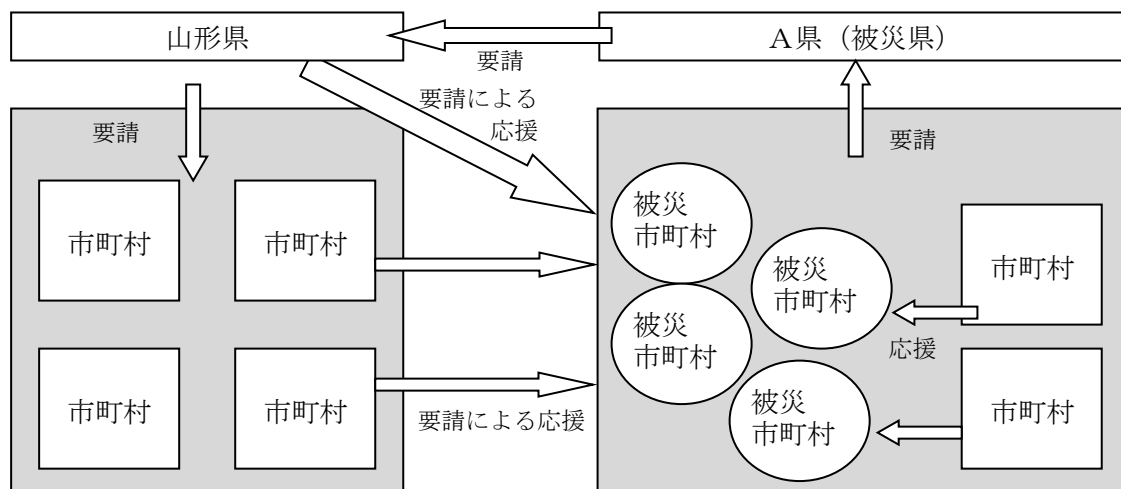
第3節 被災県等への広域応援計画

〔総務部〕

1 計画の概要

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

2 被災県等への広域応援計画フロー



3 広域応援体制

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

4 被災した他県等への広域応援活動

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

市、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動する。

(1) 市の対応

市は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、市と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

第4節 広域避難計画

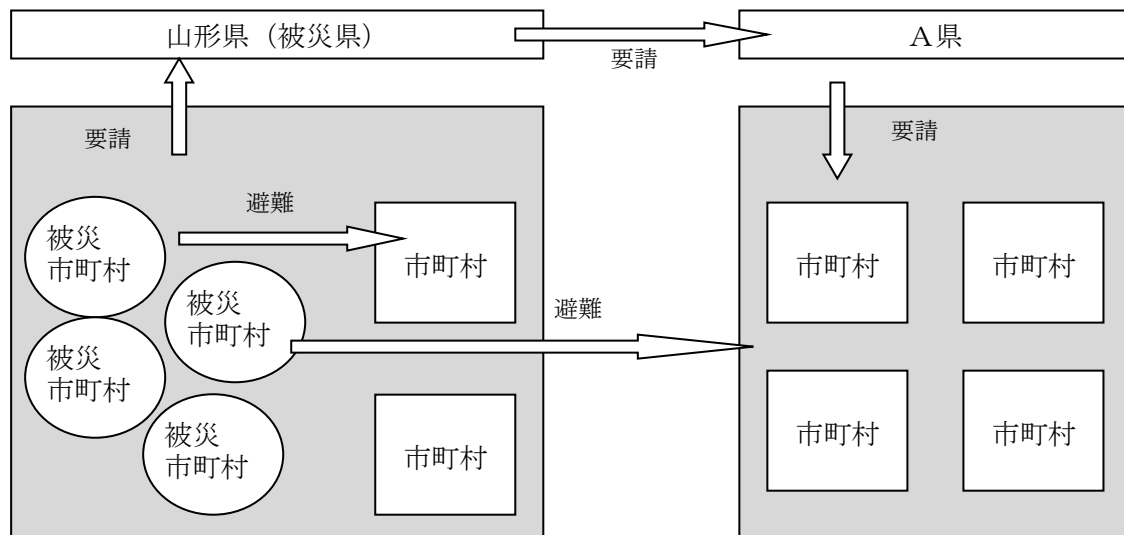
〔総務部〕

1 計画の概要

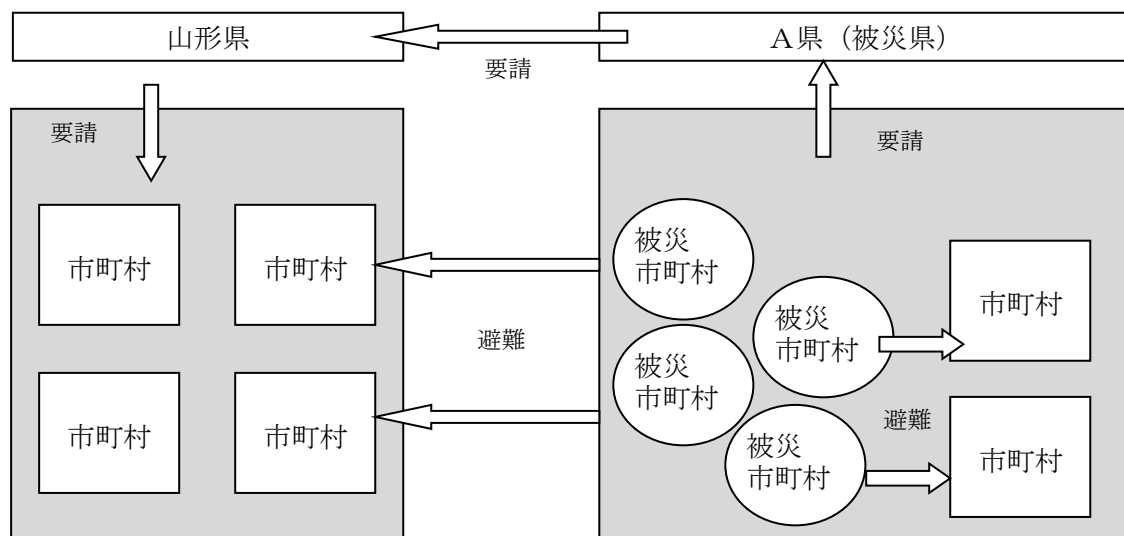
地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

2 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入れ



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難場所

の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

- ア 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

(2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

- (ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- (イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

(3) 広域避難者への配慮

ア 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (ア) 被害の情報
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制に関する情報
- (ク) 被災者生活支援に関する情報

(3) 広域避難に係る事前の備え

市は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

4 他県等からの避難受入れ要請への対応

(1) 避難者への情報提供

市及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、

② 〈2. 応急〉第4節 広域避難計画

在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- ア 被害の情報
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報

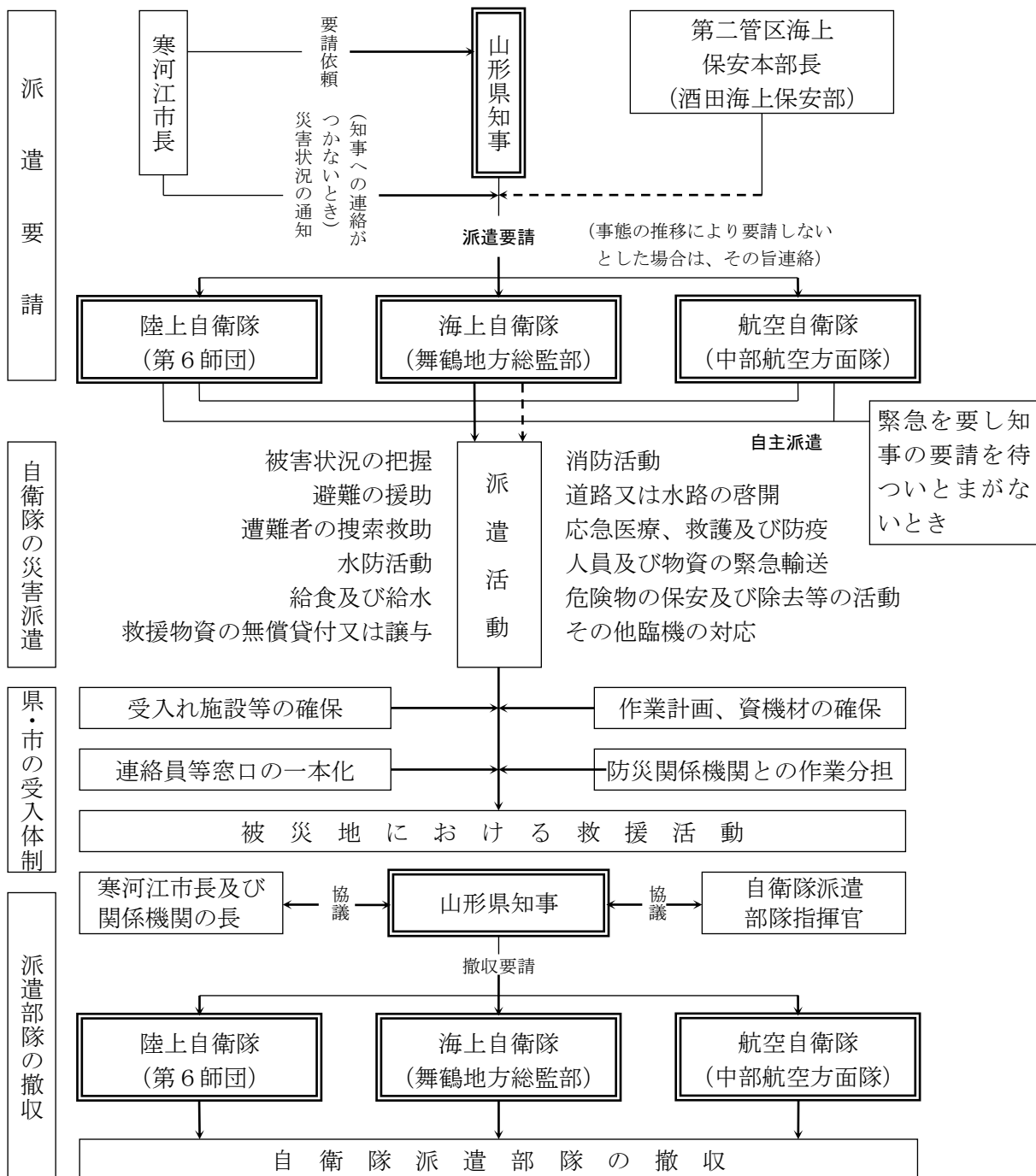
第5節 自衛隊災害派遣計画

〔総務部〕

1 計画の概要

地震による大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

4 自衛隊との連絡調整

- (1) 自衛隊の連絡調整要員の派遣

災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等に当たるため、必要に応じ市災害対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

- (2) 連絡調整員は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施する。

5 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

- (1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、一部市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び撤去を命ずること
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼

ア 市長は、知事に対して災害対策基本法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書（資料4-1）により行う。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼をした場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）
- イ 市長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

市長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定

する者に通知することができる。この場合、市長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

7 自衛隊の自主派遣

- (1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
 - イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
 - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
 - エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること
- (2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理する。
- (3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

8 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面の確保
 - エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
 - オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定
- (3) 受入施設等の確保

市は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

 - ア 事務室
 - イ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - ウ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

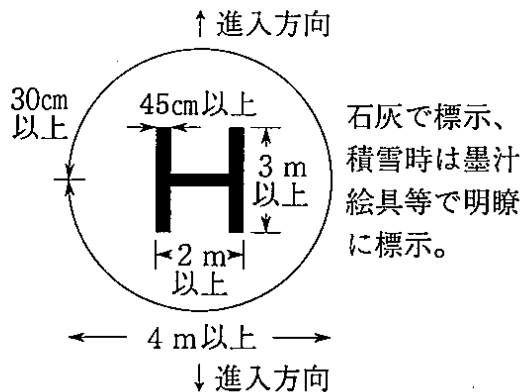
学校、公民館等を宿泊施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。
また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 臨時ヘリポートの設置

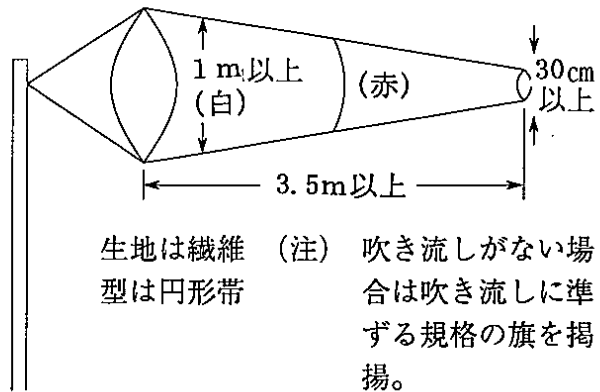
ア 基準を満たすヘリポート（小型機は周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地、中型機は周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m以上の空地、大型機は周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地。）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。（資料8-1参照）

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速が判定できる吹き出しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

(ア) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



ウ 危険予防の処置

- (ア) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- (イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

9 派遣部隊の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- (2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書（資料4-2参照）をもって要請（提出）する。
- (3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

10 救援活動経費の負担

② 〈2. 応急〉第5節 自衛隊災害派遣計画

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

11 派遣要請先及び連絡窓口

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0237-48-1151 内線 5075 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) ファクシミリ 0237-48-1151 内線 5754
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 04-2953-6131 内線 2233 (夜間・休日当直 内線 2204) ファクシミリ 04-2953-6131 内線 2269

第6節 欠

第7節 通信計画

〔総務部〕

1 計画の概要

地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の市の通信連絡手段としては、市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話）、衛星携帯電話を効果的に運用できるよう努める。また、商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備を整備する。

(1) 災害時優先電話の活用

災害発生時には被災地の安否確認等の電話が殺到することにより、通信機能が麻痺状態となり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には、それぞれの緊急通信が阻害されないように、その使用には十分注意し、重要事項の的確な連絡に努める。

市役所、ハートフルセンターの電話	「#」→「0」→相手先の番号をダイヤル（4回線）
上記以外の市の電話：小中学校、保育所、市立病院、上下水道課、文化センター、市民体育館、地区公民館等の施設の電話	通常のダイヤル方法

(2) アマチュア無線

必要のある時は、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(3) 市防災行政無線

市は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、風雪水害警報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と個別受信機からなる設備である。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、市庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

(4) 衛星携帯電話

加入電話が使用不能となった場合は、市の所有する衛星携帯電話（2台）を活用する。

(5) 防災情報伝達制御システム

緊急速報メール等によって、避難指示等の情報を住民へ伝達する。

3 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 市の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

4 通信施設の被害対応

(1) 市防災行政無線の応急復旧計画

市は、市防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

また、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

(2) 通信機器の応急調達

市等の防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第8節 地震情報等伝達計画

〔総務部〕

1 計画の概要

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び放送機関等の防災関係機関が、地震情報を迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

2 地震情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

市は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報の種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手

		<p>手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

(3) 山形県の地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図のとおりである。



3 地震情報等の伝達

山形地方気象台、県、県警察本部、市及び防災関係機関は、地震情報については別図地震情報等の伝達経路図により伝達する。

(1) 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した「地震情報等」を防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関、酒田海上保安部及びその他の防災関係機関へ伝達する。

気象庁は、地震情報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を設置している機関は、気象庁から消防庁を経由し、伝達を受けることもできる。

(2) 県

県は伝達された地震情報を、県防災行政無線等により速やかに関係する市町村、消防本部及び総合支庁へ伝達する。

(3) 県警察本部

県警察本部は、伝達された地震情報を、警察用通信回線等により速やかに関係警察署、関係交番・駐在所及び関係市町村へ伝達する。

(4) 市及び消防本部

市及び消防本部は、伝達された地震情報を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

また、避難指示等の解除にあたって、市は、十分に安全性の確認に努める。

(5) 放送機関

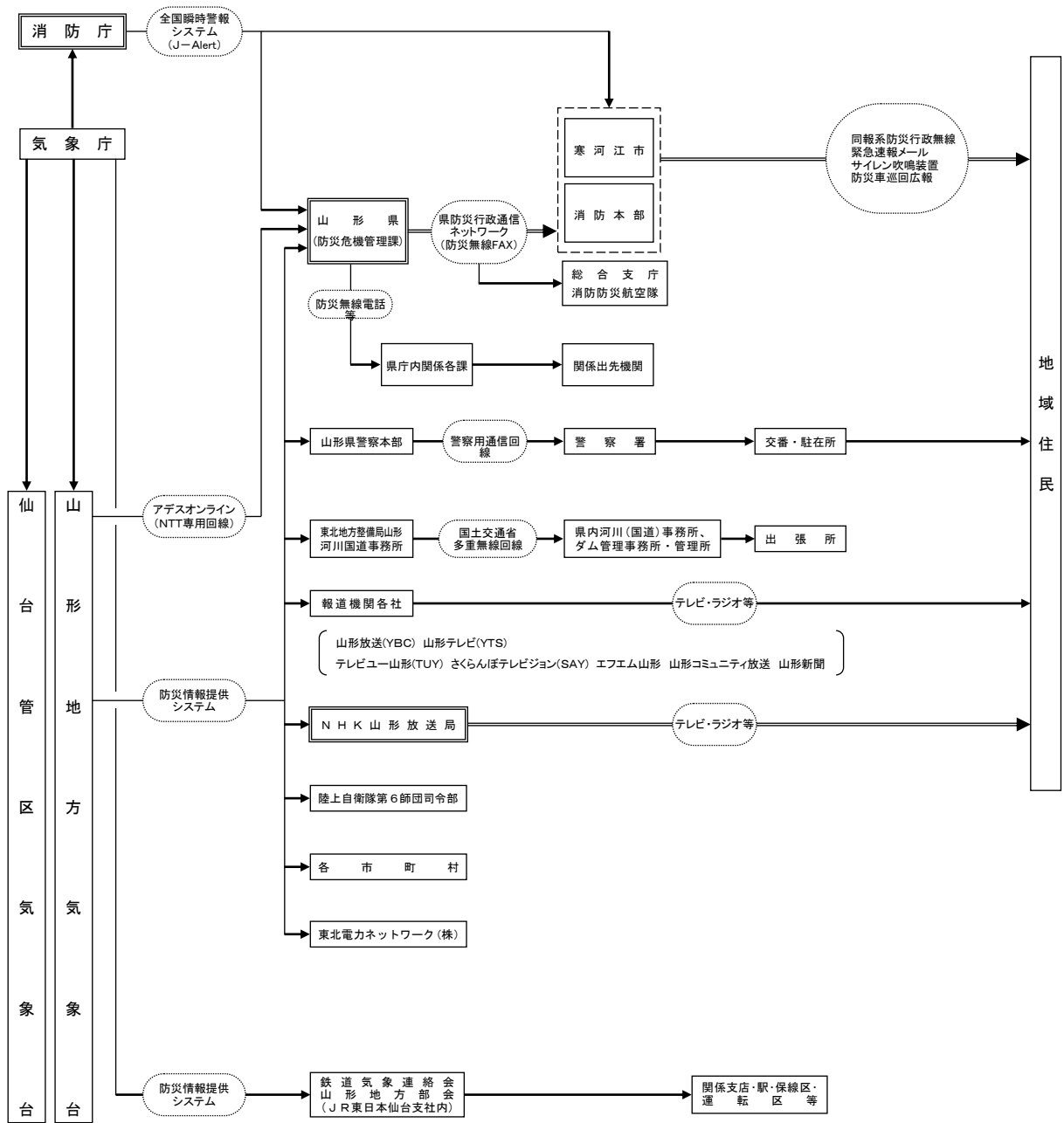
放送機関は、伝達された地震情報を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(6) その他の防災機関

その他の防災機関は、伝達された地震情報を、速やかに関係所属機関へ伝達する。

別図

地震情報等の伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

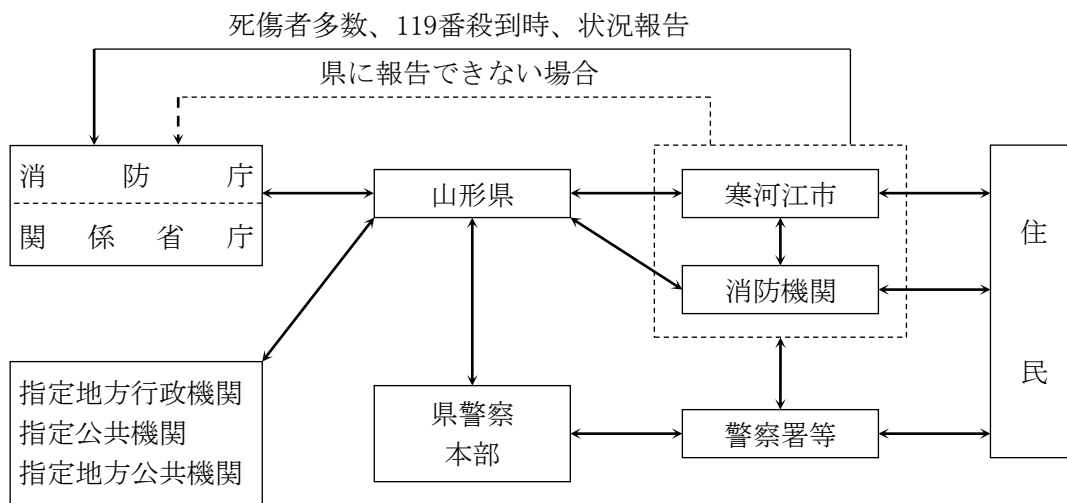
第9節 災害情報の収集・伝達計画

[全部]

1 計画の概要

地震による災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

市は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

なお、ヘリコプター及び無人航空機等による情報収集は、県、県警本部、自衛隊及び第二管区海上保安本部が状況に応じ連携して実施する。

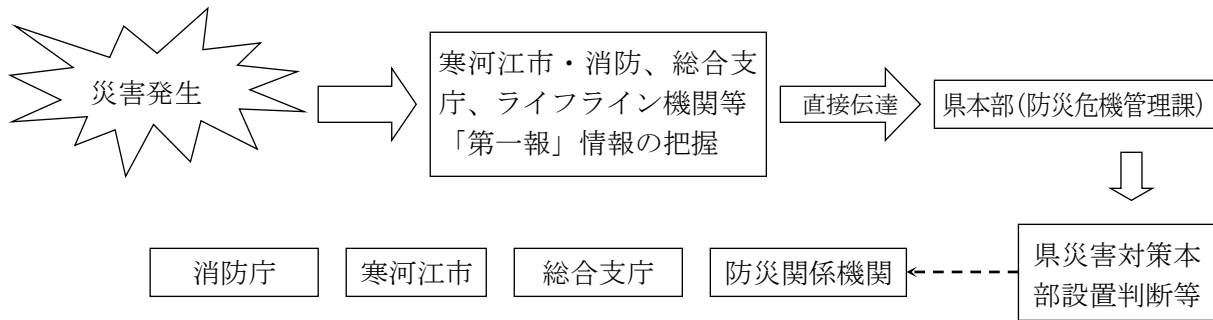
- (1) 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。
- (2) 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

- (1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

市内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、各防災関係機関は直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供する（大きな状況変化時も同じ。）。

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 市は、当該地域において震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。

イ 市（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合には、把握した被害情報を、関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、救急搬送する可能性のある消防本部に迅速に連絡する。

(4) 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び孤立集落が属する市町村に連絡する。また、県及び孤立集落が属する市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

5 災害情報の収集

市長は、市内の災害情報及び所轄に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。ただし、被災状況により県へ報告できない場合は、直接国へ報告する。

(1) 災害情報等収集体制

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって状況把握に当たらせるとともに、各地区ごとに次の情報調査連絡員を置く。

ア 各地区の情報調査連絡員は、町会長の職にある者をもって充てる。

② 〈2. 応急〉第9節 災害情報の収集・伝達計画

イ 消防機関の情報調査連絡員は、消防団の分団長の職にある者をもって充てる。

(2) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- ウ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- エ 出火件数又は出火状況
- オ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏えい事故など）
- カ 輸送関連施設被害（道路、鉄道）
- キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ク 避難状況、救護所開設状況
- ケ 市災害対策本部設置等の状況
- コ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

6 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

市における被害状況の調査は、各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

(2) 調査要領

山形県災害報告取扱要領（資料1－5参照）等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務部に提出する。

7 被害関連情報の発信

市は、収集された災害関連情報等を集約し、県、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策にかかわる防災関係機関に随時伝達する。（報道機関に対する報道要請は、本章第10節「広報計画」による。）

主な災害情報の収集担当部署及びその伝達経路

災害情報	伝達経路
人・住家被害等 全般的被害	<pre> graph LR City[市] --> Murayama[村山総合支庁] Murayama --> Prefecture[県災害対策本部] Prefecture_Police[県警察本部] --> Prefecture </pre>
道路被害	<pre> graph LR Express[東日本高速道路(株)東北支社山形管理事務所] --> Prefecture[県災害対策本部] National[東北地方整備局 山形河川国道事務所] --> Prefecture Prefecture_Roads[村山総合支庁建設部] --> Prefecture Municipalities[市] --> Murayama[村山総合支庁] Murayama --> Prefecture Prefecture_Police[県警察本部] --> Prefecture </pre>
土砂災害被害	<pre> graph LR City[市] --> Murayama_Construction[村山総合支庁建設部] Murayama_Construction --> Prefecture[県災害対策本部] Regional_Bureau[東北地方整備局 山形河川国道事務所] --> Prefecture Prefecture_Police[県警察本部] --> Prefecture </pre>
鉄道施設等被害	<pre> graph LR Railway[東日本旅客鉄道(株)山形支店総務課] --> Prefecture[県災害対策本部] </pre>
上水道施設被害	<pre> graph LR City[市] --> Health_Center[村山保健所] Health_Center --> Prefecture[県災害対策本部] </pre>
下水道施設被害 (公共下水道)	<pre> graph LR City[市] --> Murayama[村山総合支庁] Murayama --> Prefecture[県災害対策本部] </pre>
電信電話施設被害	<pre> graph LR Telecom[東日本電信電話(株)山形支店] --> Prefecture[県災害対策本部] </pre>
電力施設被害	<pre> graph LR Electric[東北電力(株)山形支店 東北電力ネットワーク(株)山形支社] --> Prefecture[県災害対策本部] </pre>
都市ガス施設被害	<pre> graph LR Gas[寒河江ガス(株)] --> Prefecture[県災害対策本部] </pre>

医療機関等被害	市	→	村山保健所	→	県災害対策本部
公立文教施設被害	市教育委員会	→	教育事務所	→	県災害対策本部

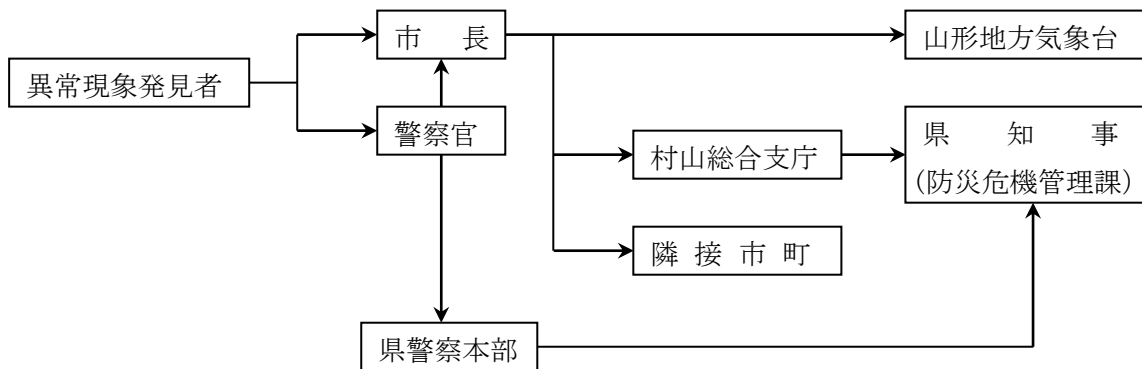
8 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関して定める。

(1) 異常現象

異常音響及び地変等地象に関する事項

(2) 通報要領



9 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

第10節 広報計画

〔総務部〕

1 計画の概要

地震による災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力の促進を図る。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるために広聴活動を展開する。

3 広報活動における各機関の役割分担

防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動にあたって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得る。

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 屋外拡声装置（防災行政無線）による広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (エ) 広報紙による広報
- (オ) チラシ、パンフレットなどの印刷物による広報
- (カ) 指定避難所への広報班の派遣
- (キ) 自主防災組織を通じたの連絡
- (ク) インターネット（市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）・パソコン通信・緊急速報メールなど

② 〈2. 応急〉第10節 広報計画

なお、障がい者や高齢者などの要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

ウ 項目

(ア) 災害発生直後

- a 市災害対策本部設置に関する事項
- b 安否情報（N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について、被災者に周知する。）
- c 被害区域及び被害状況に関する情報
- d 避難（指示・場所等）に関する情報
- e 救護所の開設等救急・医療に関する情報
- f 防疫に関する情報
- g 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
- h ライフラインの被害状況に関する情報
- i 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- j 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- k 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- l 自主防災組織に対する活動実施要請
- m 出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

(イ) 生活再開時期

- a 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- b 民心安定のための情報
- c 相談窓口の設置に関する情報
- d ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
- e ボランティアの受入れ情報

(ウ) 復興期

- a 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- b 被災者に対する援助、助成設置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

エ 担当

市が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
住 民 担 当	防災危機管理課長 (広報班)	広報車、有線電話、ファックス、口頭、文書、 テレビ、ラジオ
報 道 機 関 担 当		
防災関係機関担当	防災危機管理課長 (総務班)	防災行政無線、有線電話、無線電話、ファック ス、庁内放送、庁内電話
庁 内 担 当		

(2) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 被災区域及び被害状況
- (イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
- (ウ) 復旧の状況及び見込み

(3) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内、車内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 不通区間及び運行状況
- (イ) 復旧の状況及び見込み

(4) その他の行政機関

住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

4 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、すべて広報総括者（防災危機管理課長）に連絡する。

5 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

6 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、

それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 市は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

＜各放送機関の連絡先＞

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（YTS）	山形市城西町5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（TUY）	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

7 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供しよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 住民への的確な情報伝達

市は、住民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

8 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後おおむね3～4時間以内）

ア 山形地方気象台は、地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要や気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の情報等を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。

イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

- エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。
- (2) 災害応急対策初動期（地震発生後おおむね2日以内）
- ア 市の広報事項
- (ア) 安否情報
 - (イ) 住民に対する避難指示等
 - (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
 - (エ) 指定避難所の開設状況
- イ ライフライン関係機関
- (ア) 被災による使用不能状況
 - (イ) 使用可能な設備については、使用上の注意
- ウ 公共交通機関
- (ア) 不通区間及び運休状況
 - (イ) 臨時ダイヤの運行状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後おおむね3日目以降）
- ア 市の広報事項
- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 被害認定・罹災証明書の発行
 - (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報
- イ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項
- (ア) 復旧見込み
 - (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況
- (4) 復旧対策期
- ア 市の広報事項
- (ア) 罹災証明書の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸し付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報

9 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

- (1) 市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

- (2) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳しつながりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

10 広報活動実施上の留意点

- (1) 市は、指定避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 市は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 市は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

11 広聴活動

災害発生後速やかに、被災者からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

12 報道機関への発表

- (1) 災害対策基本法第57条に基づき、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。
- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

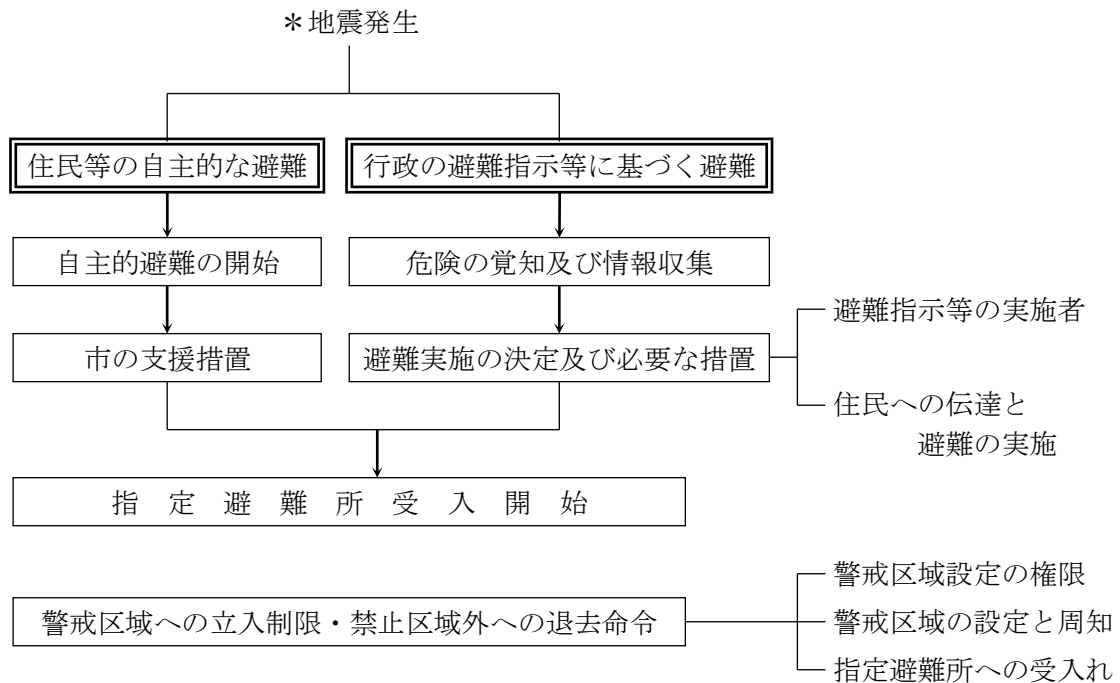
第11節 避難計画

〔総務部・市民生活部・教育部〕

1 計画の概要

地震後さらに続いて起こる地震、地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(2) 市の支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 市及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

イ 市は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市に通知するとともに、一般に周知する。市は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令は、市長の他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	市長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 市長→（報告）→知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
				・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、

緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 市長→（報告）→知事
			避難の指示等	警察官
・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置 （警察官職務執行法第4条） 警察官→（報告）→公安委員会			
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 （自衛隊法第94条） 自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者		

イ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(ウ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。
- b 市は、避難行動要支援者への指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者

を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(エ) 避難誘導

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

a 市は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(オ) 避難路の安全確保

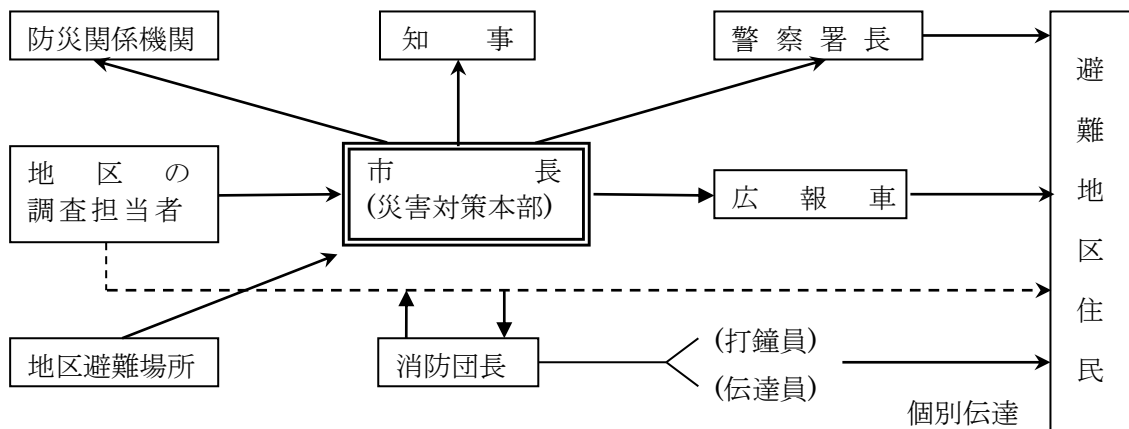
市長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(3) 伝達系統

避難指示は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務課長は、各地区の情報調査連絡員からの情報等によって、避難指示を必要と認めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達

する。

- a あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
 - b サイレン及び警鐘による伝達
 - c 広報車・巡回車、防災行政無線等からの呼びかけによる伝達
 - d テレビ・ラジオ、電話、緊急速報メール、その他、特使等の利用による伝達
- (イ) 防災危機管理課長は、避難の指示があった場合は、避難時間、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を示さなければならない。

5 災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

(1) 避難指示等の発令基準

避難区分	発 令 基 準	
	土砂災害	水 害
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）となった場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	【洪水予報河川】 最上川の長崎及び下野水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位（レベル4水位）に達すると見込まれた場合 【水位周知河川】 寒河江川又は沼川の水位が避難判断水位に到達した場合 寒河江川又は沼川の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合 【その他河川】 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）が出現した場合 （寒河江市内にある対象河川の流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	① 土砂災害警戒情報（※1）が発表された場合 ② 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当）となった場合	【洪水予報河川】 最上川の長崎及び下野水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合、あるいは水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の

<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>上昇が見込まれる場合</p> <p>【水位周知河川】 寒河江川の水位が氾濫危険水位に到達した場合 寒河江川の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>【その他河川】 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当）が出現した場合 （寒河江市内にある対象河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合</p> <p>② 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当）となった場合 （災害発生を確認） 土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>【洪水予報河川】 （災害が切迫） 最上川の長崎及び下野水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 （災害発生を確認） 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当））</p> <p>【その他河川】 （災害が切迫）</p> <p>① 寒河江市内にある対象河川の水位が堤防高（又は背後地盤）に到達した場合</p> <p>② 寒河江市内にある対象河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p>

		③ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認） 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
--	--	--

※ 表中、発令基準水位は、第3編第2章第8節 気象情報等伝達計画 3、(1)ア(イ)を準用

(※1) 大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、山形県と山形地方気象台が共同して発表する情報

(2) 災害警戒区域等

県が指定した土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）は、資料編に記載。

重要水防箇所及び対策水防工法等は、資料編に記載。

(3) 避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域は、災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を、町内会や自主防災組織、指定避難所、孤立の懸念等を勘案し設定する。

水防法第15条第1項第3号に規定する施設は、資料編に記載。

災害に対する指定避難所一覧表は、資料編に記載。

(4) 情報の収集及び伝達体制

県及び気象台が発表する土砂災害警戒情報や気象に関する予警報等、県及び気象台等が提供している降雨や土砂災害危険度情報など災害に関する情報を電話・インターネット等で収集し住民に伝達する。また、それら災害の警戒避難に資する情報の収集方法について住民に周知を図る。

なお、避難指示等の発令にあたっては、対象住民に確実に伝達するため、豪雨時や夜間等を想定し、防災行政無線の他、戸別受信機による伝達を行える体制を構築する。

(5) 指定避難所の開設・運営

開設・運用にあたっては、市職員の他、自主防災組織や住民等と連携した体制を構築する。指定避難所は、資料編に掲載。

(6) 要配慮者への支援

要配慮者避難支援プランに基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、指定避難所・避難経路、避難指示など土砂災害の警戒避難に関する情報の伝達体制を構築する。

(7) 防災意識の向上

定期的に防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。また、小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。

6 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ、避難に危険が伴う場合等は、避難のための

② 〈2. 応急〉第11節 避難計画

集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思を持って誘導に当たり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難施設への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状態を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、医療、日用品、衣料品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 指定避難所の開設に当たって、市長は、指定避難所の管理者や応急危険度判定等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声をかけ合って自主的に避難するよう心がける。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導に当たっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じた定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両等を手配し、一般の指定避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者利用施設に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、指定避難所への収容を図る。

7 学校・教育施設等における避難誘導

- (1) 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- (2) 校長は、おおむね次の方法で避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。
 - ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難場所の指定
 - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任
 - エ 児童生徒の携行品
 - オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (3) 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- (4) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合校長は速やかに関係機関に通報する。
- (5) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - ア 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- (6) 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通知方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

8 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、市長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(災害対策基本法第63条)
	警察官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(災害対策基本法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又は市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(災害対策基本法第63条)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定(消防法第23条の2)
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第28条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)

水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定（水防法第21条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。（水防法第21条）

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 指定避難所への受入れ

市長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて指定避難所を開設しこれらの者を受け入れる。

9 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて指定避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて指定避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

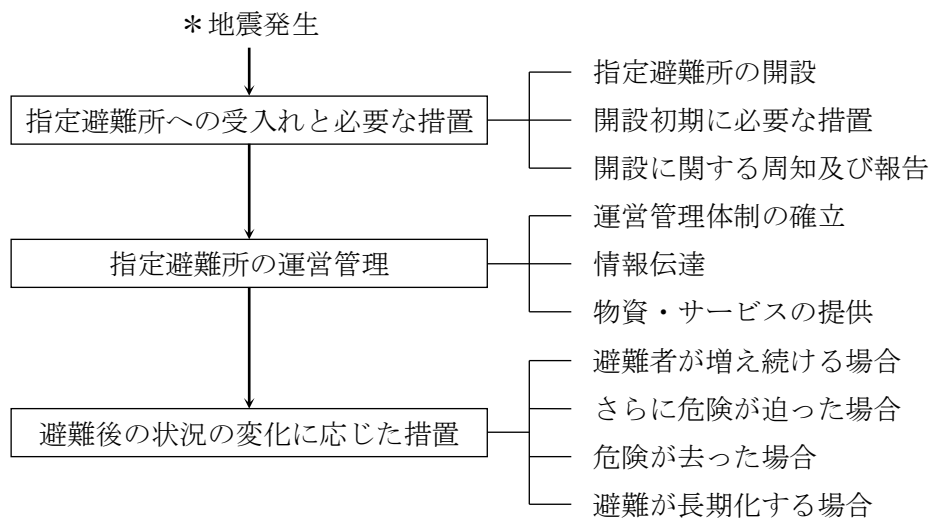
第12節 指定避難所運営計画

[教育部]

1 計画の概要

地震による災害発生時に、市が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 指定避難所運営計画フロー



3 指定避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により、さらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研

② 〈2. 応急〉第12節 指定避難所運営計画

修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、指定避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 指定避難所の運営リーダーの選出

市は、指定避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市は、指定避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、指定避難所ごと又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品（常備薬、救急箱 等）

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

市は、指定避難所と市役所等との通信手段を確保する。

オ 指定避難所以外で生活している被災者への配慮

市は、避難者の事情により指定避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境

の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

4 指定避難所の運営管理

(1) 避難者の受入れについては、可能な限り町内会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。特に要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底すること。

(2) 指定避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、女性を含めた指定避難所の運営管理チームを設け、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

(3) 指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。

(4) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。

(5) 指定避難所に設置された職員及び警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護

(6) 各指定避難所の責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 指定避難所用物品費受払簿
- ウ 指定避難所設置及び収容状況（各簿作成）
- エ 指定避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 指定避難所設置に要した物品支払証拠書類

(7) 市が設定した指定避難所を所有し又は管理する者は、指定避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

(8) 市長は、警察官と協議して、自主防災組織等の協力を得ながら避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

5 指定避難所設置の整備

市は必要に応じ、県及び近隣市町村に協力を要請しながら、指定避難所の環境整備を図る。

以下、指定避難所の標準的設備は次のとおりとする。

(1) 特設コーナー

- ア 広報広聴コーナー
- イ 指定避難所救護センター（保健室等）
- ウ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）
- エ 更衣室

(2) 資機器材等

- | | |
|-----------------|-------------|
| ア 寝具 | イ 被服 |
| ウ 日用品（タオル、歯ブラシ） | エ 常備薬 |
| オ 仮設トイレ | カ 炊き出し備品 |
| キ 電話 | ク 畳・カーペット |
| ケ 間仕切りパーテーション | コ 洗濯機 |
| サ 乾燥機 | シ テレビ、ラジオ |
| ス 簡易シャワー | セ 仮設風呂 |
| ソ 扇風機 | タ 網戸 |
| チ 暖房機 | ツ 電源設備 |
| テ 給水タンク | ト 掲示板 |
| ナ パソコン | ニ 携帯電話等の充電器 |

(3) スペース

- | | |
|--------|----------|
| ア 駐車場 | イ 仮設トイレ |
| ウ 仮設風呂 | エ 給水タンク |
| オ 掲示板 | カ 資機材置き場 |

6 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の指定避難所又は新たに開設する指定避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、市の指定避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市に被災者の受入れを要請し、又は県にあつせんを依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、指定避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害の拡大が沈静化した場合は、指定避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、指定避難所から退去する場合は、必ず指定避難所の運営管理チームに届け出る。

また指定避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次市に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

7 指定避難所運営に係る留意点

(1) 市等のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努める。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れる。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、指定避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- d トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 指定避難所運営への女性の参画促進

市は、指定避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ) 男女のニーズの違いに配慮

市は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 各機関等への協力要請

市は、指定避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援

指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるよう努める。

- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他指定避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第13節 救助・救急計画

〔総務部・消防部〕

1 計画の概要

地震等による災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を救出し、救急搬送するための対策について定める。

2 救出の対象者

災害が直接の原因となって、早急に救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者を、救出する。

- (1) 火災が発生し、火中に取り残された者
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった者
- (3) 土砂崩れにより生き埋めになった者
- (4) 流出家屋及び孤立した場所で救出を必要とする者
- (5) 大規模な爆発、交通事故等の発生により救出を必要とする者

3 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者は、生き埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに市、消防機関及び警察機関等に通報するよう努めなければならない。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

警察機関、消防機関等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の行方不明者を捜索する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の構成等

消防機関は、市消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編制する。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における警察機関、消防機関、地域住民及び自主防災組織・住民等のボランティア団体等の協力を考慮する。

市は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼する。

(2) 医療機関の状況の確認

消防機関は、最寄りの救急病院等の重傷者等受入れの可否を直接確認する。

(3) 応援要請

被害が甚大な場合又は同時多発火災が発生した場合に、災害対策本部だけでは対応が困難

なときは、本編第2章第2節「広域応援計画」に基づき、関係機関に応援協力を要請する。

ア 消防機関への要請

市長及び西村山広域行政事務組合消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関（ブロック幹事消防機関が対応出来ない場合は、代理ブロック幹事消防機関）へ応援を要請する。

イ 民間組織への要請

市長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生き埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

5 救出活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

警察機関は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び警察機関は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、警察機関及び消防機関の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 消防機関、警察機関及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。

エ 災害現場の状況に応じて機材を投入して、迅速に救出活動を行う。

オ 救出した負傷者には応急手当を施し、直ちに救急車及び緊急車両を活用して、救護所へ搬送する。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が済んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が済んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。

医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、

災害拠点病院等に搬送する。

(2) 搬送における留意点

災害現場から最寄りの救護所までの搬送は、災害対策本部内の消防部が、警察機関、消防機関、自主防災組織等の協力を得ながら実施する。

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察機関に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、本編第2章第35節「県消防防災ヘリコプターの活用」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

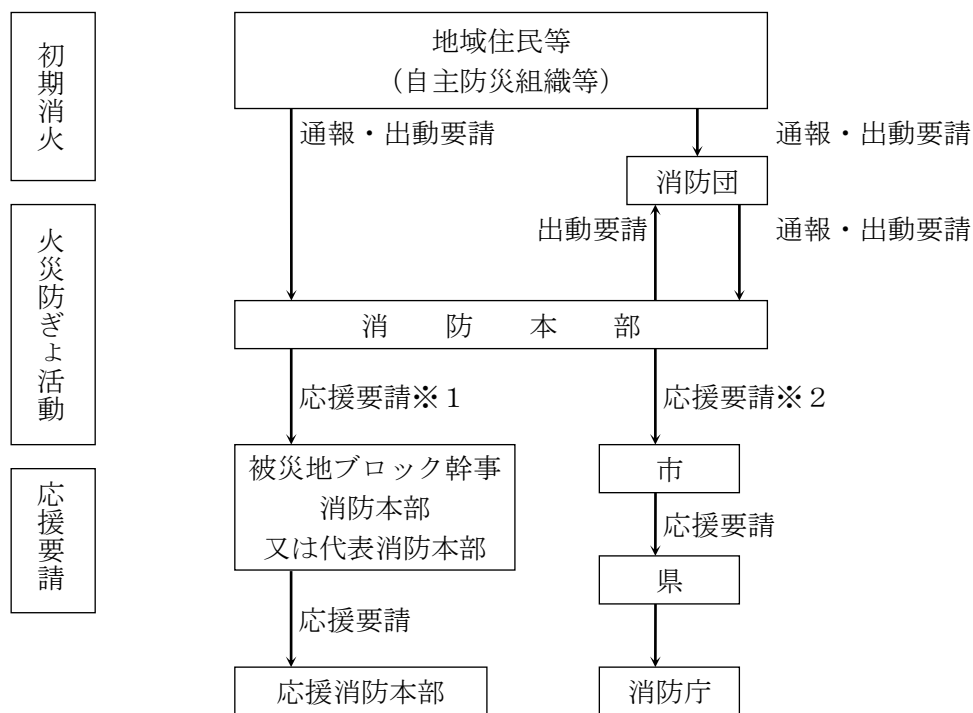
第14節 消火活動計画

〔総務部・消防部〕

1 計画の概要

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

2 消火活動計画フロー



※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請

※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

3 基本方針

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先に消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

- ア 住宅密集地域の火災危険区域
- イ がけ崩れ、崩壊危険箇所

ウ 護岸の損壊等による浸水危険区域

エ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的、又は、住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命活動優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助活動が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

4 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

5 火災防ぎょ活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(1) 消防本部

② 〈2. 応急〉第14節 消火活動計画

消防本部の長は、消防署及び消防団を統率し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入を禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先した消防活動
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、指定避難所、幹線避難路及び消防活動の拠点となる施設等の消防活動

(2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、消防本部の長の所轄下で、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消防活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急救置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

6 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される場合には、広域応援を要請する。

(1) 県内市町村、県への要請

市長は、山形県広域消防相互応援協定等に基づき他の市町村長に対し応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。(要請は電話で行い、後日文書を提出する。)

ア 火災の種別 (建物火災、林野火災等)

イ 火災の状況

- ウ 気象関係
- エ 今後の判断
- オ 応援消防力及び必要機材
- カ その他の必要事項

(2) 応援受入体制

市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

(3) 県消防防災ヘリコプターの応援要請

火災が発生し、市長等が必要と判断した場合は、県に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

(4) 他県への応援要請

火災が発生し、被災地の消防機関、県内の消防機関の応援をもってしても防御し得ないと認めるときは、市長が知事に他県の消防機関に対する応援要請（消防組織法第44条）を行う。

第15節 医療救護計画

[健康福祉部・医療部]

1 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために市及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護体制

(1) 応急医療体制

市は、住民の生命を守ることを最優先とするため、次の応急医療体制に係る措置を講じる。

- ア 施設の確保
- イ 医療の確保
- ウ 看護師の確保
- エ 医療救護班の編成
- オ 医療品及び医療器具の確保
- カ 救急搬送体制の確立

3 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者等が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、寒河江市西村山郡医師会が編成する医療救護班並びにDMA Tの派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- (2) 医療救護班は、その使用する医療品及び衛生材料等を携行するものとする。
- (3) 寒河江市西村山郡医師会の医療救護班で不足する場合は、日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合においては、寒河江市西村山郡医師会の医療救護班を包含し編成するものとする。
- (4) 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽傷者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 遺体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (5) 医療救護班の医療で対処できない重傷者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。
 - ア 重傷者及び中等症者の収容と処置

- イ 助産
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (6) 医療救護班の構成は、医師 1 人、保健師又は看護師 3 人、事務担当者 1 人の計 5 人を基準とする。

4 救護所の設置

(1) 設置場所

指定避難所等その他の災害地域周辺で安全な場所又は医療機関のうち、相当と思われる場所に救護所を設置する。

5 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する。
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達あつせんを要請する。

第16節 行方不明者等の搜索及び遺体の収容・埋葬計画

[総務部・市民生活部・消防部]

1 計画の概要

大規模な地震に伴う建造物の倒壊及び火災等により行方不明になっている者の搜索及び遺体の処置・収容・埋葬するための災害応急対策について定める。

2 行方不明者の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官等の協力を得て搜索を行う。
- (2) 市は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に搜索活動への応援要請を行うよう県知事に依頼する。

3 遺体等の搜索

市は、県警察及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

4 遺体の収容処理

市は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

(1) 遺体の収容

ア 発見された遺体は、警察官の検視（検分）を受けた後、寒河江警察署の協力を得て遺体収容所へ搬送するものとする。

イ 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院又は公共建築物等の適当な場所とする（資料10-1参照）。ただし、適当な建物がない場合は、テント、幕張等の設備を設ける。

ウ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

(2) 遺体の処理等

ア 市は、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会等の協力を得て、遺体の検索（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検索を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 市は、県及び県警察本部と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ 身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引渡し

ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引き渡す。

5 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 市は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援し、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋葬を行う。

(3) 市は、死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続の簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

市は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

7 遺体の処理、収容、埋、火葬の事務処理

災害時において、遺体の処理、収容、埋、火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 遺体発見場所、日時
- (3) 死亡（推定）日時
- (4) 死亡者及び遺族の住所
- (5) 所持品
- (6) 洗浄時の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容日時
- (8) 収容等に要した費用
- (9) 埋葬品等の支給状況
- (10) 埋、火葬の日時
- (11) 埋、火葬を行った者の住所、氏名と死亡者の関係

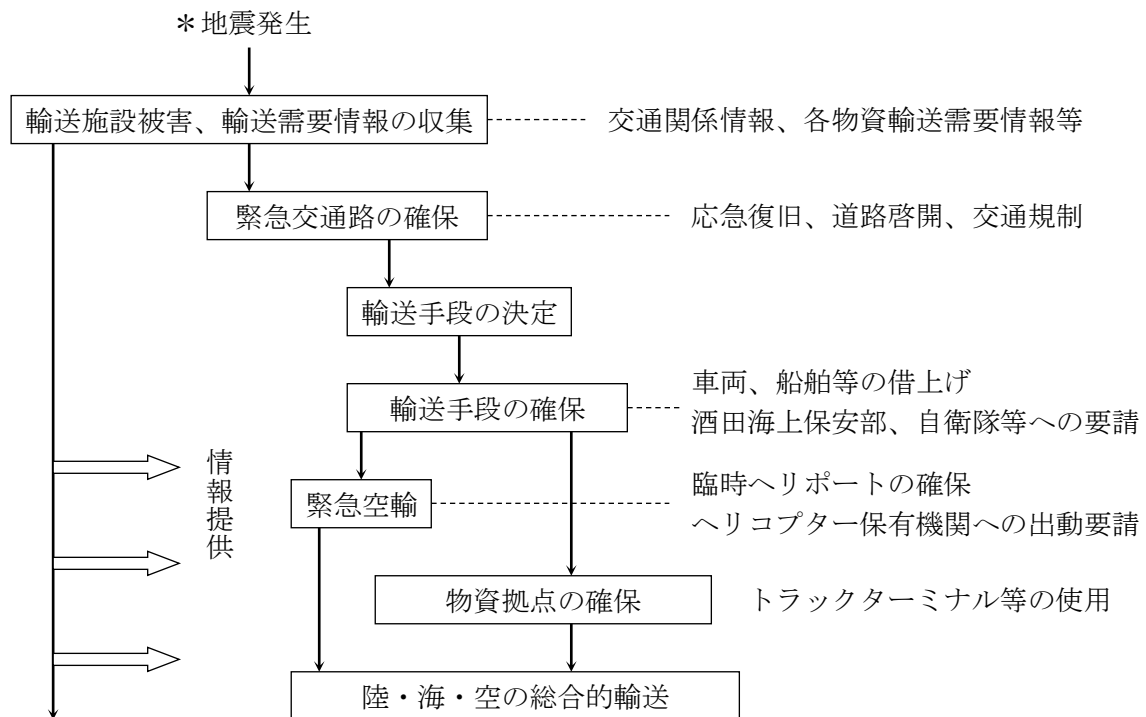
第17節 輸送計画

〔総務部〕

1 計画の概要

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、市等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料及び水等避難生活に必要な物資

- オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- カ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

4 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

市長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議の上、県の「緊急輸送路」に指定されている道路及びそれらと市内の拠点施設（庁舎、指定避難所、消防拠点施設、医療施設、警察署、消防署など）を結ぶ道路を緊急輸送路とし、災害対策を進める。

イ 車両の確保

(ア) 市所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務課が行う。
市所有車両等は、資料8-3のとおりである。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、企業所有の車両を借り上げるなど、市所有以外の輸送力確保に努める。

(2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（東日本旅客鉄道株左沢線営業所）に要請し、輸送力を確保する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第35節「県消防防災ヘリコプターの活用」により県に要請依頼する。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第34節「労働力の確保」による。

5 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

② 〈2. 応急〉第17節 輸送計画

- (2) 輸送人員または輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

6 輸送力の配分

- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

7 災害救助法に基づく措置

- (1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - ア 被災者を避難させるための輸送
 - イ 医療及び助産のための輸送
 - ウ 被災者救出のための輸送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救援用物資のための輸送
 - カ 死体捜索のための輸送
 - キ 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

8 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

市は、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整える。

9 物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県及び市は物資拠点を確保する。

拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

県及び市は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図る。

(1) 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 地域内輸送拠点

市は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

(3) 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する必要があることに留意する。

第18節 電力供給施設災害応急計画

〔総務部〕

1 電力供給施設対策

電力供給施設の被害を早急に復旧するために、市は、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

〔東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社〕

(1) 活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入することを発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は市町村の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報交換を行う。

イ 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

(3) 応急対策

ア 復旧資材の確保

災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、可及的速やかに確保する。

イ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 電力の広域的融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力需給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

エ 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

(4) 復旧対策

各電力設備ごとに被害状況を把握し、早急に復旧計画を立てる。

第19節 ガス供給施設災害応急計画

〔総務部〕

1 ガス供給施設対策

ガス供給施設の被害を早急に復旧するために、市は、ガス事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

〔ガス事業者〕

(1) 活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入することを発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

気象情報又は被害情報及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

イ 広報活動

災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、速やかに広報活動を行う。併せて市、消防機関、警察、県への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見通し等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 復旧対策

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。

イ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

第20節 電気通信施設災害応急計画

〔総務部〕

1 公衆通信施設対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、市は、電気通信事業者が実施する災害応急対策に協力する。

〔電気通信事業者〕

(1) 応急対策

ア 応急復旧工事の実施

東日本電信電話株式会社山形支店は、災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策、復旧計画等の総合的体制の確立を図る。

イ 通信の利用制限

東日本電信電話株式会社山形支店は、通信の疎通が著しく困難となった場合、災害時優先電話により災害時における重要通信の確保を図る。

ウ 広報活動

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合又は利用の制限を行った場合に備え、被害状況、復旧見込み、特設公衆電話設置状況及び利用者に対する協力要請事項、伝言ダイヤルサービス運用等について、地域住民に対する広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

(2) 復旧対策

電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資機材の使用及び災害対策用通信機器により応急普及を図る。

第21節 下水道施設災害応急計画

〔下水道部〕

1 下水道施設対策

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 住民への周知

洪水時には下水道施設機能が低下又は停止するおそれがあるため、住民に対して以下の周知を図る。

ア 下水道施設への立ち入り禁止

イ 機能復旧までの水の使用抑制への協力

(3) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(4) 被害箇所の応急復旧

市内の建設業者及び指定工事店と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(5) 資材等の調達

応急資材等は、前記(4)の業者等から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

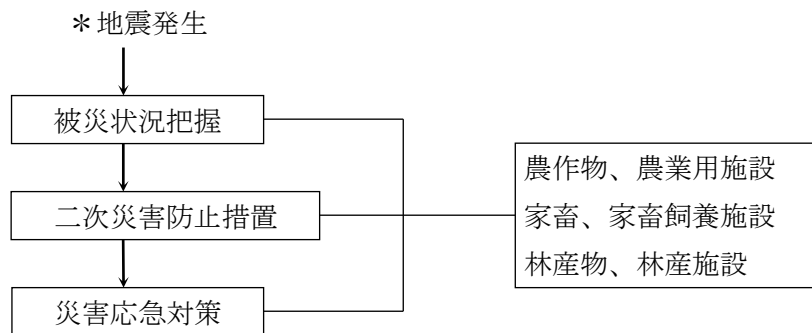
第22節 農林業災害応急計画

〔農林部・商工観光部〕

1 計画の概要

第一次産業は、自然条件に大きく左右されるため、災害発生時には被害を受けやすい。本市では、特にさくらんぼに大きな被害があった場合には、農林関係被害の増大というだけにとどまらず、流通、観光など市全体が大きな打撃を被ることになる。このため、市は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

2 農林業災害応急計画フロー



3 被害状況の把握

市は、農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

市は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

5 災害応急対策

市は、農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

市は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

市は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

森林管理署、市は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- ア 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- イ 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- ウ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資機材の円滑な供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

6 風評被害対策

市は、災害時に起因する風評による農林産物の消費離れ、観光客離れ等を防止するため、農協、流通関連団体、観光関連団体等と連携し、消費拡大・誘客を図るため、必要に応じてキャンペーンの実施等の対策を講ずる。

第23節 食料供給計画

〔農林部・健康福祉部〕

災害時には、住居の浸水や焼失およびライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため市は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。食料の配分については、責任者の配置、公平な配分、要配慮者への優先配分、受取のみ避難者への配分に留意する。

1 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

(1) 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

- ア 被災者…炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 応急供給受給者…災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ 災害救助従事者…災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給食料

米穀（米を含む）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、可能な限り調達する。

2 供給の実施

- (1) 市長は県を通じて、災害時における応急用米穀の供給について、国に要請する。
- (2) 交通通信の途絶のため応急供給に関し、知事の指示を受けることができない場合は、市長の責任において応急供給を実施し、知事に報告する。

3 炊き出しの実施方法

- (1) 炊き出しは原則として、指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。
このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。
- (2) 炊き出し施設、器材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用する。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあつせんを要請する。

- (3) 炊き出しに関する事務の責任者は、市長とする。
- (4) 炊き出し用の副食物は、関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応じる。
- (5) 記録等
炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備しておく。
 - ア 炊き出し受給者名簿
 - イ 食料品現品給与簿
 - ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
 - エ 炊き出し用物品借用簿
 - オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

4 食料の調達

- (1) 調達方法
 - ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、農業協同組合、市内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、村山総合支庁を通じて知事に要請する。
 - イ 副食、調味料
副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが市内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、村山総合支庁を通じて知事にそのあつせんを依頼する。
- (2) 食料の応急供給
災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には国に対し文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

5 食料の輸送

- (1) 食料集積地の指定及び管理
 - ア あらかじめ定めた食料の集積地（資料8－2参照）を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
 - イ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。
- (2) 輸送
市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。
- (3) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、ヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。
- (4) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの輸送を要請する。

第24節 給水・上水道施設応急対策計画

〔給水部〕

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は防火水槽、プール等の飲用に適するものを水源とする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ過器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲用に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水体制の確立

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や指定避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設及び要配慮者利用施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、村山総合支庁及び村山保健所に協力を求める。

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等についてきめ細かく住民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設及び要配慮者利用施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

(6) 被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。
(被災直後は、生命維持の1人1日3ℓ)

- (7) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び自衛隊へ応援要請する。
- (8) 各家庭及び住民に対して10～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくように指示を行う。

3 給水の実施

(1) 車両による給水

指定避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、要配慮者利用施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(2) 浄・給水場での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

ア 指定避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育所等で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を配置する。

ウ 指定避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

4 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、市管工事組合及び市管工事業協同組合に要請し、被災後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、隣接市町村に応援を要請するとともに、知事に応援の業者のあっせんを求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被害状況の把握をするとともに市管工事組合及び市管工事業協同組合の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

- (ア) 配水場及び給水拠点までの配水管
- (イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管
- (ウ) その他の配管

5 公益社団法人日本水道協会への応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、公益社団法人日本水道協会山形県支部の「災害等相互応援協定」に基づき、次により関係機関要員及び応急対策用資機材等の応援を要請する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員（応援要員）
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項（応援体制）

第25節 生活必需品等物資供給計画

〔商工観光部〕

災害時には、住居の浸水や焼失により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、医療、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

1 生活必需品の給与

(1) 供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣類、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

(2) 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において、現物を支給する。

- ア 寝具……就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
- イ 外衣……洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)]
- ウ 肌着……シャツ、パンツ等
- エ 身の回り品……タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事道具……なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
- カ 食器……茶碗、皿、はし等
- キ 日用品……石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

ア 物資の購入及び配分計画

- (ア) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。
 - a 被災者や指定避難所の状況
 - b 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (イ) 市長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。
- (ウ) 市は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ「災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定」を締結している市内の業者又は近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

イ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

- (ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、市長とする。

(イ) 市長は、町会長等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、および被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

ウ 給与又は貸与の限度

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

2 物資の調達

(1) 物資の調達

被災者のニーズを把握し、必要な品目、数量を関係業者から購入する。また、不足する場合には、応援協定等に基づき、県内の他の市町村等に応援要請し、確保する。

(2) 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として資料8-2のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

3 輸送

(1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

(2) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、ヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(3) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの運送を要請する。

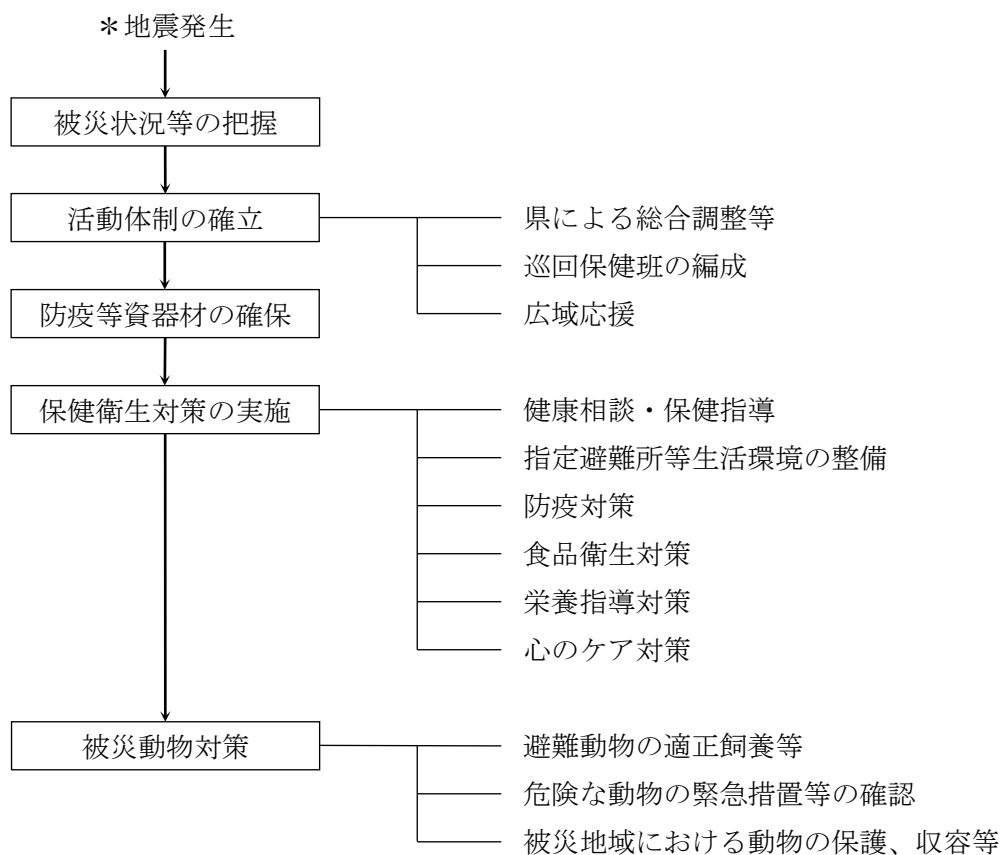
第26節 保健衛生計画

〔総務部・健康福祉部・市民生活部〕

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、市が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 防疫活動

(1) 予防指導

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒、滅菌を指導する。

イ 市内の消毒を要する地域を把握し、浸水家屋、下水及びその他不潔場所の消毒又は消毒液を配布して消毒の指導を行う。防疫上緊急を要する場合は、地区の衛生組合や町会の協力を得て消毒を行う。

ウ 指定避難所設置後は、直ちにトイレ、その他の不潔場所の消毒を実施する。

エ 道路及び公園等の公共の場所を中心に、ごみ処理、し尿処理を重点に清潔方法を実施する。

オ 県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒を実施する。

カ 県が定めた地域内で、ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

4 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、市は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 指定避難所の設置及び受入れ状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

5 活動体制の確立

(1) 防疫班の編成

ア 災害の状況により、防疫対策の必要が生じたときは、必要により村山保健所及び寒河江市西村山郡医師会等に協力を依頼し、本部内に防疫班を編成する。

イ 防疫班は、おおむね医師1名、保健師及び看護師2名、事務員2名を1班として編成する。

ウ 防疫活動の実施に当たっては、被災戸数及び防疫活動の実施について、保健所へ速やかに報告する。

6 防疫等資器材の確保

市は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

保健所は、管内市町村で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

7 保健衛生対策の実施

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児を持つ親、妊産婦、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 検病調査及び健康診断

防疫班は、指定避難所の被災者及び災害発生地区住民に対して、必要により緊急度の高いところから検病調査を実施し、調査の結果必要な場合は、健康診断を実施するものとする。

(2) 感染症発生時の対策

ア 被災地において感染症患者又は無症状病原体保持者が発生した場合、速やかに県（保健

所)に報告する。県(保健所)は、動向及び原因を明らかにする必要がある場合は疫学調査を行うとともに、まん延防止のために必要があると認めるときは、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、交通途絶等やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で相当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

イ 感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件については、保健所の指示により、消毒を実施する。

ウ 県(保健所)は、感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者に対し、検病調査や検便等の健康診断を実施するとともに、市と連携して病気に対する正しい知識や消毒方法等について保健指導を行う。

(3) 指定避難所の防疫指導等

ア 指定避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導する。

イ 防疫活動は、次の事項に重点を置いて行う。

(ア) 避難者に対する検病検査に協力する。

(イ) 便所、炊事場などの消毒、手洗いの励行等を指導する。

(ウ) 給食従事者は、健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従とする。

(エ) 飲料水の水質検査を行う。

(4) その他必要な事項

被害が甚大で、市の実施する保健活動では人員、器材等に不足が生じる場合は、隣接市町、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施する。

8 保健相談活動

(1) 健康相談

災害発生現場及びその周辺地区住民並びに指定避難所の被災者に対して、県(保健所)の協力を得て、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア(精神保健相談)

指定避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養相談・栄養指導

保健所は、市と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

市が設置した炊き出しの実施現場へ管理栄養士等を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施

イ 巡回栄養相談

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施

ウ 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施

エ 特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

9 食品衛生監視活動

市長は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生監視員の派遣を保健所に要請する。

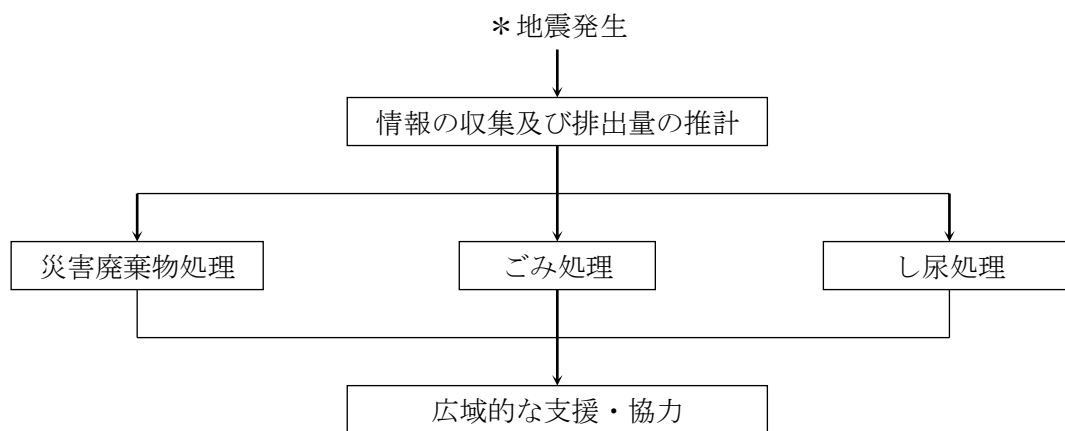
第27節 廃棄物処理計画

〔市民生活部〕

1 計画の概要

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として市が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動体制の整備
- (5) 仮集積所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保
- (6) 市長は、し尿及び廃棄物等処理業務が不可能又は困難な場合は、近隣市町村の各処理業者等のあつせんを県に要請する。

4 実施順序の確立

活動は次の順序で行う。

- (1) 道路及び河川並びに公共的施設
- (2) 指定避難所及びその付近
- (3) 公共機関
- (4) その他の場所

5 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

市は、災害が発生した際は、寒河江市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施し、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用する。

(2) 災害廃棄物の処理

県及び市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 県及び市は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図る。また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

イ 県及び市は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(3) 市の措置

市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘察し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要するところから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業団体及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処

理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行う。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

ク 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

ケ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

6 ごみ処理

- (1) 仮置場及び収集日時を定めて住民に周知する。
- (2) 仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場に運び処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
- (3) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。
- (4) 指定避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、指定避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。

市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民は、自主防災組織を中心として、次の対応をとる。

ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

ウ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

7 し尿処理

- (1) 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (4) くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- (5) 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (6) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組

合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

8 清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、寒河江地区クリーンセンターの協力を得て、速やかに清掃班を編成し、実施する。

(1) ごみ処理班

- ア 運搬車（トラック）1台（運転者付）
- イ 作業員8～10人（人夫又は奉仕員）
- ウ 所用器具 スコップ、トビ、ホーク等（作業員数分）

上記1班の1日処理戸数は約50戸である。なお、ごみ専用運搬車については現行処理制度により実施する。

(2) し尿処理班

- ア 運搬車（バキューム車）1台（運転者付）
- イ 作業員2～3人

し尿運搬車の処理戸数は1日約60戸（1戸当たり処理量200ℓとして）

9 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、県（保健所）に連絡の上、死亡獣畜取扱場等に搬送し処理する。（処理班は8(1)に準ずる）

なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は県（保健所）の許可若しくは指示を受けて、焼却等必要な処理を行う。

第28節 欠

第29節 欠

第30節 文教施設における災害応急計画

〔健康福祉部・教育部〕

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会は応急教育を実施する。

1 避難措置

(1) 在校時

- ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に関しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- イ 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
- ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- エ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、市（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、学校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ウ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、市（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

2 学校施設の確保

災害の発生により授業が中断することのないように次の基準により実施する。

応 急 教 育 の 基 準		実施の場所
被 害 の 程 度	必 要 な 措 置	
(1) 校舎の被害が比較的軽少の場合	速やかな応急措置による授業	
(2) 校舎の被害が相当に大きい場合	一般校舎使用可能の場合 校舎の使用は全面的に不能なるも数日で復旧見込みの場合	残存の安全な教室における授業合併又は一部学年の二部授業、全学年の二部授業 臨時休業 家庭学習の指導 家庭

(3) 校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要する場合	児童生徒の居住地を変更しない場合	市内の学校における二部授業、又は他の施設における二部授業	市内の学校又は公民館
	児童生徒が集団避難をした場合	他の地域の学校における二部又は合併の授業	指示された学校

3 応急教育の実施

- (1) 学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。
- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
 - イ 校区の通学路や交通手段等の確保
 - ウ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
 - エ 学校給食の応急措置
 - 災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。
- (2) 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。
- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
 - イ 授業料の免除や奨学金制度の活用（県）
 - ウ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続等の弾力的運用
 - エ 教職員の確保等
 - 教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。
 - (ア) 複式授業の実施
 - (イ) 昼夜二部授業の実施
 - (ウ) 県及び近隣市町村等に対する人的支援の要請
 - (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - (オ) 教育委員会事務局職員等の応援

4 学用品等の給与と調達

- (1) 給 与
- 市長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。
- ア 給与対象者
 - 災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来した小・中学校の児童生徒とする。
 - イ 学用品の種類等
 - (ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
 - (イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの
 - ウ 給与の方法
 - (ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

(ウ) 学校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調 達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 学校給食対策

(1) 教育長は一定の地域あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となった旨、学校長より報告があった場合はその実態を速やかに県教育事務所経由で県教育委員会に報告し、その指示を求めるものとする。

(2) 学校長は直ちに学校給食の継続のための対策を立て教育長と連絡をとり県に報告し、その指示に基づき給食実施に支障のないよう努めるものとする。この場合、次に掲げる事項について特に留意する。

ア 他の給食施設、設備の活用対策

イ 給食物資及び従事職員の確保対策

ウ 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策

エ パン供給不能の際の米飯給食の計画

オ 食中毒の予防対策

カ 準要保護児童、生徒給食費補助金の追加申請対策

6 学校等教育施設が地域の指定避難所等になった場合の措置

指定避難所の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、指定避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 市長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、指定避難所として使用する部分を決定する。

(2) 指定避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

(3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、指定避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会との間で適宜、必要な協議を行う。

7 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8 心の健康管理

教育委員会及び健康福祉課等は相互に連携し、被災した児童・生徒等の不安除去等のため、精神科医等によるカウンセリングや電話相談等、心のケア対策を推進する。

9 社会教育施設等の応急対策

(1) 被災社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 教育委員会、市長、消防機関への連絡、応急要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合の臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設管理者及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急措置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が指定避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び市長に協力し、円滑な指定避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。なお、本市における文化財については資料11-1を参照のこと。

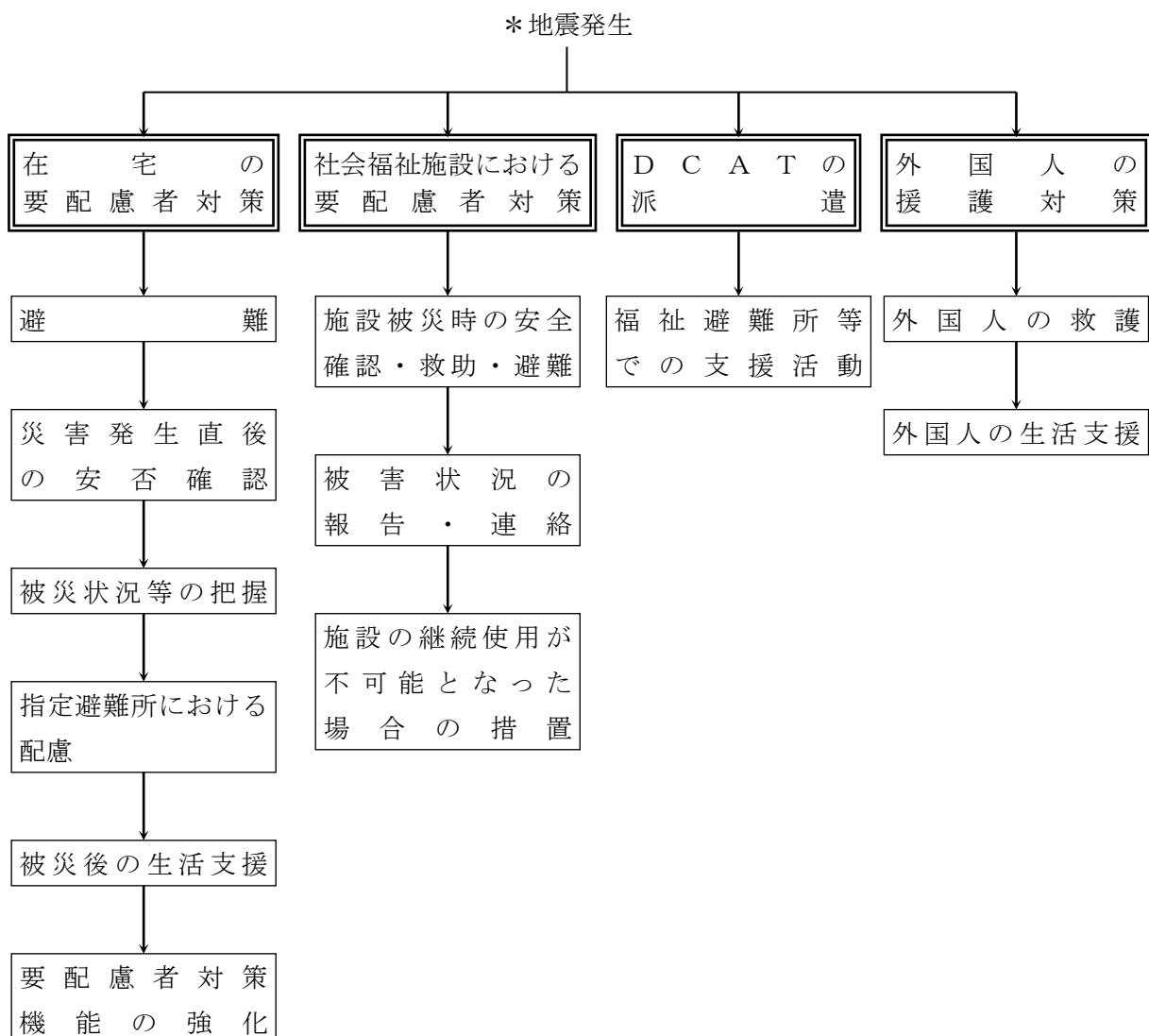
第31節 要配慮者の応急対策計画

〔商工観光部・健康福祉部〕

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、県、市及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

市は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を

講じる。また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

市は、指定避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 指定避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した指定避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

市は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

市は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

市は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、市は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、指定避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人対策

災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 広報車等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(2) 外国人の迅速な安否確認に努める。

(3) 相談窓口等を設置し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(4) 避難場所等の案内板等について外国語の併記標示に努める。

6 団体旅行者対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者に対して、災害発生時の観光客への安全な避難誘導体制の実施、安否確認等について指導する。また、指定避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

7 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて指定避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実施機関	対 象 者
<p>【避難収容等】</p> <p>○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等</p> <p>○災害情報及び避難指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</p> <p>○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送</p> <p>○指定避難所での生活環境の整備 ・指定避難所の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備</p> <p>○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等</p> <p>○医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等への緊急受入れ、里親への委託等 ・受け入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ</p> <p>○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居</p>	<p>市</p> <p>市、関係機関</p> <p>市、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p> <p>市、県、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p> <p>市、県</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>高齢者、障がい者、外国人</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p>	<p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>

<p>【保健衛生、防疫等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施 	<p>市、県、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p>	<p>入院患者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員・・・医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両・・・移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材・・・医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の整備 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p> <p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p>

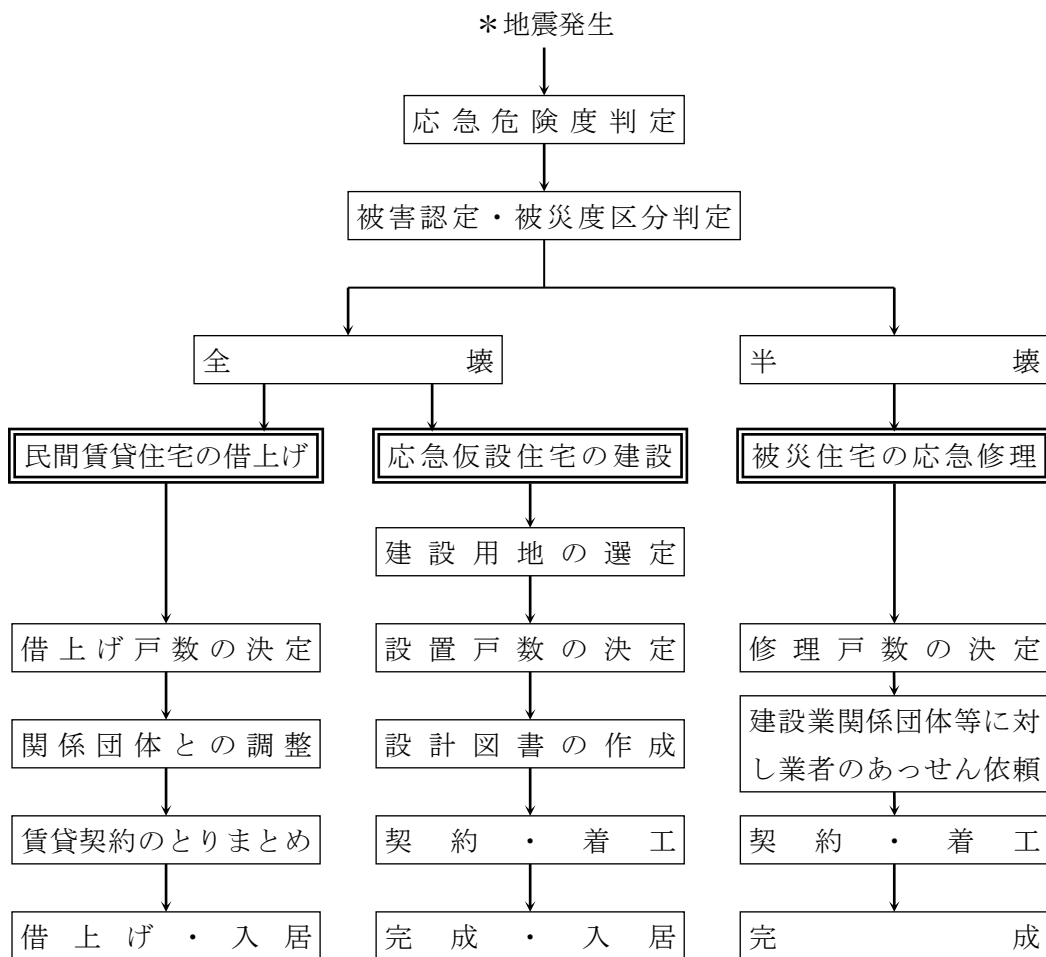
第32節 応急住宅対策計画

〔建設部〕

1 計画の概要

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、市等が実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

市は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災市町村の住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）

エ 被災建築物応急危険度判定

（ア）被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に市が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

（イ）市は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

（ウ）なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市は宅地の危険度判定を行う。

カ 被害認定

市は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 被災市町村の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

4 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、災害救助法が適用された場合に「山形県災害救助法執行細則」の規定に基づき、県において建設、供給する。

(2) 建設着工及び給与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間とする。

(3) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、その都度市長が定めた場所とするが、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

ア 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮する。

イ 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

ウ 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅への入居者の選定は、次の要件のすべてに該当する者とするが、要配慮者については優先的に取り扱うものとする。

- ア 災害により住宅が全壊、全焼、流失した者
- イ 居住する住宅がない者
- ウ 自ら住宅を確保する資力がない者

5 住宅の応急修理

(1) 対 象

住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

(2) 応急修理の基準

日常生活に必要な居室、台所及びトイレ等について、最小限の修理とする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。

6 公営住宅の活用

災害により、住宅が全壊、全焼、流失したものは、「寒河江市営住宅条例」の規定により市営住宅へ入居することができるので、速やかに住宅を提供するものとする。

第33節 災害救助法の適用に関する計画

〔総務部〕

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 災害救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、2の手続を行う。

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ただし、この例外として、

ア 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村における住家の被害が、災害救助法適用基準別表第1に規定されている人口に応じた減失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の減失した世帯数をいい、半壊、半焼にあっては、全壊、全焼、流失等の1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。（本市の場合、60世帯以上のとき。）

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の減失世帯数が1,500世帯以上あって、当該市町村の減失世帯数がアの減失世帯数の1/2に達したとき。（本市の場合、30世帯以上のとき。）

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の減失世帯数が7,000世帯以上あって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

(ウ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの減失世帯数がアに規定する減失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。

(エ) 当該災害前に(ア)～(ウ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

(オ) その被害状況が(ア)～(エ)に準ずる場合で救助の必要があるとき。

2 適用の手続

災害に際し、市における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある

ときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

3 救助の実施

市長は、県知事が行う次の救助を補助するものとする。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

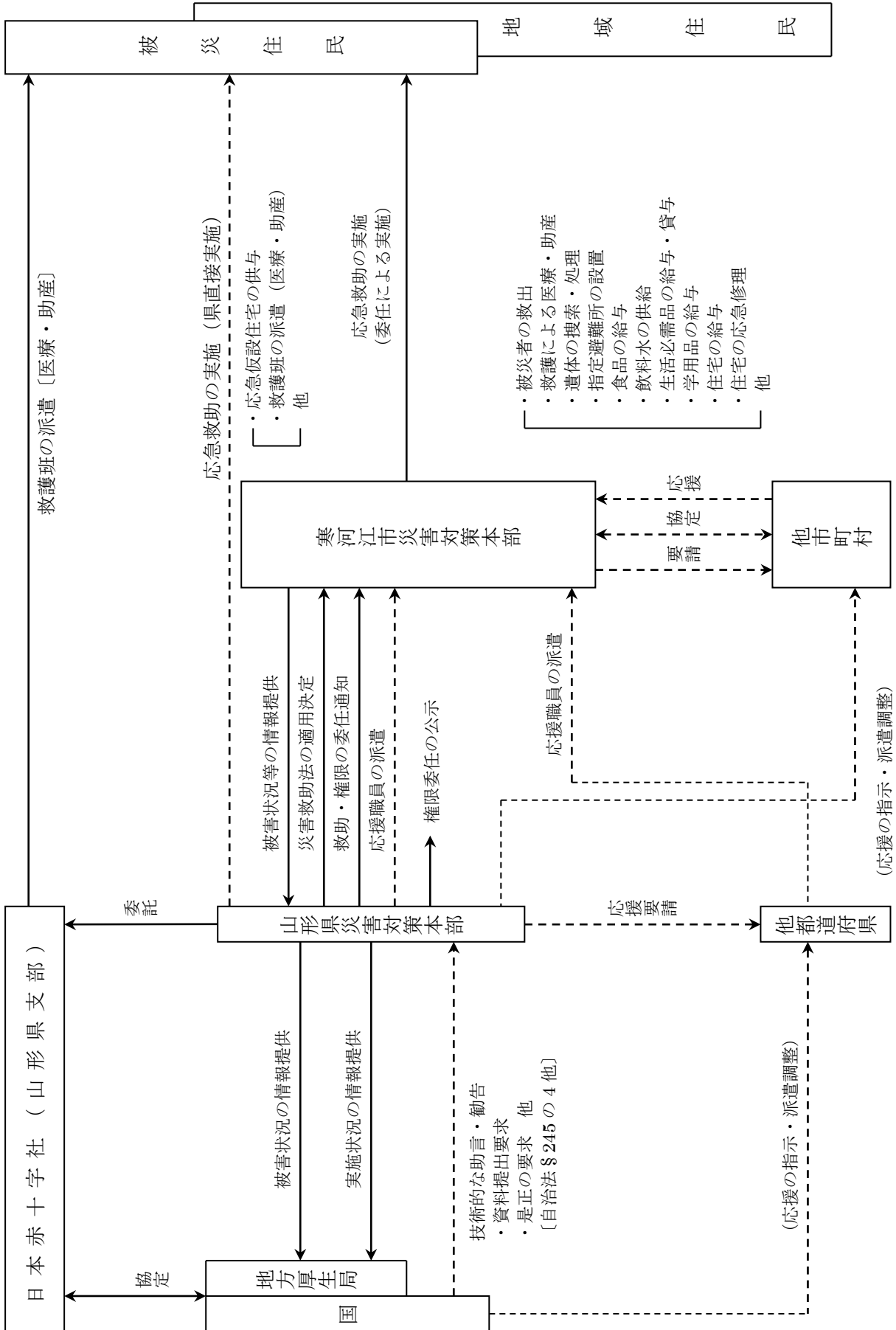
(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められているとおりであるが、費用の限度額等は適宜改定が行われ、厚生労働省から関係機関に通知される。（資料1－6参照）

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市町村長の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて厚生労働大臣と協議する。

災害救助法による応急救助の実施概念図



第34節 労働力の確保

[総務部・管理・財務部・建設部]

災害等により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

1 労働力の確保

- (1) 災害応急対策を実施する際に不足する労務は、民間団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び活動
 - ア 奉仕団の編成

奉仕団は、民間団体の協力を得て編成する。
 - イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

 - (ア) 避難誘導の補助及び指定避難所の奉仕に関すること。
 - (イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
 - (ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。
 - (エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
 - (オ) その他災害応急措置の応援に関すること。
- (3) 労働者の雇用
 - ア 労働者の雇用の範囲
 - (ア) 被災者の避難
 - (イ) 医療救護における移送
 - (ウ) 被災者の救出
 - (エ) 飲料水の供給
 - (オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分
 - (カ) 遺体の搜索及び処理
 - イ 労働者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町村長に対し、奉仕団の派遣あつせんを依頼する。
 - ウ 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - (ア) 労働者の雇用を要する目的
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 所要人員
 - (エ) 雇用を要する期間
 - (オ) 従事する地域
 - (カ) 輸送、宿泊等の方法

② 〈2. 応急〉第34節 労働力の確保

- エ 労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じて市内宿泊施設等を充てる。
- オ 労働者の賃金
雇用による労働者の賃金は、市の定める標準賃金とする。

2 関係機関への応援要請

(1) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のおっせん要請

市長は、知事に対して指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣のおっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣のおっせんに求める理由
- イ 派遣のおっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

3 従事命令等による応急措置

(1) 従事命令の実施

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、市長は、知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

- ア 医師・歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師・助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工・左官又はとび職
- オ 土木業者・建築業者及びその従業者
- カ 自動車運送業者及びその従業者

(2) 命令の種類と執行者

法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

業務	命令区分	根拠法令	執行者
災害救助業務	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
		災害対策基本法第65条第1項	市長

災害応急対策業務	従事命令	災害対策基本法第65条第2項	警察官 海上保安官
		警察官職務執行法第4条第1項	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官(災害派遣の際、 その場に警察官がいない場合のみ)
災害応急対策業務	従事命令	災害対策基本法第71条第1項及び第2項	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令		
消防業務	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防業務	従事命令	水防法第17条	水防管理者

4 他機関からの応援依頼

市長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

5 労働力の配分

- (1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務課長に労働供給の要請を行う。
- (2) 総務課長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第35節 県消防防災ヘリコプターの活用

〔総務部〕

機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 ヘリコプターの緊急運航要請

山形県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、「山形県消防防災ヘリコプター応援協定」(資料3-6参照)の定めるところにより、知事に対して行う。

(1) 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の条件を満たす場合運航される。

区 分	内 容
公 共 性	住民の生命、身体、財産及び地域の安全を災害時から保護することを目的とする。
緊 急 性	緊急に活動を行わなければならない必要があること。
非代替性	消防防災ヘリ以外では、十分な活動が期待できないこと

(2) 緊急運航の要請基準

(1)の緊急運航の要件を満たし、かつ、次に掲げる災害別要請基準に該当する場合に要請ができる。

ア 火災防ぎょ活動

(ア) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、消防防災ヘリによる消火が有効であると認められる場合

(イ) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(ウ) 消防隊員の搬送及び消火資機材等の輸送

大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送の手段がない場合、または消防防災ヘリによる搬送および輸送が有効と認められる場合

(エ) その他、特に消防防災ヘリによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

イ 救助活動

(ア) 河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故における救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

(イ) 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が有効、かつ、必要と認められる場合

(ウ) 山崩れ等により、地上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(エ) 高速道路等での事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

(オ) その他、特に消防防災ヘリによる捜索・救助活動が有効と認められる場合

ウ 救助活動

(ア) 山村、へき地、離島等からの救急患者の搬送

交通遠隔地及び離島から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

(ウ) 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(エ) その他、特に消防防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

エ 災害応急対策活動

(ア) 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

(イ) ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発、高速道路等での大規模事故が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

(ウ) 被災地への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、衣料品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

(エ) 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(オ) その他、特に消防防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

オ 広域消防防災航空応援

(ア) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

2 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。
 - ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。(資料8-1参照)
 - イ 場外離着陸場においては、あらかじめ定めてある場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、指定避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第36節 交通の確保及び規制

〔総務部・建設部〕

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、収集した情報に基づき交通規制を実施する。また、市及び他の道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 実施責任者

交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法 令
道 路 管 理 者	東 北 地 方 整 備 局 長 知 事 市 長	1 道路の破損等により交通に危険を及ぼすと認められるとき。 2 道路工事のためやむを得ないと認められるとき。	道路法第46条
警 察	公 安 委 員 会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害対策用人員及び物資の緊急輸送のため必要があると認められるとき。	災害対策基本法第76条
		2 交通の安全と円滑な通行を図るため必要があると認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生等により交通に危険を及ぼすおそれがあるとき。	道路交通法第4、5、6条

(2) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通ずる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

② 〈2. 応急〉第36節 交通の確保及び規制

- (イ) 一般車両の走行は極力抑制する。
- エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用
- オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請
- (3) 緊急通行路確保のための措置
 - ア 交通管制施設の活用
 - 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
 - イ 放置車両の撤去
 - 緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
 - ウ 運転者等に対する措置命令
 - 緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
 - エ 自衛官、消防吏員の措置
 - 警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。
 - オ 関係機関等との連携
 - 交通規制に当たっては、市は他の道路管理者等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等に対して交通誘導に実施等の協力を要請する。
- (4) 交通規制の方法
 - 交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。
- (5) 交通規制の見直し
 - 災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。
- (6) 交通規制の周知徹底
 - 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

2 道路交通確保

- (1) 市長は他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- (2) 市長は他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
- (3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、市長は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

3 緊急通行車両の確認等

市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

4 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間を言う。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第37節 孤立集落の対策

〔総務部〕

大規模災害時における孤立集落の要因は、大別して情報通信の孤立と交通手段の孤立が考えられる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を困難にし、また、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想されることから、被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施、緊急物資等の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保など、優先順位をもってあたる孤立集落対策について定める。

1 主な対策

- (1) 孤立化が予想される集落に対しては、市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに被害状況の把握に努める。
- (2) 交通が断絶した集落に対しては、ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- (3) 通信が途絶した集落に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、市職員を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- (4) 交通の断絶により陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- (5) 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

2 対策活動の内容

(1) 孤立実態の把握

市は、孤立化が予想される集落に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、発生状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して報告するものとする。

(2) 救助・救出対策

県は、市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとし、市に対し臨時ヘリポート及び要員の確保について指示を行うとともに、負傷者等の搬送の場合は、市と連携し救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。

市は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、その概要を直ちに県に対し報告し、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、出来る限り多くの情報を収集して報告するものとする。また、負傷者等の多い場合は、医師等の現地派遣に配慮するとともに、孤立の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施するものとする。

(3) 連絡手段の確保

市は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(4) 食料等備蓄

市は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(5) 指定避難所の確保

市は、土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に指定避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(6) 防災資機材の整備

市は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(7) ヘリ離着陸可能な場所の確保

県及び市は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保する。

(8) 道路の応急復旧活動

県は、孤立集落に通ずる県管理道路について、速やかな応急復旧に努めるものとし、市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

市は、孤立集落に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第38節 水防活動

〔総務部・建設部・消防部〕

河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想されたとき、市は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施することにより、被害の軽減を図る。

1 監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれのある注意報及び警戒が発表されたときは、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

水防団（消防団）等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○— ○— 休止 ○—

備 考

- ア 第1信号は警戒水位に達したとき。
 - イ 第2信号は水防団及び消防機関の出動を知らせる。
 - ウ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
 - エ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
 - オ 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
 - カ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。
- なお、市は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、資機材を準備しておくものとする。(資料5-2参照)

(2) 資機材の確保と補充

市は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を把握しておき、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

3 水防活動の実施

市は、水防に万全を期せなければならない。

- (1) 損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。
- (2) 水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (3) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関の出動を要請し、又は警察署の協力を要請することができる。
- (4) 重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得ることができる。

なお、その活動については水防法第33条第4項の規定に基づき、安全管理員の下で作業に従事するものとし、安全について充分配慮すること。

4 応援による水防活動の実施

- (1) 市は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予側される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第2節「広域応援計画」及び第5節「自衛隊災害派遣計画」により行う。
- (2) 市は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第35節「県消防防災ヘリコプターの活用」により要請する。

5 河川管理者の協力

- (1) 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- カ 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

(2) 河川に関する情報の提供

河川管理者から水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法は次のとおりとする。

	情報提供の時期	伝達方法	備考
水位	常時	市町村向け「川の防災情報」 山形県河川砂防情報システム	
河川管理施設の操作状況に関する情報	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール	
CCTVの画像	常時	光ケーブル接続	
CCTVの画像	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	光未接続の場合
へり巡視の画像	へり巡視時	光ケーブル接続	
へり巡視の画像	水防管理団体からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	光未接続の場合

6 地震時の河川等施設被害の拡大防止

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊、亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) ダム施設応急対策

寒河江・上郷の両ダム管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

第39節 ため池災害応急計画

〔総務部・農林部〕

洪水等によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置をとる。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流域の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第**3**章

災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興

〔全部〕

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・焼失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強い街づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 災害復旧計画

(1) 基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(3) 事業の実施

市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(4) 復旧事業の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業

- (ア) 河川管理施設災害復旧事業
- (イ) 砂防設備災害復旧事業
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (カ) 道路災害復旧事業
- (キ) 下水道災害復旧事業
- (ク) 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設等災害復旧事業

② 〈3. 復旧・復興〉第1節 災害復旧・復興

- ウ 文教施設等災害復旧事業
- エ 厚生施設等災害復旧事業
- オ 都市施設災害復旧事業
- カ 公営住宅等災害復旧事業
- キ その他の災害復旧事業
- ク 災害復旧に係る財政支援措置

(5) 災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- カ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ク その他（激甚法）

(6) 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国は、県又は市町村から要請があり、かつ県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を活かし、災害に強い街づくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

復興の必要性を確認したいとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

市は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取組みの基本方針を示す必要がある。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

〔市民生活部・税務部・建設部・商工観光部・健康福祉部〕

市は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談受付、見舞金の支給及び就業の斡旋などの民生安定化対策を講ずる。

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、広報

ア 市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

市の設置する相談所：市役所及び指定避難所等

イ 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。

ウ 報道機関に対し、発表を行う。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び県や他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置等

イ 職業相談：職業の斡旋

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

(3) り災証明書の発行

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、応急対策職員派遣制度の活用について検討する。

また、市は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。

(4) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 資金の貸付

(1) 災害援護資金

災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、その生活の立て直しに資するため、「寒河江市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により、次のとおり災害援護資金を貸し付ける。

災害援護資金の貸付

災害援護資金	貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円	} 350万円	
		②家財の1/3以上の損害	150万円				
	③住居の半壊	170万円	(250)	(350)			
	④住居の全壊	250万円	(350)				
	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円					
	特別の事情がある場合は()内の額						
	重複する場合は50万円を調整する						
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	市町村民税における総所得金額			
			1人	220万円以内			
			2人	430万円以内			
3人			620万円以内				
4人			730万円以内				
5人以上			1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内				
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。							
利率		年3% (据置期間は無利子)					
据置期間	3年 (特別の事情がある場合は5年)						
償還期間	10年 (据置期間を含む)						
償還方法	年賦又は半年賦						

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づき、県は、母子家庭、父子家庭及び寡婦等を対象に福祉資金を貸し付ける。

(3) 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付け

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(災害援護資金)を貸し付ける。

3 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対し、「寒河江市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障がい見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 住家が5世帯以上滅失した災害 — 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 — 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 	
	支給額	ア 生計維持者	500万円
		イ その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

(2) 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 住宅が5世帯以上滅失した災害 — 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 — 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 	
	支給額	ア 生計維持者	250万円
		イ その他の者	125万円
	障害の程度	ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢を肘関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）。

市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

5 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付け

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するように努める。

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付け

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（住宅資金）を貸し付ける。

(2) 公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定 of 早期実施が得られるよう努める。

(3) 市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

6 り災証明の発行

発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、り災証明を交付する。

7 税負担等の軽減

市及び県は、法及び条例等の定めるところにより、災害による被災者の納付すべき地方税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の必要な措置を行い、被災者の負担軽減を図る。

8 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、ハローワーク寒河江と連絡協力して職業のあっせんに努める。

9 被災者への精神的なケア

市は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

(1) 精神障がい者の生活再建支援

ア 被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位を付ける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供

や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。市は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第3節 産業復興の支援

〔農林部・商工観光部〕

被災した中小企業及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

1 中小企業関係融資

被害を受けた中小企業の早期回復を図るため、災害普及に係る融資制度の活用を図るほか、被害の状況に応じ関係金融機関に対し、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等及び既貸付金の償還猶予等の条件緩和について便宜が図られるように要請する。

また、商工会及び関係機関の協力をえて、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

2 農林業関係融資

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

第4節 激甚災害の指定

〔全部〕

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

1 激甚災害に関する調査

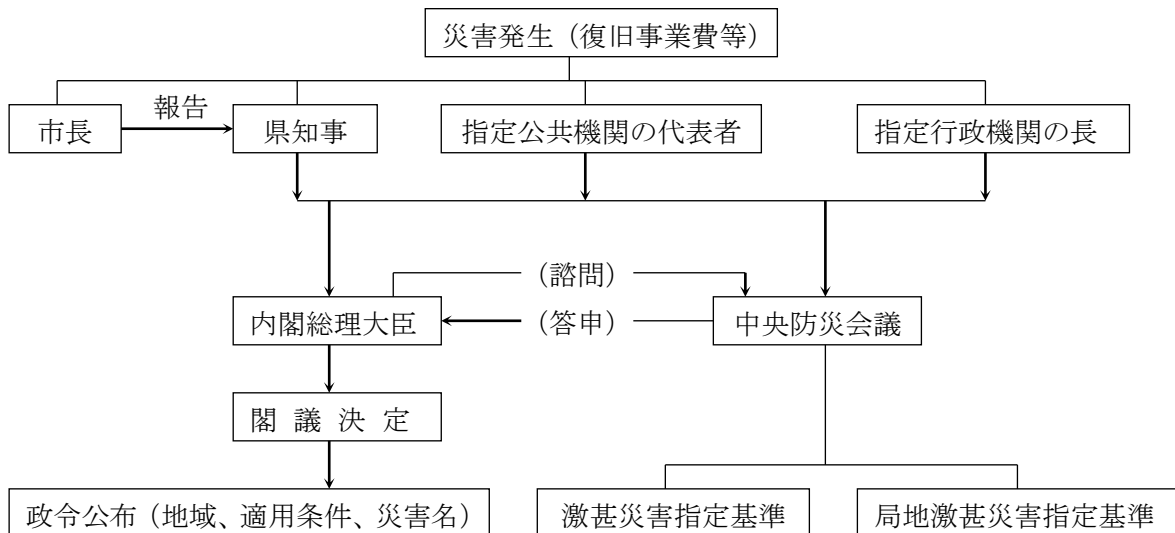
市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、市からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続き

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。

激甚災害の指定手続き



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月ごろに手続きを行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

(1) 激甚災害指定基準

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 当該災害の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% （B基準） 当該災害の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 ＞当該都道府県内市町村標準税収入総額×5%
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額 ×4% (2) 都道府県内査定見込額＞10億円
激甚法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該災害における被害見込額が5,000万円以下のものは除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁業等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条が適用される場合
激甚法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%

	<p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者>当該都道府県内の 農業者×3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に 対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) (B基準) 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 >当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県内林業被害見込額 >全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法 による災害関係保証の 特例) 激甚法第13条 (小規模企業者等設備 導入資金助成法による 災害特例関係) 激甚法第15条 (中小企業者に対する 資金の融通に関する特 例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額>1,400億円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災 害復旧事業に対する補 助) 激甚法第17条 (私立学校施設災害復 旧事業の補助) 激甚法第19条 (市町村施行の伝染病 予防事業に関する負担 の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認 められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (り災者公営住宅建設 事業に対する補助の特 例)</p>	<p>次のいずれかに該当する被害 (A基準) 被災地全域減失住宅戸数≥4,000戸 (B基準) 次の1又は2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域減失住宅戸数≥2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p>

② 〈3. 復旧・復興〉第4節 激甚災害の指定

	<p>(1) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数\geq200戸</p> <p>(2) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数\geq10%</p> <p>2 被災地全域減失住宅戸数\geq1,200戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数\geq400戸</p> <p>(2) 1 市町村の区域内の減失住宅戸数\geq20%</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合</p> <p>2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮される。</p>

(2) 局地激甚災害指定基準

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第2章(3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費</p> <p style="padding-left: 2em;">>当該市町村の標準税収入\times50%</p> <p style="padding-left: 2em;">(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が2億5,000万円を超える市町村</p> <p style="padding-left: 2em;">当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費</p> <p style="padding-left: 2em;">>当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p style="padding-left: 2em;">当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費</p> <p style="padding-left: 2em;">>当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p style="padding-left: 2em;">+ (当該市町村の標準税収入$-$50億円) \times60%</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)</p>
<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p> <p>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費の額</p> <p style="padding-left: 2em;">>当該市町村の農業所得推定額\times10%</p> <p style="padding-left: 2em;">(ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外)</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>

<p>激甚法11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>中小企業関係被害額 >当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が1,000万円未満は除外) に該当する市町村が1つ以上 ただし、上記に当該する市町村の当該被害額を合算した額が、おおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合</p>

・第3編

風水害等対策編

◆第1章 災害予防計画

〈風水害等対策編の記述について〉

震災は、突発的な地盤の振動によって、建物倒壊、地すべり、崖崩れ、土石流、洪水、火災等の災害が発生するが、風水害は、集中豪雨や台風の襲来等が要因となって震災と同様の様々な災害が発生する。したがって、要因は異なっても、災害対策面から見る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、震災と風水害では総体的に同様である。

そこで、本編では各節ごとの施策内容については省略した。ただし、発災時の利用に供するため、震災対策編と風水害等対策編を比較して、風水害等対策独自の施策内容がある節のみ、本編に登載した。

なお、省略した風水害等対策の節については、震災対策編中の表記、例えば、「地震」及び「震災」を「風水害」に、「耐震性」を「風水害に対する安全性」などに読み替えて使用する。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用法
第1節	職員の配備体制	51	「第2編 震災対策編」を参照の うえ、使用する。

第2節 防災知識の普及計画

[防災危機管理課・教育委員会]

具体的な計画については、第2編第1章第2節「防災知識の普及計画」に準ずる。ただし、「一般住民に対する防災知識の普及」については下記の内容を参照する。

1 一般住民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得る。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

- (ア) 住宅の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

③ 〈1. 予防〉第2節 防災知識の普及計画

- (キ) ペットとの同行避難や指定避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じ

て防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

2 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、市長が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市へ水位や浸水想定情報を提供するよう努める。

市長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第3節	地域防災力強化計画	57	「第2編 震災対策編」を参照の うえ、使用する。
第4節	災害ボランティア受入体制整備計 画	63	
第5節	防災訓練計画	65	
第6節	避難体制整備計画	68	
第7節	救助・救急体制整備計画	75	
第8節	火災予防計画	77	
第9節	医療救護体制整備計画	80	
第10節	防災用通信施設災害予防計画	93	
第11節	土砂災害等予防計画	96	
第12節	孤立集落対策計画	100	
第13節	都市防災計画	102	

第14節 建築物災害予防計画

〔建設管理課〕

1 計画の概要

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、市等が実施する災害予防対策について定める。

2 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度等の実施指導

市及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火基準適合表示制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部等が設置される施設（市庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（警察署、消防署、県・市町村等の出先庁舎等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館、公民館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者福祉施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、第4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業ビル・地下街等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

市は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保
 - 防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- イ 落下物等による災害の防止
 - 建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ウ 水害常襲地の建築物における耐水化
 - 床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

③ 〈1. 予防〉 第15節～第24節

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用法
第15節	輸送体制整備計画	107	「第2編 震災対策編」を参照の うえ、使用する。
第16節	電力供給施設災害予防計画	110	
第17節	ガス供給施設災害予防計画	112	
第18節	電気通信施設災害予防計画	131	
第19節	上水道施設災害予防計画	133	
第20節	下水道施設災害予防計画	136	
第21節	食料、飲料水及び生活必需品等の 確保計画	139	
第22節	要配慮者の安全確保計画	142	
第23節	相互応援体制の整備	150	
第24節	ため池災害予防計画	156	

第25節 水害・農林業災害予防計画

〔防災危機管理課・建設管理課・上下水道課・農林課〕

水害及び農林業災害の未然防止と被害の軽減を図るために、市が実施する災害予防対策について定める。

1 水害予防対策

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ 災害危険地区の調査及び住民への周知

山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等（資料6参照）を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

(2) 治山施設等災害予防

市は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(イ) 指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

ウ 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

(3) 砂防施設の災害予防

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

(4) 河川管理施設等の災害予防

- ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な修繕、改修等を計画的に実施する。
- イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。
- ウ 県及び山形地方気象台と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。
- エ 寒河江川上流の寒河江ダム、最上川の上郷ダムの放流については下流域に被害を及ぼさない方法により行われるよう、ダム管理者、東北電力㈱の担当者と協議し、放流に当たっての事前連絡体制を整備しておく。
- オ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

(5) 市街地等の雨水排水整備計画

排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

(6) 農業用かんがい用排水施設の整備

ため池の老朽化、市街地の進展等によりため池、水路等に起因する災害が発生しており、また、今後発生するおそれがあるので、ため池、頭首工逆水門、除水用の水門などの農業用施設の整備を図る。

(7) 洪水被害の予防対策

洪水予報河川や浸水想定区域の指定に伴い作成する洪水ハザードマップの活用等により洪水被害の予防対策を推進する。

ア 浸水想定区域における避難確保対策

本市洪水ハザードマップにより、浸水想定区域及び指定避難所並びに洪水予報等の伝達方法など洪水時の円滑かつ安全な避難に関する情報を広く市民に周知し、洪水被害の予防、軽減を図る。

イ 洪水予報等の伝達体制の整備

山形地方気象台、国土交通省山形河川国道事務所、県などが発する洪水予報、水位情報、水防警報等を市民、要配慮者利用施設等に迅速に伝達する体制を整備する。

2 農林業災害予防対策

本市の農林業は、絶えず雪害、風水害、冷干害、凍霜害等による被害の危険性にさらされており、中でも台風期には農業施設を主として多額の損害を受けている。

(1) 農地、農業施設の災害の防止

- ア 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。
- イ 既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫または嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水地を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業

用排水施設、災害時に情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

(3) 農業気象業務の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研究会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

山林については、森林組合の協力により雪害対策、防災等の整備を図る。

第2章

災害応急対策計画

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	応急活動体制の確立	201	「第2編 震災対策編」を参照の うえ、使用する。
第2節	広域応援計画	213	
第3節	被災県等への広域応援計画	216	
第4節	広域避難計画	218	
第5節	自衛隊災害派遣計画	221	
第6節	欠		
第7節	通信計画	228	

第8節 気象情報等伝達計画

〔総務部〕

1 計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、市及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

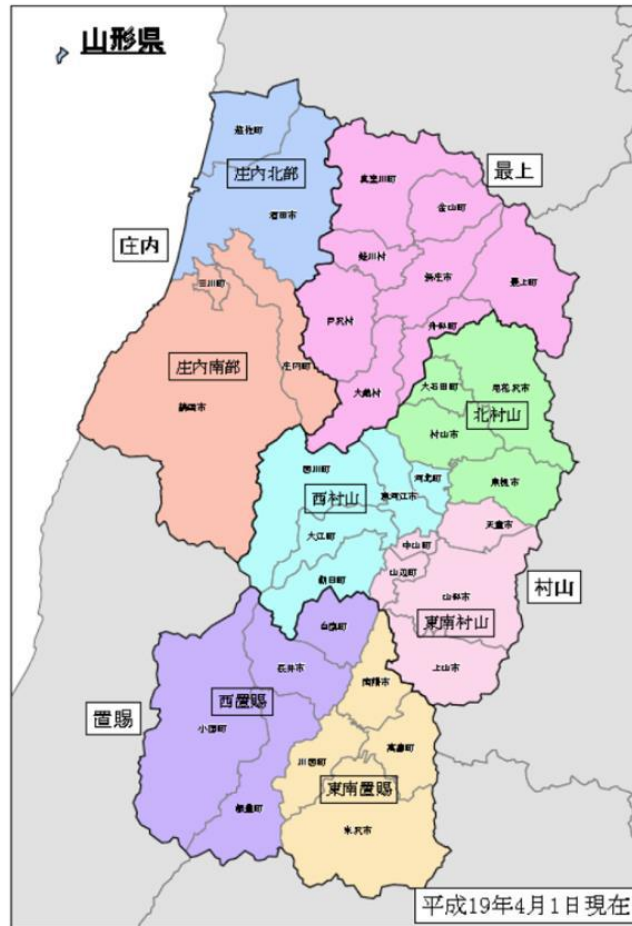
「居住者等がとるべき行動」と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとる。

3 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



* 「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。
これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある 場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合、 その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。具体的な発表基準は「特別警報・警報・注意報発表基準一覧表」に示す。

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそ れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報に は、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、

特別警報		大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大 雨 注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注 意 報	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着 雪 (氷) 注 意 報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物などへの著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

特別警報発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 山形地方気象台

寒河江市	府県予報区	山形県			
	一次細分区域	村山			
	市町村等をまとめた地域	西村山			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101	
	洪水	流域雨量指数基準	寒河江川流域=37.8、赤沢川流域=9.8、熊野川流域=11.4		
		複合基準*1	—		
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流 [長崎・下野]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm	
	注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	6	
土壌雨量指数基準			78		
洪水		流域雨量指数基準	寒河江川流域=30.2、赤沢川流域=7.8、熊野川流域=9.1		
		複合基準*1	熊野川流域=(5, 8)		
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流 [長崎・下野]		
強風		平均風速	12m/s		
風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪		融雪により浸水等の被害が予想される場合			
濃霧		視程	100m		
乾燥		①最小湿度30% 実効湿度65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折(アメダス)の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折(アメダス)の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折(アメダス)の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折(アメダス)の積雪100cm以上				

低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき	
	冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき	
	②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(イ) 本市に関する「洪水予報」、「水位情報」、「水防警報」の指定河川及び水位

a 最上川上流（国の洪水予報の指定河川、国土交通大臣が水防警報を発する河川）

区域 左岸：米沢市大字中田町地区 ～ 村山市大字田沢地区
右岸：米沢市大字花沢地区 ～ 村山市土生田地区

観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)	氾濫する可能性のある 水位 (m)
糠野目(高畠町)	11.50	12.00	12.90	13.30	14.10
小出(長井市)	11.50	12.00	12.60	12.80	14.20
長崎(中山町)	12.80	13.30	15.50	15.80	17.90
下野(河北町)	13.30	14.00	16.20	16.70	18.10

b 寒河江川（県が水位情報を周知する河川、知事が水防警報を発する河川）

区域 左岸：西川町睦合（水位）、寒河江市慈恩寺橋（水防警報）～河北町大字溝延字宿川
右岸：西川町吉川（水位）、寒河江市慈恩寺橋（水防警報）～寒河江市大字日田字前野

観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)
西根（寒河江市）	12.00	12.50	13.40	13.80
睦合（西川町）	2.40	2.90	3.40	3.50

c 沼川（県が水位情報を周知する河川）

区域 左岸：寒河江市大字寒河江字塩水（新沼川分岐点）～新山一丁目（本楯橋）
右岸：寒河江市大字寒河江字塩水（新沼川分岐点）～高田三丁目（本楯橋）

観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)
本町（寒河江市）	1.30	1.40	1.50	1.70

イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先

<p>度分布)</p>	<p>までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

ウ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名（鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の見準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水や中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

キ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

ク 最上川上流洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。最上川上流については、山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ、避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ケ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する

(水防活動用) 警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

コ 降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点(山形、米沢、新庄及び酒田)での降雪量予想を発表する。

<発表時刻及び内容>

6時00分 → 当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量

18時00分 → 当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

(2) 特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、酒田海上保安部、NHK山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県(防災危機管理課)は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村へ通知する。

また、県(各総合支庁河川砂防課)は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ 市町村は、警報等について、県、消防庁、及び東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から通報を受けたとき、あるいは自ら知ったときは、地域内の公共団体、行

③ 〈2. 応急〉第8節 気象情報等伝達計画

政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

エ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、関係市町村に伝達する。

オ 山形河川国道事務所は、警報等について、国土交通省の県内の河川及びダムを管理する事務所等に伝達する。また、県内の河川を管理する事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

カ 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

キ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

4 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを市及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し通報する。

(イ) 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

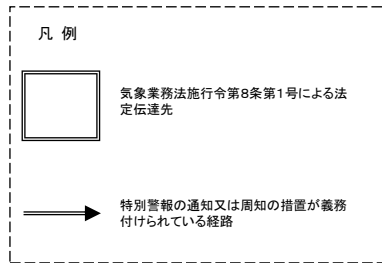
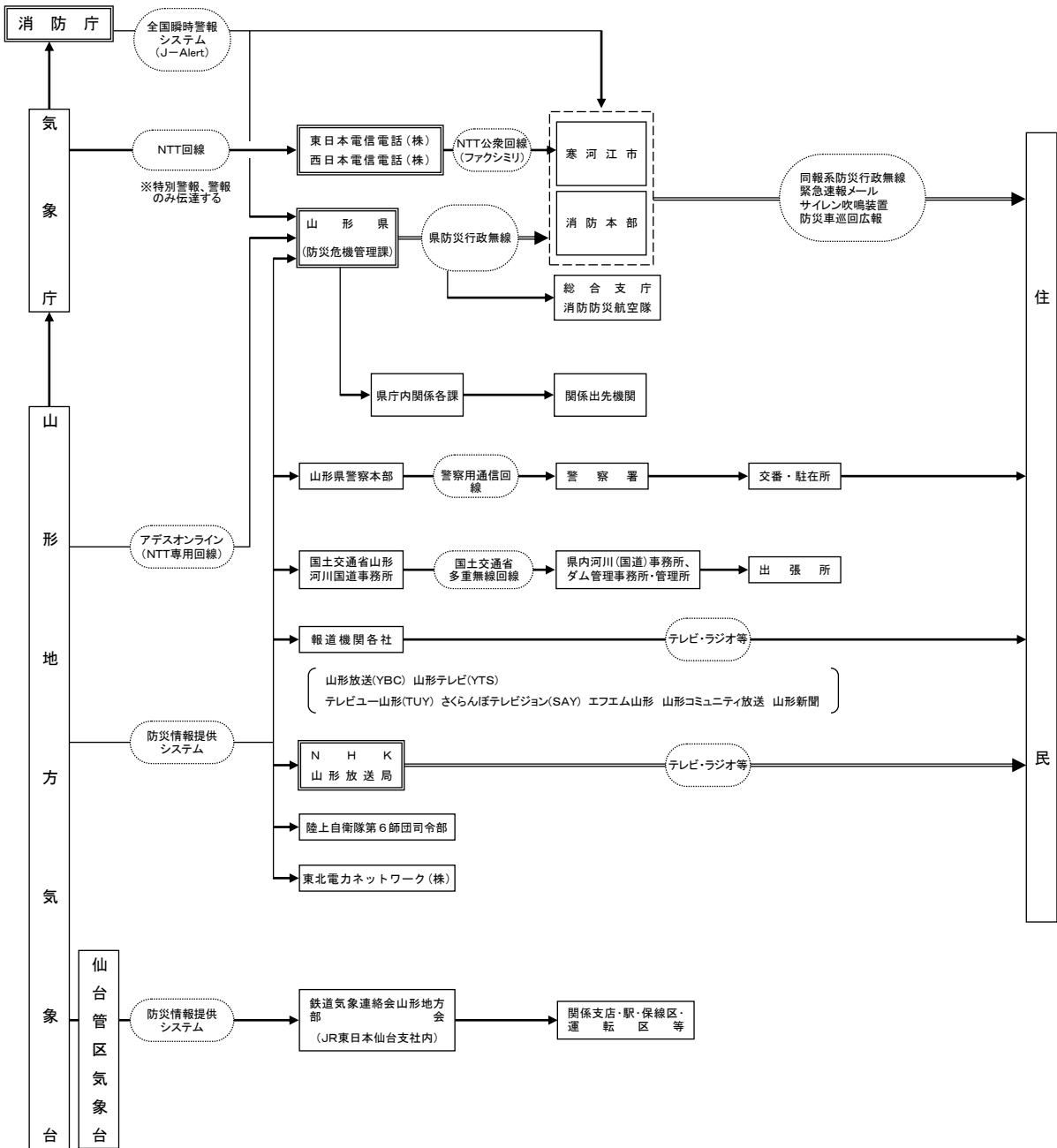
ア 火災警報の概要

市長は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

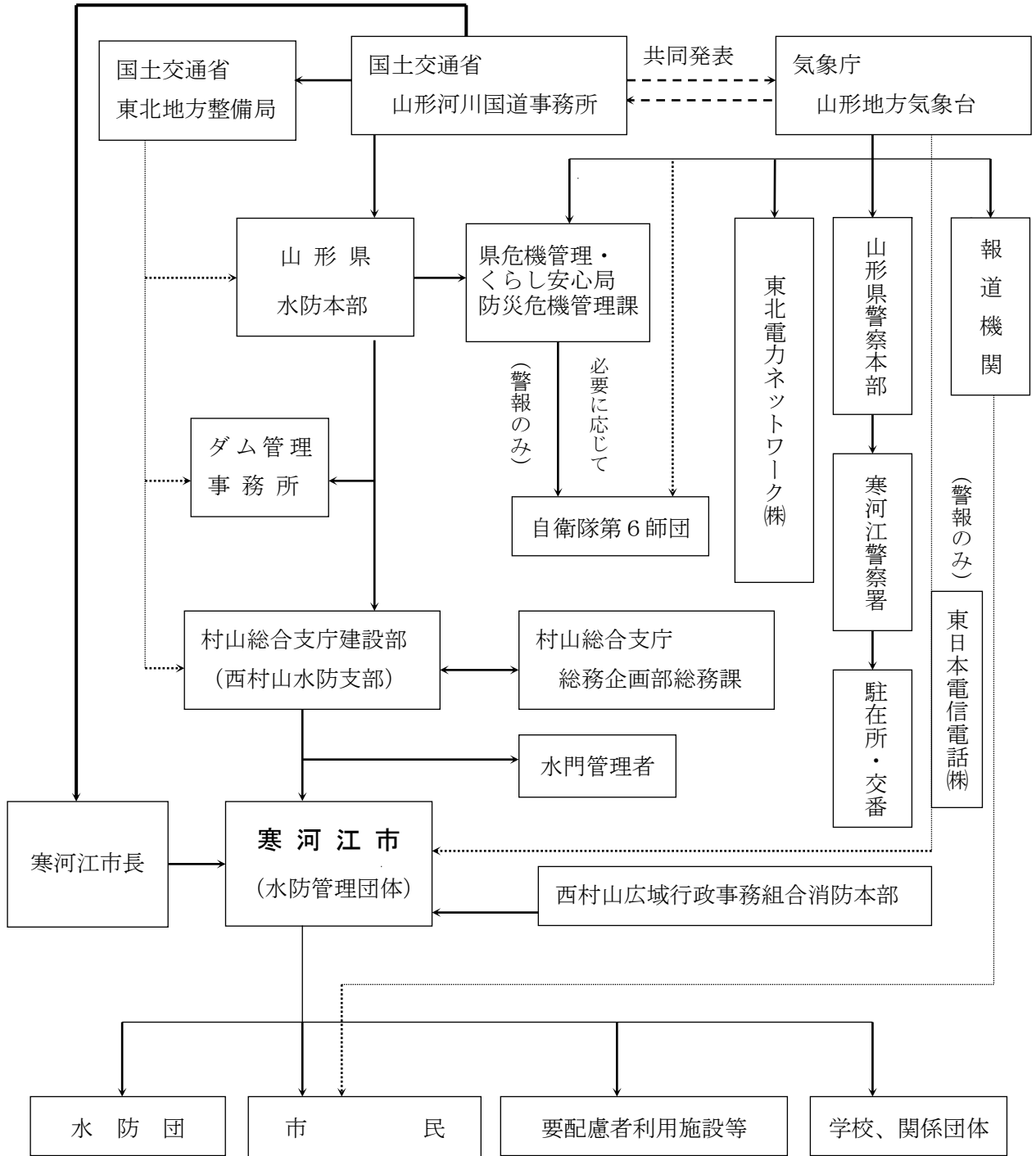
イ 火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

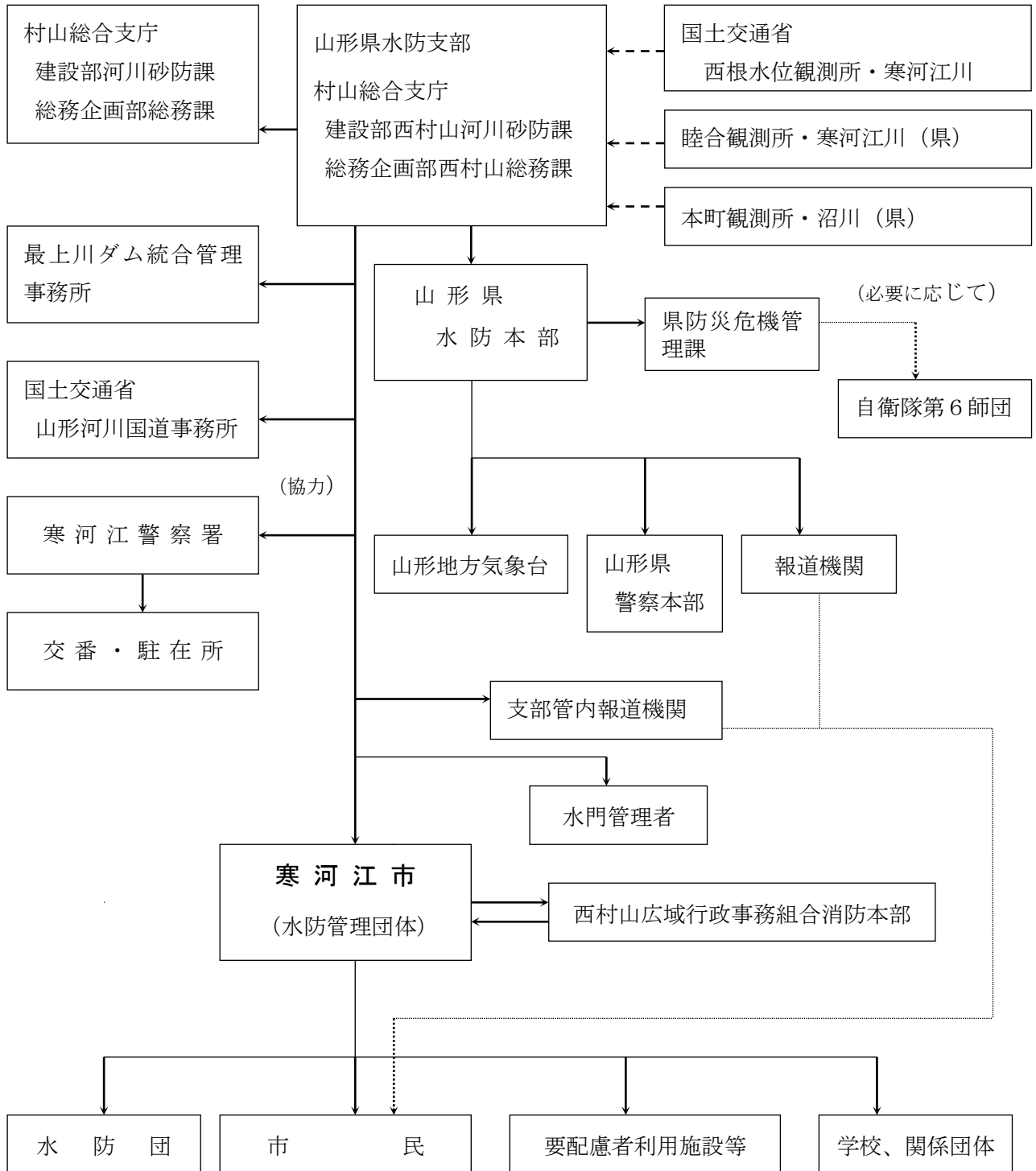
別図1 気象警報・注意報等伝達経路図



別図2 最上川洪水予報等連絡系統図



別図3 寒河江川・沼川 氾濫警戒情報及び寒河江川水防警報連絡系統図



③ 〈2. 応急〉第9節～第40節

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第9節	災害情報の収集・伝達計画	234	「第2編 震災対策編」を参照の うえ、使用する。
第10節	広報計画	251	
第11節	避難計画	257	
第12節	指定避難所運営計画	267	
第13節	救助・救急計画	273	
第14節	消火活動計画	276	
第15節	医療救護計画	280	
第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収 容・埋葬計画	282	
第17節	輸送計画	284	
第18節	電力供給施設災害応急計画	301	
第19節	ガス供給施設災害応急計画	302	
第20節	電気通信施設災害応急計画	303	
第21節	下水道施設災害応急計画	304	
第22節	農林業災害応急計画	305	
第23節	食料供給計画	307	
第24節	給水・上水道施設応急対策計画	309	
第25節	生活必需品等物資供給計画	312	
第26節	保健衛生計画	314	
第27節	廃棄物処理計画	318	
第28節	欠		
第29節	欠		
第30節	文教施設における災害応急計画	324	
第31節	要配慮者の応急対策計画	328	
第32節	応急住宅対策計画	351	
第33節	災害救助法の適用に関する計画	354	
第34節	労働力の確保	357	
第35節	県消防防災ヘリコプターの活用	360	
第36節	交通の確保及び規制	363	
第37節	孤立集落の対策	366	
第38節	水防活動	368	
第39節	ため池災害応急計画	371	
第40節	自発的支援の受入計画	372	

第41節 土砂災害等の防止対策

〔総務部・建設部・農林部・消防部〕

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、土砂災害警戒情報の発表や地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(1) 指定急傾斜地崩壊危険区域指定区域の警戒体制

急傾斜地崩壊危険区域指定区域内の巡視時期及び要領

ア 第一次

前日まで数日にわたり、連続雨量が80mm以上降った場合。

イ 第二次

当日の雨量が50mmを超えたとき、また時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。地元民、消防団員、消防署員等で巡視する。

降雨量の測定は、西村山広域行政事務組合消防署で行う。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するのは、災害関連緊急砂防事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

③ 〈2. 応急〉第41節 土砂災害等の防止対策

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防ダムに生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石災害危険箇所等の応急措置

土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、国、県及び防災関係機関と連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第**3**章

災害復旧・復興計画

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	災害復旧・復興	401	「第2編 震災対策編」を参照の うえ、使用する。
第2節	被災者の生活再建等への支援	403	
第3節	産業復興の支援	408	
第4節	激甚災害の指定	409	

・第**4**編

個別災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

降雪時における交通・通信の確保、建物の倒壊防止、雪崩及び豪雪時の農作物（特に果樹）の災害予防措置を定める。県と連携を図りながらとるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

1 雪害に強いまちづくり

雪害に強いまちづくりを図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

2 雪崩危険箇所の把握及び周知

市は、国、県等の調査結果及び現地の定期的な調査点検、聞き取り調査等により市域の雪崩危険箇所（資料6－3参照）を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の住民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知徹底を図る。

3 道路交通の確保計画

市は、積雪時における道路機能の確保を図るため、各道路管理者と連携し、幹線道路の除雪を行うとともに、除雪計画を樹立し、交通確保のための体制を整える。また、主要幹線道路以外の道路でも車両の交通、消防活動に支障を生ずる場合は、この計画に準じて措置する。

4 通信・電力の確保

着雪によって通信線や送電線等に被害が出るおそれがあると予想される場合、NTT東日本や東北電力ネットワーク㈱と連絡を密にし、施設の点検を実施するなど、通信及び電力の確保に努める。

5 住民への啓発

積雪に対する次の一般的心得を住民に徹底し、災害の未然防止に努める。

- (1) 建物の構造によっても異なるが、こまめな雪下ろしを励行すること。
- (2) トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇により雪崩となる場合があるから十分注意すること。
- (3) 水路に雪を投棄することにより思わざる氾濫を招くこととなるため、みだりに雪を捨てないこと。
- (4) 外気が上昇している場合、山際の道路を通行するときは、雪崩による被害を受けないよう

4 〈1. 雪害〉第1節 災害予防計画

注意すること。

- (5) 比較的気温の高いときの降雪は、果樹の枝折れ等の被害が発生するので、雪下ろしを怠らないこと。
- (6) 建物から道路上に雪下ろしした場合は、速やかに除雪を行い通行の邪魔にならないよう措置すること。
- (7) 雪下ろし・除雪の際、身の安全を守るよう注意すること。

第2節 災害応急対策計画

市は降雪時における交通の確保、公共建物の倒壊防止、雪崩及び暴風雪時の人命救助、農作物、果樹等の対策等の応急措置を実施して、住民の生活が阻害されることを阻止するとともに、降雪に伴う被害の軽減を図る。

1 交通の確保

降積雪等の気象条件に応じて、除雪計画に基づき、道路の除雪作業を実施する。

2 公共建物等の積雪の除去及び通路の確保

公共建物等の積雪の除去及び通路の確保については、おおむね次により行う。

- (1) 各管理者は、当該建物の積雪の状況に応じて除去する。この場合、体育館、集会場等内部仕切りの少ないものを優先し、倒壊防止を図る。除雪要員については、各管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し、確保する。
- (2) 下に降ろした雪は、建物の外壁面に力が加わらないようにし、出入口は安全な道、広場等に通ずる避難路を2つ以上つけておく。
- (3) 学校、その他大規模な建物については、道路から建物に通ずる通路、敷地内の消火栓、貯水槽、その他消防用水利のそばまで自由に消防自動車が行き来できるよう確保しておく。

3 雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出

雪崩又は暴風雪のため生命身体が危険な状態にある者、孤立状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出は次による。

(1) 警告等

ア 地形及び気象情報等に基づき、雪崩の発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行う。防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動体制を整える。

イ 雪崩危険箇所は資料6-6参照のこと。

(2) 救出

ア 雪崩又は暴風雪により危険な状態にある者の救出の例示

- (ア) 雪崩のため雪に埋没したような場合
- (イ) 雪崩等のため倒壊した住宅等の下敷きになったような場合
- (ウ) 孤立した地域に取り残され、多数の生命が危険になったと予想される場合
- (エ) 暴風雪のため山岳等で遭難し、生命が危険になった場合

イ 前項の場合は直ちに防災関係機関と協力の上、救出する。

4 農作物、果樹等の対策

4 〈1.雪害〉第2節 災害応急対策計画

果樹及び野菜等の雪害応急対策は次のとおりである。

品種名	応 急 対 策		摘 要
	積 雪 時	消 雪 時	
果 樹	<p>(1) 大枝の裂開、あるいは枝折れ等の傷口は癒合回復の見込のあるものは、ギルト、かすがい、細いなわ等で十分接着し、回復の促進を図る。また裂開した枝を、放任すると積雪によりさらに被害を大きくするので、接着癒合の見込のない枝は剪去しできるだけ被害の軽減に努める。</p> <p>(2) 倒壊破損した果樹棚は除雪を行いできるだけ早くこれを起こし、支柱を補強し棚の引き上げを行い被害の軽減に努める。</p>	<p>(1) 融雪水の排水を図る。</p> <p>(2) 土砂、草木灰等を散布し、消雪の促進を図る。</p>	
野菜等		<p>圃場の除雪あるいは消雪を草木灰等により促進を図る。</p>	<p>(1) 越冬野菜は融雪後はなるべく早く中耕追肥を行い生育の促進を図る。</p> <p>(2) 病虫害防除は早期防除の徹底を図る。</p>

第2章 道路災害対策

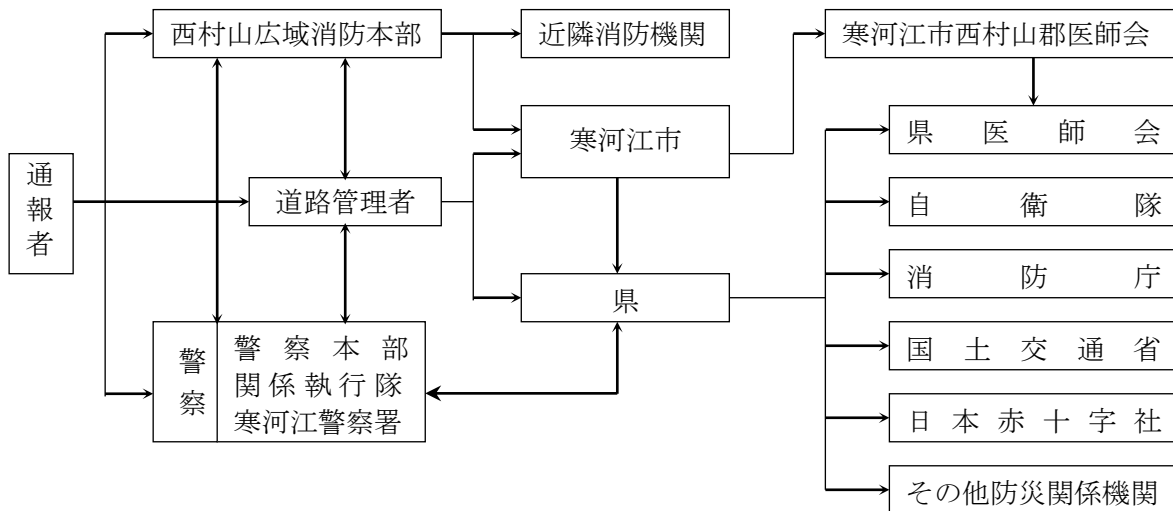
第1節 災害応急対策計画

大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策を実施する。

1 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生した場合は、発見者または関係機関から市に対して事故発生のお知らせが入る。市は、このお知らせを受けて被害状況の調査を行い、県防災危機管理課に報告する。

情報通信連絡系統図



2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

4 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第2節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国への応

援を要請する。

5 被害拡大防止措置

市は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止または制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び一般住民等への広報

市は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用等により広報を行う。

6 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第13節「救助・救急計画」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第15節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

8 消防活動

道路災害時における消防活動は、第2編第2章第14節「消火活動計画」の定めるところにより実施する。

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害応急対策計画

市内において、鉄道災害が発生した場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

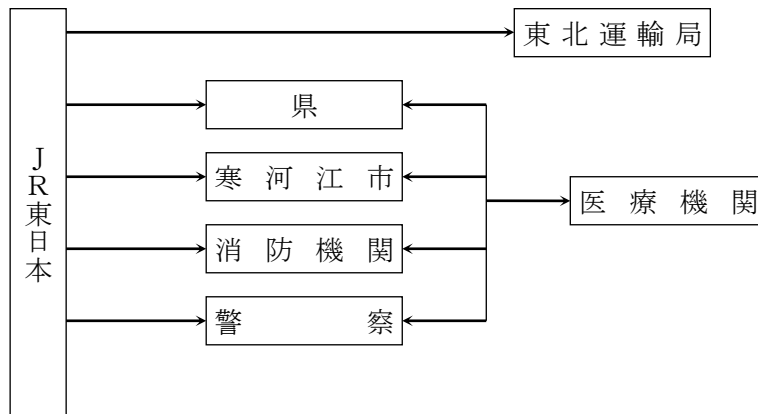
1 事故情報等の伝達及び広報

(1) 情報の収集・伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、JR東日本から市に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、市は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議する。

事故・災害発生時の連絡通報体制図



(2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに一般住民等に対する広報は、JR東日本が実施する。

市は、JR東日本から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施する。

2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整える。

3 自衛隊災害派遣要請

鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより実施する。

4 広域応援要請

事故の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第2節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国への応援を要請する。

5 消火及び救助に関する措置

- (1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、消防機関と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- (2) 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防機関と連携して、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

第4章 航空災害対策

第1節 災害応急対策計画

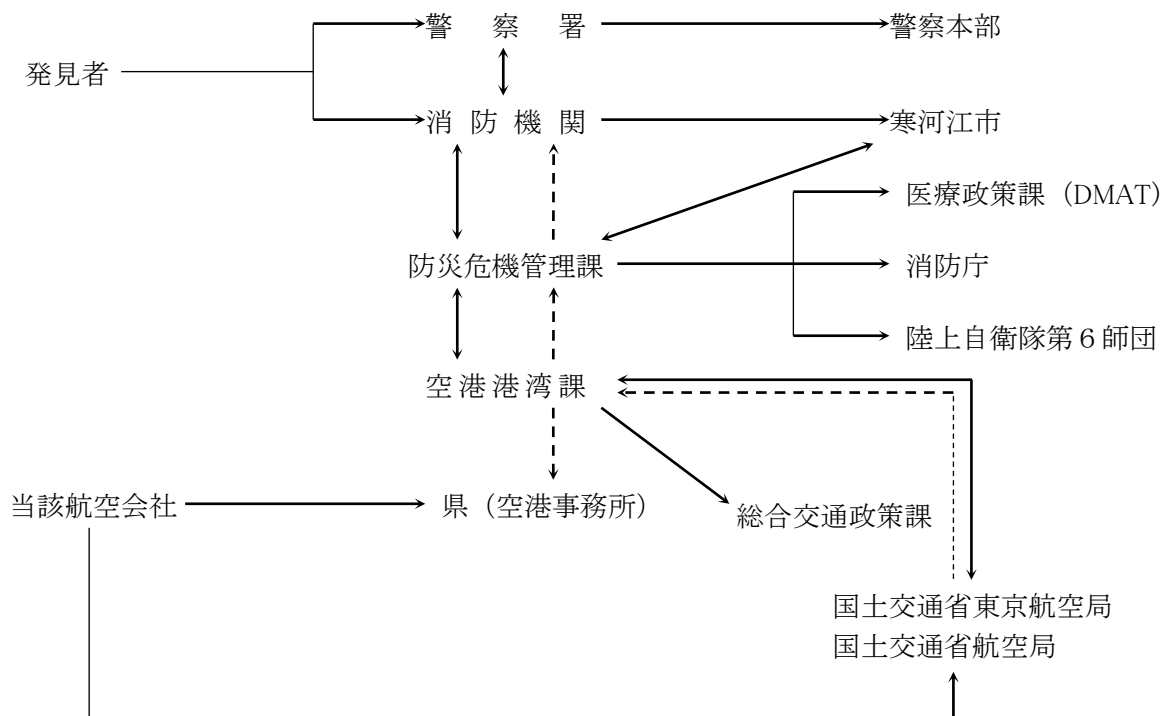
市域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

1 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集

ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、次の伝達系統により、事故情報が伝達される。市に対しては、消防機関を通じて連絡が入る。



2 応急活動体制の確立

市は、関係機関と連携し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整え、必要に応じて現地合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行う。

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止に努める。

1 危険物施設等の把握

市は、災害予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

2 危険物施設の安全対策

〔危険物取扱事業所等〕

(1) 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物設置の位置、構造及び施設が、消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

(2) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(3) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

〔県・消防機関〕

県及び消防機関は、西村山地区危険物安全協会及び山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

市域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

市は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

〔危険物等取扱事業所等〕

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、市、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び設置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入対策

林野火災危険期間中の火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）は極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防資機材の整備

林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(2) 消防水利の確保

火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成するなど、消防水利の一層の整備を図る。

(3) 林野火災消防訓練の実施

市は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防

ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

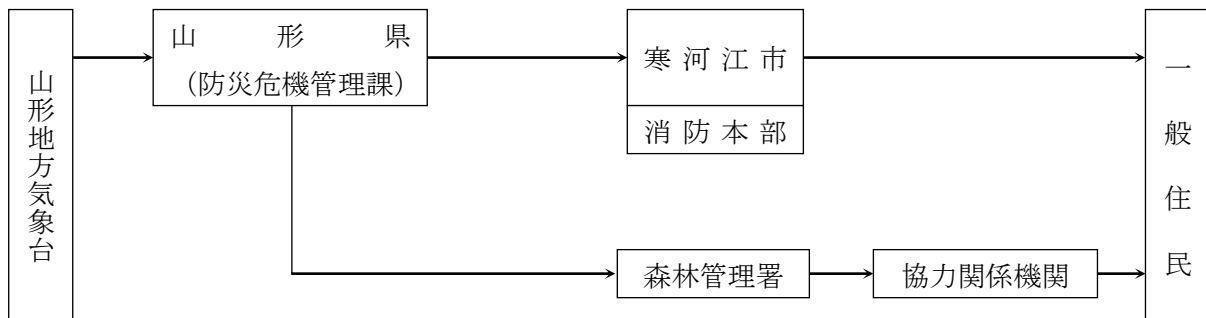
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行われる。なお、火災気象通報の発表基準は、第3編第2章第8節「気象情報等伝達計画」を参照のこと。

(2) 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



第2節 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報車により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

2 応急活動体制の確立

市は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 消火・救助活動

市及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、県消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等より火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、高齢者等避難を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第2節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国への応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

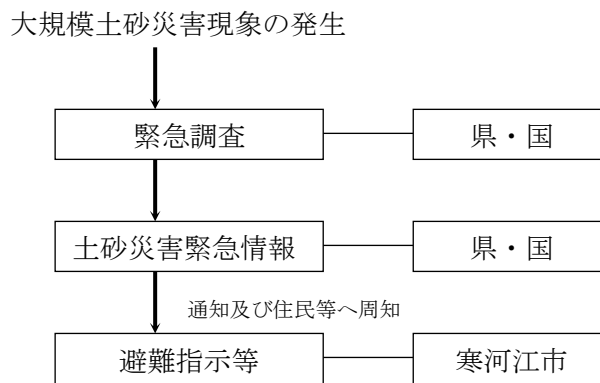
林野火災により、荒廃した箇所については、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第7章 大規模土砂災害対策

第1節 災害応急対策計画

大規模土砂災害から住民等の生命及び身体の保護を図るため、県、国、市は連携協力し、応急対策を実施する。

1 大規模土砂災害対策フロー



2 緊急調査

県及び国は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国

火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

3 土砂災害緊急情報

県又は国は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市に、国にあっては県及び市に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

県又は国は、市が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

4 避難指示等

市は、県又は国からの土砂災害緊急情報を受け、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に住民等への伝達方法や避難経路、指定避難所の整備等に努める。

第8章 原子力災害対策

第1節 災害予防計画

県内に原子力施設はないが、原子力発電所の事故等が発生した場合には、本市にも少なからぬ影響がある。原子力災害による被害並びに市民の健康の保護及び不安の軽減に努める。

1 モニタリングの実施

県はモニタリング機器の整備と維持管理に努め、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より環境中及び食品・水道水中のモニタリングを行う。

市は、空間の放射線量率に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

2 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

市は、市民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 防災訓練等の実施

県及び市は、緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

3 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

市は、県や国と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

市は、県、国、原子力発電所所在道府県、関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

(ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

(イ) 原子力災害とその特性に関すること

- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関する事
 - (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関する事
 - (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関する事
 - (カ) その他必要と認める事項に関する事
- (3) 防災教育

県及び市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第2節 災害応急対策計画

原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、市民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策に努める。

1 モニタリングの強化及び公表

(1) モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、機器によるモニタリングを強化するとともに、市においても強化を図る。

(2) モニタリングの公表

モニタリングの結果については、ホームページや市報等で公表する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

県及び市は、本県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、本市に対して原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づく指示があった場合には、市民に対して指示を行う。

(1) 市民への注意喚起

市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本市に対して原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

ア 市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、市民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

(オ) 鉄道事業者、バス事業者の社内放送等による乗客への周知

イ 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

3 市が行う広報及び指示伝達

市は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 市、県及び防災関係機関の対策状況

エ 市民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要と認める事項

4 風評被害の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、市産農林水産物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

• 第5編

資料編

1 防災組織及び防災関係規定等

1-1 防災関係機関連絡先

名称（事業所等名）	所在地	電話番号	衛星電話番号
山形県防災くらし安心部 防災危機管理課	山形市松波二丁目 8-1	023-630-2230	7-800-1242
山形県村山総合支庁 西村山地域振興局西村山総 務課	寒河江市大字西根字石川西355	0237-86-8700	7-820-120
山形県村山総合支庁 西村山地域振興局建設部 西村山河川砂防課	同上	0237-86-8700	7-820-127
村山保健所	山形市十日町一丁目 6-6	023-627-1100	7-800-6-600-0
寒河江警察署	寒河江市大字西根字上川原228 - 1	0237-83-0110	
山形森林管理署	寒河江市元町一丁目17-2	0237-86-3161	
山形労働基準監督署	山形市緑町一丁目 5-48	023-624-6211	
国土交通省 山形河川国道事務所	山形市成沢西四丁目 3-55	023-688-8421	
寒河江駅	寒河江市本町一丁目 1-1	0237-86-2861	
東日本電信電話(株)宮城事業 部山形支店	山形市薬師町二丁目18-1	023-621-9515 (総務担当) 023-621-9670 (災害対策室)	
東北電力ネットワーク(株) 天童電力センター	天童市天童中一丁目 4-1	023-651-3929	
山交バス(株)寒河江営業所	寒河江市新山町 2-1	0237-86-2181	
第一貨物(株)天童支店	天童市乱川三丁目 7-62	023-654-2424	
日本通運(株)山形支店	山形県天童市清池東 2-7-20	023-655-7551	
(一社)寒河江市西村山郡医 師会	寒河江市大字寒河江字久保 5	0237-84-0540	
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市中央工業団地75	0237-86-8181	
寒河江市商工会	寒河江市中央一丁目 8-38	0237-86-1211	
寒河江川土地改良区	寒河江市字中河原222-2	0237-86-5112	
陸上自衛隊第 6 師団	東根市神町南三丁目 1-1	0237-48-1151	

1-2 防災会議委員名簿

委員別	役職名
会長	寒河江市長
1号委員	国土交通省山形河川国道事務所長
	山形地方気象台次長
	山形森林管理署長
2号委員	村山総合支庁西村山地域振興局長
	村山総合支庁建設部次長
	村山保健所長
3号委員	寒河江警察署長
4号委員	寒河江市副市長
	寒河江市総務課長
	寒河江市企画創成課長
	寒河江市税務課長
	寒河江市市民生活課長
	寒河江市防災危機管理課長
	寒河江市建設管理課長
	寒河江市農林課長
	寒河江市商工推進課長
	寒河江市健康福祉課長
	寒河江市立病院事務長
	寒河江市上下水道課長
	寒河江市学校教育課長
5号委員	寒河江市教育長
6号委員	西村山広域行政事務組合消防長
	寒河江市消防団長
7号委員	日本郵政(株)寒河江郵便局長
	東日本旅客鉄道(株)左沢線営業所長
	東日本電信電話(株)宮城事業部山形支店災害対策室長
	日本通運(株)仙台支店山形国際オペレーションサービス課長
	東北電力ネットワーク(株)天童電力センター所長
	山交バス(株)寒河江営業所長
	第一貨物(株)天童支店長
	(一社)寒河江市西村山郡医師会会長
8号委員	寒河江市自主防災組織連絡協議会長
	学識経験者
	学識経験者

1-3 寒河江市防災会議条例（昭和38年3月23日 条例第12号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき寒河江市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 寒河江市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の事項に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山形県警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市教育長
 - (6) 西村山広域行政事務組合消防長及び市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数はそれぞれ5人、5人、1人、17人、12人及び3人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるものうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解散されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

⑤ 1-3 寒河江市防災会議条例

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月24日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 寒河江市災害対策本部条例（昭和38年3月23日 条例第13号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、寒河江市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前各条の定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 山形県災害報告取扱要領

1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）第1の2に定める災害をいう。

3 災害の報告

(1) 報告先

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

(2) 報告の方法

報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

報告の種類	様 式	摘 要
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2号～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	
災害確定報告		
災害年報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

ア 災 害 速 報 即時

イ 災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
ウ 災害中間報告	防災危機管理課が指示するとき以降順次
エ 災害確定報告	応急対策を終了した後10日以内
オ 災害年報	2月15日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。

ウ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ 「崖くずれ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- (5) 火災発生
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- (6) 被害金額
- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を

除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

様式第1号

災 害 速 報	
(月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) : 被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生 の 場所	被害発生		被災者氏名 生年月日 被災者住所	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。

2 被害発生の際の場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 (世帯主名 世帯数 人 数)	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。

ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第4号

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内容	避難先	避難解消		備考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖くずれ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難指示等の発令、解除を記入すること。
- 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第5号

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
- 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	河川名	場 所	被害発生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）、等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第7号

土 砂 災 害 情 報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の種別	場 所	被害発生		被害内容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日（ ）： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第10号

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

整理番号	避難施設名	場 所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

様式第11号

医療救護関係情報 I

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

様式第12号

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の種類及び数量	備 考
		医 師	看護師等		
		人	人		

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
 2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

様式第14号

災 害 報 告 (中 間 ・ 確 定)

災 害 名		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称		
報告番号	第 報 (月 日 時現在)	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円				災害対策本部	設 置	月 日 時
			冠 水	ha		農林水産業施設	千円			解 散		月 日 時	
市町村名		畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円			災害対策本部	計	団体	
			冠 水	ha		その他の公共施設	千円						
区 分	被 害	学 校	箇所			小 計	千円			災害対策本部	計	団体	
			病 院	箇所		農 産 被 害	千円						
人的被害	死 者 人	うち 災害関連死者	人		道 路	箇所			林 産 被 害	千円			
													行方不明者
住 家	全 壊	棟	世帯	人	橋 り よ う	箇所			水 産 被 害	千円			
													半 壊
被 害	一 部 破 損	棟	世帯	人	砂 防	箇所			商 工 建 物 被 害	千円			
													床 上 浸 水
非 住 家	公 共 建 物	棟			鉄 道 不 通	箇所			電 信 電 話 施 設 被 害	千円			
													そ の 他
				電 話 回 線				小 計		千円		消防職員出動延人数 人	
				電 気 戸				被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数 人	
				ガ ス 戸				備 考		災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）			
				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所							
				り 災 世 帯 数		世帯							
				り 災 者 数		人							
				地 す べ り		箇所							
				崖 く ず れ		箇所							
				土 石 流		箇所							
				火 災 発 生		建 物 件							
						危 険 物 件							
						そ の 他 件							

様式第15号

災 害 年 報

市 (町・村)

区分	災害名		発生年月日						計
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他の	田	流出・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流出・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						

区分	災害名		計					
	発生年月日							
その他	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						
	電話	回線						
	電気	戸						
	ガス	戸						
	ブロック塀	箇所						
	地すべり	箇所						
	土石流	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
	り災世帯数	世帯						
	り災者数	人						
	公立文教施設	千円						
	農林水産業施設	千円						
	公共土木施設	千円						
	その他の公共施設	千円						
	小計	千円						
	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	商工建物被害	千円						
	鉄道施設被害	千円						
	電信電話施設被害	千円						
	電力施設被害	千円						
	その他	千円						
	被害総額	千円						
災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日		
	解散	月日	月日	月日	月日	月日		
	消防職員出動延人数							
	消防団員出動延人数							
	備考							

1-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(山形県災害救助法施行細則)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮を行うために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても戸数に応じた施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

⑤ 1-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他 生活必需品の給与 又は貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により、 生活上必要な被服、 寝具、その他生活必 需品を喪失、若しく は毀損等により使用 することができず、 直ちに日常生活を営 むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)・ 冬季(10月～3月)の季 別は災害発生の日をも って決定する。 2 後掲別表に掲げる金 額の範囲内	災害発生の日か ら10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当 初の評価額 2 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った 者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所…国 民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者…協定料金の 額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であつ て災害のため助産の 途を失った者(出産 のみならず、死産及 び流産を含み現に助 産を要する状態にあ る者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の応 急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力に より応急修理をす ることができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分に1世帯当たりの 限度額 半壊(半焼) 595,000円 半壊(焼)に準ずる程度の 損傷 300,000円	災害発生の日か ら1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又 は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損 等により使用す ることができず、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日か ら (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態に あり、かつ、四囲の 事情によりすでに死 亡していると推定さ れる者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

⑤ 1-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全 壊 全 流	夏	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

2 通信・放送

2-1 寒河江市防災行政無線局管理運用規程（平成2年3月27日訓令第4号）

（目的）

第1条 この規程は、寒河江市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する寒河江市防災行政無線局の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。
- (6) 無線従事者 無線操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいう。

（無線局の回線構成）

第3条 無線局の回線構成及び配置等は別表のとおりとする。

（無線系の職員）

第4条 無線系に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 無線総括管理者
- (2) 無線管理責任者
- (3) 無線管理者
- (4) 無線通信取扱責任者
- (5) 無線通信取扱者

（無線総括管理者）

第5条 無線総括管理者は、市長がこれにあたる。

2 無線総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、無線管理責任者を指揮監督する。

（無線管理責任者）

第6条 無線管理責任者は、防災危機管理課長の職にある者をもって充てる。

2 無線管理責任者は、無線総括管理者の命を受け無線系の管理運用の業務を行うとともに、無線管理者、無線通信取扱責任者を指揮監督する。

3 無線管理責任者は、無線従事者名簿（様式第1号）を作成し、常に無線従事者を把握しておかなければならない。

（無線管理者）

第7条 無線管理者は、通信操作を行う附帯設備を設置している部署の課長等又は出先機関等の長をもって充てる。

2 無線管理者は、無線管理責任者の指揮のもと、当該部署に設置されている附帯設備の管理を行うものとする。

(無線通信取扱責任者)

第8条 無線通信取扱責任者は、無線管理責任者が無線従事者のうちから指名した者をもって充てる。

2 無線通信取扱責任者は、無線管理責任者の指揮のもと、無線局を管理運用し無線局に係る業務を行うものとする。

(無線通信取扱者)

第9条 無線通信取扱者は、無線局の運用に携わる市の職員とする。

2 無線通信取扱者は、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。

(無線従事者の配置)

第10条 無線総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 無線管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため無線従事者の養成に留意するものとする。

(備え付け書類等の管理)

第11条 無線管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管しておくものとする。

2 無線管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線管理責任者は、無線従事者選解任届及び無線局業務日誌抄録(様式第2号)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線設備等の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次により保守点検を行うものとする。

(1) 日常点検 無線管理者又は無線通信取扱責任者が行う。

(2) 定期点検 無線管理責任者が行う。

2 無線管理責任者は、予備装置及び予備装置を使用しての動作試験を年2回以上実施し、その機能を確認しておくものとする。

3 日常点検の結果異常を発見したときは、直ちに無線管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第13条 無線管理責任者は、非常災害発生時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、必要に応じて通信訓練を行うものとする。

(研修)

第14条 無線管理責任者は、無線系に携わる職員について、必要に応じて電波法等関係法令及び無線設備の取扱要領等の研修を行うものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、無線設備の管理運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成2年3月27日から施行する。

附 則 (平成12年12月15日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

寒河江市MCA無線機（構成及び配置）

連番	設置場所名称	設置箇所	名称	町会	消防	局種別	種別	機器構成	個別番号
1	ぼうさいさがえ(同報操作卓)	市役所	市役所基地局			親局	半固定	①②⑤⑧	999
2	寒河江市役所(再送信子局)	市役所	市役所再送信			再送信子局	拡声	①②⑤	001
3	西村山広域消防本部	消防本部	消防本部			子局	拡声	①②⑤	002
4	2分団2部	島公民館	島公民館	島2	2分団	子局	拡声	①②⑤	005
5	4分団6部	落衣	落衣	落衣	4分団	子局	拡声	①②⑤	006
6	柴橋自主防災倉庫	柴橋多目的研修集会施設	柴橋多目的研修集会施設	柴橋4	4分団	子局	拡声	①②⑤	007
7	3分団2部2班	日田	日田	馬寄	3分団	子局	拡声	①②⑤	008
8	3分団3部	宝	宝	宝西	3分団	子局	拡声	①②⑤	009
9	3分団4部1班	下河原	下河原	下河原下	3分団	子局	拡声	①②⑤	010
10	3分団1部2班	西根北	西根北	北	3分団	子局	拡声	①②⑤	011
11	8分団2部(上)	上河原	上河原	上河原	8分団	子局	拡声	①②⑤	012
12	7分団1部	日和田	日和田	中宿	7分団	子局	拡声	①②⑤	013
13	5分団2部	八畝	八畝	上八畝	5分団	子局	拡声	①②⑤	014
14	5分団1部	高松	高松	高松	5分団	子局	拡声	①②⑤	015
15	5分団5部	米沢	米沢	米沢	5分団	子局	拡声	①②⑤	016
16	6分団1部	陣ヶ峰	陣ヶ峰	陣ヶ峰	6分団	子局	拡声	①②⑤	017
17	5分団3部	谷沢	谷沢	谷沢	5分団	子局	拡声	①②⑤	019
18	6分団2部	麓	麓	麓	6分団	子局	拡声	①②⑤	020
19	6分団6部(再送信子局)	幸生	幸生	幸生	6分団	再送信子局	拡声	①②⑤	021
20	6分団5部2班(再送信子局)	田代	田代	田代	6分団	再送信子局	拡声	①②⑤	022
21	1分団1部	六供町公民館	六供町	4	1分団	子局	拡声	①②⑤	023
22	2分団3部	皿沼公民館	皿沼公民館	皿沼2	2分団	子局	拡声	①②⑤	024
23	1分団2部	寒河江小学校	-	南町	1分団	子局	拡声	①②⑤	025
24	1分団4部	中部小学校	-	元町3	1分団	子局	拡声	①②⑤	026
25	4分団4部	中郷構造改善センター	中郷	中郷4	4分団	子局	拡声	①②⑤	027
26	1分団自動車部	フローラ寒河江	フローラ寒河江	西の町	1分団	子局	拡声	①②⑤	028
27	1分団3部	本楯	本楯	本楯3	1分団	子局	拡声	①②⑤	029
28	宮内公民館	宮内公民館	宮内公民館	宮内	6分団	子局	拡声	①②⑤	030
29	船橋公民館	船橋公園	船橋公園	船橋2	1分団	子局	拡声	①②⑤	031
30	水道事業所	水道事業所	水道事業所	石川	3分団	子局	拡声	①②⑤	032
31	東新山公民館	東新山公民館	東新山公民館	東新山	1分団	子局	拡声	①②⑤	033
32	みずき公園	みずき公園	みずき公園	みずき	1分団	子局	拡声	①②⑤	034

33	中郷第一町会	中郷第一町会 コミュニティセンター	中郷第一町会 コミュニティセンター	中郷1	4分団	子局	拡声	①②⑤	037
34	松川公民館	松川公民館	松川公民館	松川東	4分団	子局	拡声	①②⑤	038
35	木ノ沢生活改善センター	木の沢生活改善センター	木の沢生活改善センター	木の沢	4分団	子局	拡声	①②⑤	039
36	高松小学校	高松小学校	高松小学校	-	5分団	子局	拡声	①②⑤	040
37	6分団3部	上野	上野	上野	6分団	子局	拡声	①②⑤	042
38	7分団2部	慈恩寺	慈恩寺	下道	7分団	子局	拡声	①②⑤	043
39	7分団1部3班	箕輪	箕輪	箕輪	7分団	子局	拡声	①②⑤	044
40	雲河原櫓跡	雲河原	雲河原	雲河原	8分団	子局	拡声	①②⑤	045
41	三泉小学校	三泉小学校	三泉小学校	-	8分団	子局	拡声	①②⑤	046
42	8分団1部	中河原	中河原	中河原	8分団	子局	拡声	①②⑤	047
43	8分団2部(道)	道生	道生	道生	8分団	子局	拡声	①②⑤	048
44	ハートフルセンター	ハートフルセンター	ハートフルセンター	-	1分団	子局	拡声	①②⑤	049
45	南部小学校	南部小学校	南部小学校	-	2分団	子局	拡声	①②⑤	050
46	市民浴場脇の公園	市民浴場脇	市民浴場脇	島2	2分団	子局	拡声	①②⑤	051
47	幸田町公園	幸田町公園	幸田町公園	若葉町3	1分団	子局	拡声	①②⑤	052
48	東寒河江第2号公園	東寒河江第2号公園	東寒河江第2号公園		1分団	子局	拡声	①②⑤	053
49	仲谷地第2号公園	仲谷地第2号公園	仲谷地第2号公園		1分団	子局	拡声	①②⑤	054
50	柴橋小学校	柴橋小学校	柴橋小学校	-	4分団	子局	拡声	①②⑤	055
51	十二堂公園	十二堂公園	十二堂公園		4分団	子局	拡声	①②⑤	056
52	中央工業団地第2号公園	中央工業団地第2号公園	中央工業団地第2号公園		1分団	子局	拡声	①②⑤	057
53	陵西中学校	陵西中学校	陵西中学校	-	5分団	子局	拡声	①②⑤	058
54	白岩小学校	白岩小学校	白岩小学校	-	6分団	子局	拡声	①②⑤	059
55	二の堰親水公園	二の堰親水	二の堰親水公園		5分団	子局	拡声	①②⑤	060
56	陵南中学校	陵南中学校	陵南中学校	-	4分団	子局	拡声	①②⑤	061
57	陵東中学校	陵東中学校	陵東中学校	-	3分団	子局	拡声	①②⑤	062
58	西根小学校	西根小学校	西根小学校	-	3分団	子局	拡声	①②⑤	063
59	寒河江駅前駐車場	寒河江駅前駐車場	寒河江駅前駐車場	駅前2	1分団	子局	拡声	①②⑤	064
60	醍醐小学校	醍醐小学校	醍醐小学校	-	7分団	子局	拡声	①②⑤	065
61	西浦公民館	西浦公民館	西浦公民館	西浦1	2分団	子局	拡声	①②⑤	066
62	寒河江小学校	寒河江小学校	寒河江小学校	-	1分団	子局	拡声	①②⑤	067
63	中部小学校	中部小学校	中部小学校	-	1分団	子局	拡声	①②⑤	068

【機器構成】①車載型MCA無線機 ②テンキースピーカーマイク ③ホイップアンテナ ④携帯型無線機 ⑤八木アンテナ ⑥ポータブルキット ⑦指令ターミナル ⑧スタンドマイク

2-2 寒河江市防災行政無線移動局表

子局番号	局名	操作卓表示名称	型式	MCA個別番号	MCA機体番号	充電器番号	配置先	
997	さがえし (移動系指令局)	移動 指令局	FM-857F02	997	04-00-00021994	-	防災危機管理課	
301	車載局(1)	車載 1	FM-857F02	301	04-00-00021995	-	防災危機管理課	司令車
302	車載局(2)	車載 2	FM-857F02	302	04-00-00021996	-	防災危機管理課	緊急車
303	車載局(3)	車載 3	FM-857F02	303	04-00-00021997	-	建設管理課	パトロール車
304	車載局(4)	車載 4	FM-857F02	304	04-00-00021998	-	建設管理課	作業車
305	車載局(5)	車載 5	FM-857F02	305	04-00-00021999	-	農林課	農林課車
401	携帯型無線機	携帯 1	EK-6175A	401	30010044621	361	防災危機管理課	
402	携帯型無線機	携帯 2	EK-6175A	402	30010044622	362	防災危機管理課	
403	携帯型無線機	携帯 3	EK-6175A	403	30010044623	363	防災危機管理課	
404	携帯型無線機	携帯 4	EK-6175A	404	30010044624	364	防災危機管理課	
405	携帯型無線機	携帯 5	EK-6175A	405	30010044625	365	防災危機管理課	
406	携帯型無線機	携帯 6	EK-6175A	406	30010044626	366	消防団	第1分団自
407	携帯型無線機	携帯 7	EK-6175A	407	30010044627	367	消防団	第2分団自
408	携帯型無線機	携帯 8	EK-6175A	408	30010044628	368	消防団	第5分団自
409	携帯型無線機	携帯 9	EK-6175A	409	30010044629	369	消防団	第6分団自
410	携帯型無線機	携帯10	EK-6175A	410	30010044630	370	市民生活課	
411	携帯型無線機	携帯11	EK-6175A	411	30010044631	371	市民生活課	
412	携帯型無線機	携帯12	EK-6175A	412	30010044632	372	建設管理課	
413	携帯型無線機	携帯13	EK-6175A	413	30010044633	373	建設管理課	
414	携帯型無線機	携帯14	EK-6175A	414	30010044634	374	農林課	
415	携帯型無線機	携帯15	EK-6175A	415	30010044635	375	農林課	
416	携帯型無線機	携帯16	EK-6175A	416	30010044636	376	上下水道課	
417	携帯型無線機	携帯17	EK-6175A	417	30010044637	377	上下水道課	
418	携帯型無線機	携帯18	EK-6175A	418	30010044638	378	健康福祉課	
419	携帯型無線機	携帯19	EK-6175A	419	30010044639	379	健康福祉課	
420	携帯型無線機	携帯20	EK-6175A	420	30010044640	380	学校教育課	
421	携帯型無線機	携帯21	EK-6175A	421	30010044641	383	学校教育課	
422	携帯型無線機	携帯22	EK-6175A	422	30010044642	384	上下水道課	
423	携帯型無線機	携帯23	EK-6175A	423	30010044643	385	上下水道課	
424	携帯型無線機	携帯24	EK-6175A	424	30010044644	386	市立病院	
425	携帯型無線機	携帯25	EK-6175A	425	30010044645	388	市立病院	

2-3 移動系無線配置及び番号表

番号	表示名称	配置先		番号	表示名称	配置先
997	移動指令局	防災危機管理課		410	携帯10	市民生活課
301	車載 1	防災危機管理課	司令車	411	携帯11	市民生活課
302	車載 2	防災危機管理課	緊急車	412	携帯12	建設管理課
303	車載 3	建設管理課	パトロール車	413	携帯13	建設管理課
304	車載 4	建設管理課	作業車	414	携帯14	農林課
305	車載 5	農林課	農林課車	415	携帯15	農林課
401	携帯 1	防災危機管理課		416	携帯16	上下水道課
402	携帯 2	防災危機管理課		417	携帯17	上下水道課
403	携帯 3	防災危機管理課		418	携帯18	健康福祉課
404	携帯 4	防災危機管理課		419	携帯19	健康福祉課
405	携帯 5	防災危機管理課		420	携帯20	学校教育課
406	携帯 6	消防団	第 1 分団自	421	携帯21	学校教育課
407	携帯 7	消防団	第 2 分団自	422	携帯22	上下水道課
408	携帯 8	消防団	第 5 分団自	423	携帯23	上下水道課
409	携帯 9	消防団	第 6 分団自	424	携帯24	市立病院
				425	携帯25	市立病院

3 相互応援協定等

協 定 名	協 定 先	連 絡 先
大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(資料3-1)	山形県内市町村	
山形県広域消防相互応援協定書(資料3-3)	山形県内市町村及び消防の一部事務組合	
山形県消防防災ヘリコプター応援協定(資料3-6)	山形県、県内の市町村及び消防の一部事務組合	
山形自動車道山形県市町消防相互応援協定書(資料3-7)	山形市、中山町 西村山広域行政事務組合	山形市 023-641-1212 中山町 023-662-2111 消防本署 0237-86-2595
姉妹都市災害時相互支援協定(資料3-8)	神奈川県寒川町	町民安全課 0467-74-1111
災害時における寒河江市内郵便局と寒河江市間の協力に関する覚書(資料3-9)	寒河江市内の郵便局	寒河江郵便局総務課 0237-86-2312
日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」(資料3-10)	日本水道協会山形県支部	山形市上下水道部 023-645-1177
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定(資料3-10-1)	山形県葬祭業協同組合	山形県葬祭業協同組合 0237-42-4101
災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書(資料3-10-2)	寒河江市管工事組合 寒河江市管工事業協同組合	寒河江市管工事組合 0237-86-5388 寒河江市管工事業協同組合 0237-87-2003
寒河江ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書(資料3-10-3)	国土交通省東北整備局最上川ダム統合管理事務所	最上川ダム統合管理事務所 0237-75-2311
災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定書(基本例) (資料3-11)	株式会社おーばん	寒河江店 0237-85-4711
	NPO法人コメリ災害対策センター	災害対策センター 025-371-4185
	さがえ西村山農業協同組合	本所 0237-86-8181
	株式会社サンデー	人事総務部 0178-47-8511

	株式会社たかき	寒河江元町店 0237-86-0011
	株式会社ツルハ	ツルハドラッグ寒河江中央店 0237-83-1268
	日東ベスト株式会社	総務人事部 0237-86-2100
	イオン東北株式会社	総務部 018-847-2772
	株式会社ヤマザワ	総務部総務 023-631-2210
	株式会社ヤマザワ薬品	寒河江店 0237-77-5122
	株式会社ヨークベニマル	総務室 024-924-3111
	ホームック株式会社	総務部 011-892-6611
防災関連情報の受配信に関する協定（資料3-12）	国土交通省東北整備局山形河川国道事務所	調査第一課 023-688-8933
災害等の応急対策に関する協力協定（資料3-13）	寒河江市建設クラブ	寒河江市建設クラブ 0237-85-2008
災害時の協力に関する協定書（資料3-14）	東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター	総務課 023-651-3929
災害時の情報交換に関する協定（資料3-15）	国土交通省東北整備局	企画部防災課 022-225-2171
災害時の応援協力に関する協定書（資料3-16）	寒河江西村山建設コンサルタント協議会	寒河江西村山建設コンサルタント協議会 0237-86-5520
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（資料3-17）	山形県生活協同組合連合会（連名：共立社寒河江生協地域理事会）	山形県生活協同組合連合会 023-686-6261
災害時の緊急対策用燃料等の供給応援に関する協定（資料3-18）	山形県石油協同組合寒河江支部 山形県LPガス協会西村山支部	山形県石油協同組合寒河江支部 0237-62-2136
災害時等における物資調達に関する協定書（資料3-19）	東北カートン株式会社	東北カートン株式会社 023-645-3358
大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定（資料3-20）	山形県解体工事業協会	山形県解体工事業協会事務局 023-644-9900

⑤ 3 相互応援協定等

災害時相互応援協定（資料3-21）	宮城県岩沼市	防災課 0223-22-1111
災害時における飲料水等の提供に関する協定（資料3-22）	株式会社リプライ	株式会社リプライ 0237-86-9171
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-23）	社会福祉法人松寿会	社会福祉法人松寿会 0237-86-8868
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-24）	社会福祉法人悠々会	社会福祉法人悠々会 0237-86-8880
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-25）	社会福祉法人妙光福祉会	社会福祉法人妙光福祉会 023-688-6266
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-26）	株式会社タイヨウ	株式会社タイヨウ 023-631-7550
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-27）	医療法人東北医療福祉会	医療法人東北医療福祉会 023-645-8118
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-28）	有限会社ウェルネスさがえ	有限会社ウェルネスさがえ 0237-83-1622
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-29）	株式会社ユニバーサル山形	株式会社ユニバーサル山形 023-627-7011
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-30）	株式会社テイクオフ	株式会社テイクオフ 0238-54-2030
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-31）	特定非営利活動法人あじさい	特定非営利活動法人あじさい 0237-83-4177
災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書（資料3-32）	ヤマト運輸株式会社 山形 主管支店	
災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（資料3-33）	医療法人ゆうし会	医療法人ゆうし会 0237-85-6611
災害時における支援協定（資料3-34）	日本下水道事業団	
災害時における復旧支援に関する協定（資料3-35）	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	
災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書（資料3-36）	山形県	
寒河江市と寒河江市内郵便局との包括連携協定（資料3-37）	日本郵便株式会社 寒河江郵便局	寒河江郵便局総務課 0237-86-2312
災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定（資料3-38）	一般社団法人山形県建築士会西村山支部	一般社団法人山形県建築士会西村山支部 0237-72-3724

災害時の施設使用等の協力に関する協定書（資料3-39）	株式会社丸松青果	株式会社丸松青果 0237-86-7549
災害時の施設使用等の協力に関する協定書（資料3-40）	株式会社奥山商店	グループホーム スマイルしばはし 0237-85-4884
災害時におけるタクシーによる人員の輸送等の協力に関する協定書（資料3-41）	中央タクシー株式会社	中央タクシー株式会社 0237-86-4111
災害時における施設使用の協力に関する協定書（資料3-42）	中央タクシー株式会社	中央タクシー株式会社 0237-86-4111
災害に係る情報発信等に関する協定（資料3-43）	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 S R 推進統括本部 03-6898-6763
災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定（資料3-44）	山形三菱自動車販売株式会社 寒河江自動車株式会社	山形三菱自動車販売株式会社 023-631-3030
災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書（資料3-45）	株式会社丸の内運送	株式会社丸の内運送 0237-86-2541
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（資料3-46）	寒河江温泉協同組合	
自治体・消防・警察3者間における災害協力協定書（資料3-47）	西村山広域行政事務組合消防本部 寒河江警察署	
災害時における避難所等施設利用に関する協定書（資料3-48）	イオン東北株式会社 DMC株式会社 株式会社おーばんホールディングス 株式会社ツルハ寒河江西店 株式会社カワチ薬品 株式会社ダイナム	
大規模地震等の災害時における創価学会寒河江会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書（資料3-49）	創価学会山形県事務局	

3-1 大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

⑤ 3-1 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(その他)

第8条 市町村はこの協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 ④

(44市町村長連署)

3-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。

2 第2条関係

協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。

3 第3条関係

(1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。

(2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
- ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
- ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項

4 第4条、第5条、第6条関係

(1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。

(3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

5 第7条関係

(1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。

(2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。

6 その他

(1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。

(2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 1

連 絡 担 当 課

市町村名	担当課	課 長	課長補佐	担当係長	担当者	災害用電話番号・ファックス番号		
						執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)
						N T T	防災無線	
〇〇市町村						F A X	F A X	()

別表2

応 援 調 整 市

1 大規模地震による災害発生時

被災地域	応 援 調 整 担 当 市		
	第1順位	第2順位	第3順位
村 山	鶴 岡 市	酒 田 市	新 庄 市
最 上	上 山 市	米 沢 市	長 井 市
置 賜	村 山 市	新 庄 市	鶴 岡 市
庄 内	平野東縁地震	山 形 市	東 根 市
	県西方沖地震	新 庄 市	天 童 市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応 援 調 整 担 当 市		
	第1順位	第2順位	第3順位
東 南 村 山	寒 河 江 市	南 陽 市	東 根 市
西 村 山	山 形 市	長 井 市	東 根 市
北 村 山	新 庄 市	天 童 市	寒 河 江 市
最 上	村 山 市	酒 田 市	鶴 岡 市
東 南 置 賜	長 井 市	上 山 市	寒 河 江 市
西 置 賜	米 沢 市	寒 河 江 市	上 山 市
鶴 岡	酒 田 市	寒 河 江 市	新 庄 市
酒 田	鶴 岡 市	新 庄 市	尾 花 沢 市

3-3 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に

対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備付け)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。

(5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名
(連 署)

3-4 山形県広域消防相互応援協定運用について

第2条関係

- (1) 普通応援の出場区域は、隣接境界からおおむね2軒程度とする。ただし、関係市町村間でその範囲を別にとりきめすることができる。
- (2) 一部事務組合の区域内に発生した災害について特別応援を要請する場合は、組合の管理者から他の市町村等の長に行われるべきものであること。(地方自治法第284条、消防組織法第15条第3項及び第26条の3)

第3条関係

- (1) 事後に提出する特別応援の要請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 応援を要請した市町村長等は、第4号の誘導員を応援集結地に配置し、応援隊の誘導に当たらしめるものとする。
- (3) 誘導員は腕章を付け、昼間は赤旗、夜間は赤色提灯をもってその位置を明示するものとする。
- (4) 応援要請にあたり、消火せんの開閉器具の手配の必要有無を確認し、準備すること。

第4条関係

普通応援は、火災発生を覚知した場合に自動的に行われるものであるが、隣保相互扶助の建前から、状況によっては隣接市町村に火災を通報するものとする。

第5条関係

- (1) 現地本部総指揮者は、腕章を付け、所在を明示するに足る標識(旗又は提灯)を掲げなければならないものとする。
- (2) 現地本部に腕章を付けた伝令を置き、応援隊に総指揮者の命令を伝達するものとする。

第6条関係

現地本部総指揮者に対する報告は口頭等によるが、後日すみやかに別記様式第2号による応援隊活動報告書を応援要請者に提出するものとする。ただし、報告書の提出は、特別応援に限るものであること。

別記様式第1号

文書番号
年 月 日

殿

市町村等の長

印

特別応援要請書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発災日時及び発災場所	
災害の概況及び 応援要請の事由	
要請応援隊等の 種類及び数	
要請活動内容	
集 結 地	
現地総指揮者職氏名	
誘導員職氏名	
その他必要事項	

別記様式第2号

文書番号
年 月 日

殿

市町村等の長

印

応援活動報告書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災害種別			覚知別		
発生日時	年 月 日		時 分ごろ		
発生場所					
受信時分	時 分		要請者名		
出動応援 隊の活動	応援隊名	出動人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引上時分	帰着時分	走行距離
現地指揮者 との連絡					
応援隊の 活動状況					

別記様式第3号

腕章は次のとおりとする。

総指揮者
市町村等名

白地に黒字とする

本部員
市町村等名

白地に黒字とする

伝令
市町村等名

白地に黒字とする

誘導員
市町村等名

白地に黒字とする

3-5 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

覚書者
消防長 氏 名 ④
(15消防長連署)

立会人
山形県生活福祉部長 氏 名 ④

第2条第3項関係

応援隊数

消防本部名 応援隊の種類	応援隊数	指揮支援隊	消火隊	救急隊	救助隊	化学隊	特殊隊	後方支援隊
山形市消防本部	8	1	1	1	1	1	2	1
最上広域市町村圏事務組合消防本部	5	1	1	1	1			1
酒田地区消防組合消防本部	7	(1)	1	2	1	1		1
鶴岡市消防本部	7	(1)	1	2	1		1	1
置賜広域行政事務組合消防本部	5	1	1	1		1		1
上山市消防本部	2		1	1				
西置賜行政組合消防本部	4		1	1	1			1
西村山広域行政事務組合消防本部	4		1	1	1			1
村山市消防本部	3		1	1	1			
天童市	2		1	1				
東根市	2		1	1				
尾花沢市	2		1	1				
合計	51	5	12	14	7	3	3	7

※指揮支援対の（ ）については、消防長会副会長の職にあるときのみ適用する。

※鶴岡市消防本部の救助隊については、水難救助隊を含む。

第3条関係

情報連絡窓口一覧表

(平成24年4月1日現在)

山形県・消防本部名 無線呼称名	連絡先等	電話番号	ファクシミリ番号	防災行政無線 衛星系電話	防災行政無線 ファクシミリ
	平日	平日	平日		
	休日・夜間	休日・夜間	休日・夜間		
山形市消防本部 やまがたしょうぼう	警防課	023-634-1197	023-631-7320	7-744-901	7-744-950
	通信指令課	023-634-1198			
上山市消防本部 かみしょうほんぶ	情報管理係	023-672-1190	023-673-3250	7-745-401	7-745-450
	通信指令室				
天童市消防本部 てんどうしょうぼう	消防署	023-654-1191	023-653-2806	7-746-101	7-746-150
	通信指令室				
西村山広域行政事務組合 消防本部 にしむらやましょうぼう ほんぶ	警防課	0237-86-2595	0237-86-3406	7-747-101	7-745-150
	通信指令課				
村山市消防本部 むらやまししょうぼうほ んぶ	総務課	0237-55-2514	0237-53-3119	7-748-901	7-748-950
	通信指令室				
東根市消防本部 ひがしねしょうぼうほ んぶ	通信指令室	0237-42-0134	0237-43-7138	7-749-901	7-749-950
尾花沢市消防本部 おばなざわしょうぼう ほんぶ	通信指令室	0237-22-1131	0237-22-1156	7-750-101	7-750-150
最上広域市町村圏事務組 合消防本部 さいしょうほんぶ	警防課	0233-22-7521	0233-22-7523	7-751-901	7-751-950
	通信指令課				
置賜広域行政組合消防本 部 おきこうほんぶ	警防通信課	0238-23-3107	0238-37-9123	7-752-401	7-752-450
	指令センター	0238-23-6650			
西置賜行政組合消防本部 にしおきたましょうぼう ほんぶ	通信指令室	0238-88-1211	0238-88-1861	7-756-501	7-756-550
鶴岡市消防本部 つるしょうほんぶ	通信指令課	0235-22-8321	0235-23-0119	7-757-101	7-757-150
酒田地区広域行政組合消 防本部 さかしょうほんぶ	通信指令課	0234-61-7116	0234-52-3492	7-758-101	7-758-150
山形県危機管理課	危機管理課	023-630-2228	0236-33-4711	6-800-1245	6-800-1502
	宿直室	023-630-2754			
山形県消防防災航空隊 へりたいやまがたきち	事務室	0237-47-3275	0237-47-3277	6-603-1	6-603-8
	夜間受付	090-1494-1816			

3-6 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航責任者が消防防災ヘリに重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

(運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

⑤ 3-6 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月10日

山形県知事 氏名 印

市町村長 氏名 印
(44市町村長連署)

消防の事務組合代表者 氏名 印
(5代表者連署)

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 市 町 村 等	発信者		
緊急運航事態種別	(1)火災 (2)救助 (3)災害応急 (4)災害救急 (5)その他 ()		
要 請 内 容	(1)消火 (2)救助 (3)救急 (4)物資搬送 (5)偵察 (6)その他 ()		
発 生 場 所	(市・町・村)		
目 標	目標		
発 生 日 時	年	月	日 () 時 分頃
事 故 概 要 又 は 災 害 概 況			
気 象 状 況 (災害現場)	天候 気温 視界	風向 ℃ m	風速 m/sec 気象予警報 (警報・注意報)
必 要 資 機 材			
出 場 先 離 着 陸 場	場所 (市・町・村) 目標 (名称)	番地 要請側病院名	病院
搬 送 先 離 着 陸 場	場所 (市・町・村) 目標 (名称)	番地 要請側病院名	病院
傷 病 者 名	住所 氏名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 歳 重・中・軽 男・女
現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名	氏名	
地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
他の防災ヘリの活動要請	(有・無) 機関名		
要 請 日 時	年	月	日 曜日 時 分
※ 以下の項目については、消防防災航空隊で活動を決定後至急連絡します。			
運 航 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
到 着 予 定 時 間	年	月	日 曜日 時 分
活 動 予 定 時 間	時間 分		
※ その他の特記事項			
		受 信 者	

3-7 山形自動車道山形縣市町消防相互応援協定書

山形市、西村山広域行政事務組合及び中山町は（以下「協定市等」という）は、協定市等の行政区域のうち山形自動車道における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形自動車道において火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、消防業務の相互応援に関し必要な事項を定めるものとし、本協定書に定めのない事項については、山形県広域消防相互応援協定書（昭和53年3月10日締結）の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市等は、日本道路公団から通報があったとき又は相互に応援の要請があったときは、消防隊、救急隊若しくは救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

（通報）

第3条 協定市等は、前条の規定に基づき出動を行ったときは、直ちに災害の発生地を管轄する協定市等に通報するものとする。

（指揮）

第4条 同一の災害に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害の発生地を管轄する協定市等の最高指揮者が行うものとする。

但し、災害の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等の最高指揮者が指揮するものとする。

（災害の事務処理）

第5条 火災の発生地を管轄する協定市等は、火災の事務処理を行うため、直ちに出動するものとする。

2 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が事務処理を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 出動に要する経費は、原則として出動を行った協定市等の負担とする。

但し、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損による補償費、その他疑義の生じた経費については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 山形自動車道の多重衝突事故等による災害のため、通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、協定市等は、日本道路公団に対して協議するものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、平成元年7月26日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成元年7月21日

山形市長	氏	名
西村山広域行政事務組合理事長	氏	名
中山町長	氏	名

3-8 姉妹都市災害時相互支援協定

寒河江市と寒川町は、いずれかの区域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の支援体制について、次のとおり協定を締結する。

(支援の種類)

第1条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受け入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(支援要請の手続き)

第2条 支援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により支援を要請し、その後速やかに支援要請文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる支援を要請する場合にあつては物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合にあつては、職員の種類別人員
- (4) 支援場所及び支援場所への経路
- (5) 支援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主支援)

第3条 被災市町の支援要請がない場合であっても収集した情報に基づき必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、支援を行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 寒河江市生活環境課長
- (2) 寒川町環境経済部町民生活課長

(指揮権)

第5条 支援活動に従事する支援職員等は、被災市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 支援に要する経費は、原則として支援を行う市町の負担とする。

(資料の交換)

第7条 この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両市町が協議して決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成8年2月29日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年2月29日

寒河江市長	氏	名
寒川町長	氏	名

3-9 災害時における寒河江市内郵便局と寒河江市間の協力に関する覚書

寒河江市内の郵便局（以下「局」という。）と寒河江市（以下「市」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、寒河江市内に発生した地震その他の災害時において、相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 局及び市は、市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

（1）局が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い並びに援護対策

イ 避難所への必要に応じ、臨時に郵便差出箱の設置

（2）相互に実施する事項

必要に応じ、局又は市が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 局及び市は、市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で協力できる事項

（協力の実施）

第4条 局及び市は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 局は、寒河江市災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 局は、寒河江市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

（情報の交換）

第8条 相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、局においては寒河江郵便局長、市においては生活環境課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成9年12月24日

寒河江市長	氏	名
寒河江郵便局代表		
寒河江郵便局長	氏	名

3-10 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業者が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業者から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めるとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めるときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めるときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部（以下「県支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応 急 給 水
- (2) 応 急 復 旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏 水 調 査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の支持に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換をおこなうものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

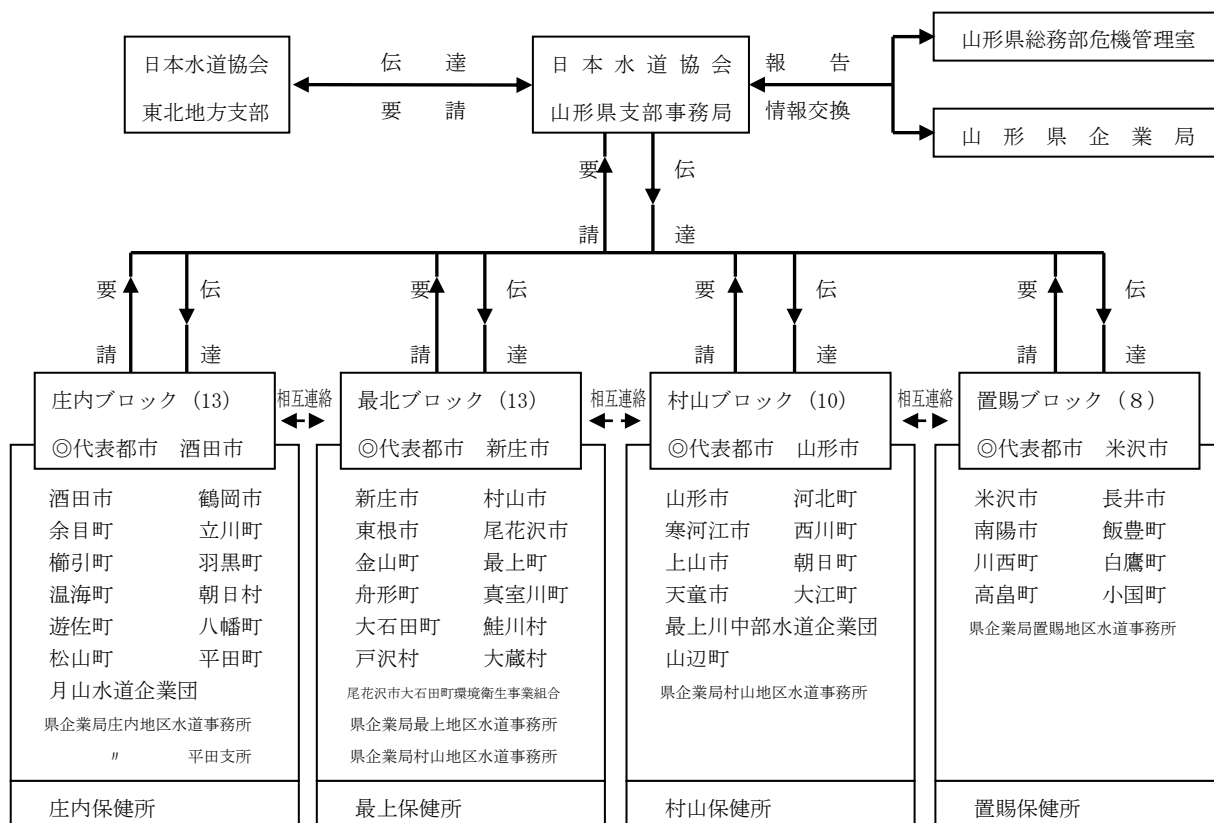
附 則

1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)」は、廃止する。

「災害時相互応援協定」ブロック組織図(日本水道協会山形県支部)



3-10-1 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

寒河江市（以下「甲」という。）と山形県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、寒河江市内において地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請があったとき、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時に於ける円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期限終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成30年12月3日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3
山形県葬祭業協同組合
理事長 氏 名

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力の要請先等)

第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、甲は、同条第2号による遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。

- (1) 内張棺（納棺セット等を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあつては寒河江市市民生活課長、乙にあつては山形県葬祭業協同組合理事長とする。

(要請手続き)

第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するため、甲に構成員の名簿を提出するものとする。なお、名簿に変更が生じた場合は、その都度甲に名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当者を第6条の名簿に記載し提出するものとする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の数
- (2) 履行の場所及び従事者名簿
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式2の通りとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、乙にあつては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

なお実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月3日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3
山形県葬祭業協同組合
理事長 氏 名

別記様式 1 (協定第 3 条関係)

第 号
年 月 日

山形県葬祭業協同組合理事長 殿

寒河江市長 ㊟

協力要請書 (第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

担当者	市町村	所属	寒河江市 市民生活課	
		職・氏名		
		連絡先	電 話	・ F A X
口頭等による要請日時	年 月 日 時 分頃			
要請理由				
要請内容 (用品名、数量等)				
履行場所				
履行期日 又は期間				
備考				

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

別記様式2 (協定第8条関係)

第 号
年 月 日

寒河江市長

殿

山形県葬祭業協同組合理事長 ㊟

業務実績報告書

年 月 日付け 第 号で協力要請のあった業務に関する実績について、災害時等における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

実施業務内容 (用品名、数量等)		
従事者氏名	別添名簿のとおり	
履行の場所		
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日	
報告担当者	所属・氏名	
	連絡先	電 話 F A X
備考		

3-10-2 災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書

寒河江市水道事業の管理者の権限を行う 寒河江市長（以下「甲」という。）、寒河江市管工事組合 会長（以下「乙」という。）及び寒河江市管工事業協同組合 代表理事（以下「丙」という。）は、災害時における水道施設の復旧応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時に給水機能を早急に回復するため、乙及び丙の応援を得て、応急復旧工事を実施することを目的とする。

2 日本水道協会東北支部及び日本水道協会山形県支部で相互応援計画の協定を締結している都市が災害を受け、甲に対し応急復旧工事等の応援要請があった場合、乙及び丙の応援を得て対処することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙及び丙に出動を要請する。

2 甲は、相互応援計画の協定により、応援が必要であると認めたときは、乙及び丙に派遣を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、第2条第1項により、乙及び丙に出動要請を行う場合は、電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

（復旧活動）

第4条 乙及び丙は、第2条の出動要請又は派遣要請があったときは、乙及び丙の組合員の中から施工業者を選考し、甲に報告するものとする。

2 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。

3 前項の職員が派遣されない場合は、職員の了解を得て応急復旧工事等を実施する。

（着工報告）

第5条 施工業者は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（完了報告）

第6条 施工業者は、応急復旧工事等を完了したときは、甲に完了報告書を提出するものとする。

（費用の立替え）

第7条 この協定に基づき実施した応急復旧工事等の費用は、施工業者が一時的に立て替えておくものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、前条の規定により、施工業者が一時立て替えた費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、施工業者と協議のうえ支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲、乙及び丙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるときは、必要な情報を随時交換するものとする。

(報告事項)

第10条 乙及び丙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年8月23日

甲 寒河江市水道事業の管理者の権限を行う

寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市管工事組合

会 長 氏 名

丙 寒河江市管工事業協同組合

代表理事 氏 名

3-10-3 寒河江ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局最上川ダム統管理事務所長（以下「甲」という。）と、寒河江市長（以下「乙」という。）は、乙が甲所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）を利用して、寒河江市の区域における寒河江川周辺の住民に災害情報等の提供を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とする。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、寒河江市の区域における寒河江川における乙が自ら作成する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報とする。

（費用負担）

第3条 この協定の実施に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供については、乙を支援することを目的とすることに鑑み、甲の負担とする。
- (2) 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が、甲へ利用の要請を求めることができる施設及び伝達提供方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置した放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- (2) 甲が設置した河川情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記設備にて伝達提供する内容及び手法は甲と乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 ダム放流時などにより、甲が警報設備等を利用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできないものとする。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲が警報設備等を自ら使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として寒河江市の区域における寒河江川の洪水被害等の発生が予想されるとき以外には、警報設備等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する多様な情報提供の手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責

務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

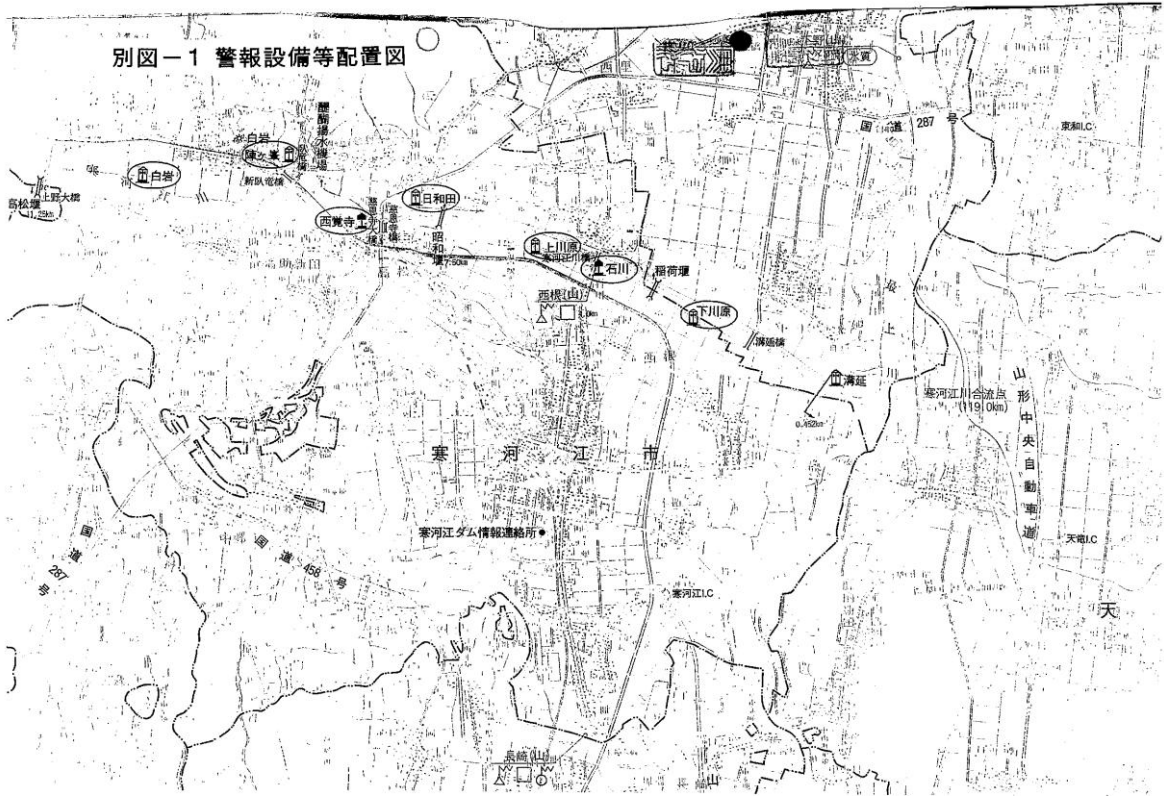
第10条 本協定の実施のための必要な手続きについては、甲乙協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年9月15日

甲 国土交通省東北地方整備局
最上川ダム統合管理事務所
所長 氏 名

乙 寒河江市長 氏 名



別表-1 警報所一覧表

警報所名	所在地	警報の種類		
		スピーカー	サイレン	表示
白岩	寒河江市大字白岩字漆保地内	○	○	
陣ヶ峰	寒河江市大字白岩字陣ヶ峰地内	○	○	
西覚寺	寒河江市大字高松字西覚寺地内			○
日和田	寒河江市大字日和田字河原地内	○	○	
上川原	寒河江市大字西根字上川原地内	○	○	
石川	寒河江市大字西根字中川原地内			○
下川原	寒河江市大字西根字下川原地内	○	○	

3-11 災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定書 （基本例）

寒河江市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、寒河江市において災害等緊急事態が発生した場合の必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等緊急事態における必要物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を発行するものとする。

（物資の価格）

第4条 物資の供給価格は、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格とする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として乙が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、引き取った物資の代金を、乙から請求書を受領した後、遅滞なく支払うものとする。

（保有状況の確認）

第7条 乙は、協定締結時及び毎年4月1日現在における該当物資の保有状況等について様式1により甲に連絡するものとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 寒河江市長 氏 名

乙 〇〇〇〇

災害時等緊急事態における必要物資供給協力に関する協定事業所

事業所名	所在地	担当部署・電話番号
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市中央工業団地75	管理部 86-8181
日東ベスト株式会社	寒河江市幸町4-27	総務部 86-2100
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6-13	寒河江店 85-4711
NPO法人 コメリ災害対策センター	新潟県 新潟市南区清水4501-1	災害対策センター 025-371-4112
株式会社サンデー	青森県八戸市根城六丁目22-10	人事総務部 0178-47-8511
株式会社たかき	天童市交り江1-7-17	寒河江店 86-0011
株式会社ツルハ	札幌市 東区北24条東20丁目1-21	寒河江店 83-5270
ホームック株式会社	札幌市 厚別区中央3条二丁目1-41	総務部災害時要請窓口 0120-228-047
マックスバリュ東北 株式会社	秋田県 秋田市土崎港1丁目6-25	総務部 018-847-2771
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8-9	寒河江店 77-5122
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8-9	総務部 023-631-2210
株式会社ヨークベニマル	福島県 郡山市朝日二丁目18-2	総務部 024-924-3111

3-12 防災関連情報の受配信に関する協定

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長（以下、「甲」という。）と寒河江市長（以下、「乙」という。）は、光ファイバによる画像情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が保有する防災に係る画像情報等を乙に提供し、活用することにより洪水時における河川沿川、関係住民に対する被害の予防と被害軽減対策及び迅速な災害対処等に役立てることを目的とする。

（受配信内容）

第2条 甲及び乙が受配信する情報の内容は、以下のとおりとする。

(1) 河川カメラ画像

甲からの提供：甲が保有する山形県内の河川カメラ画像

なお、受配信する河川カメラの設置地点は別紙のとおりとする。

(2) 現地災害カメラ画像

甲からの提供：衛生通信車等の現地災害カメラ画像

（対象区域等）

第3条 本協定に係る河川カメラ等による監視対象区域は、寒河江市及び同市の防災に関連する地域とし、以下の範囲で視聴し活用するものとする。

(1) 寒河江市

（費用負担）

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用及び維持管理費用については、各々が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

（提供された情報の利用等）

第5条 乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、甲の許可を得ないで外部に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の技術上等の情報については、法律上必要とされている場合を除き、秘密を厳守しなければならない。

（情報受配信の中止）

第6条 次の各号に該当する場合、甲又は乙は、情報の受配信を中止することができる。

(1) 天災地変その他不可抗力によりやむを得ない場合

(2) 河川、道路の工事、維持修繕等により光ファイバの移転が必要な場合、又は管理上やむを得ない場合

(3) その他、事故による場合

2 前項(2)に掲げる場合において、情報の受配信を中止する必要があるときは、甲又は乙は遅滞なく相手方に通知するものとする。

ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合はこの限りではない。

3 第1項(1)及び(3)に掲げる場合において、情報の受配信が中止されたことを甲又は乙が確知

⑤ 3-12 防災関連情報の受配信に関する協定

した場合には、速やかに相互に通知するものとする。

(障害等の復旧等)

第7条 甲又は乙は、自らの責めに帰する事由により、光ファイバに障害又は減失の損害が発生した場合、各自の負担において速やかにその復旧に努めるものとする。

ただし、障害等の復旧が困難な場合、甲及び乙は、速やかにその対応について協議するものとする。

2 天災、事変等双方の責めに帰さない事由により情報の受配信ができない状態が発生した場合、甲及び乙は、地帯なく相互に障害箇所の情報に関して連絡調整を図るものとする。

ただし、障害の復旧の見込みがなく、情報受配信の継続が困難と判断される場合には、双方協議のうえ、情報の受配信を終了させることができるものとする。

(分掌系統表)

第8条 障害時の速やかな対応や円滑な連絡体制を図るため、別表のとおり分掌系統表を作成し、変更のある場合はその都度双方に通知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日とする。

但し、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めた事項を変更しようとするときは、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書二通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成20年3月3日

甲 国土交通省 東北地方整備局
山形河川国道事務所長
氏 名

乙 寒河江市長 氏 名

別紙

河川カメラ設置地点

種別	設置区分	カメラ名称	備考
河川管理	最上川	①河北河川公園	
	最上川	②沼川排水機場	
	最上川	③長崎観測所	
	最上川	④皿沼	
	最上川	⑤小出観測所	
	最上川	⑥湊郷堰	
	最上川	⑦窪田水辺の楽校	

別表

分掌系統表

平成20年3月3日

区分	分 掌	所属	役 職	連 絡 先	その他
山形河川国道事務所 東北地方整備局	総括責任者		所長	023-688-8421 (内線201)	
	情報提供責任者		副所長(河川)	023-688-8421 (内線204)	
	連絡責任者	調査第一課	調査第一課長	023-688-8933 (内線351)	
	連絡担当者	調査第一課	水防企画係長	023-688-8933 (内線354)	
	障害対応責任者	電気通信課	電気通信課長	023-688-8948 (内線391)	
	障害対応担当者	電気通信課	電気通信係長	023-688-8948 (内線392)	
寒河江市	総括責任者		市長	0237-86-2111 (内線400)	
	連絡責任者	総務課	総務危機管理室長	0237-86-2111 (内線432)	
	連絡担当者	総務課	防災危機管理室	0237-86-2111 (内線472)	

3-13 災害等の応急対策に関する協力協定

寒河江市長（以下「甲」という。）と寒河江市建設クラブ会長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他緊急事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲が行う応急対策を、乙の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策のために乙の協力を必要とするときは、次の事項を示した書面をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況及び協力を要請する理由
- (2) 協力を要請する場所
- (3) 協力を要請する応急対策の内容
- (4) その他協力要請を行うに当たり必要な事項

（要請への協力）

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、特別の事情がない限り、甲が行う応急対策に協力するものとする。

（協力の範囲）

第4条 乙が協力する応急対策の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により発生した障害物の除去
- (2) 災害等による被災箇所の応急措置及び応急工事
- (3) 建設機械、資材等の提供
- (4) その他災害等において乙の協力を必要とする応急対策

（報告）

第5条 乙は、災害等の応急対策の協力を行ったときは、次の各号に掲げる事項を甲に書面をもって報告するものとする。

- (1) 協力を行った事業所、応急対策の内容、場所
- (2) 協力を行った事業所ごと従事者数及び時間数
- (3) 応急対策に使用した機械、資材
- (4) その他協力を行った応急対策の確認に必要な事項

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害等における応急対策の協力が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な情報を相互に連絡するため、甲においては、寒河江市建設課長、乙においては、寒河江市建設クラブ会長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が行った災害等の応急対策に要した費用は、基本的に甲の負担とする。

(損害の負担)

第8条 災害等の応急対策の協力に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、これら損害への対応は、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成20年10月21日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日1ヶ月前までに、甲、乙いずれか一方から協定解除の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、そのつど甲、乙協議してこれを定めるものとする。

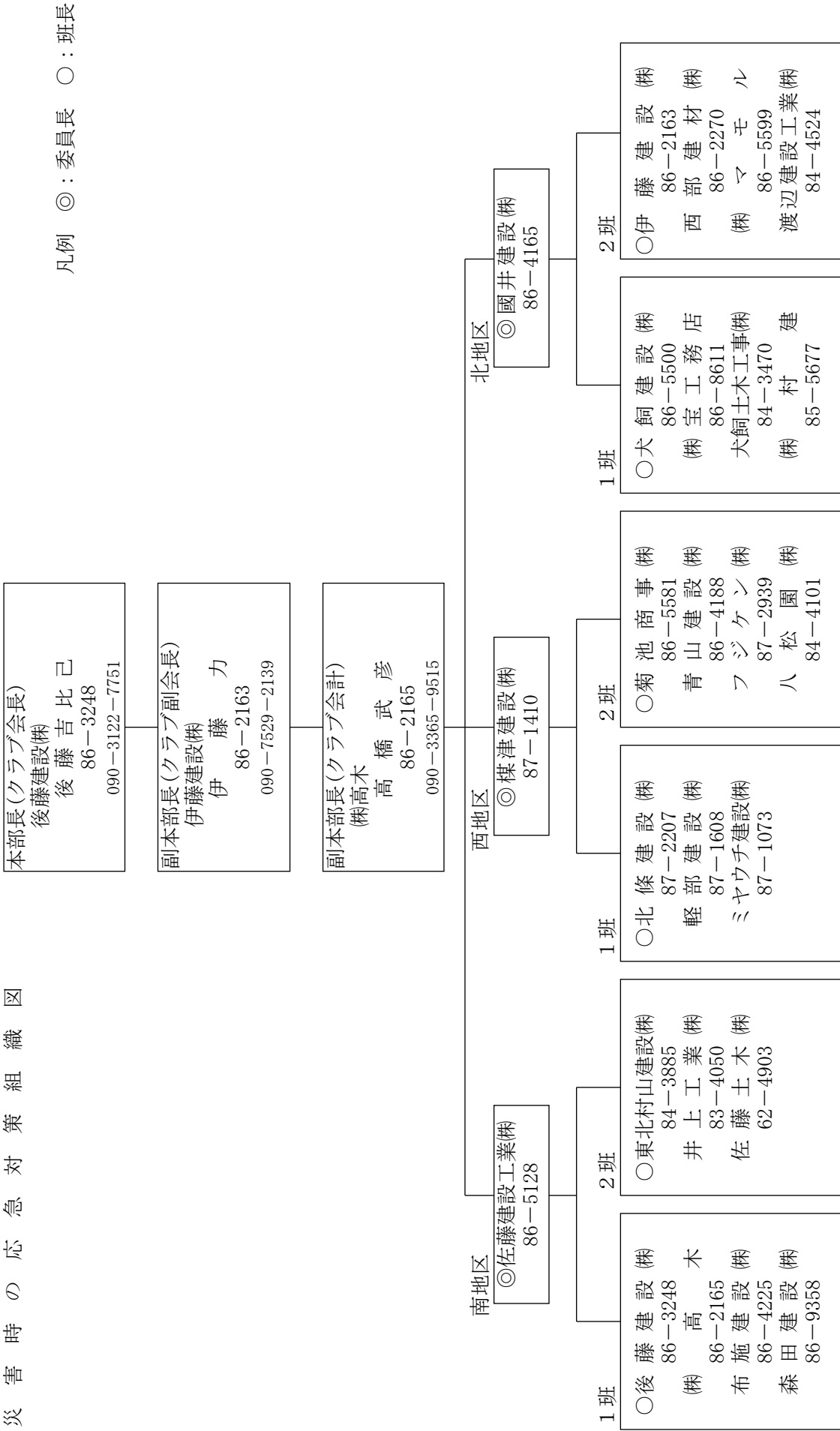
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年10月21日

甲 寒 河 江 市 長 氏 名

乙 寒河江市建設クラブ会長 氏 名

災害時の応急対策組織図



3-14 災害時の協力に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社天童営業所（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、寒河江市内で災害が発生した場合は、次条から第5条について相互に協力するものとする。

（災害情報の提供）

第3条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 甲は、なだれや土砂災害等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第5条 甲は、災害時において乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）が確保できない場合は、乙の要請により、資材置場等の確保に協力するものとする。

（隣接行政区域内に対する協力）

第6条 甲は、西村山広域行政区域内に災害が発生した場合において、乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場等が確保できない場合は、前条同様乙の要請により協力するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第7条 乙は、震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ、甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。

2 派遣された乙の社員は、災害情報の収集及び伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（復旧順位）

第8条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、救急告示病院、市役所、消防署等の拠点施設への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧における電源車の使用等は、乙の判断によるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては寒河江市総務課長、乙においては東北電力株式会社天童営業所総務課長とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成21年2月3日

甲 寒河江市長 氏 名

乙 東北電力株式会社
天童営業所長 氏 名

3-15 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と寒河江市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 寒河江市内に重要な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 寒河江市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定の定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月24日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長 氏 名

乙 寒河江市中央一丁目9-45
寒河江市長 氏 名

3-16 災害時の応援協力に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と寒河江西村山建設コンサルタント協議会（以下「乙」という。）は、災害時の応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害（震度5弱以上の地震、風水害、融雪等による緊急事態）が発生した場合、甲が所管する公共土木施設（道路、河川、農地、土砂災害防止施設等）の被害状況調査（以下「調査」という。）に対し、乙の災害時応援協力を速やかに実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、所管する公共土木施設の調査のため応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、調査を要請することができるものとする。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、出来る限り速やかに被害箇所の調査を実施し、調査結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、応援協力の内容に十分配慮するものとする。

（応援協力の実施体制）

第4条 甲は、あらかじめ連絡体系等を作成し、乙に報告するものとする。

なお、それらに変更が生じた場合、甲は速やかに乙に報告するものとする。

2 乙は、あらかじめ実施体制編成表等を作成し、甲に報告するものとする。

なお、それらに変更が生じた場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援協力の実施に要する経費は原則として乙が負担するものとする。

（事務局）

第6条 この協定の施行に関し、甲は寒河江市役所内に、乙は会長の会社にそれぞれ事務局をおく。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月24日

甲 寒河江市

市長 氏 名

乙 寒河江西村山建設コンサルタント協議会

会長 氏 名

災害時の応援協力に関する協定覚書

寒河江市（以下「甲」という。）と寒河江西村山建設コンサルタント協議会（以下「乙」という。）は、「災害時の応援協力に関する協定書（以下「協定書」という。）に係わる覚書を次のとおり定める。

（応援協力の要請）

第1条 協定書第2条において、甲が、乙に調査を要請するときは、様式1によるものとする。

（応援協力の内容）

第2条 協定書第3条において、調査の内容は様式3-1、3-2によるものとする。

2 乙は、調査が完了したときは、様式2に様式3-1、3-2を添付して甲に報告するものとする。

3 協定書第3条において、調査の期間は、災害発生時から初期対応の7日間程度とする。

（応援協力の実施体制）

第3条 甲は、様式4の連絡体系を作成し、乙に報告するものとする。

2 乙は、様式5の実施体制編成表を作成し、甲に報告するものとする。

（その他）

第4条 この覚書に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月24日

甲 寒河江市
市長 氏 名

乙 寒河江西村山建設コンサルタント協議会
会長 氏 名

様式 1

第 号
平成 年 月 日

寒河江西村山建設コンサルタント協議会
会長 殿

寒河江市長

被害箇所状況調査に係わる応援協力要請について

貴協議会と締結している「災害時の応援協力に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり被害箇所状況調査を要請します。

記

1 調査要請月日

平成 年 月 日

2 調査箇所

寒河江市管内

3 調査内容

〇〇地震(又は集中豪雨、融雪)による公共土木施設等に係る被害箇所状況調査

4 問い合わせ等

建設課 担当者名
電話番号

農林課 担当者名
電話番号

様式 2

第 号
平成 年 月 日

寒河江市長

殿

寒河江西村山建設コンサルタント協議会

調査会社名

代表者氏名

被害箇所状況調査について（ご報告）

平成 年 月 日付 第 号で応援協力要請があった被害箇所状況調査について業務が完了しましたので、別紙様式 3-1、3-2 のとおり報告します。

様式 3-1

被害箇所状況調査書 (1/2)

平成 年 月 日

路線・河川名等		番号	
被害場所			
被害概要			
被害状況に関する所見			
応急対策 (必要に応じて)			
被害の状況	平面図		
	横断面図		
特記事項 (迂回路、応急的調査等の必要性)			
作成者の氏名・連絡先	会社名 連絡先 氏名		

様式 3-2

被害箇所状況調査書 (2/2)

平成 年 月 日

路線・河川名等		番号	
被害場所			
(状況写真)			
(詳細調査等の提案)			
(その他)			

様式4 (A4版縦)

災害時の応援協力に係る連絡体系

寒 河 江 市					
	課名	役職名	担当者名	勤務時間内	勤務時間外
	課				
	課名	役職名	担当者名	勤務時間内	勤務時間外
	課				
	課名	役職名	担当者名	勤務時間内	勤務時間外
	課				

様式5 (A4版横)

災害時の応援協力の実施体制編成表

会社名	住所 TEL FAX	総括責任者 氏名 自宅TEL 携帯	副責任者 氏名 自宅TEL 携帯	副責任者 氏名 自宅TEL 携帯	動員可能技術者数 (技術士・RCCM等)				
					技術士	測量士	RCCM	地質調査技士	備考

3-17 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と山形県生活協同組合連合会会長理事（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において、地震、風水害及びその他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、生活情報の収集・提供、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生活協同組合（余目町農業協同組合を含む。以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、会員生協の保有商品の優先的な供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の品目）

第3条 甲が乙に要請する災害時における応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができる。

（応急生活物資供給の要請手続き等）

第4条 災害時における応急生活物資等の供給の要請は、甲が乙に対し、要請書（様式第1号）をもって、行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話などで要請し、事後において要請書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請手続きに関し、甲及び乙間、乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないように、常に点検及び改善に努めるものとする。

（応急生活物資供給対価）

第5条 災害時に応急生活物資として、乙及び会員生協が供給した応急生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は、乙及び会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（医療・保健活動の確保）

第6条 甲は、災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、医療関係機関との連携の下に必要な応じて乙及び会員生協に対し、情報の提供または必要な要請を行うことができる。

2 前項の要請を受けた場合は、乙は会員生協に対し必要な指示を行ない、積極的な支援活動を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙及び会員生協は、甲以外を事業区域とする生活協同組合との間での連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制制度に努め、甲は乙に対して、これに必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲は、災害時にあっては、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙及び会員生協はこれに協力するものとする。

2 甲、乙及び会員生協は、災害時にあっては、被災地域、被災者、生活物資の供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲、乙及び会員生協は、平常時から応急生活物資についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第9条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲、乙及び会員生協は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発揮し、甲または乙が文書をもって廃止を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月29日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形市上柳67-1
山形県生活協同組合連合会
会長理事 氏 名

寒河江市新山町1-51-1
共立社寒河江生協地域理事会
議長 氏 名

3-18 災害時の緊急対策用燃料等の供給応援に関する協定

寒河江市と山形県石油協同組合寒河江支部（以下「石油協同組合」という。）と山形県L Pガス協会西村山支部寒河江地区（以下「L Pガス協会」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における緊急対策用燃料等の供給応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市民生活のライフライン等確保に必要な燃料、避難所等における生活関連燃料、寒河江市が管理する公用車の燃料、その他防災資機材等の燃料及び避難所等の暖房用燃焼器具（以下「緊急対策用燃料等」という。）を確保することにより、災害対応及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 寒河江市は、災害時において、緊急対策用燃料等の確保を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、石油協同組合及びL Pガス協会に対し、供給応援を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給応援を必要とする場所又は供給車輛番号
- (4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 石油協同組合及びL Pガス協会は、寒河江市から供給応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

（報告）

第4条 石油協同組合及びL Pガス協会は、前条の規定に基づき、供給応援を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、寒河江市に対し、速やかに報告するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した場所又は供給車輛番号
- (3) 供給応援を実施した期間及び活動内容
- (4) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による応援の要請および第3条の規定による応援の実施を円滑に行うため、寒河江市においては寒河江市災害対策本部長を、石油協同組合においては山形県石油協同組合寒河江支部長を、L Pガス協会においては山形県L Pガス協会西村山支部寒河江地区長を連絡責任者に定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規程による供給応援の実施に要する経費は、寒河江市が負担するものとする。
ただし、特別な費用が生じるときは、事前に寒河江市、石油協同組合及びL Pガス協会（以下「3者」という。）協議のうえ定めるものとする。

（価格の決定）

第7条 石油協同組合及びL Pガス協会から供給応援を受ける緊急対策用燃料等（避難所等の暖房用燃焼器具を除く。）の価格は、災害発生直前における単価契約価格を基準として、3者協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、有効期間の延長等については、3者協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、3者がその都度協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通作成し、3者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年6月12日

寒河江市長 氏 名

山形県石油協同組合 寒河江支部
支 部 長
氏 名

山形県L Pガス協会 西村山支部
寒河江地区長
氏 名

3-19 災害時等における物資調達に関する協定書

寒河江市（以下「市」という。）と東北カートン株式会社（以下「協定者」という。）は、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が寒河江市内で発生した場合（以下「災害時等」という。）に、市が協定者の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 市は、災害時等において物資を必要とするときは、協定者に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（物資の調達範囲）

第3条 市が協定者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、協定者が保有する品目とする。この場合において、品目については、市及び協定者が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールベッド、段ボール間仕切り、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）
- (2) その他、協定者の取扱商品

（協力の実施）

第4条 協定者は、第2条の規定により市の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、市の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 市が協定者に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、市の指定する場所に、協定者において搬送するものとし、市は職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、市が負担するものとする。

2 前項の経費は、市及び協定者が協議のうえ、災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 市は、この協定の円滑な実施を図るため、協定者に対して在庫品目、数量について資料の提出を求めることができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、両者協議のう

え決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、市及び協定者の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年12月4日

寒河江市長 氏 名

東北カートン株式会社
代表取締役社長 氏 名

3-20 大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

寒河江市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒河江市内において地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を甲が乙の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力の種類）

第3条 甲が乙に要請する協力の種類は次のとおりとする。

- (1) 被災した建築物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 解体撤去に関する技術的支援
- (4) その他前各号に伴う必要な事業

（協力の要請）

第4条 甲が乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出する。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 要請する協力の具体的な内容（人員及び資機材の種類・台数等を含む。）
- (3) 現場責任者の職氏名、連絡方法等
- (4) その他協力に必要な事項

2 甲が行う協力要請は、次の場合に行うものとする。

- (1) 倒壊物の排除等で重機などの専用の資機材（操作員を含む。）を必要とする場合
- (2) 要救助者の救助や現場職員の安全確保等のため、技術者のアドバイスが必要な場合
- (3) その他必要な場合

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、可能な限り協力を実施するものとする。

2 乙は、解体撤去に会員を出動させるときは、次に掲げる事項を書面により甲に通知する。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により通知し、事後において速やかに書面を提出する。

- (1) 担当する会員名
- (2) 現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- (3) 派遣人員、資機材の種類と数等

(4) その他必要な事項

3 乙は、解体撤去の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること

(情報の提供)

第6条 甲は、乙の会員が円滑に協力できるように、乙及び乙の会員に、市内の被災状況、復旧状況及びその他必要な情報を提供する。

2 乙及び乙の会員は、前条の協力を実施するにあたり、必要な情報の提供を甲に求めることができる。

(報告)

第7条 乙は、第5条の規定に基づき協力を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出する。

(1) 協力を行った場所及び協力の具体的内容

(2) 協用に要した人数及び作業時間数

(3) 協用に使用した資機材の種類・台数及び使用時間数

(4) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 第4条の要請に基づく協用に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、技術的支援のうち、電話等による助言に係る経費については、甲はその経費を負担しない。

2 前項の経費の算定は、災害発生直前における通常価格を基準とし、甲及び乙の会員が協議の上決定するものとする。

(乙の会員の状況報告)

第9条 乙はこの協定に基づく協力を円滑に行えるよう、人員、車両、資材等の状況について、毎年3月末日まで甲に報告するものとする。また、乙は、甲との連絡体制を常時確立しておくものとし、変更があった場合は速やかに甲に報告する。

(訓練等)

第10条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、必要に応じて合同訓練を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

⑤ 3-20 大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

平成25年4月18日

甲 山形県寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形県山形市久保田町二丁目1番47号
一般社団法人山形県解体工事業協会
代表理事 氏 名

3-21 災害時相互応援協定書

災 害 時 相 互 応 援 協 定 書

山形県寒河江市と宮城県岩沼市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、寒河江市又は岩沼市において地震等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、災害時の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供及び斡旋
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合あつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請されたときは、誠意をもって応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援に要する経費のうち、提供できる物資等に係るものは、応援活動を実施する市（以下「応援市」という。）の負担とする。

2 特別な事情があるときは、両市が別に協議して定めるものとする。

(応援市の職員の災害補償等)

第6条 従事した応援活動による職員の負傷、疾病、死亡の場合における公務災害補償に要する経費は、応援市が負担するものとする。

2 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動従事中に生じたものについては被災市が、応援場所までの往復に係る移動中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条に掲げる応援要請に関する手続きが確実、円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 岩沼市総務部防災課長
- (2) 寒河江市総務課危機管理室長

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに互いに終了の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年8月20日

山形県寒河江市中央一丁目9番45号
山形県寒河江市長
氏 名

宮城県岩沼市桜一丁目6番20号
宮城県岩沼市長
氏 名

3-22 災害時における飲料水等の提供に関する協定

寒河江市（以下「甲」という。）と株式会社リプライ（以下「乙」という。）とは、飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒河江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う飲料水等の供給を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に基づく災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水等を必要とするときは、甲か乙に対し、乙が製造又は調達可能な飲料水等の提供について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等の提供要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の費用は、ウォーターサーバーと一の災害時における初回の要請に基づくウォーターボトルレギュラー（12リットル）500本までは乙の負担とし、乙の負担に係るもの以外については、甲が負担とするものとする。

2 飲料水等の価格は、災害発生直前における販売価格とする。

（費用の支払）

第6条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（引き渡し等）

第7条 飲料水等の引渡場所は、寒河江市中央工業団地185番地 株式会社リプライ アクアクララ山形とし、引渡場所からの運搬は、原則として甲が行うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面により協定終

⑤ 3-22 災害時における飲料水等の提供に関する協定

了の申出がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年7月21日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市大字寒河江字石田44番地
株式会社 リプライ
代表取締役 氏 名

3-23 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と社会福祉法人松寿会 理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字柴橋2246番地の1

名称 特別養護老人ホーム長生園

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市大字柴橋2246番地の1

社会福祉法人松寿会

理事長 氏 名

3-24 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と社会福祉法人悠々会 理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市字上河原241番地

名称 特別養護老人ホームいずみ

所在地 寒河江市大字白岩6324番地

名称 特別養護老人ホームしらいわ

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

⑤ 3-24 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

乙 寒河江市字上河原241番地
社会福祉法人悠々会
理事長 氏 名

3-25 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と社会福祉法人妙光福祉会 理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市本楯二丁目24番地の1

名称 介護老人保健施設寒河江やすらぎの里

名称 寒河江やすらぎの里認知症高齢者グループホーム

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形市蔵王上野920番地
社会福祉法人妙光福社会
理事長 氏 名

3-26 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と株式会社タイヨウ 代表取締役（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字月越1番2号

名称 ソーレ寒河江

所在地 寒河江市越井坂町142番1号

名称 ソーレホーム寒河江

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形市あこや町二丁目2番39号
株式会社タイヨウ
代表取締役 氏 名

3-27 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と医療法人東北医療福祉会 理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字小和田41番地の5

名称 フラワーさがえ

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形市菅沢字鬼越255番地

医療法人東北医療福祉会
理事長 氏 名

3-28 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と有限会社ウェルネスさがえ 代表取締役（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字西根字石川西294番地の3

名称 グループホームあしたば

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市大字西根字石川西294番地の3

⑤ 3-28 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

有限会社ウェルネスさがえ
代表取締役 氏 名

3-29 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と株式会社ユニバーサル山形 代表取締役（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字横道13番地の2

名称 グループホームつばさ栄町

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形市青田南6番13号西田ビル2階

株式会社ユニバーサル山形
代表取締役 氏 名

3-30 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と株式会社テイクオフ 代表取締役（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市内の袋一丁目2番地の12

名称 ケアセンターとこしえ陵南

所在地 寒河江市字中河原158番地の14

名称 ケアセンターとこしえ三泉

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 東置賜郡川西町大字西大塚2308番地9
株式会社テイクオフ
代表取締役 氏 名

3-31 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人あじさい 代表理事（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1

名称 特定非営利活動法人あじさい つつじの家

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるために支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1

㊦ 3-31 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

特定非営利活動法人あじさい

代表理事 氏 名

3-32 災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社山形主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営の支援協力の要請に関し、その手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が管理する救援物資集積配分拠点施設等から避難所への物資の配送
- (3) 甲が管理する救援物資集積配分拠点施設等の運営
- (4) 乙が管理する物資保管施設における救援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において、乙が前項に規定する協力をを行う際には、使用する貨物自動車の緊急通行車両としての指定及び燃料の優先供給について配慮するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に規定する協力をを行った場合は、物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する実績報告書（別記様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、第2条に規定する協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票（別記様式第3号）により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月24日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 山形県山形市上柳48-1
ヤマト運輸株式会社 山形主管支店
支店長 氏 名

3-33 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と医療法人ゆうし会 理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害発生時にその施設に要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字島字島東87番地の2

名称 医療法人ゆうし会 南さがえ病院

（協力の要請）

第3条 甲は、市避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合で、避難所での生活が困難な要配慮者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入れを要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受入れるよう努めるものとする。

2 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲において当該移送に協力するものとする。

3 乙は、要配慮者の受入れに当たり、当該要配慮者の家族等を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要配慮者であると認め、乙の施設に受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要配慮者の家族等を受け入れているときは、その家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間等）

第5条 福祉避難所における要配慮者の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入れ期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年7月25日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市大字島字島東87番地の2

医療法人ゆうし会
理事長 氏 名

3-34 災害時における支援協定

寒河江市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が発生した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により発生したものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) その他甲、乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、寒河江市浄化センター（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- (3) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- (5) 前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電子メール、ファクシミリ装置、又は口頭若しくは電話により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を提出するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に文書により報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲、乙協議のうえ、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局 寒河江市下水道課

(2) 乙の事務局 日本下水道事業団 東北総合事務所施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成30年9月10日から平成31年9月9日までとする。

(協議)

第11条 この協定の各条項又はこの協定に定めのない事項について疑義を生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年8月30日

甲 山形県寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 氏 名

3-35 災害時における復旧支援に関する協定

寒河江市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業教会（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害により甲の管理する公共下水道及び特定環境保全公共下水道の管路施設等（以下「協定施設」という。）が被災したときに行う復旧支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により発生したものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) その他甲、乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる協定施設とは、次に掲げるものとする。

- (1) 汚水管渠及び公共污水樹
- (2) マンホールポンプ

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定施設の復旧に関する次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した協定施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他甲、乙間で協議し必要とされる業務

（会員名簿）

第4条 乙は、災害時の支援に備えて、毎年3月31日現在における、支援が可能な乙の会員名簿及び提供可能な車両並びに機器等の保有状況を甲に対して報告するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲の乙に対する復旧支援要請は、支援内容を明らかにした別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話により要請を行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は事後において書面を提出するものとする。

3 本条第1項の復旧支援要請に関する甲、乙の連絡窓口は次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡窓口 寒河江市
- (2) 乙の連絡窓口 公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会

（協力の実施）

第6条 乙は、前条による甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（完了の報告）

第7条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に書面をもって報告を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話により報告を行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、乙は事後において書面を提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務に要する費用は甲の負担とする。

2 前項の費用の算定は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第9条 甲は、乙に支援を要請したとき、支援出勤する乙の会員に甲の下水道台帳データを開示するものとする。

2 支援出勤した乙の会員は、甲から開示を受けた下水道台帳データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

(広域被災)

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年9月9日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定の各条項又はこの協定に定めのない事項について疑義を生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

甲 山形県寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 氏 名

3-36 災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と寒河江市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字久保7番地

施設名 チェリーナさがえ（寒河江市屋内多目的運動場）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、寒河江市体育施設に関する条例（昭和55年12月24日条例第43号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 氏 名

乙 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市
寒河江市長 氏 名

別紙1 (協定第3条関係)

第 号
年 月 日

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項

別紙2 (協定第9条関係)

第 号
年 月 日

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()

3-37 寒河江市と寒河江市内郵便局との包括連携協定

寒河江市（以下「甲」という。）と寒河江市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定により相互協力を行う対象地域は、乙が寒河江市内で日常業務を遂行する範囲とする。

（連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

- (1) 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関する事。
- (2) 道路損傷等の情報提供に関する事。
- (3) 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関する事。
- (4) 不審者についての情報提供に関する事。
- (5) 地域・暮らしの安全・安心に関する事。
- (6) 地域の経済活性化に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関する事。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項に掲げる連携事項を行った場合及び行うことができなかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（経費の負担）

第4条 前条第1項第1号に掲げる協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から2018年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲又は乙からの文書による解除の申出がない場合には、その有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月16日

甲 山形県寒河江市中央一丁目9-45
寒河江市長 氏 名

乙 山形県寒河江市丸内1-2-2
寒河江市内郵便局代表
日本郵便株式会社 寒河江郵便局長 氏 名

3-38 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

寒河江市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会西村山支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。） 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。） 山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、甲が行う応急危険度判定に関する取組に協力するよう要請するものとする。

（判定士の参集）

第4条 甲の区域に居住する会員判定士は、寒河江市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認され、甲が実施する応急危険度判定に参加可能な場合は、寒河江市役所に参集するものとする。

（判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した会員判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、甲の区域に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定業務への参加を要請するものとする。

2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。

3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

（応急危険度判定）

第6条 甲は、前2条の規定により参集した会員判定士で実施可能な応急危険度判定を実施するものとする。

（相談窓口の設置）

第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士をボランティアで相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

(名簿の作成)

第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先に係る応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

2 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、会員判定士が応急危険度判定及び相談窓口業務の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会西村山支部事務局とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年2月26日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市
寒河江市長 氏 名

乙 西村山郡河北町谷地甲205番地
一般社団法人山形県建築士会西村山支部
支 部 長 氏 名

3-39 災害時の施設使用等の協力に関する協定書

寒河江市長（以下「甲」という。）と株式会社丸松青果代表取締役（以下「乙」という。）は、災害時の施設使用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒河江市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等という。」）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設使用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時避難所施設として使用すること
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の収容員数が超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること
- (3) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対し文書により要請するものとする。ただし、文書で要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次の施設とする。

- (1) 乙が設置する災害用LPガス施設等
- (2) 乙が指定する区域

（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時等において使用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第7条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から5日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の施設の利用について早期に終了するように努めるものとする。

(利用の終了)

第8条 甲は、乙の施設使用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、この協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月7日

甲 寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市大字日田字五反89番地
株式会社 丸松青果
代表取締役 氏 名

3-40 災害時の施設使用等の協力に関する協定書

寒河江市長 佐藤洋樹（以下「甲」という。）と株式会社奥山商店グループホームスマイルしばはし（以下「乙」という。）は、災害時の施設使用等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒河江市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等という。」）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設使用等の協力に関して定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 前条の規定により甲が要請する乙が行う協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を一時避難所施設として使用すること
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の収容員数が超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難所として使用すること
- (3) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（要請）

第3条 甲は、前条の協力を要請するときは、乙に対し文書により要請するものとする。ただし、文書で要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 甲は、災害時等において乙の施設を使用する場合は、乙の準備が整った段階において、乙の指定する施設を利用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設は、次の施設とする。

- (1) グループホームスマイルしばはしの乙が指定する場所

（施設の管理及び費用負担）

第6条 災害時等において使用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第7条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の施設の利用について早期に終了するように努めるものとする。

（利用の終了）

第8条 甲は、乙の施設使用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、

乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、この協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月6日

甲 寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市大字柴橋1634番地の6
株式会社 奥山商店
グループホームスマイルしばはし
代表取締役 氏 名

3-41 災害時におけるタクシーによる人員の輸送等の協力に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と中央タクシー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるタクシーによる人員の輸送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒河江市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が被災者等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に、人員の輸送等の協力に関して定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者、災害応急要員等の輸送に関する業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員及び資機材等の輸送に関する業務
- (3) その他、甲が必要とする車両による協力支援に関する業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、業務の内容及び期間等を指定した文書（様式第1号）で協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに様式第1号により通知するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、対応する人員等の安全確保に配慮し行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

4 乙は甲から協力の要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等の発生時において乙が届け出ている運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、第2条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、当該業務に関し、当該業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その生命若しくは身体の損害を受け、又は当該業務に使用した車両が損害を受けたときは、甲は、次に掲げる場合を除き、乙に対し、その損害を補償するものとする。

- (1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

2 乙は、従事者が所属するタクシー事業者に対して、前項の責任を負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年1月30日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市本町一丁目7番18号
中央タクシー株式会社
代表取締役社長 氏 名

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

災害時におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協力要請書

中央タクシー株式会社 殿

寒河江市長

災害時におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

1 輸送の協力要請を必要とする理由

2 輸送等内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第2条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) 資機材等の輸送 (4) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) 資機材等の輸送 (4) その他

3 その他参考となる事項

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する実績報告書

寒河江市長 殿

中央タクシー株式会社

災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 輸送等実施内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数 又は物資	輸送業務内容 (協定書第2条の種類)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) 資機材等の輸送 (4) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員 (3) 資機材等の輸送 (4) その他

2 その他必要な事項

3-42 災害時における施設使用の協力に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と中央タクシー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設使用の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、寒河江市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が市民等の安全確保、応急対策等の災害対策を実施する際に要請する乙の施設使用等の協力に関して定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民等が甲の指定する指定避難所への避難が災害状況等により困難な場合、市民等の安全確保のため、乙の施設を避難施設として使用すること
- (2) 甲の指定する指定避難所において避難者の収容員数が超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙の施設を避難施設として使用すること
- (3) その他、甲が乙に対して施設使用等の協力を要請する事項

（協力の要請）

第3条 甲は災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、業務の内容及び期間等を指定した文書で協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭その他の方法で要請しその後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は甲から協力の要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。

（施設の利用等）

第4条 甲は、災害時等において乙の施設及び設備等を使用する場合は、乙に準備が整った時点において使用することができる。

2 前項の規定により乙が指定する施設及び設備は次のものとする。

- (1) 乙が所有する車庫施設（施設場所：寒河江市大字寒河江字塩水7番2号）
- (2) 乙が設置するLPガス設備（設置場所：寒河江市大字寒河江字塩水7番2号）
災害時対応LPガスバルク貯槽、ガスコンセント（コンロ・炊飯器等使用）
- (3) 乙が所有する防災用品（格納場所：寒河江市大字寒河江字塩水7番2号）
LPガス発電機、照明器具、拡声器

（施設の管理及び費用負担）

第5条 災害時等において使用する乙の施設の管理は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営に関する費用が発生した場合は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、施設の管理運営について、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第6条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から5日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで、必要最低限の期間を延長することができる。

2 甲は、乙の施設の利用について早期に終了するように努めるものとする。

(利用の終了)

第7条 甲は、乙の施設使用を終了する際は、文書で通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定満了の1か月前までに甲及び乙いずれからも何らの申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年1月30日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市本町一丁目7番18号
中央タクシー株式会社
代表取締役社長 氏 名

3-43 災害に係る情報発信等に関する協定

寒河江市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、寒河江市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、寒河江市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ寒河江市の行政機能の低下を軽減させるため、寒河江市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、寒河江市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、寒河江市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、寒河江市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 寒河江市が、寒河江市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 寒河江市が、寒河江市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 寒河江市が、災害発生時の寒河江市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 寒河江市が、寒河江市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 寒河江市が、寒河江市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 寒河江市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、寒河江市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく寒河江市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、寒河江市から提供を受ける情報について、寒河江市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフー

サービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、寒河江市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、寒河江市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、寒河江市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月27日

寒河江市：山形県寒河江市中央1丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 氏 名

3-44 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定

山形県寒河江市（以下「寒河江市」という。）、山形三菱自動車販売株式会社（以下「山形三菱」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は寒河江市内で自然災害や大規模停電、その他市民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、寒河江市が、山形三菱に対して電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 寒河江市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

但し、山形三菱が休日にて連絡が不可の場合は、山形三菱登録販売店の寒河江地区（寒河江自動車株式会社）に協力要請をするものとする。

（協力要請方法）

第3条 寒河江市が山形三菱に協力要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、山形三菱に連絡するものとし、山形三菱は車両及び給電装置の手配を行うものとする。事後、寒河江市は協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 寒河江市からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で寒河江市に貸与するものとする。

- 1 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 2 寒河江市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 3 引渡しの日時については寒河江市と山形三菱が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 寒河江市は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 寒河江市内において使用する。

(3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

(補償)

第6条 車両及び給電装置の使用若しくは協力要請中に発生した損害の補償については、以下のとおり扱うものとする。

(1) 事故等により、寒河江市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、寒河江市及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。

(3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、寒河江市及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第3条の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、寒河江市に報告するものとし、事後山形三菱は実績報告書を寒河江市に提出するものとする。

(1) 貸与した車両及び車両登録番号

(2) 貸与した場所

(3) 貸与した日数及び走行距離

(4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は寒河江市が、車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については、寒河江市と山形三菱が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として寒河江市と山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 山形三菱は、前条の規定により決定した費用について、寒河江市に請求するものとする。

2 寒河江市は山形三菱からの前項の請求があった場合、速やかに山形三菱に支払うものとする。

(通知)

第11条 寒河江市は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、寒河江市及び山形三菱が協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定

めるものの他、寒河江市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに寒河江市又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、寒河江市及び山形三菱及び登録販売店 寒河江自動車株式会社が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月20日

寒河江市	山形県寒河江市中央1丁目9番45号 寒河江市長 氏 名
------	--------------------------------

山形三菱	山形県山形市五十鈴3丁目1番6号 山形三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長 氏 名
------	--

協力要請休日対応 山形三菱登録販売店 (寒河江地区)	山形県寒河江市大字寒河江字三条146 寒河江自動車株式会社 代表取締役社長 氏 名
----------------------------------	---

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(協力要請書)

第2条 協定第3条に規定する協力要請書（以下「要請書」という。）は、様式1のとおりとする。

(要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る寒河江市及び山形三菱の窓口については、次のとおりとする。

① 寒河江市

第1連絡先

寒河江市 防災危機管理課

電話 (0237)86-2111

FAX (0237)86-7220

第2連絡先

寒河江市 総務課

電話 (0237)86-2111

FAX (0237)86-7220

② 山形三菱

第1連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 本社

電話 (023)631-3030

FAX (023)631-7982

第2連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 寒河江店

電話 (0237)86-2460

FAX (0237)86-2157

第3連絡先

山形三菱登録販売店（寒河江地区）株式会社

電話 (0237)84-4111

FAX (0237)84-4114

(引渡し場所)

第4条 協定第3条第6号に規定する引渡し場所に変更があったときは、寒河江市はその都度これを山形三菱に届け出ることとする。

(実績報告書)

第5条 協定第7条に規定する実績報告書は、様式2のとおりとする。

附 則

この実施細目は、令和2年 月 日から効力を生じるものとする。

様式1

第 番
年 月 日

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書

山形三菱自動車販売株式会社

(代表者)

様

寒河江市長

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第3条に基づき、次のとおり車両及び給電装置の貸与を要請します。

協力要請を行った者の 所属、職・氏名 及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 () -
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分	
車両及び給電装置の 貸与を必要とする場所		
現地担当者の 所属、職・氏名 及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 () -
協力要請の理由		
協力要請する車種・台数	/ 台	
協力要請の期日 及び 引渡し場所	期間	年 月 日～ 月 日 (日間)
	場所	
備考		

様式2

第 番
年 月 日

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実績報告書

寒河江市長

様

山形三菱自動車販売株式会社
(代表者)

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第7条に基づき、次のとおり車両及び給電装置の貸与に関する協力を実施しました。

連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 () -
貸与した車両の 車種、車両登録番号	車種 登録番号	
貸与した場所		
貸与した日数 及び走行距離 (オドメーター)	貸与日数	年 月 日～ 月 日 (日間)
	走行距離	km
		(貸出時 km～ 返却時 km)
備考		

3-45 災害時における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と株式会社 丸の内運送 代表取締役（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営の支援協力の要請に関し、その手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が管理する救援物資集積配分拠点施設等から避難所への物資の配送
- (3) 甲が管理する救援物資集積配分拠点施設等の運営
- (4) 乙が管理する物資保管施設における救援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において、乙が前項に規定する協力をを行う際には、使用する貨物自動車の緊急通行車両としての指定及び燃料の優先供給について配慮するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に規定する協力をを行った場合は、物資輸送及び救援物資集積配分拠点施設等の運営に関する実績報告書（別記様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、第2条に規定する協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票（別記様式第3号）により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月19日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市高田三丁目84番地の1
株式会社 丸の内運送
代表取締役 氏 名

3-46 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と寒河江温泉協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が寒河江市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員が所有するホテル等の宿泊施設を要配慮者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者等の避難を甲が速やかに実施するため、甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者（原則として障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (3) 前2号に掲げる者と同一世帯の者又はその介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦及びその介助者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（協力の要請）

第3条 甲は、災害が寒河江市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者等のために避難場所として宿泊施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、当該確保についての協力を要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請は、様式1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話をもって要請し、事後速やかに様式1号を提出するものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条第1項の規定による要請に基づき乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙の会員が所有する宿泊施設における要配慮者等への宿泊の提供
- (2) 前号の業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他甲が必要と認める事項

（協力要請の対応）

第5条 乙は、甲から第3条第1項の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに前条の業務を実施するための措置を執るものとする。

2 乙は、前条の業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を様式2で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の期間）

第6条 第4条の業務の実施期間は、原則として、甲から第3条第1項の規定による協力要請を受けた日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合には、甲乙協議の上、7日の範囲内でその期間を延長することができるものとする。

2 甲は、乙及び乙の会員が早期に通常営業を再開できるよう配慮しなければならないものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、第4条の規定により乙が実施した業務に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(実績報告及び費用の請求)

第8条 乙の会員は、第4条の業務を実施したときは、延滞なく実績報告書様式3を甲に提出するとともに、請求書により甲に対し費用を請求するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙及び乙の会員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消があった場合においても、甲及び要配慮者等に対し、取消料等の損害の賠償は請求しないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。期間満了の日から1カ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月19日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 寒河江市本町二丁目1番23号
寒河江温泉協同組合
理事長 氏 名

3-47 自治体・消防・警察3者間における災害協力協定書

(目的)

第1条 この協定書は、寒河江市（以下、「甲」という。）、西村山広域行政事務組合消防本部（以下、「乙」という。）及び寒河江警察署（以下、「丙」という。）が、発災時における相互協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力等の種別)

第2条 本協定書において相互協力を要する事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
- (2) 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
- (3) その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

(連絡体制の確立)

第3条 各機関における連絡体制は、次によるものとする。

- (1) 災害連絡担当者の設置

甲、乙及び丙は、災害対策に関する連絡担当者（以下、「災害連絡担当者」という。）を設置し、事前に別記様式第1号（災害連絡担当者一覧表）に基づき、役職、氏名、連絡先について3者間で共有する。また、災害連絡担当者の不在、遠行等によって早急な連絡を要することを想定し、複数の副災害連絡担当者を設置する。

- (2) 夜間連絡体制の確立

災害連絡担当者のほか、執務時間外においても確実に連絡が取り合える各機関の窓口について、別記様式第2号（夜間連絡先）に基づき3者間で共有する。

(災害発生直後における職員派遣体制)

第4条 発災直後における関係機関職員の相互派遣に関しては、中央防災会議策定にかかる「防災基本計画」で示しているところ、迅速な情報共有を講じて被害規模の早期把握のために、甲災害対策本部に対し、乙及び丙から職員を派遣し、同派遣職員をオブザーバーとして同対策本部に参画することで、各機関が有する情報を提供し合い、効果的な情報共有を図るものとする。オブザーバーを含めた災害対策本部席次表は、別記様式第3号（各機関の災害対策本部席次表）により3者間で共有する。

(情報共有体制の確立)

第5条 甲は、乙及び丙に対して以下の情報を通知し、発災直後における住民の不安・混乱、発災に乗じた犯罪の発生の抑止に努めることとする。

- (1) 避難所の開設状況、避難者数
- (2) 災害に関わらない者による不法投棄等が予想される廃棄物仮置場等
- (3) 自治体の決定に基づく災害被害の復旧に至らない要警戒箇所
- (4) その他時機を逸することのない災害に関する事項

(個人情報の共有及び保護)

第6条 甲、乙及び丙が共有する個人情報は、各機関が属する行政機関が定める個人情報保護規

定に基づき保護するものとする。

(協議、改廃等)

第7条 この協定書が実効あるか検証するとともに、改正し、又は廃止する場合は、3者間で協議して決定するものとする。

(保管)

第8条 この協定書の成立を証するため、正本3通を作成し、3者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、令和3年1月21日から施行する。

甲 寒河江市
市長 氏 名 印

乙 西村山広域行政事務組合消防本部
消防長 氏 名 印

丙 寒河江警察署
署長 氏 名 印

別記様式第1号

1 災害連絡担当者一覧表

機関名	役職・氏名	連絡先（公用・私用）
寒河江市		
西村山広域行政事務 組合消防本部		
寒河江警察署		

2 副災害連絡担当者一覧表

機関名	役職・氏名	連絡先（公用・私用）
寒河江市		
西村山広域行政事務 組合消防本部		
寒河江警察署		

別記様式第2号

夜間連絡先

機関名	窓口名（責任者）	連絡先
寒河江市		
西村山広域行政事務 組合消防本部		
寒河江警察署		

別記様式第3号

各機関の災害対策本部席次表

寒河江市
電話番号（

西村山広域行政事務組合消防本部
）

寒河江警察署

	内線		災害連絡担当者
	内線		

※ 自治体の席次表には、西村山広域行政事務組合消防本部、寒河江警察署の指定席を設定すること。

3-48 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が寒河江市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設（以下「利用施設」という。）の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、避難所等として利用できる利用施設の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（様式1）を甲に提出する。

2 甲は、利用施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第3条 甲は、次の場合、利用施設に避難所等を開設することができるものとする。

1 寒河江市内において地震、風水害その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の避難を要する場合。

2 その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が利用施設に避難をさせる必要があると認めた場合。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき利用施設を避難所等として開設する場合、事前にその旨を避難所等開設通知書（様式2）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、乙に電話により報告し、事後速やかに通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 避難所等開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所等の運営管理について甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が行う避難所等の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 避難所等として使用したことにより生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設の期間）

第7条 避難所等の開設期間は、第3条に基づく開設から7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合には、甲乙協議の上、7日の範囲内でその期間を延長することができるものとする。

2 甲は、乙が早期に通常営業を再開できるよう配慮しなければならない。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、利用施設の避難所等を終了する場合は、乙に避難所終了届（様式3）を提出するとともに、利用施設を原状回復する必要がある場合には、乙と協議・共同にて復帰を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施をはかるため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等について情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。期間満了の日から1カ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市長 氏 名

乙 ○○○○

⑤ 3-48 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

別紙1

避難所等として利用できる利用施設の範囲（図面・写真等）

様式1

年 月 日

寒河江市長 殿

所在地

施設名

代表者

避難所等指定承諾書

災害時における避難所等施設使用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所在場所

2 名 称

3 避難所等指定 避難場所【
面積 平方メートル】

別紙配置図のとおり

様式3

年 月 日

殿

寒河江市長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第8条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記とおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を共同して原状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

年 月 日まで

2 引渡し予定日時

年 月 日まで

3 連絡先

寒河江市防災危機管理課 担当

電話

災害時における避難所等施設利用に関する協定事業所

事業所名	所在地	協定締結日
イオン東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6-25	令和3年6月1日
DMC株式会社	東京都品川区南大井六丁目22-7	令和3年6月1日
株式会社おーばんホールディングス	天童市東長岡二丁目6-13	令和3年6月14日
株式会社ツルハ寒河江西店	寒河江市大字寒河江字塩水71	令和3年7月8日
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293	令和3年8月10日
株式会社ダイナム	東京都荒川区西日暮里2-27-5	令和3年8月30日

3-49 大規模地震等の災害時における創価学会寒河江会館施設の一時 避難所使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会（以下、甲という。）と寒河江市（以下、乙という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が創価学会寒河江会館（以下「施設」という。）の一部を一時避難所として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時避難所の定義）

1. 本確認書にいう一時避難所とは、非常災害時に乙が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は行政機関が開設する指定避難所等へ移動することを確認する。

（施設提供の開始）

2. 大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

3. 施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下の通り定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

創価学会寒河江会館

桜花の間 80名、陽光の間 10名、旭の間 10名 合計 100名 駐車場 98台

なお、感染症発生時は、収容人数を半分とする。

（施設の運営）

4. 施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

5. 甲の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は避難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）

6. 行政機関による災害鎮静宣言・警戒宣言解除等、緊急性を必要としなくなった場合、または発生後7日以内を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は避難者に対し、施設から行政機関等が開設する指定避難所等に移動するよう指示する。

（施設の原状回復）

7. 乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替等を行わない。また乙は、甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、または甲に無断で施設の原状を変更したときは、乙は、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復および清掃の協力をしなければならない。

（施設運営責任者）

⑤ 3-49 大規模地震等の災害時における創価学会寒河江会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ
事項確認書

8. 施設提供の開始および運営についての協議は、いずれも原則として災害発生時に指名された
甲乙の施設運営責任者を通じて行うものとする。

(双方の協議)

9. 甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合
わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月17日

所在地 山形県山形市大字漆山字二ッ段2111-5
(甲) 名 称 創価学会 山形県事務局
代表者 県事務局長 氏 名 印

所在地 山形県寒河江市中央1丁目9-45
(乙) 名 称 山形県寒河江市
代表者 寒河江市長 氏 名 印

4-2 災害派遣部隊撤収要請書様式

	第	号
	年	月
		日
山形県知事	殿	
	寒河江市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）		
年	月	日
付	け	号
の	と	お
り		で
		依
		頼
		し
		た
		自
		衛
		隊
		の
		災
		害
		派
		遣
		に
		つ
		い
		て
		は
		、
		下
		記
		部
		隊
		の
		撤
		収
		要
		請
		を
		依
		頼
		し
		ま
		す
		。
記		
1 撤収要請理由		
2 撤収期日		
年	月	日
時	分	
3 その他必要事項		

5 消防・水防

5-1 消防団の組織

分団名	部 名	担 当 区 域
第1分団	第1部	洲崎、六供町1、六供町2、六供町3、3、仲田、西寒河江、緑町、4、5、6、8、上町、山岸、山岸南、長岡町、八幡町、石持、丑町1、丑町2、横町、新町1、中央1、中央3
	第2部	新町、20、21、西の町、27、南町、越井坂1、越井坂2、越井坂3、矢の目、34、35、七日町、東内楯、中内楯、南内楯、中央2、中央4、中央5、丸の内
	第3部	本楯地区、新山、花楯町、高田団地、高田新町、東新山
	第4部	船橋東、船橋2、船橋西、船橋中、船橋南、陵南町、美原町1、美原町2、元町1、元町2、元町3、元町4、元町5、元町6、元町7、元町8、元町9、元町10、若葉町1、若葉町2、若葉町3
	第5部	駅前1、駅前2、25の甲、幸町、十日市場、道場小路、新宿、桜小路、末広町1、末広町2、末広町3、末広町4、栄町1、栄町2、日の出町
	自動車部	市内全域
第2分団	第1部	高屋1、高屋2の1、高屋2の2、高屋3、高屋4、西浦1、西浦2
	第2部	島1、島2、泉町、南新町、島5、曙町、寿町
	第3部	皿沼1、皿沼2、皿沼3
	自動車部	市内全域
第3分団	第1部	西根一丁目、西根二丁目、西根北町
	第2部	日田地区
	第3部	宝地区
	第4部	石川、下河原地区
第4分団	第1部	柴橋地区
	第2部	金谷地区
	第3部	木ノ沢、松川地区
	第4部	中郷地区
	第5部	平塩地区
	第6部	内の袋、落衣地区
第5分団	第1部	高松地区
	第2部	八畝、鹿島地区
	第3部	谷沢地区

⑤ 5-1 消防団の組織

	第 4 部	清助新田地区
	第 5 部	米沢地区
	自動車部	市内全域
第 6 分団	第 1 部	陣ヶ峯、新町、中町地区
	第 2 部	榎、上町地区
	第 3 部	上野、宮内地区
	第 4 部	楯、留場地区
	第 5 部	田代地区
	第 6 部	幸生地区
	自動車部	市内全域
第 7 分団	第 1 部	箕輪、日和田地区
	第 2 部	慈恩寺地区
第 8 分団	第 1 部	中河原、下河原、入倉地区
	第 2 部	夕カへ、菊地堂、道生、雲河原、上河原地区

5-2 水防倉庫

河川名	所在地	面積	備考
寒河江川	三 泉	30.48m ²	アルミ製 2棟

5-3 水防倉庫の備蓄基準

品 名	形 状 寸 法	呼 称	数 量	摘 要
(器 具)				
ペ ン チ 等		丁	5	
鎌		丁	5	
鋸		丁	5	
な た 又 は 斧		丁	5	
掛 矢 等		丁	8	
ス コ ッ プ		丁	30	
ツ ル ハ シ		丁	5	
縫 針		丁	5	
小 車		台	5	
(資 材)				
フルコン又は麻袋等		袋	1,000	
むしろ、ビニールシート	大	枚	50	
縄、ビニール紐		kg	40	
杉 丸 太	長3.6m 末口9cm	本	10	
木 杭	長1.8m 末口6cm	本	100	
竹	長3.5m 目通り6cm	本	20	
鉄 線	10#又は8#	kg	80	
鉄 杭	長1.2m φ16mm	本	200	
塩 ビ 管	長4m φ10~15cm	本	5	

注 1) ペンチ等とはペンチ、鉄線ハサミ類をいう。

2) 掛矢等とは掛矢、蝸胴突、鉄製ハンマー類をいう。

5-4 危険区域内の要配慮者利用施設

1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名	区分	住所	電話番号
特別養護老人ホームいずみ	介護施設	上河原241	86-8880
ソーレホーム寒河江	介護施設	越井坂町142-1	83-3330
笑和感	介護施設	白岩8-1	85-0366
さがえ西村山農業協同組合 JAデイサービスめぐみ	介護施設	寒河江字久保2	86-8165
宅老所南さがえ	介護施設	島字島東30-1	83-1147
寒河江やすらぎの里	介護施設	本楯2-24-1	83-0566
ソーレ寒河江	介護施設	寒河江字月越1-2	83-1183
フラワーさがえ	介護施設	寒河江字小和田41-5	83-1022
つばさ栄町	介護施設	寒河江字横道13-2	85-1725
ケアセンターとこしえ三泉	介護施設	中河原158-14	85-6870
せせらぎ草	介護施設	白岩8-1	85-0366
ホーム「ORADANA」	共同生活援助 事業所／短期 入所事業所	寒河江字古河江69-1	85-2203
さくらんぼ共生園 ころこ ろ遊園	児童支援施設	南町3-3-31	86-0160
寒河江学園	児童支援施設	下河原224-1	84-2853
子ども家庭支援センター チェリー	児童支援施設	下河原224-1	84-7111
陵西中学校	市立中学校	八畝字富沢836	83-2020
南部小学校	市立小学校	高屋字北江11	86-2443
西根小学校	市立小学校	西根170	86-2444
三泉小学校	市立小学校	中河原191-1	86-2451

なか保育所みいずみ分園	認可保育所	中河原191-1	86-8232
南部ひまわりこども園	認定こども園	島字島東181	86-3221
にしね保育所	認可保育所	西根169	86-7466
さがえさくらんぼ子供園	認可保育所	日田字五反201-1	86-6101
第2 さくらんぼ子供園	小規模保育事業所	東新山町252-1	85-0832
寒河江やすらぎの里保育園	事業所内保育所	本楯二丁目24-1	83-0586
寒河江第二幼稚園	認定こども園	高屋字西浦19	86-6209
さとうクリニック	医療機関	日田五反204-3	83-3300
平野医院	医療機関	小沼町69-1	84-5500
ほなみ透析クリニック	医療機関	丸内3-4-34	85-0311
渡辺外科胃腸科医院	医療機関	寒河江小和田25-1	86-6408
南さがえ病院	医療機関	島字島東87-2	85-6611
田村内科・消化器科クリニック	医療機関	高田1-10-10	85-8700
すまいるレディースクリニック	医療機関	寒河江月越5-2	86-3215
なかよしクラブ	放課後児童クラブ	島225 南部地区公民館内	86-7406
第2 なかよしクラブ	放課後児童クラブ	高屋6-8	84-0808
ねっこクラブ	放課後児童クラブ	西根170 西根小学校内	090-7930-6371
ねっこクラブ第2	放課後児童クラブ	西根字高畑52-2 秋場テナント1F	080-1691-6327
ねっこクラブ第3	放課後児童クラブ	西根170 西根小学校内	080-1667-4572
泉っこクラブ	放課後児童クラブ	字中河原191-1 三泉小学校内	080-2802-8064
ケアセンターとこしえ島	介護施設	島字皿沼691-2	84-7190
福祉ホーム 寒河江の庄	共同生活援助事業所	島字島東216-5	85-4660

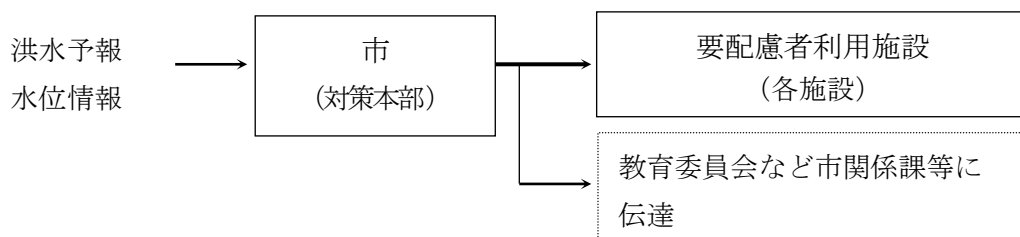
2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	区分	住所	電話番号	災害区域
デイサービス花	介護施設	日和田6-14	83-2487	急傾斜
デイサービスなごみ	介護施設	日和田6-11	85-0753	急傾斜
ショートステイ醍醐	介護施設	慈恩寺235	84-0309	急傾斜
特別養護老人ホーム醍醐	介護施設	慈恩寺235	84-0309	急傾斜
白岩小学校	市立小学校	白岩1848	87-1024	急傾斜
醍醐小学校	市立小学校	日和田6-1	87-1023	急傾斜
第四わんぱくクラブ	放課後児童クラブ	八幡町7-26 六供町公民館内	85-1655	急傾斜
さくらっこクラブ	放課後児童クラブ	白岩1848 白岩小学校内	84-7494	急傾斜
だいごっこクラブ	放課後児童クラブ	日和田6-1 醍醐小学校内	84-0075	急傾斜

3 伝達方法

洪水予報等の伝達は、電話での連絡を基本とする。電話での連絡が不能な場合等は、市の職員又は消防機関の職員、消防団員等が施設に向くなどの方法で伝達する。

4 伝達経路



6 災害危険箇所

6-1 土石流危険渓流

番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域面積 (km ²)	保 全 対 象				
						人家 戸数	道路 (km)	鉄道 (km)	学校	その他 施設
1	最上川	楨川	下屋敷沢	箕輪	0.05	2	0.00	0.00	0	
2	最上川	寒河江川	地福田沢	麓	0.15	7	0.08	0.00	0	公1・ 他1
3	最上川	寒河江川	亀ヶ沢	白岩	0.12	12	0.12	0.00	0	
4	最上川	寒河江川	松民清水沢	白岩	0.08	11	0.14	0.00	0	
5	最上川	実沢川	松の木沢	松の木	0.07	4	0.00	0.00	0	
6	最上川	実沢川	立日沢	留場	0.13	5	0.06	0.00	0	
7	最上川	実沢川	留場沢	留場	0.04	18	0.09	0.00	0	
8	最上川	赤沢川	裏の沢	田代	0.13	8	0.00	0.00	0	
9	最上川	赤沢川	行沢	田代	1.04	10	0.00	0.00	0	
10	最上川	赤沢川	赤沢	田代	0.23	2	0.00	0.00	0	公1
11	最上川	熊野川	コヤマキ沢	久保	0.11	11	0.2	0.00	0	
12	最上川	熊野川	畑沢	幸生	0.12	19	0.3	0.00	0	
13	最上川	熊野川	ウスガ沢	幸生	0.04	5	0.19	0.00	0	
14	最上川	熊野川	柴屋沢川	幸生	1.21	7	0.1	0.00	1	公1
15	最上川	熊野川	木ノ下沢	幸生	0.26	5	0.1	0.00	0	公1
16	最上川	熊野川	滝ノ沢	笈合	0.48	4	0.15	0.00	0	
17	最上川	熊野川	南ノ沢	幸生	0.28	3	0.15	0.00	0	
18	最上川	寒河江川	湯沢	上野	0.07	8	0.00	0.00	0	
19	最上川	寒河江川	反町沢	箕輪字反町	0.30	8	0.00	0.00	0	
20	最上川	寒河江川	慈恩寺沢	慈恩寺	0.03	0	0.00	0.00	0	他1
21	最上川	最上川	木ノ沢	木ノ沢	0.33	5	0.13	0.00	0	
22	最上川	寒河江川	夜水田沢	箕輪字夜水田	0.03	7	0.00	0.00	0	

6-2 重要水防箇所

国

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別	平成30年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防(m)		工作物 (箇所)					
				A	B	A	B				
最上川 上流	119.8K	日田 左岸	寒河江市広域下水道 終末処理場排水樋管			1		警戒巡視	下野 14.00m	寒河江市	寒河江 出張所
	126.7K 126.8K	皿沼 左岸	法崩れ・法すべり		114 114			杭打ち積土のう	長崎 13.30m	寒河江市	
	127.9K 128.9K	皿沼 左岸	法崩れ・法すべり		1,303 1,303			杭打ち積土のう	長崎 13.30m	寒河江市	
	129.1K 129.3K	中郷 右岸	堤防高 (未整備)	190 0				警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	129.1K 129.7K	中郷 右岸	堤防断面	554 554				警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	129.3K 129.4K	中郷 右岸	堤防高 (未整備)		91 0			警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	129.4K 129.7K	中郷 右岸	堤防高 (未整備)	272 0				警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	129.7K 130.4K	中郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)	692 692				警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	130.4K 130.5K	中郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)		106 106			警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	130.8K	柴橋・中郷 左右岸	平塩橋				1	警戒巡視	長崎 13.30m	寒河江市	
	130.9K 132.4K	中郷 右岸	堤防高 (流下能力不足)	1,672 1,672				警戒巡視 ・避難誘導	長崎 13.30m	寒河江市	
	135.2K	百目木・中郷 左右岸	最上橋				1	警戒巡視	長崎 13.30m	大江町 寒河江市	
	寒河江川	0.0K 0.5K	寒河江川 右岸	法崩れ・法すべり		500 500			杭打ち積土のう	下野 14.00m	

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

県（西村山支部）

番号	水系別	河川名	図面 対象 番号	重 要 水 防 箇 所								想定水防 工 法 名	担当水防 管理団体	国交省 出張所	警報基準水位		備 考 (重要となる理由)		
				左右 岸別	地先名	合流点から の距離(km)	種 別	堤防(m)		工作物(箇所)					新堤・ 破堤跡 ・旧	工事施 工陸開		量水標	警戒 水位
								A	B	A	B								
1	最上川	寒河江川	1	左	日和田	最上川 5.9	工作物			2				月の輪工	寒河江市	寒河江	西根	12.50	堤防漏水危険箇所
2	最上川	寒河江川	3	右	慈恩寺	最上川 5.5	工作物			1				木流し	寒河江市	寒河江	西根	12.50	洗掘の進行
3	最上川	寒河江川	4	左右	溝延	最上川 0.5	洗掘		3,000					木流し	寒河江市 河北町	寒河江	西根	12.50	洗掘の進行
4	最上川	田沢川	1	左右	慈恩寺	最上川 0.2	堤防高	500						積土のう	寒河江市	寒河江	西根	12.50	人家連担
5	最上川	実沢川	1	左右	白岩	寒河江川 0.2	水衝洗掘		200					木流し	寒河江市	寒河江	西根	12.50	人家連担
6	最上川	沼 川	1	左右	寒河江	最上川 0.0	堤防高		2,800					積土のう	寒河江市	寒河江	本町	1.40	最上川、沼川浸水想定 区域

6-3 雪崩危険箇所

公所名	市町村名	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号		雪崩対策 施工状況	雪崩危険度														急傾斜地崩壊危険箇所						
				ランク	番号		平均傾斜度 θ1(°)	低木林密度 (樹高4m未満)	中木林密度 (樹高4m以上8m未満)	高木林密度 (樹高8m以上)	雪崩発生域 における樹木区分	過去の雪崩 (全層雪崩) 回数	過去の雪崩 (表層雪崩) 回数	最寄の気象 観測所の 番号	最寄の気象 観測所から の距離(km)	既往最大 積雪深(cm)	①点数	②点数	③点数	総合 判定		危険度 ランク	人家 戸数	急傾事 業実施 箇所	ランク I	ランク II	ランク III
村山西	寒河江市	幸生	平林	I	2101		24	1	1	3	1		46	1.3	180	4	4	6	14	D	6						
村山西	寒河江市	八幡町	八幡町(2)	I	2102		45	0	0	4	2		36	0.5	137	10	4	6	20	C	11	1	1				
村山西	寒河江市	幸生	木ノ下	I	2103		29	0	0	3	1		46	0.1	180	4	9	6	19	D	9		1				
村山西	寒河江市	幸生	笈合	I	2104		34	0	0	3	1		46	1	180	7	4	6	17	D	14		1				
村山西	寒河江市	田代	ハノキ	I	2105		31	0	3	0	1		46	3.7	180	7	9	6	22	C	7	1	1				
村山西	寒河江市	八幡町	八幡町(1)	I	2106		45	0	0	4	1		36	0.4	137	10	4	6	20	C	6	1	1				
村山西	寒河江市	島	島西	I	2107		30	0	0	2	1		36	2.8	137	7	7	6	20	C	1						
村山西	寒河江市	宮内	西向	I	2108		34	0	0	0	2		15	3.7	140	7	7	6	20	C	10		1				
村山西	寒河江市	宮内	宮ノ下	I	2109		25	0	0	0	1		15	3.6	140	4	4	6	14	D	8		1				
村山西	寒河江市	白岩	湯尻	I	2110		22	0	0	2	2		15	3.4	140	4	7	6	17	D	5						
村山西	寒河江市	白岩	上野(1)	I	2111		33	0	0	3	1		15	3.4	140	7	4	6	17	D	8	1	1				
村山西	寒河江市	白岩	上野(2)	I	2112		26	0	2	0	1		15	3.3	140	4	9	6	19	D	16	1	1				
村山西	寒河江市	白岩	白岩(1)	I	2113		34	0	1	0	2		15	3.6	140	7	10	6	23	B	29	1	1				
村山西	寒河江市	白岩	白岩(2)	I	2114		36	0	1	0	2		15	3.6	140	7	10	6	23	B	48	1	1				
村山西	寒河江市	留場	留場(2)	I	2115		32	0	3	0	2		46	4.8	180	7	9	6	22	C	11		1				
村山西	寒河江市	留場	留場(3)	I	2116		24	0	0	2	2		15	4.4	140	4	7	6	17	D		1					
村山西	寒河江市	白岩	白岩(3)	I	2117		21	0	2	0	2		15	4	140	4	9	6	19	D	31	1	1				
村山西	寒河江市	慈恩寺	田沢	I	2118		24	0	2	0	2		15	4.6	140	4	9	6	19	D	12	1	1				
村山西	寒河江市	慈恩寺	慈恩寺	I	2119		45	0	3	0	1		15	5	140	10	9	6	25	B	13	1	1				
村山西	寒河江市	日和田	橋越	I	2120		31	0	3	0	1		15	5.4	140	7	9	6	22	C	14						
村山西	寒河江市	松川	雨池	I	2121		25	0	3	0	2		15	1.4	140	4	9	6	19	D	19						
村山西	寒河江市	松川	木沢	I	2122		26	0	4	0	2		15	1.6	140	4	9	6	19	D	8						
村山西	寒河江市	平塩	平塩	I	2123		28	0	2	0	2		15	3.9	140	4	9	6	19	D	12	1	1				

6-4 土砂災害警戒区域

字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域	土砂災害危険箇所との関係			
					土砂災害危険箇所	危険箇所番号①	危険箇所番号②(危険箇所が2つ以上であった場合)	危険箇所番号③(危険箇所が3つ以上であった場合)
田代	0602927	裏の沢	土石流	有	有	14-11		
田代	0602928	地蔵沢	土石流		有	14-12		
田代	0602929	行沢	土石流		有	14-13		
田代	0602930	赤沢	土石流		有	14-14		
田代	0602931	松の木沢	土石流		有	14-6		
田代	0602932	田代1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2105		
田代	0602933	田代1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2105		
田代	0602934	田代2-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2106		
田代	0602935	田代2-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2106		
田代	0602936	田代2-3	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2106		
田代	0602937	田代2-4	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2106		
田代	0602938	葉ノ木1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2107		
田代	0602939	葉ノ木1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2107		
田代	0602940	葉ノ木1-3	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2107		
田代	0602941	前田代	急傾斜地の崩壊	有		2-21H001		
田代	0602942	田代3	急傾斜地の崩壊	有		2-21H002		
田代	0602943	田代4	急傾斜地の崩壊	有		2-21H003		
田代	0602944	赤沢	急傾斜地の崩壊	有		2-21H004		
田代	0602945	葉ノ木2	急傾斜地の崩壊	有		2-21H005		
田代	0602946	田代5	急傾斜地の崩壊	有		2-21H006		
田代	0602947	田代-1	地滑り		有	122		
田代	0602948	田代-2	地滑り		有	122		
田代	0602949	田代2-1	地滑り		有	123		
田代	0602950	田代2-2	地滑り		有	123		
田代	0602951	田代2-3	地滑り		有	123		
田代	0602952	田代2-4	地滑り		有	123		
田代	0602953	田代2-5	地滑り		有	123		
幸生	0602954	木付林沢	土石流	有	有	14-15		
幸生	0602955	柴屋沢	土石流	有		14-H001		
幸生	0602956	コヤマキ沢	土石流		有	14-17		
幸生	0602957	畑沢	土石流		有	14-18		
幸生	0602958	ウスガ沢	土石流		有	14-19		
幸生	0602959	小沢	土石流	有	有	14-20		
幸生	0602960	柴屋沢川	土石流	有	有	14-21		
幸生	0602961	木ノ下沢	土石流		有	14-22		
幸生	0602962	滝ノ沢	土石流		有	14-23		
幸生	0602963	北の沢	土石流	有	有	14-24		
幸生	0602964	南ノ沢	土石流		有	14-25		
幸生	0602965	猿山沢	土石流			14-H002		
幸生	0602966	木ノ下1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2102		
幸生	0602967	幸生1	急傾斜地の崩壊		有	1-2103		
幸生	0602968	幸生2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2103		

⑤ 6-4 土砂災害警戒区域

幸生	0602969	笈合1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2104		
幸生	0602970	笈合1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2104		
幸生	0602971	平林	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2101		
幸生	0602972	久保	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2112		
幸生	0602973	木ノ下2	急傾斜地の崩壊	有		2-21H007		
幸生	0602974	赤田	急傾斜地の崩壊	有		2-21H009		
幸生	0602975	幸生3	急傾斜地の崩壊	有		2-21H010		
幸生	0602976	幸生4	急傾斜地の崩壊	有		2-21H011		
幸生	0602977	笈合2	急傾斜地の崩壊	有		2-21H012		
白岩	0603406	大沢-1	土石流	有	有	14-35		
白岩	0603407	大沢-2	土石流	有	有	14-35		
白岩	0603408	地福田	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2113		
白岩	0603409	白岩	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2114		
白岩	0603410	七流1	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2105		
白岩	0603411	七流2	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2105		
慈恩寺	0603412	慈恩寺沢	土石流		有	14-29		
慈恩寺	0603413	慈恩寺1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2123		
慈恩寺	0603414	慈恩寺2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2125		
慈恩寺	0603415	鬼越1	急傾斜地の崩壊	有		2-21H014		
慈恩寺	0603416	鬼越2	急傾斜地の崩壊	有		2-21H015		
八幡町	0603417	三丁目	急傾斜地の崩壊	有	有	1-0002		
八幡町	0603418	寒河江2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2124	1-2101	
八幡町	0603419	寒河江1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2127		
八幡町	0603420	寒河江1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2127		
留場	0603421	立目沢	土石流	有	有	14-7		
留場	0603422	いっぱいすず	土石流		有	14-8		
留場	0603423	留場沢	土石流		有	14-9		
留場	0603424	留場-1	急傾斜地の崩壊		有	1-2108		
留場	0603425	留場-2	急傾斜地の崩壊		有	1-2108		
留場	0603426	留場-3	急傾斜地の崩壊		有	1-2108		
留場	0603427	留場-4	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2108		
留場	0603428	留場-5	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2108		
留場	0603429	留場-6	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2108		
留場	0603430	留場	地滑り		有	14-29		
留場	0603431	真源寺沢	土石流		有	14-10		
白岩	0603432	楯1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2109		
白岩	0603433	楯1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2109		
白岩	0603434	楯1-3	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2109		
白岩	0603435	楯2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2110		
白岩	0603436	楯3	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2111		
白岩	0604989	亀ヶ沢	土石流		有	14-4		
箕輪	0604990	上屋敷沢	土石流		有	14-2	14-1	14-33
箕輪	0604991	反町沢	土石流		有	14-28	14-1	14-33
箕輪	0604992	夜水田沢	土石流		有	14-33	14-2	14-32
白岩	0604993	松民清水沢	土石流	有	有	14-5		
宮内	0604994	宮内-1	地滑り		有	121		
宮内	0604995	宮内-2	地滑り		有	121		
日和田	0604996	渡り沢	土石流	有	有	14-32	14-33	
田代	0604997	行沢向-1	地滑り		有	206-6		
田代	0604998	行沢向-2	地滑り		有	206-6		
幸生	0604999	幸生1	地滑り					
幸生	0605000	幸生2	地滑り		有	06-0005		

白岩	0605001	上野1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2112		4
白岩	0605002	上野1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2112		
白岩	0605003	上野2	急傾斜地の崩壊	有				
白岩	0605004	上野3	急傾斜地の崩壊	有				
白岩、慈恩寺	0605005	陣ヶ峰	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2116		
慈恩寺	0605006	田沢1-1	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2117		
慈恩寺	0605007	田沢1-2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2117		
慈恩寺	0605008	田沢1-3	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2117		
慈恩寺	0605009	田沢1-4	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2117		
慈恩寺	0605010	田沢1-5	急傾斜地の崩壊		有	1-2117		
慈恩寺	0605011	田沢1-6	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2117		
慈恩寺	0605012	田沢1-7	急傾斜地の崩壊	有				
慈恩寺	0605013	田沢1-8	急傾斜地の崩壊	有				
箕輪	0605014	下屋敷沢	土石流		有	14-1		
箕輪	0605015	渡沢	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2106		
箕輪	0605016	夜水田	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2107		
平塩	0605017	平塩沢	土石流		有	14-31		
平塩	0605018	愛宕沢	土石流		有	14-34		
平塩	0605019	平塩	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2122		
平塩	0605020	内田	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2110		
平塩	0605021	新町	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2111		
宮内	0605022	西向	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2103		
中郷	0605023	中郷1	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2119		
中郷	0605024	中郷3	急傾斜地の崩壊	有				
白岩	0605025	坂ノ下	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2115		
白岩	0605026	新町1	急傾斜地の崩壊	有				
柴橋	0605027	金谷	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2121		
柴橋	0605028	木ノ沢	土石流	有	有	14-30		
松川	0605029	雨池-1	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2108		
松川	0605030	雨池-2	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2108		
松川	0605031	松川	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2109		
松川	0605032	松川2	急傾斜地の崩壊	有				
柴橋	0605033	柴橋1	急傾斜地の崩壊	有				
中郷	0605034	中郷2	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2120		
中郷	0605035	中郷4	急傾斜地の崩壊	有				
高松、八畝	0605036	西覚寺	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2126		
谷沢	0605037	上谷沢	急傾斜地の崩壊	有	有	1-2118		
日和田	0605038	日和田	急傾斜地の崩壊	有	有	2-2113		

6-5 ため池一覧表

番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)	かんがい受益 (ha)
1	大和沼	寒河江市大字中郷字行沢	15.10	42,000	42.0
2	墓土沼	寒河江市大字中郷字行沢	2.50	5,400	42.0
3	扇沼	寒河江市大字中郷字行沢	3.10	1,400	5.0
4	稲沢沼	寒河江市大字中郷字五百刈	7.90	7,000	5.0
5	下沼	寒河江市大字谷沢字平野山	7.00	27,000	16.0
6	中沼	寒河江市大字谷沢字平野山	3.60	6,000	16.0
7	上沼	寒河江市大字谷沢字平野山	3.60	38,000	16.0
8	小堤	寒河江市大字谷沢字奥山	10.10	54,000	65.0
9	大堤	寒河江市大字谷沢字躑躅山	9.70	105,000	65.0
10	新堤	寒河江市大字谷沢字奥山	5.40	11,000	65.0
11	中峯堤	寒河江市大字谷沢字奥山	5.60	13,600	5.0

7 避難

7-1 避難所一覧

区 分		名 称	所 在 地	指定緊急避難場所（2㎡/1人）			指定避難所（4㎡/1人）	
指定緊急 避難場所	指 定 避難所			公園緑地 (ha)	グラウンド (㎡)	収容人員	体 育 館 (㎡)	収容人員
寒河江地区								
○	○	寒河江小学校	丸内一丁目3-8		8,722	4,361	1,248	312
○	○	寒河江中部小学校	元町二丁目19		8,547	4,274	1,020	255
○	○	陵南中学校	内の袋一丁目11-1		28,439	14,220	1,305	326
○	○	なか保育所	八幡町1-10		832	416	212	53
○	○	県立寒河江高等学校	六供町二丁目3-9		8,750	4,375	2,776	694
○	○	県立寒河江工業高等学校	緑町148		15,300	7,650	396	99
○	○	技術交流プラザ	中央工業団地153-1				242	61
○		県立寒河江高等学校総合運動場	大字寒河江字鷹の巣地内		46,432	23,216		
○		八幡原第1号公園	元町一丁目11-2	0.30		1,500		
○		八幡原第2号公園	元町三丁目10	0.70		3,500		
○		八幡原第3号公園	元町四丁目18	0.20		1,000		
○		若葉町公園	若葉町11-1	0.20		1,000		
○		船橋公園	船橋町5	0.20		1,000		
○		丸内公園	南町一丁目13-8	0.25		1,250		
○		南町公園	南町一丁目533	0.18		900		
○		幸田町公園	幸田町8-1	0.17		850		
○		東寒河江第1号公園	高田二丁目2-1	0.31		1,550		
○		東寒河江第2号公園	高田一丁目3-1	0.13		650		
○		中央工業団地第2号公園	中央工業団地156-1	1.00		5,000		
○		本橋公園	大字寒河江字土井ノ内20-66	0.11		550		
○		栄町ふれあい広場	栄町1-11	0.28		1,400		
○		仲谷地第2号公園	仲谷地二丁目16	0.20		1,000		
○		寒河江公園	陸上競技場、野球場		29,000	14,500		
○		新山公園	新山町9	0.33		1,650		
○		みこし公園	本町一丁目	0.14		700		
○		みずき公園	みずき公園	0.13		650		
南部地区								
○	○	南部小学校	大字高屋字北江11		12,748	6,374	1,010	253
○	○	南部地区公民館	大字島225				558	140
○		南部公園	大字島字島東225-5	0.28		1,400		

5 7-1 避難所一覧

西根地区								
○	○	西根小学校	大字西根170		10,000	5,000	1,137	284
○	○	陵東中学校	大字西根430		23,253	11,627	1,361	340
○	○	にしね保育所	大字西根169		800	400	115	29
	○	中央公民館	大字西根字石川西333				900	225
	○	勤労青少年ホーム	大字西根字石川西333				514	129
	○	市民体育館	大字西根字石川西365				2,519	630
○		西根公園	大字西根字石川302-1		14,000	7,000		
柴橋地区								
○	○	柴橋小学校	大字柴橋1923		10,600	5,300	1,093	273
	○	柴橋地区コミュニティセンター	大字柴橋1988-6				720	180
○		落衣前第2号公園	落衣前6番地の1	0.30		1,500		
高松地区								
○	○	高松小学校	大字米沢643-2		9,900	4,950	1,130	283
○	○	陵西中学校	大字八鍬字富沢836		21,600	10,800	1,196	299
○	○	たかまつ保育所	大字米沢643-2		600	300	168	42
○	○	西部地区公民館	大字清助新田930		1,700	850	645	161
○	○	さくらんぼ会館	大字八鍬字川原919-6		7,288	3,644	574	143
白岩地区								
○	○	白岩小学校	大字白岩1848		9,079	4,540	1,001	250
○	○	旧幸生小学校	大字幸生550		8,950	4,475	825	206
○	○	しらいわ保育所	大字白岩1296-2		1,500	750	130	33
	○	老人福祉センター	大字白岩字大江寺415				98	25
靄瀬地区								
○	○	靄瀬小学校	大字日和田6-1		8,800	4,400	944	236
三泉地区								
○	○	三泉小学校	字中河原191-1		10,000	5,000	827	207

7-2 福祉避難所一覧

番号	施設名	事業内容	団体名	住所	電話
1	長生園	特別養護老人ホーム等	社会福祉法人 松寿会	大字柴橋2246-1	86-8868
2	いずみ	特別養護老人ホーム等	社会福祉法人 悠々会	字上河原241	86-8880
3	しらいわ	特別養護老人ホーム等	社会福祉法人 悠々会	大字白岩6324	87-5111
4	寒河江 やすらぎの里	老人保健施設 グループホーム	社会福祉法人 妙光福祉会	本楯2丁目24-1	83-0566
5	ソーレ寒河江	有料老人ホーム	株式会社 タイヨウ	大字寒河江字月越1番 2号	83-1183
6	ソーレホーム 寒河江	サービス付き高齢 者向け住宅	株式会社 タイヨウ	越井坂町142番1号	83-3330
7	フラワーさが え	グループホーム	医療法人 東北医療福祉会	大字寒河江字小和田41 番地の5	83-1022
8	グループホーム あしたば	グループホーム	有限会社 ウェルネスさがえ	大字西根字石川西294 番地の3	83-1622
9	グループホーム つばさ栄町	グループホーム	株式会社 ユニバーサル山形	大字寒河江字横道13番 地の2	85-1725
10	ケアセンター とこしえ陵南	小規模多機能型居 宅介護	株式会社 テイクオフ	内の袋一丁目2番地の 12	83-3303
11	ケアセンター とこしえ三泉	小規模多機能型居 宅介護	株式会社 テイクオフ	字中河原158番地の14	85-6870
12	つつじの家	サービス付き高齢 者向け住宅	特定非営利活動法人 あじさい	大字寒河江字塩水6番 地の1	85-1326
13	南さがえ病院	精神科病院	医療法人 ゆうし会	大字島字島東87番地の 2	85-6611

7-3 要配慮者利用施設一覧

区 分	名 称	住 所	災害区域
通所介護	長生園	柴橋2246-1	なし
	いずみ	上河原241	洪水・活断層
	しらいわ	白岩6324	なし
	デイサービス花	日和田6-14	急傾斜
	なごみ	日和田6-11	急傾斜
	ソーレホーム寒河江	越井坂町142-1	洪水
	笑和感	白岩8-1	洪水
	デイサービスみ～んなえがお	西根石川西269-1	なし
	さがえ西村山農業協同組合JAデイサービスめぐみ	寒河江字久保2	洪水
	ツクイ寒河江	緑町108-2	なし
	つつじ	寒河江字塩水6-1	なし
	宅老所南さがえ	島字島東30-1	洪水
	リハビリセンターVESTA	栄町8-41	なし
	地域密着型通所介護	茶ろん松桂	寒河江丙2052
茶ろん幸多		幸田町11-10	なし
陵東デイサービスセンター		本町2丁目10-40	なし
デイサービスあなたとえがお		西根石川西269-1	なし
ひかり		寒河江字塩水60-1	なし
通所リハビリテーション	寒河江やすらぎの里	本楯2-24-1	洪水
短期入所生活介護	長生園	柴橋2246-1	なし
	さがえ西村山農業協同組合JAデイサービスめぐみ	寒河江字久保2	洪水
	さがえ	白岩6330-1	なし
	醍醐	慈恩寺235	急傾斜
短期入所療養介護	寒河江やすらぎの里	本楯2-24-1	洪水
特定施設入所者生活介護	ソーレ寒河江	寒河江字月越1-2	洪水
認知症対応型共同生活介護	寒河江やすらぎの里	本楯2-24-1	洪水
	フラワーさがえ	寒河江字小和田41-5	なし
	グループホームあしたば	西根字石川西294-3	なし
	グループホームつばさ栄町	寒河江字横道13-2	洪水
	グループホームスマイルしばはし	柴橋1634-6	なし
認知症対応型通所介護	フラワーさがえ	寒河江字小和田41-5	なし
小規模多機能型居宅介護	ケアセンターとこしえ陵南	内の袋1-2-12	なし
	ケアセンターとこしえ三泉	中河原158-14	洪水
	ケアセンターとこしえ島	島字皿沼691-2	洪水
地域密着型介護老人福祉施設	長生園	柴橋2246-1	なし
	さがえ	白岩6324	なし
	醍醐	慈恩寺235	急傾斜
介護老人福祉施設	長生園	柴橋2246-1	なし
	いずみ	字上河原241	洪水・活断層
	しらいわ	白岩6324	なし
介護老人保健施設	寒河江やすらぎの里	本楯2-24-1	洪水
通所サービスA	長生園	柴橋2246-1	なし
	ひかり	寒河江字塩水60-1	なし
住宅型有料老人ホーム	松桂庵	寒河江丙2052	なし
	せせらぎ草	白岩8-1	なし
	陵東ホーム	本町2丁目10-40	なし
	宅老所南さがえ	島字島東30-1	洪水
	幸多庵	幸田町11-10	なし
サービス付き高齢者向け住宅	ソーレホーム寒河江	越井坂町142-1	洪水
	つつじの家	寒河江字塩水6-1	なし

区 分	名 称	住 所	災害区域
共同生活援助事業所／短期入所事業所	ホーム「ORADANA」	寒河江字古河江69-1	洪水
児童支援施設	さくらんぼ共生園 ころころ遊園	南町3-3-31	洪水
	ハートフルセンター	中央二丁目2-1	なし
	勤労青少年ホーム	西根字石川西333	なし
	寒河江学園	下河原224-1	洪水
	子ども家庭支援センター チェリー	下河原224-1	洪水
	県立楯岡特別支援学校寒河江校	(高松小学校内)	なし
県立高校	寒河江高等学校	六供町二丁目3-9	なし
	寒河江工業高等学校	緑町148	なし
市立中学校	陵東中学校	西根430	なし
	陵南中学校	内ノ袋一丁目11-1	なし
	陵西中学校	八鍬字富沢836	洪水
市立小学校	寒河江小学校	丸内1丁目3-8	なし
	寒河江中部小学校	元町二丁目19	なし
	南部小学校	高屋字北江11	洪水
	西根小学校	西根170	洪水
	柴橋小学校	柴橋1923	なし
	高松小学校	米沢643-2	なし
	白岩小学校	白岩1848	急傾斜
	醍醐小学校	日和田6-1	急傾斜
	三泉小学校	中河原191-1	なし
幼稚園	寒河江幼稚園	本町三丁目6-2	なし
	寒河江大谷幼稚園	本町二丁目3-43	なし
届出保育施設等	つくしこども園	山岸町5-2	なし
	日東ベスト保育園	幸町4-27	なし
企業主導型保育施設	花のたね保育園	大字柴橋1055-3	なし
	やよい保育園	栄町8-41	なし
認可保育所	なか保育所	八幡町1-10	なし
	なか保育所みいずみ分園	中河原191-1	なし
	にしね保育所	西根169	洪水
	しらいわ保育所	白岩1296-2	なし
	たかまつ保育所	米沢643-2	なし
	ゆりかご子ども園	緑町200-67	なし
	しばはしさくらんぼ子供園	柴橋字下鎌3378-2	なし
	さがえさくらんぼ子供園	日田字五反201-1	洪水
あおぞら保育園	寒河江丙1230-1	なし	
小規模保育事業所	第2さくらんぼ子供園	東新山町252-1	洪水
事業所内保育所	寒河江やすらぎの里保育園	本楯二丁目24-1	洪水
認定こども園	寒河江第二幼稚園	高屋字西浦19	洪水
	南部ひまわりこども園	島字島東181	洪水
	柴橋おひさまこども園	大江町大字左沢字金谷1995-1	なし
医療機関	あきば医院	末広2-33	なし
	小松医院	本町2-11-43	なし
	にとう小児科医院	元町3-8-9	なし
	あびこ耳鼻咽喉科クリニック	南町2-1-12	なし
	さとうクリニック	日田五反204-3	洪水
	平野医院	小沼69-1	洪水
	三浦医院	柴橋718-1	なし
	大原医院	西根下堰509	なし
	山崎医院	丸内1-5-30	なし
	折居内科医院	落衣前2-1	なし
	鈴木眼科	中央1-13-35	なし
	横山耳鼻咽喉科医院	元町1-2-1	なし
	菊地胃腸科内科医院	中央1-14-11	なし
	中正堂高橋医院	白岩220	なし

⑤ 7-3 要配慮者利用施設一覧

区 分	名 称	住 所	災害区域	
医療機関	ほなみ透析クリニック	丸内3-4-34	洪水	
	陵南さとう整形外科クリニック	内ノ袋1-9-6	なし	
	国井医院	中央1-5-27	なし	
	寒河江武田内科往診クリニック	中央1-14-36	なし	
	渡辺外科胃腸科医院	寒河江小和田25-1	なし	
	国井クリニック	中郷角田1450-1	なし	
	土田内科医院	元町2-4-3	なし	
	南さがえ病院	島字島東87-2	洪水	
	熊坂整形外科医院	栄町7-11	なし	
	豊岡整形外科	中央1-13-31	なし	
	田村内科・消化器科クリニック	高田1-10-10	洪水	
	小関内科胃腸科医院	本町2-5-20	なし	
	すまいるレディースクリニック	寒河江月越5-2	洪水	
	寒河江市立病院	寒河江字塩水80	なし	
	陵南眼科クリニック	仲谷地2-3-6	なし	
	あんどうクリニック	大字中郷1042-2	なし	
	鬼海小児科	八幡町1-10	なし	
	おやま整形外科クリニック	七日町5-1	なし	
	放課後児童クラブ(学童保育)	きらきらクラブ	本町2-8-3 フローラ・SAGAE 4F	なし
		第一わんぱくクラブ	六供町1-2-46	なし
第二わんぱくクラブ		〃	なし	
第三わんぱくクラブ		〃	なし	
第四わんぱくクラブ		八幡町7-26 六供町公民館内	急傾斜	
第五わんぱくクラブ		栄町9-45	なし	
なかよしクラブ		島225 南部地区公民館内	洪水	
第2なかよしクラブ		高屋6-8	洪水	
ねっこクラブ		西根170 西根小学校内	洪水	
ねっこクラブ第2		西根字高畑52-2 秋場テナント1F	洪水	
ねっこクラブ第3		西根170 西根小学校内	洪水	
やまびこクラブ		柴橋1988-6 柴橋地区公民館内	なし	
せせらぎクラブ		米沢643-2 高松小学校内	なし	
さくらっこクラブ		白岩1848 白岩小学校内	急傾斜	
泉っこクラブ		中河原191-1 三泉小学校内	なし	
だいごっこクラブ		日和田6-1 醍醐小学校内	急傾斜	

8 緊急輸送

8-1 災害用臨時ヘリポート指定予定場所

名 称	所在地	代表者	面積 (㎡)	電話番号	備 考
市営陸上競技場	長岡山	寒河江市長	15,000	86-2111	
市営野球場	長岡山	寒河江市長	14,000	86-2111	
屋内多目的運動場	久保	寒河江市長	1,835	86-2111	
寒高総合運動場	鷹の巣	同校校長	46,432	86-2195	
寒工高グラウンド	緑町	同校校長	15,300	86-4278	
寒河江小グラウンド	丸ノ内一丁目	同校校長	8,722	86-4235 86-4236	
寒河江中部小グラウンド	元町	同校校長	8,547	86-8321 86-8322	
南部小グラウンド	高屋	同校校長	12,748	86-2443	
西根小グラウンド	西根	同校校長	10,000	86-2444	
柴橋小グラウンド	金谷	同校校長	10,600	86-2445	
高松小グラウンド	米沢	同校校長	9,900	87-1022	
醍醐小グラウンド	日和田	同校校長	8,800	87-1023	
白岩小グラウンド	白岩	同校校長	9,079	87-1024	
旧幸生小グラウンド	幸生	寒河江市長	8,950	86-2111	
旧田代小グラウンド	田代	寒河江市長	16,084	86-2111	
三泉小グラウンド	中河原	同校校長	10,000	86-2451	
陵東中グラウンド	西根	同校校長	23,253	83-3210	
陵南中グラウンド	内ノ袋	同校校長	28,439	83-3212	
陵西中グラウンド	富沢	同校校長	21,600	83-2020	

8-2 一時集積配分拠点候補施設

(1) 拠点施設

施設名	所在地	床面積 (㎡)	電話番号	施設管理団体	備考
寒河江市屋内多目的運動場	大字寒河江字久保7	敷地面積 6,609	85-1800	寒河江市	
さがえ西村山農業協同組合 さがえ配送センター	中央工業団地75	1,854	86-1362	J A さがえ西村山	
第一選果場	中央工業団地75	2,296	86-0655		
さがえ果実共選場	中央工業団地159-3	2,926	86-7411		

(2) 補助施設

集積地	所在地	電話番号
寒河江市市民文化会館	大字西根字石川西333	86-5111
寒河江市市民体育館	大字西根字石川西365	86-5113
市民プール附属施設	大字西根字石川西365	86-5113
南部地区公民館	大字島225	86-4782
柴橋地区公民館	大字柴橋1988-6	86-3222
西部地区公民館	大字清助新田930	87-1302

8-3 市所有車両一覧

No.	課名等	車名	登録番号	登録年月日	備考
1	総務課	トヨタ ノア	山形533す・115	令和2年7月30日	A T 4WD 7人乗り
2	総務課	トヨタ プリウス	山形300は5651	平成22年10月19日	A T 2WD 5人乗り【リース】
3	総務課	日野 リエッセII	山形200さ1472	平成26年10月2日	A T 2WD 29人乗り マイクロバス【リース】
4	総務課	トヨタ ハイエースワゴン	山形300な3277	平成18年5月10日	A T 4WD 10人乗り【リース】
5	総務課(貸出1)	三菱 ミニキャブ1号車	山形480え8788	平成21年5月18日	A T 4WD 4人乗り
6	総務課(貸出2)	三菱 ミニキャブ2号車	山形480え8789	平成21年5月18日	A T 4WD 4人乗り
7	総務課(貸出3)	三菱 ミニキャブ4号車	山形480き3917	平成23年3月22日	A T 4WD 4人乗り マイクスD
8	総務課(貸出4)	ホンダ ステップワゴン	山形501ぬ・25	平成26年9月12日	A T 4WD 8人乗り【リース】
9	総務課(貸出5)	ダイハツ タント1号車	山形580ひ6211	平成27年7月1日	A T 4WD 4人乗り【リース】
10	総務課(貸出6)	ダイハツ タント2号車	山形580ひ6212	平成27年7月1日	A T 4WD 4人乗り【リース】
11	総務課(貸出7)	ダイハツ タント3号車	山形581え7029	令和3年10月1日	A T 4WD 4人乗り
12	総務課(貸出8)	ホンダ シャトルハイブリッド	山形800す・283	平成27年10月20日	A T 4WD 5人乗り 緊急自動車 赤回転灯 広報【リース】

No.	課 名 等	車 名	登録番号	登録年月日	備 考
13	総務課（貸出9）	日産 電気自動車 NV200	山形300む6962	平成28年1月29日	AT 2WD 5人乗り 電気自動車
14	総務課（貸出10）	日産 ノート	山形501の8165	平成28年6月1日	AT 4WD 5人乗り【リース】
15	総務課（貸出11）	ホンダ Nボックス	山形580ほ8333	平成28年6月1日	AT 4WD 4人乗り【リース】
16	総務課（貸出12）	トヨタ ハイエースバン2号車	山形100す4517	平成9年3月18日	5MT 4WD 3人乗り
17	総務課（貸出13）	トヨタ アリオン	山形501ひ4272	平成29年6月1日	AT 4WD 5人乗り【リース】
18	総務課（貸出14）	トヨタ ライトエースバン	山形45て6226	平成9年5月28日	AT 4WD 3人乗り
19	総務課（貸出15）	トヨタ プリウス	山形300ひ・117	平成23年4月8日	AT 2WD 5人乗り
20	総務課（貸出16）	スズキ キャリー	山形480え8551	平成21年4月30日	5MT 4WD 2人乗り
21	防災危機管理課	トヨタ ハイエースワゴン	山形800す2408	令和3年2月3日	防災学習兼災害活動車 AT 4WD 緊急車両
22	防災危機管理課	三菱 デリカ	山形800す1196	平成29年12月6日	司令車 AT 4WD 緊急車両
23	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・841	平成27年1月15日	第1分団第1部
24	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1312	令和2年1月8日	第1分団第2部
25	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・761	平成26年3月18日	第1分団第3部
26	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1059	平成29年2月14日	第1分団第4部
27	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1365	令和2年11月18日	第1分団第5部
28	防災危機管理課	消防ポンプ自動車 いすず	山形831す・119	平成23年3月10日	第1分団自動車部
29	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・762	平成26年3月19日	第2分団第1部
30	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1060	平成29年2月14日	第2分団第2部
31	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1311	令和2年1月8日	第2分団第3部
32	防災危機管理課	消防ポンプ自動車 日野	山形831は・119	令和3年3月3日	第2分団自動車部
33	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1364	令和2年11月18日	第3分団第1部
34	防災危機管理課	小型動力ポンプ普通積載車 いすず	山形800さ3955	平成15年8月29日	第3分団第2部
35	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1061	平成29年2月14日	第3分団第3部
36	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1215	平成30年10月18日	第3分団第4部
37	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・840	平成27年1月15日	第4分団第1部
38	防災危機管理課	小型動力ポンプ積載車	山形800さ3507	平成15年2月25日	第4分団第2部
39	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1135	平成29年10月24日	第4分団第3部
40	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・763	平成26年3月19日	第4分団第4部
41	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 スバル	山形880あ・541	平成24年3月2日	第4分団第5部
42	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 スバル	山形880あ・164	平成19年2月20日	第4分団第6部
43	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 スバル	山形880あ・543	平成24年3月2日	第5分団第1部
44	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・839	平成27年1月15日	第5分団第2部
45	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 スズキ	山形880あ・663	平成25年3月25日	第5分団第3部
46	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1216	平成30年10月18日	第5分団第4部
47	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1134	平成29年10月24日	第5分団第5部
48	防災危機管理課	消防ポンプ自動車 いすず	山形800さ6301	平成19年3月14日	第5分団自動車部
49	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1310	令和2年1月8日	第6分団第1部
50	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1217	平成30年10月18日	第6分団第2部
51	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・764	平成26年3月19日	第6分団第3部
52	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ1136	平成29年10月24日	第6分団第4部
53	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 スズキ	山形880あ・667	平成25年3月25日	第6分団第5部
54	防災危機管理課	消防ポンプ自動車 いすず	山形800さ7985	平成22年9月7日	第6分団第6部
55	防災危機管理課	消防ポンプ自動車 日野デュトロ	山形830ゆ・119	平成20年11月28日	第6分団自動車部
56	防災危機管理課	小型動力ポンプ軽積載車 ダイハツ	山形880あ・765	平成26年3月19日	第7分団第1部
57	防災危機管理課	小型動力ポンプ普通積載車 トヨタ	山形800さ2622	平成14年2月22日	第7分団第2部
58	防災危機管理課	小型動力ポンプ普通積載車 いすず	山形830さ・811	平成16年10月21日	第8分団第1部

5 8-3 市所有車両一覧

No.	課名等	車名	登録番号	登録年月日	備考
59	防災危機管理課	小型動力ポンプ積載車 ダイハツ	山形880あ・838	平成27年1月15日	第8分団第2部
60	企画創成課	スズキ パレット	山形580と5772	平成24年11月12日	AT 4WD 【リース】
61	市民生活課	スズキ 軽トラック	山形480さ・845	平成27年11月10日	5MT 4WD
62	市民生活課	スズキ ソリオ	山形501さ2802	平成20年8月18日	防犯パトロール車 AT 4WD 青色回転灯 マイクカセット
63	市民生活課	三菱 電気ミニキャブ	山形480さ・72	平成27年10月1日	交通安全指導車かもしか号 マイクカセット【リース】
64	税務課	三菱 トップ シルバー	山形580す1775	平成21年5月25日	固定資産税係 AT 4WD
65	税務課	スズキ ワゴンR	山形580そ1680	平成22年4月30日	納税係 AT
66	建設管理課	トヨタ ダイナ	山形800す1976	令和1年11月25日	道路作業車
67	建設管理課	三菱 パジェロ	山形800さ8402	平成23年9月12日	道路パトカー AT 4WD マイクのみ
68	建設管理課	トヨタ サクシードバン	山形400ち5794	令和2年2月28日	AT 4WD 【リース】
69	建設管理課	ダイハツ タント	山形580ひ6213	平成27年7月1日	AT 4WD 【リース】
70	建設管理課	スバル サンバー軽トラック	山形480く2509	平成24年4月24日	
71	建設管理課	ロータリー除雪車	山形900る・162	平成23年11月11日	T C Mロータリー J R300
72	建設管理課	ニイガタ小型ロータリー除雪車	山形900る・36	平成11年11月15日	NR80 (旧)
73	建設管理課	小型除雪車	寒河江市ひ・26	令和3年10月19日	HTR55
74	建設管理課	三菱 グレーダー	山形00ま3008	平成5年11月16日	MG230
75	建設管理課	ロータリー除雪車	山形99ま4562	平成7年12月6日	910F
76	建設管理課	ロータリー除雪車	山形900る・852	平成25年10月30日	HTR145
77	建設管理課	三菱 除雪ドーザ	山形99ま4797	平成9年11月20日	910F
78	建設管理課	ニイガタ ロータリー除雪自動車	山形900る・179	平成13年12月4日	NR80 (新)
79	建設管理課	ヤンマー 小型除雪車		令和1年12月11日	貸出用
80	建設管理課	ニッセキ 除雪車	山形900る1288	令和2年12月18日	HTR148
81	農林課	ダイハツ タント	山形580ひ6210	平成27年7月1日	AT 4WD 【リース】
82	子育て推進課	三菱 電気ミニキャブ	山形480こ2529	平成26年10月1日	AT FR 【リース】
83	子育て推進課	トヨタ ハイエース コミュータ	山形200さ1187	平成23年8月	幼児バス にしね保育所【リース】
84	子育て推進課	トヨタ ハイエース コミュータ	山形200さ1099	平成22年8月19日	幼児バス たかまつ保育所【リース】
85	子育て推進課	トヨタ ハイエース コミュータ	山形200さ・999	平成21年6月25日	幼児バス しらいわ保育所【リース】
86	子育て推進課	日野 リエッセ	山形200さ1761	平成30年7月24日	幼児バス なか保育所みいずみ分園【リース】
87	子育て推進課	三菱 トップ シルバー	山形580す1772	平成21年5月25日	AT 4WD
88	子育て推進課	ダイハツ タント	山形580ひ6215	平成27年7月1日	AT 4WD 【リース】
89	健康福祉課	スズキ スペーシア	山形580む2538	平成29年6月19日	AT 4WD 【リース】
90	健康福祉課	三菱 電気ミニキャブ	山形480く6120	平成24年10月	健康指導用自動車チェリン号 AT FF 電気 マイクSD
91	健康福祉課	ダイハツ タント	山形580ひ6214	平成27年7月1日	AT 4WD 【リース】
92	健康福祉課	三菱 トップ シルバー	山形580す1774	平成21年5月25日	AT 4WD
93	高齢者支援課	ホンダ ライフ	山形583ち・20	平成24年11月	
94	高齢者支援課	スズキ エブリイ	山形580め9373	平成30年3月19日	AT 4WD【リース】
95	高齢者支援課	三菱 トップ シルバー	山形580す1773	平成21年5月25日	AT 4WD
96	高齢者支援課	ホンダ ライフ	山形580た8236	平成23年3月10日	AT 4WD
97	高齢者支援課(社協)	三菱 ローザ	山形200さ1273	平成23年8月19日	老人福祉センター
98	健康福祉課(社協)	三菱 ローザ	山形200さ1174	平成23年8月19日	福祉バス
99	生涯学習課	トヨタ サクシード	山形400た9718	平成29年6月1日	文化センター マイクカセット【リース】
100	生涯学習課	トヨタ サクシード	山形400ち4534	令和1年7月1日	西部地区公民館【リース】

5 8-3 市所有車両一覧

No.	課名等	車名	登録番号	登録年月日	備考
101	生涯学習課	ダイハツ タント	山形580ひ6216	平成27年7月1日	南部地区公民館【リース】
102	企画創成課	三菱 EKスペース	山形580ま9013	平成28年11月30日	柴橋地区コミュニティセンター【リース】
103	生涯学習課	スズキ エブリバン	山形480こ3035	平成26年8月1日	文化センター マイクカセット【リース】
104	上下水道課	トヨタ サクシード	山形400た9829	平成29年6月20日	AT 4WD 5人乗り【リース】
105	上下水道課	トヨタ カルディナバン	山形400す1831	平成14年6月5日	マイクカセット
106	上下水道課	トヨタ タウンエースバン	山形400ち2697	平成30年9月12日	AT 4WD 【リース】
107	上下水道課	日産 クリッパー	山形880あ・37	平成17年7月28日	公共応急作業車 赤色灯 マイクカセット
108	上下水道課	トヨタ カローラフィールダー	山形800さ7886	平成22年6月11日	公共応急作業車 赤色灯 マイクカセット
109	上下水道課	トヨタ ダイナ	山形800さ7397	平成21年6月5日	公共応急給水車 赤色灯 マイクカセット
110	上下水道課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	山形880あ・332	平成21年5月15日	公共応急作業車 赤色灯 マイクカセット
111	上下水道課	ニッサン ダットサン	山形800さ2118	平成13年7月6日	公共応急作業車 赤色灯 マイクカセット
112	上下水道課	日野 デュトロ	山形800さ5664	平成18年1月19日	給水車 赤色灯 マイクカセット
113	上下水道課	スズキ キャリー	山形480う9415	平成20年3月31日	軽トラック【リース】
114	市立病院	ホンダ Nボックス	山形580ほ8348	平成28年6月1日	AT 4WD 4人乗り【リース】
115	市立病院	トヨタ サクシードバン	山形400す4400	平成15年4月3日	
116	学校教育課	日野 リエッセII	山形200さ1193	平成23年10月21日	陵西中学校 1号車 26人乗り
117	学校教育課	日野 リエッセII	山形200さ1191	平成23年9月26日	陵西中学校 2号車 26人乗り
118	学校教育課	スズキ キャリー 軽トラック	山形480た1516	令和3年6月1日	柴橋小学校【リース】
119	学校教育課	スズキ キャリー 軽トラック	山形480た1517	令和3年6月1日	陵西中学校【リース】
120	学校教育課	スズキ キャリー 軽トラック	山形480た1518	令和3年6月1日	陵東中学校【リース】

9 医療救護

9-1 市内医療機関

(五十音順)

医 院 名	電話番号	所在地	診療科目
あきば医院	(86)4395	末広町2-33	外・整形
あびこ耳鼻咽喉科クリニック	(86)3026	南町2丁目1-12	耳・鼻・咽・気食
あんどうクリニック	(84)6101	大字中郷1042-2	消・内
大原医院	(86)8600	大字西根字下堰509	内・消・皮
おやま整形外科クリニック	(84)6623	七日町5-1	整形
折居内科医院	(86)0330	落衣前2-1	内・神内・リハ
鬼海小児科	(84)7705	八幡町1-10	小
菊地胃腸科内科医院	(86)2301	中央1丁目14-11	胃腸・内
国井医院	(86)4811	中央1丁目5-27	内
国井クリニック	(84)4103	大字中郷1450-1	産・婦・小
熊坂整形外科医院	(86)3101	栄町7-11	整形・外・リハ
小関内科胃腸科医院	(86)5550	本町2丁目5-20	内・胃腸
小松医院	(86)2185	本町2丁目11-43	内・呼・循
寒河江市立病院	(86)2101	大字寒河江字塩水80	内・整形・外 眼・皮・リハ
さとうクリニック	(83)3300	大字日田字五反204-3	内・循
鈴木眼科	(86)6900	中央1丁目13-35	眼
中正堂 高橋医院	(87)1001	大字白岩220	内
寒河江武田内科往診クリニック	(86)2641	中央1丁目14-36	婦・内
田村内科・消化器科クリニック	(85)8700	高田1丁目10-10	内・消
土田内科医院	(86)8282	元町2丁目4-3	内
豊岡整形外科	(86)4331	中央1丁目13-31	整形・外
すまいるレディースクリニック	(86)3215	大字寒河江字月越5-2	産・婦
にとう小児科医院	(84)5311	元町3丁目8-9	小
平野医院	(84)5500	小沼町69-1	泌・皮
三浦医院	(84)5600	大字柴橋718-1	内・循
南さがえ病院	(85)6611	大字島字島東87-2	精神 心療内・内
山崎医院	(86)0005	丸内1丁目5-30	脳神経 内・外・神経内
横山耳鼻咽喉科医院	(86)6188	元町1丁目2-1	耳・鼻・咽
陵南眼科クリニック	(83)3456	仲谷地2丁目3-6	眼
陵南さとう整形外科	(85)5511	内ノ袋1丁目9-6	整形・リハ
渡辺外科胃腸科医院	(86)6408	大字寒河江字小和田25-1	外・胃腸

10 遺体の処理・埋葬

10-1 遺体収容所

施設名	電話番号	所在地
勤労青少年ホーム	86-5111	大字西根字石川西333
南部地区公民館	86-4782	大字島225
柴橋地区公民館	86-3222	大字柴橋1988-6
西部地区公民館	87-1302	大字清助新田930

10-2 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	処理能力	使用燃料
寒河江地区斎場	柴橋平野 3281-2	西村山広域行政 事務組合理事長	84-4611	12体/日	灯油

11 文 教

11-1 国、県、市指定文化財

1 国指定文化財

(1) 重要文化財

ア 建造物

番号	指定年月日	名 称	員数	構造及び形式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
1	昭25.8.29 (明41.4.23)	本山慈恩寺本堂	1棟	桁行七間、梁間五間、 一重入母屋造、茅葺	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同 左

イ 彫刻

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備 考
1	平元.6.12	木造弥勒菩薩及諸尊像（本堂宮殿安置） 附 弥勒菩薩像内納入品	5 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
2	平2.6.29	木造十二神将立像（薬師堂安置） 附 木造十二神将立像（辰、午、未、申神）	8 軀 4 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
3	平7.6.15	木造薬師如来及両脇侍像（薬師堂安置）	3 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
4	平31.10.31	木造聖徳太子立像 附 像内納入品	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
5	平31.10.31	木造釈迦如来及諸尊像	10 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	

(2) 重要無形民俗文化財

番号	指定年月日	名 称	保存団体 (代表者)	代表者の住所	備 考
1	昭56.1.21	慈恩寺舞楽（林家舞楽の内）	本山慈恩寺 (花山祐尚)	大字慈恩寺31	

(3) 史跡名勝天然記念物

ア 史跡

番号	指定年月日	名 称	所 在 地	地目	地 積 (㎡)	所有者
1	平26.10.6 (昭30.8.1) (昭27.4.1)	慈恩寺旧境内	寒河江市大字慈恩寺字ヲ ヤマ940番1ほか(全)257 筆	寺院敷地 ほか	446,424.25	本山慈恩寺ほか 129

2 県指定文化財

(1) 有形文化財

ア 建造物

番号	指定年月日	名 称	員数	構造及び形式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
1	昭53.11.1	旧西村山郡役所	1棟	木造二階建、両翼一階建、建築面積319.7 ㎡、玄関部突出、亜鉛鉄板葺	寒 河 江 市		大字寒河 江字長岡 丙2707

2	昭55.12.22	旧西村山郡会議事堂	1棟	木造二階建、寄棟造、玄関部突出、垂鉛板葺、建築面積289.1㎡	寒河江市		大字寒河江字長岡丙2707
3	昭63.8.23	熊野神社本殿	1棟	桁行一間(2.73m)、梁間一間(2.43m)、向拝一間、木造、一間社流造、鉄板葺	熊野神社	大字慈恩寺字田沢3	同左
4	平2.12.21	宝蔵院表門 附 慶長十八年祈禱札	1棟	木造一間一戸、四脚門、切妻造茅屋根型銅板葺、桁行(3.05m)、梁行(2.55m)	宝蔵院	大字慈恩寺32	同左
5	平7.12.8	本山慈恩寺山門	1棟	三間一戸八脚門 入母屋造り銅板葺	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左
6	平7.12.8	本山慈恩寺三重塔	1基	方三間、銅板葺 総高26.7m	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左

イ 絵画

番号	指定年月日	名称	員数	所有者	所有者の住所	備考
1	昭36.5.6	紙本墨画淡彩山水人物花果図 池大雅筆六曲屏風	1双	安孫子計一	七日町2-46	
2	昭57.10.29	絹本着色弘法大師像	1幅	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
3	昭57.10.29	絹本着色愛染明王像	1幅	宝蔵院	大字慈恩寺32	
4	平30.1.12	絹本着色地藏十王像	1幅	華蔵院	大字慈恩寺鬼越34	

ウ 彫刻

番号	指定年月日	名称	員数	所有者	所有者の住所	備考
1	昭39.3.17	木造聖観音立像(内陣)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
2	昭55.5.12	木造阿弥陀如来立像(内陣)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
3	昭57.10.29	菩薩坐像(本堂宮殿安置)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
4	昭57.10.29	如来坐像及び両脇侍立像(本堂宮殿安置)	3軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
5	昭57.10.29	二天王立像(本堂宮殿安置)	2軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
6	昭57.10.29	力士立像(本堂宮殿安置)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
7	昭57.10.29	如来立像(本堂宮殿安置)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
8	昭57.10.29	軍荼利明王立像(本堂宮殿安置)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
9	昭57.10.29	虚空蔵菩薩坐像(内陣)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
10	昭57.10.29	弥勒菩薩坐像(宮殿前)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
11	昭57.10.29	阿弥陀如来坐像(阿弥陀堂安置)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
12	昭57.10.29	大日如来坐像(三重塔安置)	1軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
13	平12.5.2 (昭57.10.29)	不動明王及び二童子立像(不動堂安置)	3軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
14	昭63.8.23	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3軀	宝徳寺	大字慈恩寺311-2	
15	平2.2.16	木造伝十王坐像	2軀	平塩熊野神社	大字平塩字上条地籍1	
16	平28.12.6	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍菩薩立像	3軀	平塩寺	大字平塩1-1	

⑤ 11-1 国、県、市指定文化財

エ 工芸品

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備 考
1	昭39. 3. 17	銅製飯食器 嘉元三年十二月の銘がある	1 対	本山 慈 恩 寺	大字慈恩寺31	
2	昭39. 3. 17	鑄鉄草木文透釣灯籠 天文廿四年六月吉日石垣出雲俊吉の銘がある	1 対	本山 慈 恩 寺	大字慈恩寺31	
3	昭39. 3. 17	鑄鉄仏餉鉢 慶長十一年四月八日谷地住人の銘がある	1 個	本山 慈 恩 寺	大字慈恩寺31	
4	昭41. 9. 30	太刀 銘月山	1 口	小 松 和 之	丸内一丁目 4-12	
5	昭41. 9. 30	短刀 銘出羽寒河江山	1 口	寒河江八幡宮	八幡町5-70	

オ 書跡

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備 考
1	昭34. 12. 4	知恩山 紙本墨書 池大雅筆 大運寺	2 幅	寒 河 江 市		

カ 古文書

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備 考
1	昭32. 8. 16	宝林坊文書	38通	宝 林 坊	大字慈恩寺番外 9	

(2) 無形民俗文化財

番号	指定年月日	名 称	保存団体（代表者）	代表者の住所	備 考
1	昭54. 5. 28	平塩舞楽	平塩舞楽保存会	大字平塩 1	
2	昭55. 1. 7	日和田弥重郎花笠田植踊	日和田弥重郎花笠田植踊保存会	大字日和田 5 1 0	
3	平23. 12. 27	寒河江八幡宮流鏝馬	寒河江八幡宮流鏝馬保存会		

(3) 史跡名勝天然記念物

ア 史跡

番号	指定年月日	名 称	所 在 地	地番	地目	地 積 (㎡)	所 有 者	所有者の住所	備 考
1	昭30. 8. 1 (昭28. 2. 13)	高瀬山古墳	大字寒河江	乙978-108 (の内)	公 園	99. 17	山 形 県		

イ 天然記念物

番号	指定年月日	名 称	所 在 地	地番	地目	地 積 (㎡)	所 有 者	所有者の住所	備 考
1	昭30. 8. 1 (昭27. 4. 1)	種蒔ザクラ	大字白岩字陣 ヶ峯	3006-1	雑種地	62. 80	寒 河 江 市		

3 市指定文化財

(1) 有形文化財

ア 建造物

番号	指定年月日	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
1	昭63.1.26	本山慈恩寺阿弥陀堂	1棟	方三間、宝形造、一間向拜付、正面中間棧唐戸	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左
2	昭63.1.26	本山慈恩寺釈迦堂	1棟	阿弥陀堂と同じ平面16.35尺四方	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左
3	昭63.1.26	本山慈恩寺薬師堂	1棟	阿弥陀堂と同じ、左右は引違戸、平面18.55尺四方	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左
4	昭63.1.26	本山慈恩寺天台智者大師堂	1棟	方三間、宝形造、一間向拜付、正面19.00尺四方	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左
5	昭63.1.26	本山慈恩寺鐘楼	1棟	9.8尺四方、礎石上に4本の角柱が立つ、切妻茅葺	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	同左
6	平17.8.17	澄江寺山門	1棟	三間一戸、薬医門、切妻造、鉄板葺	澄江寺	本町三丁目12-3	同左
7	平20.7.25	寒河江八幡宮本殿及び拜殿	2棟	本殿 三間社流造、銅板葺 拜殿 入母屋造、正面千鳥破風付、銅板葺	寒河江八幡宮	八幡町5-70	同左
8	平29.11.22	八鍬鹿島神社本殿・拜殿	2棟	本殿 一間社流造、金属板葺 拜殿 方三間、寄棟造、金属板葺	鹿島神社	大字八鍬	同左

イ 絵画

番号	指定年月日	名称	員数	所有者	所有者の住所	備考
1	昭36.6.23	郷目右京進貞繁筆絵馬(本堂外陣)	2面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
2	昭36.6.23	南蛮絵馬(本堂外陣)	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
3	昭39.3.27	天有筆瀟湘八景図巻	1巻	寒河江市		
4	昭39.3.27	郷目右京進貞繁筆羅漢図	1幅	長泉寺	大字八鍬6	
5	昭39.3.27	郷目右京進貞繁筆花鳥図	1幅	田中圭八郎	大字白岩269	
6	昭39.3.27	郷目右京進貞繁筆梅鶯図	1幅	寒河江市		
7	昭42.9.22	象外東玄頂相	1幅	澄江寺	本町三丁目12-3	
8	昭42.9.22	阿部曾岳筆武者図	1幅	寒河江市		
9	昭51.7.21	阿部曾岳筆宿院院襖絵	20枚	澄江寺	本町三丁目12-3	
10	平4.7.21	郷目右京進貞繁筆紙本淡彩江天暮雪図	1幅	阿部正司	横道15	
11	平7.2.23	愛染明王画像	1幅	華藏院	大字慈恩寺鬼越34	
12	平7.2.23	薬師三尊十二神持画像	1幅	華藏院	大字慈恩寺鬼越34	
13	平8.11.19	京山筆南総里見八犬伝絵馬	1面	柏倉庄三郎	大字柴橋2003 金谷稻荷神社内	
14	平10.12.9	三十六歌仙絵扁額 附 文字板額	25面 1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
15	平10.12.9	曾我五郎朝比奈三郎草摺曳図(本堂外陣)	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
16	平10.12.9	麒麟図	2面	祐林寺	七日町4-51	
17	平10.12.9	能翁絵馬(本堂外陣)	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
18	平10.12.9	流鏑馬図	1面	寒河江八幡宮	八幡町5-70	
19	平19.7.18	絹本着色阿弥陀如来画像	1幅	平塩熊野神社	大字平塩地内	
20	平23.8.22	柿本融筆 紙本着色 十六大阿羅漢図	2幅	寒河江市		

ウ 彫刻

番号	指定年月日	名称	員数	所有者	所有者の住所	備考
1	昭36.6.23	木造吉祥天立像	1軀	平塩熊野神社	大字平塩	
2	昭39.3.27	木造菩薩形立像	13軀	平塩熊野神社	大字平塩	
3	昭39.3.27	木造菩薩形立像	2軀	八鍬鹿嶋神社	大字八鍬	
4	昭39.3.27	木造十一面観音立像	1軀	八鍬鹿嶋神社	大字八鍬	

5 11-1 国、県、市指定文化財

5	昭51.7.21	木造地藏菩薩立像	1 軀	幸生長寿寺	大字幸生480	
6	昭51.7.21	木造僧形八幡半跏像	1 軀	寒河江八幡宮	八幡町5-70	
7	昭56.10.19	木造観音菩薩立像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
8	昭56.10.19	木造勢至菩薩立像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
9	昭56.10.19	木造男神像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
10	昭56.10.19	木造菩薩立像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
11	昭56.10.19	木造菩薩立像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
12	昭56.10.19	木造弥勒菩薩坐像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
13	昭56.10.19	木造弥勒菩薩坐像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
14	昭56.10.19	木造阿弥陀如来坐像(宮殿内)	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
15	平26.9.25	銅造阿弥陀如来立像及び両脇侍像	3 軀	誓願寺	白岩153	
16	平27.9.25	木造十六羅漢像	16 軀	常林寺	六供町一丁目7-19	
17	平28.9.20	木造持国天立像	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
18	平28.9.20	木造多聞天立像	1 軀	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
19	平29.11.22	旧惣持寺仏像群	8 軀	長念寺	丸内二丁目4-19	

エ 工芸品

番号	指定年月日	名 称	員数	所有者	所有者の住所	備考
1	昭36.6.23	百万塔付陀羅尼経	1 基	安達 貴	六供町一丁目1-17	
2	昭36.6.23	滝姫縫字経	1 巻	横尾半左エ門	南町二丁目5-7	
3	昭39.3.27	銅製鏡像	4 枚	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
4	昭39.3.27	銅製鏡像	1 枚	花山祐尚	大字慈恩寺番外3	
5	昭39.3.27	鉄製仏餉鉢(永禄十年在銘)	3 口	平塩熊野神社	大字平塩	
6	昭39.3.27	鉄製燭台(月山作)	1 基	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
7	昭39.3.27	鉄製燭台(月山作)	1 基	八銀鹿嶋神社	大字八銀	
8	昭39.3.27	鉄製燭台(月山作)	2 基	平塩熊野神社	大字平塩	
9	昭42.9.22	木製十一面観音(智証大師の作と伝える)	1 軀	三好吉雄	六供町二丁目1-5	
10	昭42.9.22	厨子(旧吉川安中坊阿弥陀堂厨子)	1 台	法雲寺	七日町3-1	
11	昭47.12.11	池大雅知恩山篇額	1 枚	大運寺	南町三丁目	
12	昭47.12.11	池大雅筆諸白おろし看板	1 枚	寒河江市		
13 14 15	平7.11.28	幸生上・中・下組契約講の鉦	6 口	菊地鷹次郎 外 2	大字幸生780	
16	平26.9.25	今井家太刀 短刀	5 口	寒河江市		

オ 書跡

番号	指定年月日	名 称	員数	所有者	所有者の住所	備考
1	昭39.3.27	大江広種筆三社託宣	1 幅	安孫子富佐子	八幡町1-10	
2	昭42.9.22	芭蕉筆「草の戸も」短尺	1 枚	橋間晃一	大字柴橋277	
3	昭42.9.22	杉田玄白書翰	1 枚	眞木恒雄	本町三丁目8-16	
4	平21.8.21	梅の露	1 冊	寒河江市		
5	平24.7.25	天海僧正筆「直末寺許可状」	1 幅	個人		
6	平24.7.25	伊達政宗書状	1 幅	個人		
7	平25.10.21	伊勢物語 全	1 冊	寒河江市		

カ 古文書

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備考
1	昭38.3.27	澄江寺文書	5通	澄江寺	本町三丁目12-3	
2	昭47.12.11	松蔵寺文書	1巻	寒河江市		
3	昭47.12.11	大般若経残欠	10巻	寒河江市		
4	昭47.12.11	元和四年慈恩寺落成書状	1軸	寒河江市		

キ 考古資料

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備考
1	昭39.3.27	鉄剣(高瀬山古墳出土)	1振	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
2	昭39.3.27	直刀(高瀬山古墳出土)	1振	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
3	昭39.3.27	遮光器を着けた土偶頭部(石田出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
4	昭39.3.27	土版型土偶(石田出土)	2箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
5	昭39.3.27	深鉢型縄文弥生接触土器(石田出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
6	昭39.3.27	深鉢型弥生式土器(石田出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
7	昭39.3.27	土瓶型注口付き磨消縄文土器(石田出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
8	昭39.3.27	香炉型縄文土器(石田出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
9	昭39.3.27	犬の土偶(石田出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
10	昭39.3.27	大型甕の把手(高瀬山出土)	1箇	佐藤陽太郎	丸内一丁目1-47	
11	昭39.3.27	熊の土偶(柴橋蛇塚出土)	1箇	石山金蔵	大字柴橋260	
12	平18.7.19	石田遺跡出土弥生土器	2点	寒河江市		
13	平18.7.19	高瀬山経塚出土品(経筒・壺・甕)	3点	寒河江市		

ク 歴史資料

番号	指定年月日	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	備考
1	平10.12.9	小原家奉納板額(1)	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
2	平10.12.9	神馬奉納絵馬	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
3	平10.12.9	小原家奉納板額(2)	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
4	平10.12.9	笛吹図	1面	平塩松本坊 大江勘解由	大字平塩107	
5	平10.12.9	俳額(本堂)	1面	本山慈恩寺	大字慈恩寺31	
6	平21.8.21	渡辺吉兵衛家「年中行事帳」	3冊	寒河江市		
7	平21.8.21	寒河江本郷小字絵図	1枚	寒河江市		
8	平21.8.21	長岡山御林絵図	1枚	寒河江市		
9	平21.8.21	流布本白岩目安	1枚	寒河江市		
10	平21.8.21	寒河江高基公家中附覚	1冊	寒河江市		
11	平21.8.21	大江寒河江城図	1枚	寒河江市		
12	平21.8.21	天文本大江系図	1巻	寒河江市		
13	平23.8.22	六供町の市神	1基	佐藤宗一	六供町一丁目5-50	
14	平23.8.22	七日町の市神	1基	七日町市神代表者		
15	平23.8.22	新町の市神	1基	澄江寺	本町三丁目12-3	
16	平23.8.22	白岩上町の市神	1基	越前理	大字白岩307	
17	平23.8.22	白岩中町の市神	1基	越前理	大字白岩307	
18	平23.8.22	日和田の市神	1基	菊地美佐子	大字日和田530	
19	平23.8.22	小泉の市神	1基	軽部賢一	字下河原220	
20	平23.8.22	白岩龍脊橋碑	1基	寒河江市		
21	平23.8.22	臥龍橋之碑	1基	寒河江市		
22	平23.8.22	池田府君仁政之碑	1基	寒河江市		
23	平23.8.22	修池塘記	1基	安孫子 敏	大字中郷683-3	

5 11-1 国、県、市指定文化財

24	平23.8.22	高松疎水碑	1基	菊地真	大字松川30	
25	平23.8.22	留場大堰の碑	1基	留場大堰理事長		
26	平23.8.22	厚河堰記念碑	1基	寒河江川土地改良区		
27	平24.7.25	川口坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札（内付けたり2枚）	9枚	個人		
28	平24.7.25	桜沢坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札	4枚	個人		
29	平24.7.25	証誠坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札	6枚	個人		
30	平24.7.25	善蔵坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札	7枚	個人		
31	平24.7.25	善竹坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札（内1枚付けたり）	9枚	個人		
32	平24.7.25	藤本坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札	3枚	個人		
33	平24.7.25	砂作坊慈恩寺峯中柴燈護摩供板札	1枚	寒河江市		
34	平30.9.19	平塩熊野神社一山絵図	1枚	平塩熊野神社	大字平塩1	

(2) 無形文化財

番号	指定年月日	名称	保存団体（代表者）	代表者の住所	備考
1	平24.7.25	日本泳法「水府流太田派」	寒河江水交會		

(3) 無形民俗文化財

番号	指定年月日	名称	保存団体（代表者）	代表者の住所	備考
1	昭40.10.1	幸生田植踊	幸生田植踊保存会 （渡辺利光）	大字幸生445-1	
2	昭45.8.15	金谷田植踊	金谷田植踊保存会 （柏倉隆夫）	大字柴橋1917-3	
3	昭48.3.14	旭一流内桶獅子踊	旭一流内桶獅子踊保存会 （小畑倉一）	丸内二丁目4-43	
4	昭60.3.1	谷沢田植踊	谷沢田植踊保存会 （木村吉信）	大字谷沢1192	
5	平9.7.14	中郷田植踊	中郷田植踊保存会 （安孫子隆良）	大字中郷586-2	
6	平15.7.28	清助新田大黒舞	清助新田大黒舞保存会 （伊藤秀一）	大字清助新田22	
7	平19.7.18	西覚寺田植踊	西覚寺田植踊 （横山清志）	大字高松235	

(4) 史跡・名勝・天然記念物

ア 史跡

番号	指定年月日	名称	所在地	地番	地目	地積	所有者	所有者の住所	備考
1	昭39.4.22	桑名藩士埋葬地	本町二丁目	7-1	墓地		陽春院	所在地に同じ	
2	昭42.9.22	大江知広同夫人墓地	本町三丁目	12-3			澄江寺	所在地に同じ	
3	昭47.12.11	白岩義民の墓	大字白岩	153			誓願寺	所在地に同じ	
4	昭51.7.21	土佐壇	大字柴橋字金谷	2154-2		53㎡	寒河江市		

イ 天然記念物

番号	指定年月日	名称	所在地	地番	地目	地積	所有者	所有者の住所	備考
1	昭39.3.27	衣笠の松	七日町	2-46	宅地		安孫子 計一	所在地に同じ	
2	昭42.9.22	桂の古木	本町二丁目		境内地		熊野神社	所在地に同じ	
3	平元.7.18	キャラの古木	大字慈恩寺	878	宅地		矢作竹男	所在地に同じ	
4	平元.7.18	つばきの古木	大字慈恩寺	314	宅地		鈴木一弘	所在地に同じ	
5	平4.7.21	キャラの古木	大字柴橋	1640-1	宅地		大沼隆	所在地に同じ	
6	平4.7.21	柿の古木	大字慈恩寺	869	宅地		村上雅秋	所在地に同じ	
7	平7.2.3	越井坂のアカマツ	南町三丁目	1-33	境内地		安孫子正敏	南町二丁目2-5	
8	平12.6.5	新兵衛稲荷の松	大字島字島東	279	境内地		五十嵐義弘	大字島279	
9	平12.6.5	葉山のユキツバキ	大字田代字葉山	1193-3	境内地		葉山大円院	所在地に同じ	
10	平16.8.24	慈恩寺稚児桜	大字慈恩寺	31	境内地		本山慈恩寺	所在地に同じ	
11	平16.8.24	高屋千手観音堂のケヤキ	大字高屋字新屋敷	220-3	境内地		光明寺	所在地に同じ	
12	平16.8.24	高屋熊野神社の大スギ	大字高屋字上屋敷	220-2	境内地		高屋熊野神社	所在地に同じ	
13	平20.7.25	御嶽小森神社の大スギ	大字島字島西	1022-19	境内地		御嶽小森両所神社	所在地に同じ	
14	平22.7.30	日田白山神社ケヤキの古木	大字日田字後田	37-1	境内地		日田白山神社	所在地に同じ	

12 ライフラインの応急復旧

12-1 市内建設業者一覧

1 建設業者

商号又は名称	所在地	電話番号	F A X	備考
青山建設(株)	緑町227番地の1	86-4188	86-3241	
(株)アールテック	大字日田字中向400	86-1771	86-1772	
犬飼建設(株)	大字西根字高畑1780番地	86-5500	86-7000	
犬飼土木工事(株)	大字西根1745番地の3	84-3470	84-3413	
伊藤建設(株)	字下河原1番地	86-2163	86-2164	
井上工業(株)	大字松川120番地	83-4050	83-4051	
煤津建設(株)	大字宮内1番地	87-1410	87-1550	
軽部建設(株)	大字米沢字富沢790番地の1	87-1608	87-1084	
菊池商事(株)	中央工業団地168番地	86-5581	86-9566	
國井建設(株)	大字日田360番地	86-4165	86-0444	
後藤建設(株)	大字島646番地の15	86-3248	86-3421	
佐藤建設工業(株)	大字寒河江字月越23番地の1	86-5128	84-3512	
佐藤土木(株)	大字松川103	62-4903	62-4904	
西部建材(株)	大字西根字中川原110番地の5	86-2270	86-1308	
(株)高松木材	大字島字島東87番地	86-2165	84-2051	
(株)宝工務店	大字西根字長面158-1	86-8611	86-8005	
東北村山建設(株)	元町三丁目12番地の1	84-3885	84-3883	
(株)西浦工業	大字高屋字西浦	86-0360	86-0391	
八松園(株)	中央工業団地186-2	84-4101	84-3167	
布施建設(株)	南町三丁目3番35号	86-4225	86-4237	
フジケン(株)	大字八鍬271番地の1	87-2939	87-3332	
北條建設(株)	大字慈恩寺字醍醐1207番地	87-2207	87-2218	
(株)マモル	大字西根字中川原16番1	86-5599	86-5296	
ミヤウチ建設(株)	大字白岩821番地の1	87-1073	87-1098	
(株)村建	中央一丁目3-5	86-4151	85-5656	
森田建設(株)	若葉町13番地の12	86-9358	86-9359	
渡辺建設工業(株)	大字西根字前川原40-1	84-4524	86-0411	

2 指定給水装置工事事業者・指定下水道工事店（市内）

指定		工事事業者名	住 所	電話番号	備 考
上水	下水				
○	○	青 山 建 設 (株)	緑町227-1	86-4188	
○		阿 部 住 設	大字島字皿沼西817-5	86-0352	
○	○	ア ラ キ 設 備	大字高屋347-3	78-2917	
○	○	(株) 安 藤 商 店	高田三丁目126-1	86-5010	
○	○	(株) 石 山 設 備	大字寒河江乙514-1	86-4056	
○	○	市 村 金 物 店	七日町2-20	84-3085	
○	○	伊 藤 建 設 (株)	字下河原1	86-2163	
○	○	犬 飼 建 設 (株)	大字西根字高畑1780	86-5500	
	○	犬 飼 土 木 工 事 (株)	大字西根1745-3	84-3470	
○	○	(有) 宇 津 井 工 務 店	大字日田154	86-6500	
○	○	榎 津 建 設 (株)	大字宮内1	87-1410	
○	○	軽 部 建 設 (株)	大字米沢字富沢790-1	87-1608	
○	○	(株) K A N S H O	大字八楯856-6	78-1038	
○		カ ン メ イ ク	緑町200-18	86-0189	
○		菊 池 商 事 (株)	中央工業団地168	86-5581	
○	○	木 島 住 設	大字寒河江字鶴田38-13	85-4451	
○	○	ク サ カ ベ 石 油 (株)	中央一丁目3-8	86-5585	
○		國 井 建 設 (株)	大字日田360	86-4165	
○	○	国 井 設 備 工 業	大字白岩3-1	87-1676	
○	○	後 藤 建 設 (株)	大字島646-15	86-3248	
○	○	小 林 ダ ク ト 工 業 (株)	大字日田字五反25-3	86-3148	
○	○	佐 藤 建 設 工 業 (株)	大字寒河江字月越23-1	86-5128	
○	○	佐 藤 土 木 (株)	大字松川103	62-4903	
○	○	(有) 佐 藤 光 興 商 店	船橋町13-1	84-3819	
○	○	(株) サ ト ネ ン	大字谷沢2299-1	87-1524	
○	○	サ ラ ヤ (株)	本楯三丁目150-1	86-2002	
○	○	(有) 三 協 土 木	大字島494-1	84-5006	
○	○	菅 野 設 備	本楯三丁目177-1	86-8836	
○	○	(有) ス マ イ ル 設 備	大字寒河江字五反21-1	85-1523	
○	○	ダ イ ゴ 建 設 (株)	大字日和田916-1	87-1539	
○	○	大 盛 設 備 (株)	大字島60	85-2036	
○	○	(株) 高 田 地 研	本楯三丁目160	84-4355	
○	○	(株) 宝 工 務 店	大字西根字長面158-1	86-8611	
○	○	東 北 村 山 建 設 (株)	元町三丁目12-1	84-3885	
○	○	(株) 西 浦 工 業	大字高屋字上屋敷42-6	86-0360	

5 12-1 市内建設業者一覧

○	○	芳 賀 水 道 (株)	大字八楸1447-1	87-2003	
○		フ ジ ケ ン (株)	大字八楸271-1	87-2939	
○	○	(株) ブ ル ー シ ス テ ム	八幡町1-46	84-2028	
○	○	北 條 建 設 (株)	大字慈恩寺字醍醐1207	87-2207	
○	○	(株) 松 田 設 備 工 業	大字寒河江字小和田45-4	85-1528	
○	○	(株) マ モ ル	大字西根字中川原16-1	86-5599	
○	○	ミ ヤ ウ チ 建 設 (株)	大字白岩821-1	87-1073	
○	○	(株) 村 建	中央一丁目3-5	85-5677	
○	○	モ リ 住 工 (株)	大字島42-1	78-2896	
○	○	森 田 建 設 (株)	若葉町13-12	86-9358	
○	○	(株)山形環境エンジニアリング	高田三丁目110-1	86-4380	